

北海道森林管理局2網走中部樹木採取区森林資源等状況一覧表

区域番号	林班	小班	機能類型	施業群	(法令制限) (保安林)	権利関係	小班面積 ha	林種	樹種	混交歩合	林齢	☆主伐が可能になる伐期齢	☆間伐その他の樹木の採取が可能な林齢	(現時点)連年生 長さ m	区域界の表示方法	明確でない小班内 雑地等面積 ha	区画面積 ha	区画から控除する 雑地等面積 ha	☆伐採率 %	☆採取方法	☆面的な複層状態に誘導する小班的 まとも	☆主伐箇所での間伐率 %	採取可能面積 ha	☆前回の間伐実施 年度	☆主伐が可能になる年度	☆間伐その他の樹木の採取が可能な年度	☆隣接林分が鬱閉したものとする年 度	ha当たり伐採材 積 m ³	☆保護樹帯の設定	☆保護樹帯が採取可能になる年度	摘要
区域1	103	は	水	複	水涵保	—	45.92	単	トド	100	64	60	—	271.9	C	0.42	45.92	0.42	40	複層伐 帯状	—	35	—	H17	R3	R3	—	249	ア	—	
	103	と	水	複	水涵保	—	12.32	単	トド	100	62	60	—	65.3	C	—	12.32	—	40	複層伐 帯状	—	35	—	H17	R3	R3	—	204	ア	—	
区域2-1	2004	は	水	単	水涵保	—	4.88	単	トド	100	61	—	31	36.1	C	—	4.88	—	27	間伐	—	—	—	H20	—	R3	—	274	—	—	
区域2-2	2004	に	水	単	水涵保	—	6.66	単	トド	100	60	—	31	29.9	C	—	6.66	—	27	間伐	—	—	—	H20	—	R3	—	166	—	—	
	2004	の	水	単	水涵保	—	1.50	単	トド	100	61	—	31	6.6	C	—	1.50	—	27	間伐	—	—	—	H20	—	R3	—	163	—	—	
区域2-3	2004	や	水	単	水涵保	—	6.83	単	トド	100	59	—	31	37.1	C	—	6.83	—	27	間伐	—	—	—	H21	—	R3	—	194	—	—	
	2004	へ	水	単	水涵保	—	7.61	単	トド	100	59	—	31	37.9	C	0.05	7.61	0.05	27	間伐	—	—	—	H21	—	R3	—	179	—	—	
	2004	と	水	単	水涵保	—	6.85	単	トド	100	57	—	31	37.7	C	0.01	6.85	0.01	27	間伐	—	—	—	H20	—	R3	—	190	—	—	
	2004	り	水	単	水涵保	—	6.31	単	トド	100	57	—	31	31.3	C	0.02	6.31	0.02	27	間伐	—	—	—	H20	—	R3	—	166	—	—	
区域2-4	2004	つ	水	単	水涵保	—	2.49	単	トド	100	55	—	31	16.5	C	0.02	2.49	0.02	27	間伐	—	—	—	H21	—	R3	—	209	—	—	
	2004	わ	水	単	水涵保	—	10.56	単	トド	100	49	—	31	109.0	C	0.13	10.56	0.13	27	間伐	—	—	—	H21	—	R3	—	268	—	—	
区域2-5	2004	た	水	単	水涵保	—	13.92	単	トド	100	54	—	31	74.8	C	0.10	13.92	0.10	27	間伐	—	—	—	H16	—	R3	—	164	—	—	
	2004	か	水	単	水涵保	—	3.30	単	トド	100	53	—	31	13.6	C	—	3.30	—	27	間伐	—	—	—	H21	—	R3	—	121	—	—	
区域2-6	2004	れ	水	単	水涵保	—	15.31	単	トド	100	54	—	31	104.7	C	0.08	15.31	0.08	27	間伐	—	—	—	H20	—	R3	—	280	—	—	
	2004	ら	水	単	水涵保	—	8.87	単	トド	100	48	—	31	90.0	C	0.01	8.87	0.01	27	間伐	—	—	—	H20	—	R3	—	254	—	—	基礎額算定林分
区域2-7	2004	む	水	単	水涵保	—	3.18	単	トド	100	62	—	31	17.6	C	—	3.18	—	30	間伐	—	—	—	H16	—	R3	—	213	—	—	
区域2-8	2004	と	水	単	水涵保	—	2.94	単	トド	100	61	—	31	13.3	C	0.02	2.94	0.02	27	間伐	—	—	—	H20	—	R3	—	169	—	—	
区域3-1	2005	わ	水	単	水涵保	—	3.46	単	トド	100	33	—	31	45.2	C	—	3.46	—	35	間伐	—	—	—	—	—	R3	—	174	—	—	
区域3-2	2005	よ	水	単	水涵保	—	5.24	単	トド	100	32	—	31	61.7	C	—	5.24	—	35	間伐	—	—	—	—	—	R3	—	151	—	—	
区域4	2006	く	水	複	水涵保	—	5.52	単	トド	100	64	60	—	15.0	C	—	5.52	—	40	複層伐 帯状	—	35	—	H21	R3	R3	—	113	ア・ウ	—	基礎額算定林分
区域5-1	2009	る	水	複	水涵保	—	4.76	単	トド	100	60	60	—	48.5	C	—	4.76	—	40	複層伐 帯状	—	35	—	H12	R3	R3	—	377	ア	—	
区域5-2	2009	れ	水	複	水涵保	—	4.79	単	トド	100	65	60	—	24.1	C	0.12	4.79	0.12	40	複層伐 帯状	—	35	—	H22	R3	R3	—	215	—	—	基礎額算定林分
区域5-3	2009	そ	水	複	水涵保	—	0.74	単	トド	100	65	60	—	8.6	C	—	0.74	—	40	複層伐 帯状	—	35	—	—	R3	R3	—	484	—	—	
区域5-4	2009	ら	水	複	水涵保	—	3.28	単	トド	100	49	—	31	23.9	C	—	3.28	—	27	間伐	—	—	—	H22	—	R3	—	187	—	—	
区域5-5	2009	む	水	複	水涵保	—	2.38	単	トド	100	60	60	—	21.4	C	—	2.38	—	40	複層伐 帯状	—	35	—	H12	R3	R3	—	333	—	—	基礎額算定林分
区域5-6	2009	う	水	複	水涵保	—	1.36	単	トド	100	60	60	—	6.5	C	—	1.36	—	40	複層伐 帯状	—	35	—	H12	R3	R3	—	177	—	—	基礎額算定林分
区域6	2053	へ	水	複	水涵保	—	0.82	単	トド	100	64	60	—	4.8	C	0.05	0.82	0.05	40	複層伐 帯状	—	35	—	H17	R3	R3	—	262	—	—	
	2053	よ	水	単	水涵保	—	2.49	単	トド	100	58	—	31	15.0	C	—	2.49	—	27	間伐	—	—	—	H20	—	R3	—	208	—	—	
	2053	の	水	複	水涵保	—	1.18	単	トド	100	80	60	—	8.3	C	0.10	1.18	0.10	40	複層伐 帯状	—	35	—	H17	R3	R3	—	481	—	—	
区域7-1	2054	ろ	水	複	水涵保	—	10.48	単	トド	100	82	60	—	32.7	C	0.64	10.48	0.64	40	複層伐 帯状	—	35	—	H25	R3	R3	—	208	ア・エ	—	基礎額算定林分
	2054	か	水	複	水涵保	—	16.36	単	トド	100	62	60	—	112.8	C	0.05	16.36	0.05	40	複層伐 帯状	—	35	—	H20	R3	R3	—	266	ア	—	
区域7-2	2054	と	水	複	水涵保	—	13.7	単	トド	100	68	60	—	132.4	C	—	13.70	—	40	複層伐 帯状	—	35	—	H13	R3	R3	—	358	ア	—	
区域7-3	2054	ぬ	水	複	水涵保	—	5.33	単	トド	100	64	60	—	47.7	C	—	5.33	—	40	複層伐 帯状	—	35	—	H13	R3	R3	—	373	ア	—	
区域7-4	2054	る	水	複	水涵保	—	0.68	単	トド	100	63	60	—	2.4	C	0.13	0.68	0.13	40	複層伐 帯状	—	35	—	—	R3	R3	—	173	エ	—	基礎額算定林分
区域8-1	2066	い	水	単	水涵保	—	3.05	単	トド	100	64	—	31	20.8	C	—	3.05	—	30	間伐	—	—	—	H11	—	R3	—	284	—	—	
区域8-2	2066	ろ	水	単	水涵保	—	11.71	単	トド	100	63	—	31	93.8	C	0.10	11.71	0.10	30	間伐	—	—	—	H16	—	R3	—	323	—	—	
	2066	ほ	水	単	水涵保	—	3.89	単	トド	100	61	—	31	41.6	C	0.20	3.89	0.20	27	間伐	—	—	—	H11	—	R3	—	418	—	—	
区域8-2	2066	へ	水	単	水涵保	—	3.18	単	トド	100	60	—	31	21.0	C	0.05	3.18	0.05	27	間伐	—	—	—	H11	—	R3	—	248	—	—	

区域番号	林班	小班	機能類型	施業群	(法令制限) (保安林)	権利関係	小班面積 ha	林種	樹種	混交歩合	林齢	☆主伐が可能になる伐期齢	☆間伐その他の樹木の採取が可能な林齢	(現時点)連年生 長量 m	区域界の表示方法	明確でない小班内 雑地等面積 ha	区画面積 ha	区画から控除する 雑地等面積 ha	☆伐採率 %	☆採取方法	☆面的な誘導する 小班的 まとまり	☆主伐箇所での間伐率 %	採取可能面積 ha	☆前回の間伐実施 年度	☆主伐が可能になる年度	☆間伐その他の樹木の採取が可能な年度	☆隣接林分が鬱積したものとする年 度	ha当たり伐採材 積 m	☆保護樹帯の設定	☆保護樹帯が採取可能になる年度	摘要
区域8-3	2066	そ	水	単	水涵保	-	5.38	単	トド	100	54	-	31	36.2	C	0.15	5.38	0.15	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	210	-	-		
区域8-4	2066	な	水	長	水涵保	-	24.29	単	トド	100	50	-	31	143.2	C	0.40	24.29	0.40	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	162	-	-		
区域8-5	2066	ら	水	長	水涵保	-	10.29	単	トド	100	50	-	31	119.5	C	0.10	10.29	0.10	27	間伐	-	-	H18	-	R3	-	317	-	-		
	2066	む	水	長	水涵保	-	27.29	単	トド	100	49	-	31	304.6	C	0.63	27.29	0.63	27	間伐	-	-	H18	-	R3	-	293	-	-		
区域9-1	2068	い	水	単	水涵保	-	8.84	単	トド	100	47	-	31	96.0	C	-	8.84	-	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	265	-	-		
	2068	ろ	水	単	水涵保	-	18.03	単	トド	100	46	-	31	170.6	C	-	18.03	-	27	間伐	-	-	-	-	R3	-	220	-	-		
区域9-2	2068	に	水	単	水涵保	-	14.44	単	トド	100	45	-	31	108.5	C	-	14.44	-	27	間伐	-	-	H21	-	R3	-	167	-	-		
区域10-1	2069	は	水	単	水涵保	-	21.40	単	トド	100	46	-	31	170.2	C	-	21.40	-	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	185	-	-		
区域10-2	2069	へ	水	長	水涵保	-	32.23	単	トド	100	46	-	31	368.6	C	-	32.23	-	27	間伐	-	-	H20	-	R3	-	266	-	-		
区域11-1	2211	ろ	水	長	水涵保	-	13.01	単	トド	100	51	-	31	84.8	C	-	13.01	-	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	181	-	-		
	2211	ぬ	水	長	水涵保	-	10.59	単	トド	100	54	-	31	35.2	C	0.24	10.59	0.24	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	103	-	-	基礎額算定林分	
	2211	れ	水	長	水涵保	-	3.00	単	トド	100	52	-	31	10.5	C	-	3.00	-	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	100	-	-		
区域11-2	2211	わ	水	長	水涵保	-	19.38	単	トド	100	49	-	31	128.6	C	-	19.38	-	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	170	-	-		
	2211	つ	水	混	水涵保	-	20.39	単	トド	100	49	-	31	157.5	C	-	20.39	-	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	198	-	-		
区域11-3	2211	か	水	長	水涵保	-	8.77	単	トド	100	47	-	31	30.2	C	-	8.77	-	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	84	-	-		
	2211	そ	水	混	水涵保	-	15.31	単	トド	100	50	-	31	52.1	C	-	15.31	-	27	間伐	-	-	H21	-	R3	-	92	-	-		
	2211	ね	水	長	水涵保	-	5.56	単	トド	100	46	-	31	51.6	C	0.03	5.56	0.03	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	217	-	-		
	2211	お	水	混	水涵保	-	14.14	単	トド	100	50	-	31	71.2	C	-	14.14	-	27	間伐	-	-	H20	-	R3	-	136	-	-		
区域12-1	2212	は	水	混	水涵保	-	7.37	単	トド	100	46	-	31	71.9	C	-	7.37	-	27	間伐	-	-	H18	-	R3	-	227	-	-	基礎額算定林分	
	2212	ち	水	混	水涵保	-	7.60	単	トド	100	46	-	31	122.6	C	-	7.60	-	27	間伐	-	-	H18	-	R3	-	375	-	-		
	2212	よ	水	混	水涵保	-	6.98	単	トド	100	45	-	31	48.1	C	-	6.98	-	27	間伐	-	-	H21	-	R3	-	153	-	-		
区域12-2	2212	ほ	水	混	水涵保	-	9.61	単	トド	100	48	-	31	90.3	C	-	9.61	-	27	間伐	-	-	H18	-	R3	-	235	-	-		
区域12-3	2212	と	水	混	水涵保	-	21.29	単	トド	100	48	-	31	199.3	C	-	21.29	-	27	間伐	-	-	-	-	R3	-	234	-	-		
区域12-4	2212	ぬ	水	長	水涵保	-	5.98	単	トド	100	45	-	31	68.1	C	-	5.98	-	27	間伐	-	-	H18	-	R3	-	253	-	-		
区域12-5	2212	る	水	混	水涵保	-	1.73	単	トド	100	44	-	31	9.8	C	-	1.73	-	27	間伐	-	-	H20	-	R3	-	123	-	-		
区域12-6	2212	か	水	混	水涵保	-	1.40	単	トド	100	43	-	31	8.7	C	-	1.40	-	27	間伐	-	-	H20	-	R3	-	130	-	-	基礎額算定林分	
区域12-7	2212	た	水	混	水涵保	-	4.84	単	トド	100	45	-	31	39.4	C	-	4.84	-	27	間伐	-	-	H21	-	R3	-	181	-	-		
区域12-8	2212	れ	水	長	水涵保	-	5.37	単	トド	100	42	-	31	31.7	C	-	5.37	-	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	118	-	-		
区域12-9	2212	そ	水	混	水涵保	-	9.78	単	トド	100	42	-	31	91.9	C	-	9.78	-	35	間伐	-	-	H19	-	R3	-	188	-	-		
区域12-10	2212	つ	水	混	水涵保	-	8.16	単	トド	100	42	-	31	64.5	C	-	8.16	-	35	間伐	-	-	H19	-	R3	-	158	-	-		
	2212	て	水	長	水涵保	-	0.36	単	トド	100	40	-	31	2.3	C	-	0.36	-	27	間伐	-	-	-	-	R3	-	117	-	-	基礎額算定林分	
区域12-11	2212	ね	水	長	水涵保	-	12.45	単	トド	100	42	-	31	125.7	C	-	12.45	-	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	202	-	-		
区域12-12	2212	な	水	長	水涵保	-	6.54	単	トド	100	43	-	31	36.7	C	-	6.54	-	27	間伐	-	-	H19	-	R3	-	117	-	-		
区域12-13	2212	ら	水	長	水涵保	-	5.68	単	トド	100	45	-	31	29.6	C	-	5.68	-	27	間伐	-	-	H21	-	R3	-	116	-	-		
	2212	ま	水	混	水涵保	-	0.31	単	トド	100	39	-	31	2.1	C	-	0.31	-	35	間伐	-	-	-	-	R3	-	119	-	-		
区域12-14	2212	う	水	長	水涵保	-	3.17	単	トド	100	44	-	31	44.0	C	-	3.17	-	27	間伐	-	-	-	-	R3	-	302	-	-		
区域12-15	2212	の	水	長	水涵保	-	7.17	単	トド	100	42	-	31	29.0	C	-	7.17	-	27	間伐	-	-	H21	-	R3	-	81	-	-		
区域12-16	2212	く	水	長	水涵保	-	6.99	単	トド	100	42	-	31	41.2	C	-	6.99	-	27	間伐	-	-	H21	-	R3	-	118	-	-		
合計	2212	け	水	長	水涵保	-	1.58	単	トド	100	39	-	31	20.0	C	-	1.58	-	35	間伐	-	-	-	-	R3	-	222	-	-		
備考							670.55									3.85	670.55						559.06								

- 「区画面積」は、表示方法A及びBにおいては区域位置図における各区画のGIS等による計測値、表示方法Cにおいては森林調査簿の小班面積です。
- 「区画から控除する雑地面積」及び「採取可能面積」の算定については、別紙8「権利設定料の算定方法等」別添「採取可能面積の算定方法等」のとおりです。
- 「ha当たり伐採材積」は、林齢、主伐が可能になる伐期齢、現時点の連年生長量、伐採率等から採取時の材積を想定できるよう、参考に記載しているものであり、実際の材積を表すものではありません。
- 「摘要」に記載されている基礎額算定林分及び収穫調査済みの伐区は、国において収穫調査を実施しています。このため、樹木採取権の設定後、当該箇所において樹木を採取する場合には、収穫調査を行う時間を要しません。なお、基礎額算定林分及び収穫調査済みの伐区に係る収穫調査結果の有効期間は令和6年8月5日までです。
- ☆のついた項目は、別紙12「北海道森林管理局2網走中部樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準」で示したものです。
- その他表記事項についての凡例は以下のとおりです。
- 区域番号及び区画面積以外の情報は、令和2年3月31日時点の森林調査簿によるほか、それぞれの区画について樹木採取権制度ガイドラインについて(令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知)、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画で示された考え方にに基づき示したものです。
- 100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区森林資源等状況一覧表 凡例

項目	表記	内容
機能類型	水	水源涵養タイプ
施業群	単	単層林施業群
	長	長伐期施業群
	複	複層林施業群
	混	混交林施業群
法令制限（保安林）	水涵保	水源かん養保安林
林種	単	育成単層林
保護樹帯の設定		国が当該箇所では最低限設置する必要があると見込んでいる保護樹帯。
	ア	尾根、溪流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所
	イ	生態系保全上重要な箇所（樹木採取区外を含む。）に隣接する箇所
	ウ	隣接する林分（私有林を含む。）であって公募時点において樹木採取権の存続期間中に主伐が予定されているものとの境界に当たる箇所
	エ	隣接する林分（私有林を含む。）が更新後、公募時点において別紙12「北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律に関する法律第 8 条の14第 2 項第 1 号の樹木の採取に関する基準」の 2 (5) の新生林分の鬱閉の判断の基準に示される年数を経過していない場合には、当該林分との境界に当たる箇所

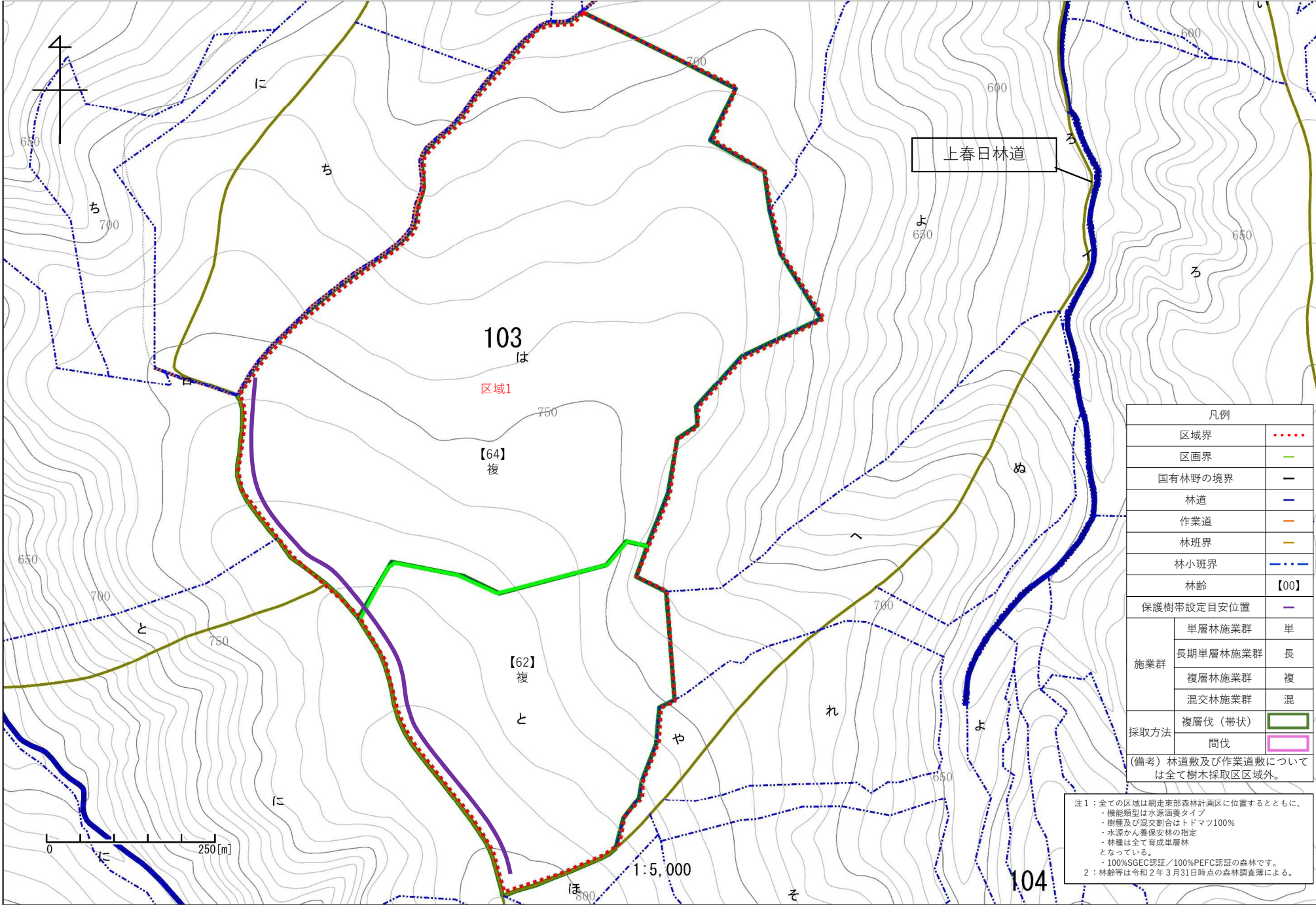
北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区森林資源等状況一覧表 齢級別面積

齢級	トドマツ 区画面積 (ha)
1	0.00
2	0.00
3	0.00
4	0.00
5	0.00
6	0.00
7	8.70
8	2.25
9	100.68
10	294.50
11	67.00
12	48.43
13	123.63
14	13.70
15	0.00
16	1.18
17	10.48
18	0.00
19	0.00
20	0.00
合計	670.55

別紙 4

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区 公募時現況図面一覧表

図面番号	区分	対象とする区域番号	備考
図面 1	現況図	区域1	
図面 2	現況図	区域2-1、区域2-2、区域2-3、区域2-6、区域2-7、区域2-8	
図面 3	現況図	区域2-3、区域2-4、区域2-5、区域2-6	
図面 4	現況図	区域3-1、区域3-2	
図面 5	現況図	区域4、区域5-2、区域5-3	
図面 6	現況図	区域5-1、区域5-4、区域5-5、区域5-6	
図面 7	現況図	区域6	
図面 8	現況図	区域7-1、区域7-2、区域7-3、区域7-4	
図面 9	現況図	区域8-1、区域8-2、区域8-3	
図面 1 0	現況図	区域8-1、区域8-4、区域8-5	
図面 1 1	現況図	区域9-1、区域9-2	
図面 1 2	現況図	区域10-1、区域10-2	
図面 1 3	現況図	区域11-1、区域11-2、区域11-3	
図面 1 4	現況図	区域11-1、区域12-2、区域12-3、区域12-4、区域12-5、区域12-6	
図面 1 5	現況図	区域12-6、区域12-7、区域12-8、区域12-9、区域12-10、区域12-11、区域12-12、区域12-13、区域12-14、区域12-15	
図面 1 6	現況図 (補助)	現況図14、15の生産固定費を共通とみなす伐区を1枚に表示した図。	
図面 1 7	現況図	区域12-1、区域12-5、区域12-6、区域12-7、区域12-8、区域12-9、区域12-12、区域12-13、区域12-14、区域12-15、区域12-16	



上春日林道

103
は

区域1

【64】
複

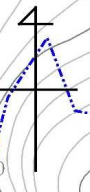
【62】
複

104

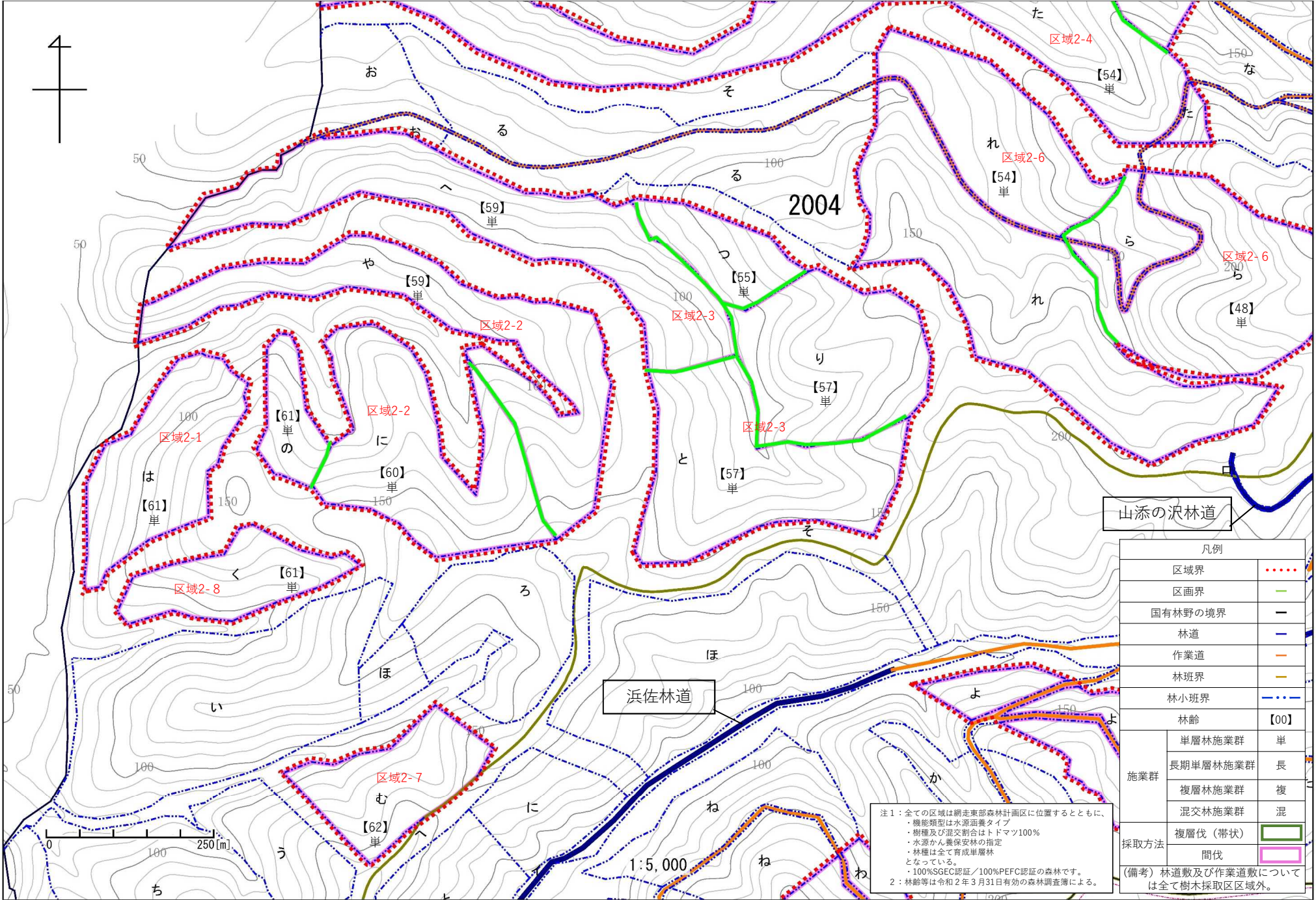
凡例		
区域界	
区画界		—
国有林野の境界		—
林道		—
作業道		—
林班界		—
林小班界		—
林齢		【00】
保護樹帯設定目安位置		
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
採取方法	複層伐（帯状）	■
	間伐	■

（備考）林道敷及び作業道敷については全て樹木採取区区域外。

注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 注2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。



1:5,000



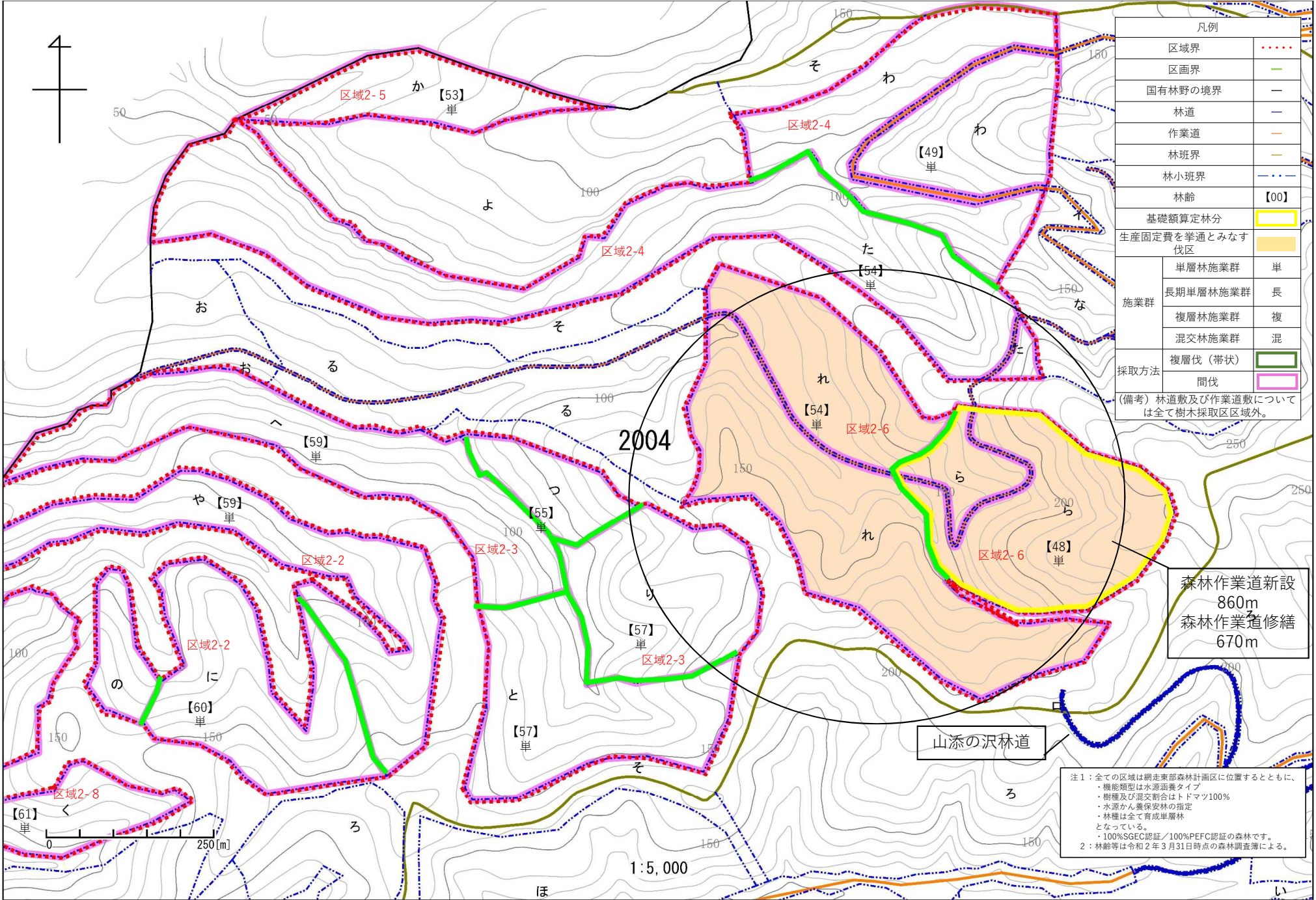
山添の沢林道

浜佐林道

凡例		
区域界	
区画界	——	
国有林野の境界	—	
林道	—	
作業道	—	
林班界	——	
林小班界	——	
林齢	【00】	
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
採取方法	複層伐(帯状)	■
	間伐	■

注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 2：林齢等は令和2年3月31日有効の森林調査簿による。

(備考) 林道数及び作業道数については全て樹木採取区区域外。



凡例

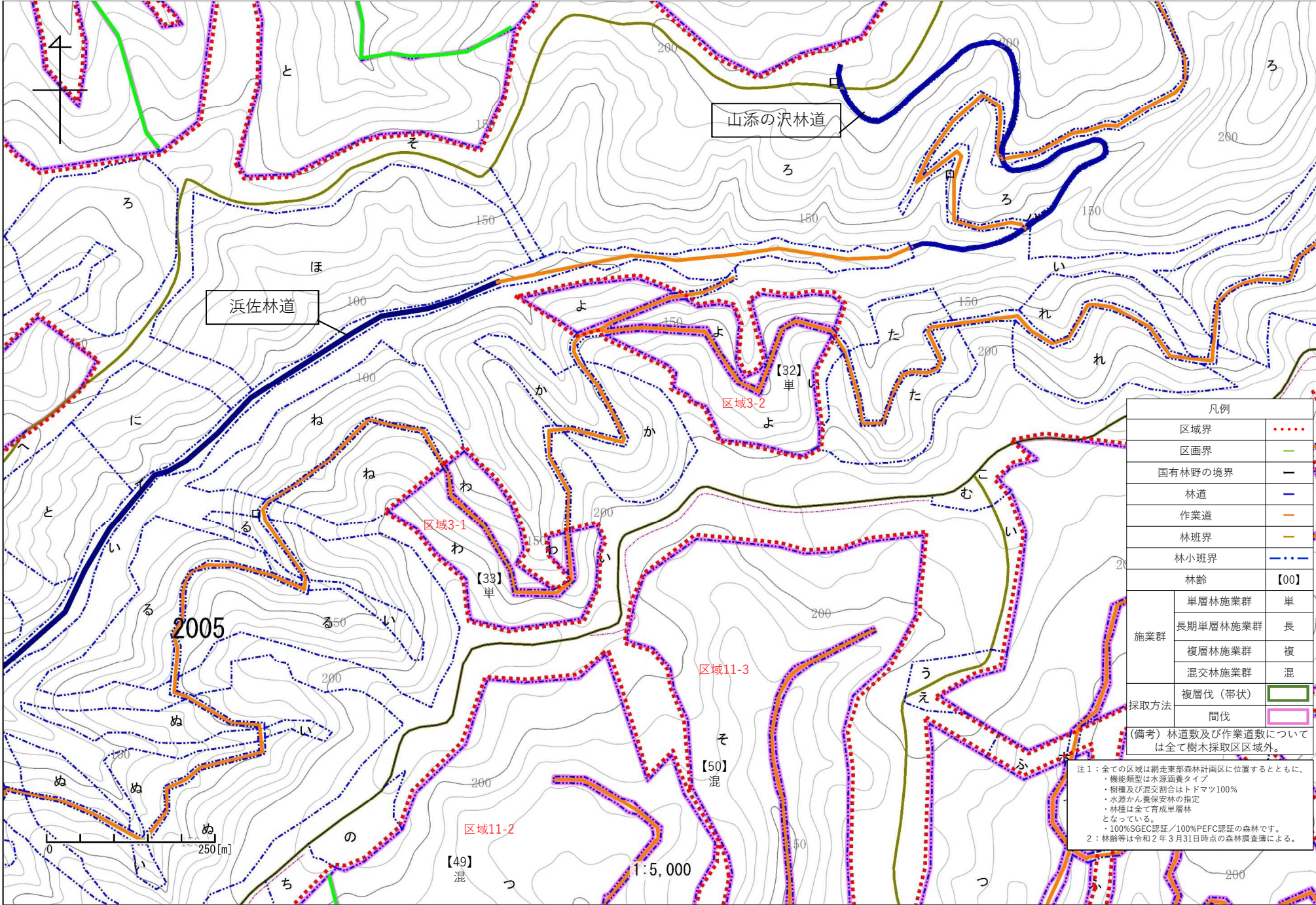
区域界	
区画界	—	
国有林野の境界	—	
林道	—	
作業道	—	
林班界	—	
林小班界	—	
林齢	【00】	
基礎額算定林分	□	
生産固定費を挙通とみなす伐区	□	
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
採取方法	複層伐(带状)	□
	間伐	□

(備考) 林道数及び作業道数については全て樹木採取区区域外。

森林作業道新設
860m
森林作業道修繕
670m

山添の沢林道

注1: 全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 注2: 林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。



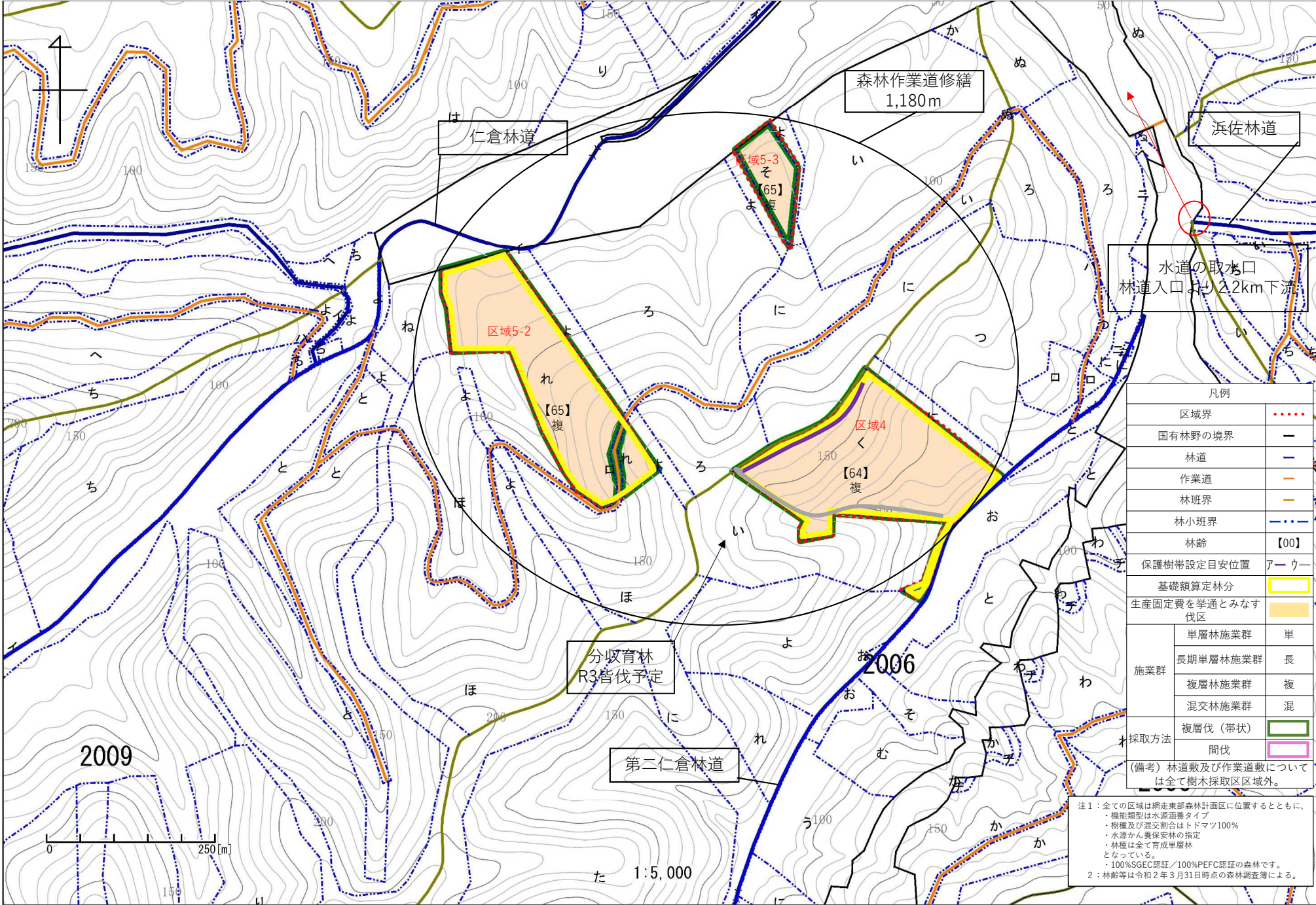
凡例	
区域界
区画界	—
国有林野の境界	—
林道	—
作業道	—
林班界	—
林小班界	—
林齢	【00】
施業群	単層林施業群 単
	長期単層林施業群 長
	複層林施業群 複
	混交林施業群 混
採取方法	複層伐（帯状）
	間伐
(備考) 林道敷及び作業道敷については全て樹木採取区域外。	

注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林
 となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。

1:5,000

2005

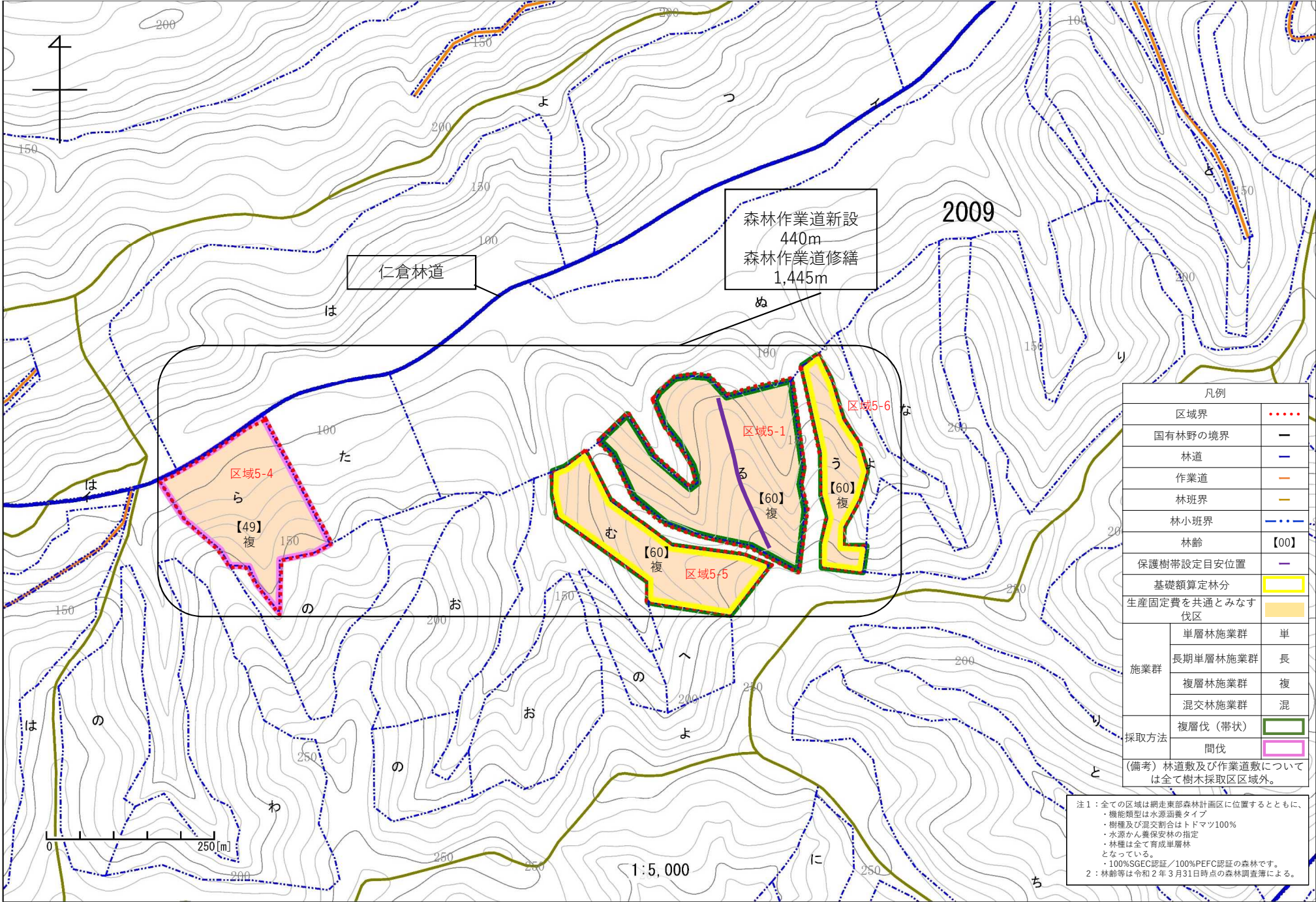
0 250[m]



凡例		
区域界	
国有林野の境界	—	
林道	—	
作業道	—	
林班界	—	
林小班界	
林齢	【00】	
保護樹帯設定目安位置	ア—ウ—	
基礎額算定林分	■	
生産固定費を挙通とみなす伐区	■	
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
	採取方法	■
	■	

(備考) 林道数及び作業道数については全て樹木採取区域外。

注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 注2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。



仁倉林道

森林作業道新設
440m
森林作業道修繕
1,445m

2009

区域5-4

【49】
複

区域5-1

【60】
複

区域5-5

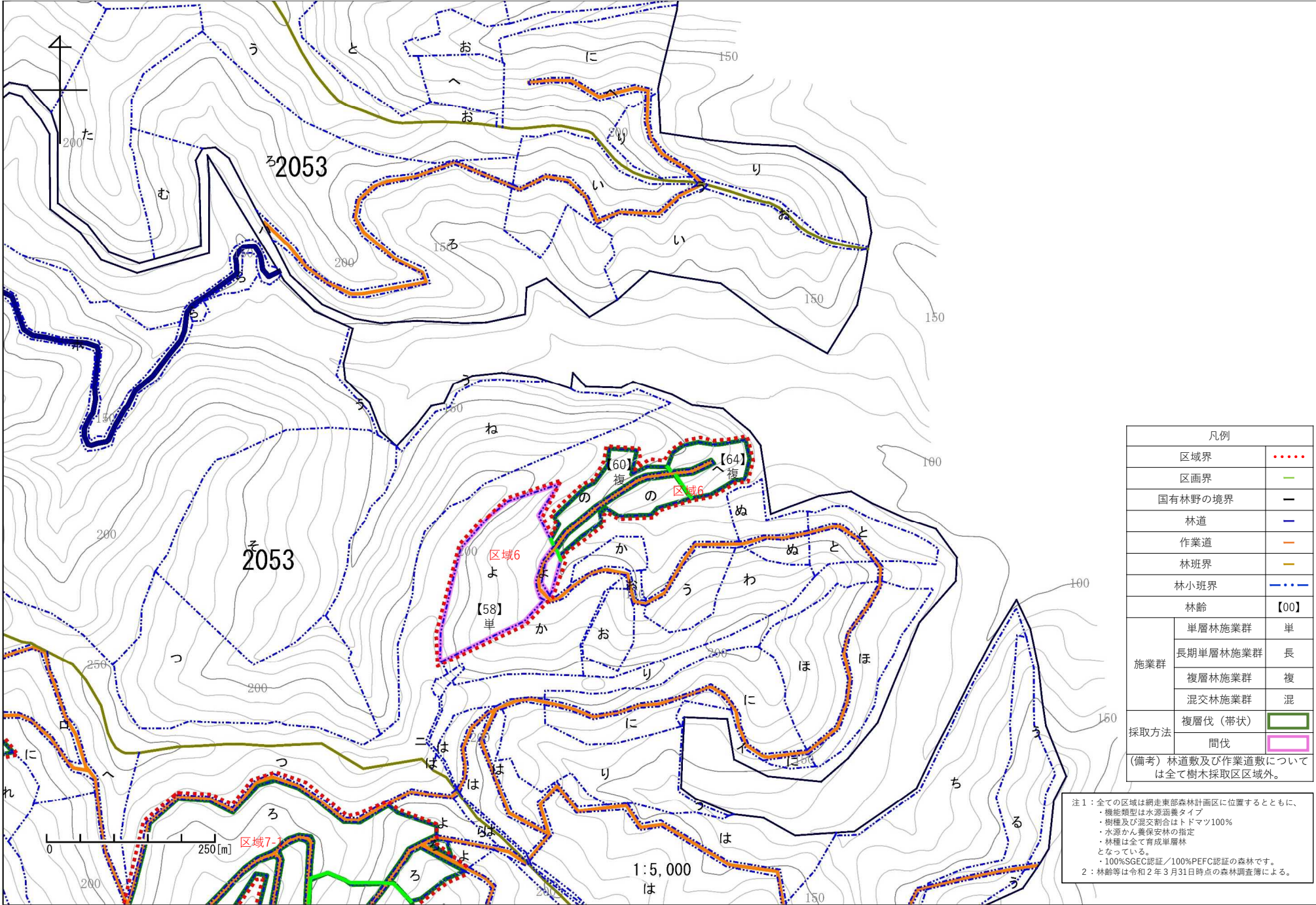
【60】
複

区域5-6

【60】
複

凡例		
区域界	
国有林野の境界	—	
林道	—	
作業道	—	
林班界	—	
林小班界	
林齢	【00】	
保護樹帯設定目安位置	—	
基礎額算定林分	■	
生産固定費を共通とみなす伐区	■	
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
採取方法	複層伐(帯状)	■
	間伐	■
(備考) 林道数及び作業道数については全て樹木採取区域外。		

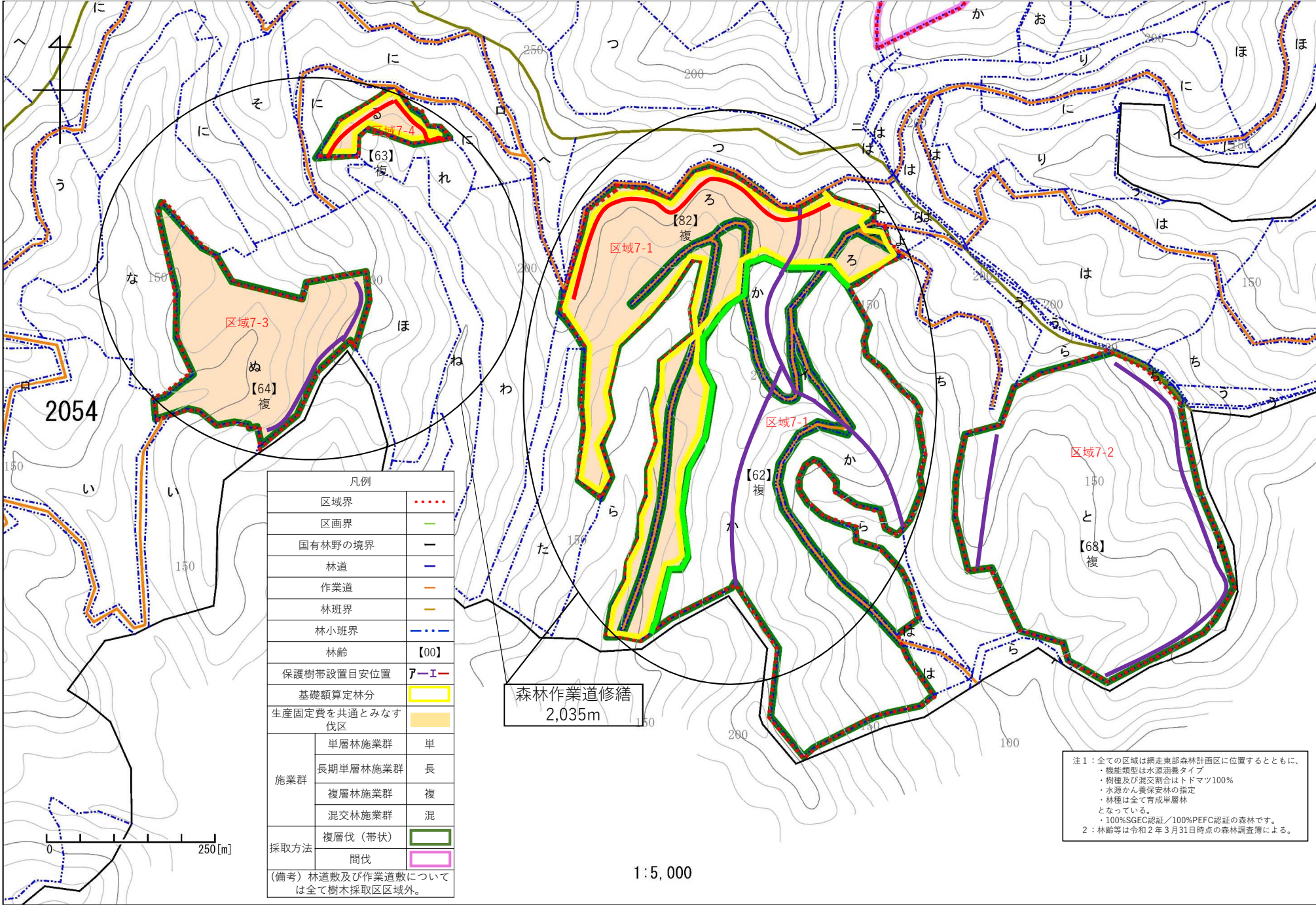
注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証・100%SPFC認証の森林です。
 2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。



凡例	
区域界
区画界	—
国有林野の境界	—
林道	—
作業道	—
林班界	—
林小班界	—
林齢	【00】
施業群	単層林施業群 単
	長期単層林施業群 長
	複層林施業群 複
	混交林施業群 混
採取方法	複層伐(帯状)
	間伐

(備考) 林道敷及び作業道敷については全て樹木採取区域外。

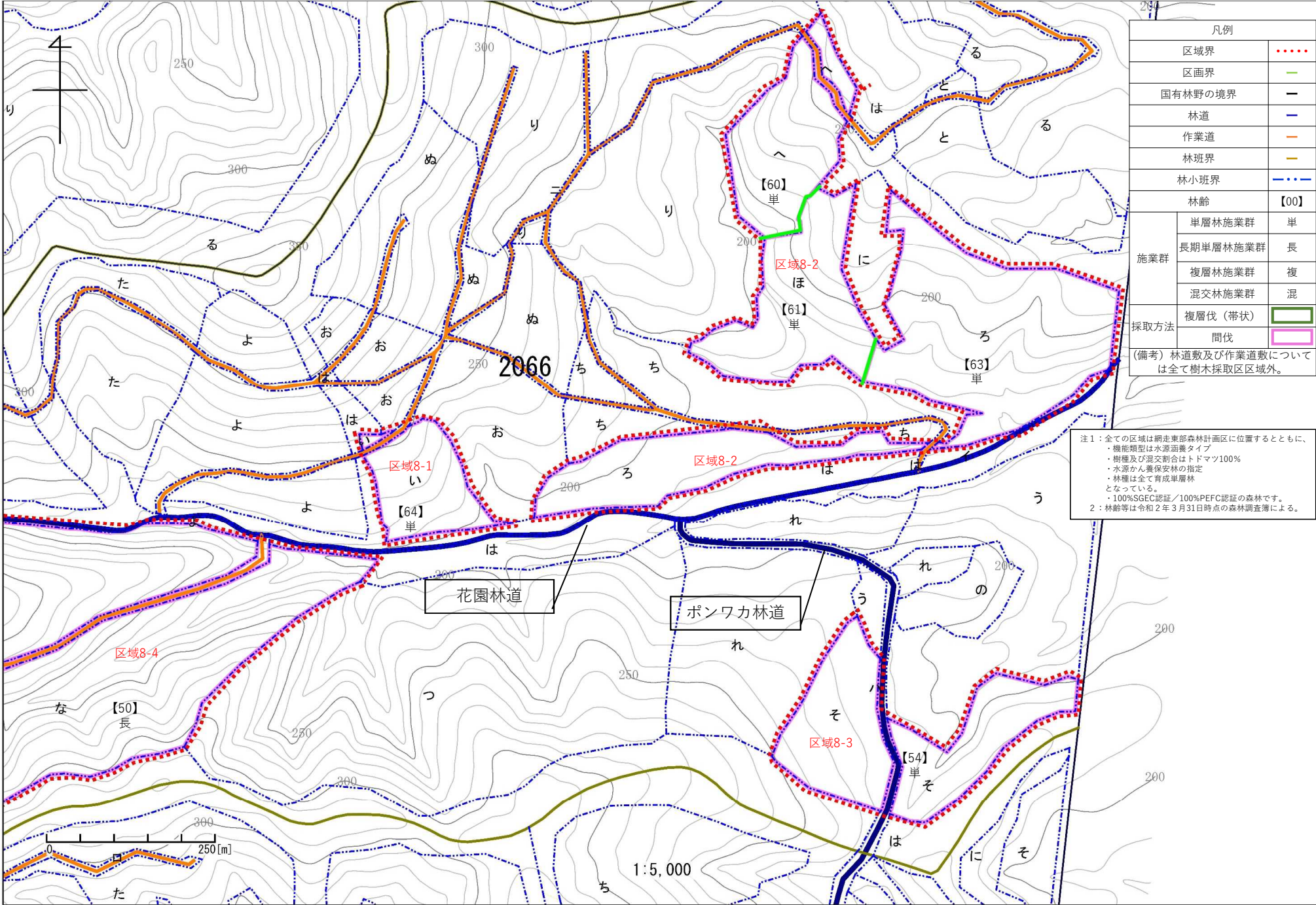
注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 注2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。



凡例		
区域界	
区画界	—	
国有林野の境界	—	
林道	—	
作業道	—	
林班界	—	
林小班界	—	
林齢	【00】	
保護樹帯設置目安位置	—	
基礎額算定林分	■	
生産固定費を共通とみなす伐区	■	
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
採取方法	複層伐(帯状)	■
	間伐	■
(備考) 林道敷及び作業道敷については全て樹木採取区区域外。		

注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。

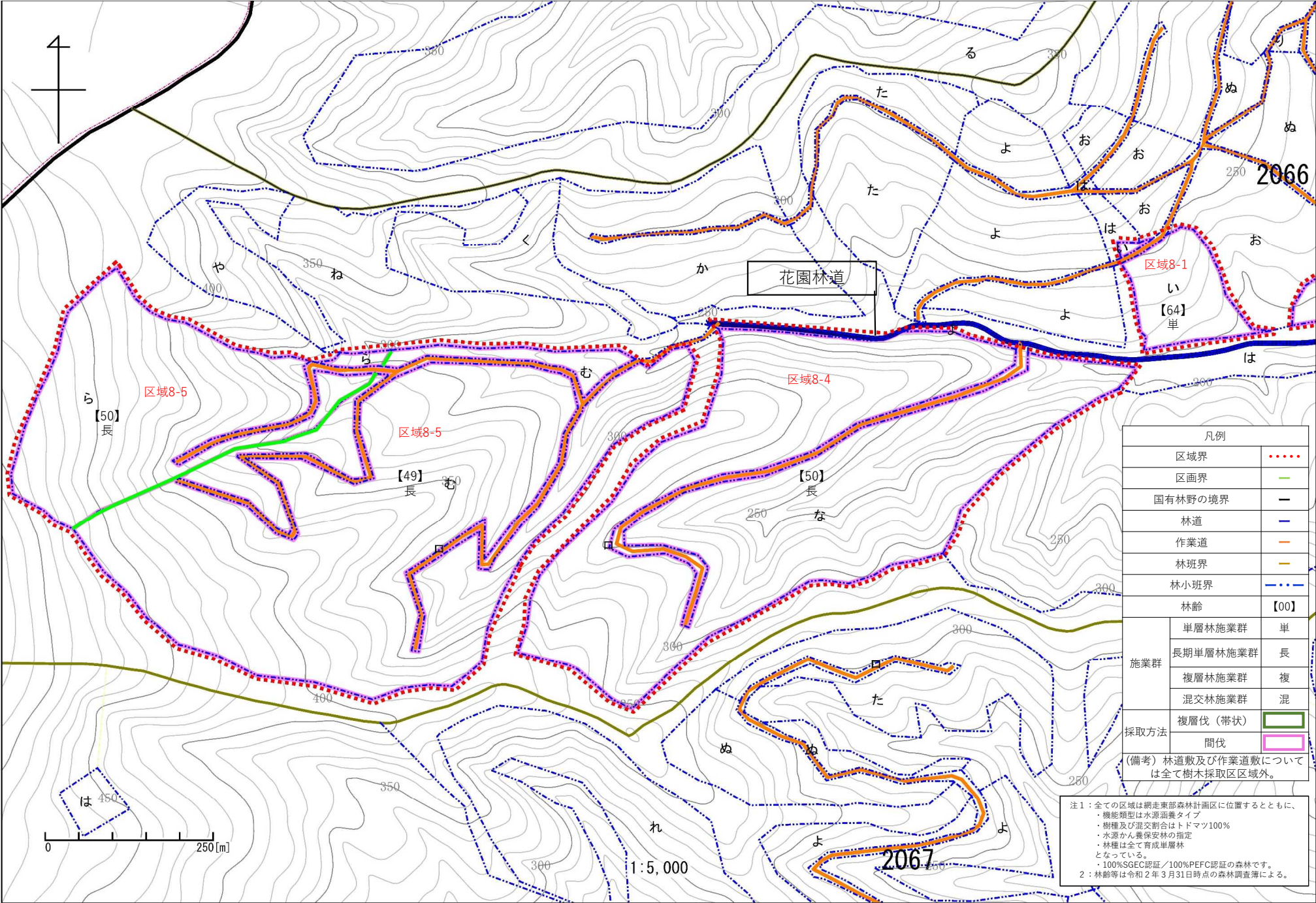
1:5,000



凡例		
区域界	
区画界	---	
国有林野の境界	—	
林道	—	
作業道	—	
林班界	---	
林小班界	----	
林齢	【00】	
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
採取方法	複層伐(帯状)	■
	間伐	■

(備考) 林道敷及び作業道敷については全て樹木採取区域外。

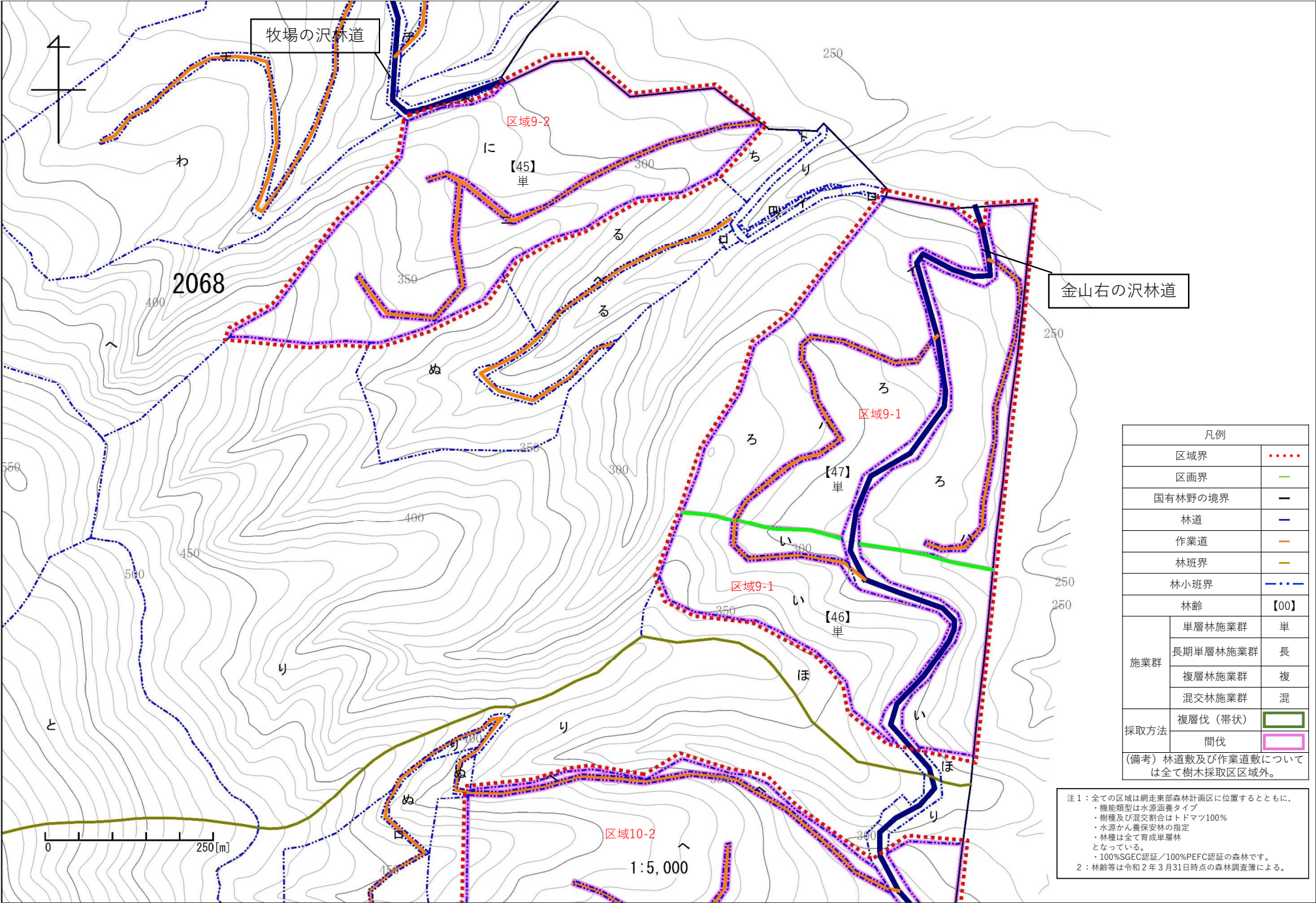
注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林
 となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 注2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。



凡例	
区域界
区画界	—
国有林野の境界	—
林道	—
作業道	—
林班界	—
林小班界	—
林齢	【00】
施業群	単層林施業群 単
	長期単層林施業群 長
	複層林施業群 複
	混交林施業群 混
採取方法	複層伐（帯状）
	間伐

(備考) 林道敷及び作業道敷については全て樹木採取区区域外。

注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 注2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。

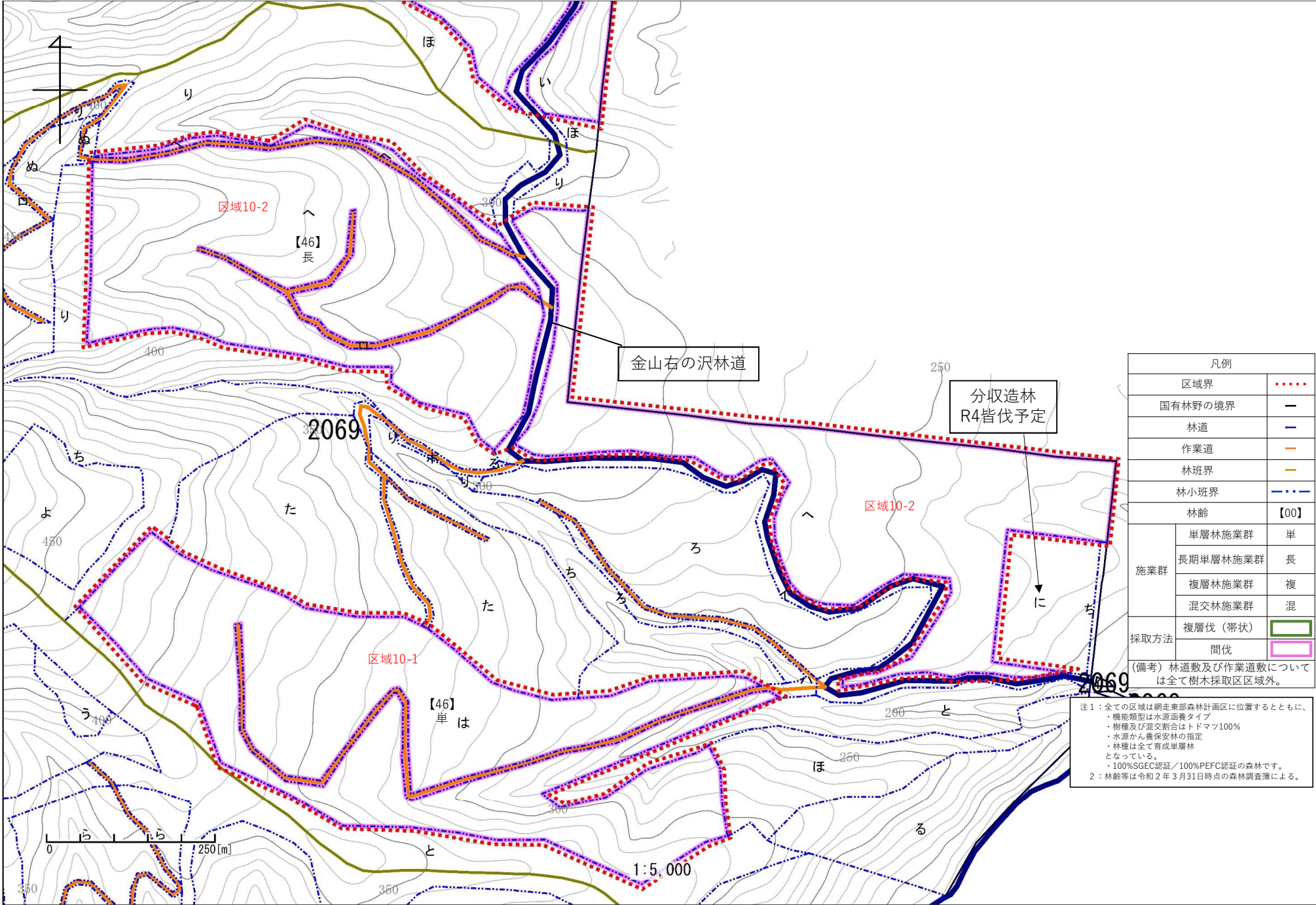


凡例		
区域界	
区画界	---	
国有林野の境界	—	
林道	— (blue)	
作業道	— (orange)	
林班界	— (yellow)	
林小班界	— (blue dotted)	
林齢	【00】	
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
採取方法	複層伐(帯状)	— (green)
	間伐	— (pink)

(備考) 林道敷及び作業道敷については全て樹木採取区区域外。

注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 注2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。

1:5,000

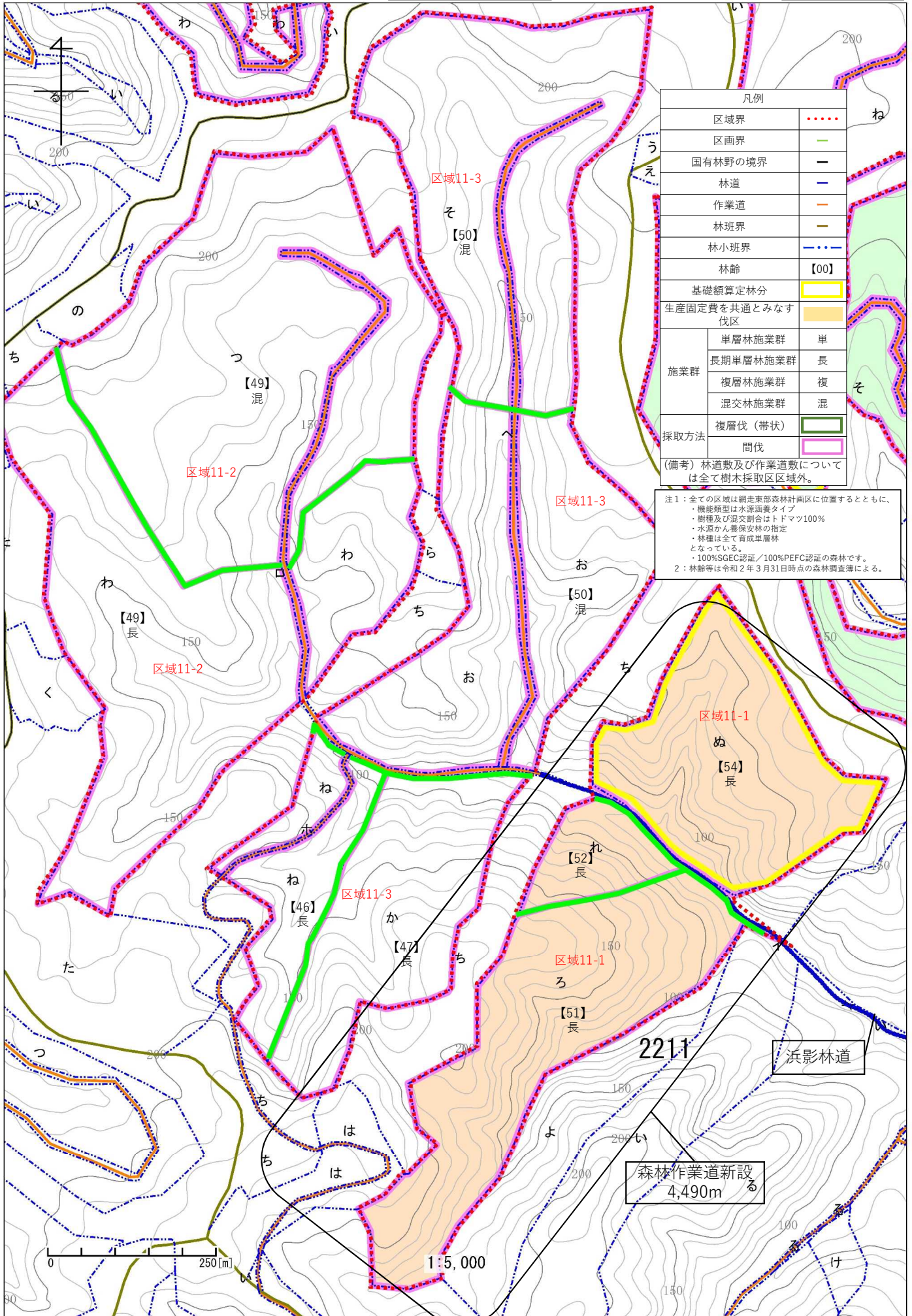


凡例		
区域界	
国有林野の境界	—	
林道	—	
作業道	—	
林班界	—	
林小班界	
林齢	【00】	
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
採取方法	複層伐（帯状）	■
	間伐	■

(備考) 林道敷及び作業道敷については全て樹木採取区区域外。

注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 注2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。

1:5,000



凡例		
区域界	
区画界	—	
国有林野の境界	—	
林道	—	
作業道	—	
林班界	—	
林小班界	—	
林齢	【00】	
基礎額算定林分	■	
生産固定費を共通とみなす伐区	■	
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
採取方法	複層伐 (帯状)	■
	間伐	■

(備考) 林道数及び作業道数については全て樹木採取区区域外。
 注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマツ100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。

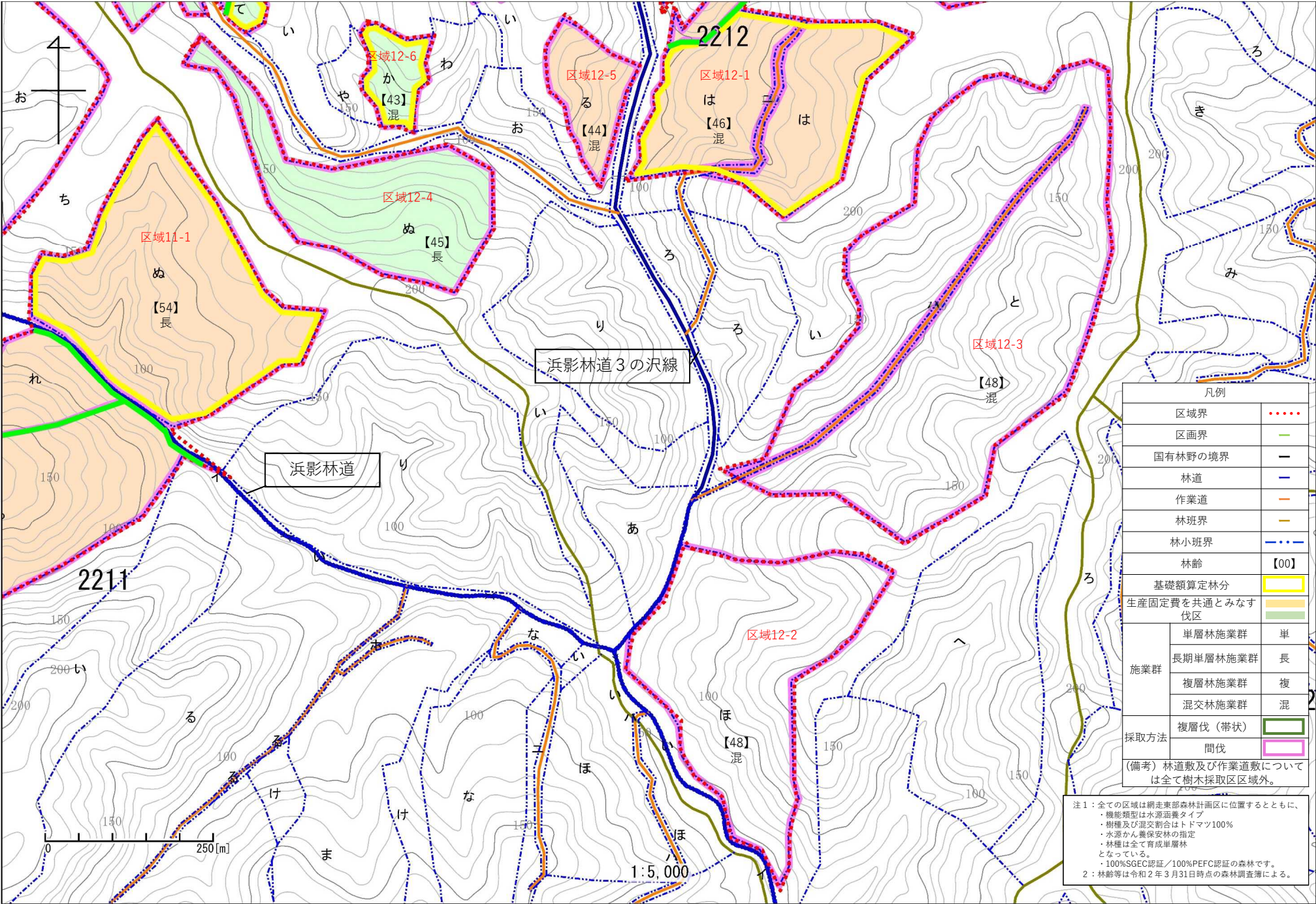
0 250[m]

1:5,000

森林作業道新設
4,490m

浜影林道

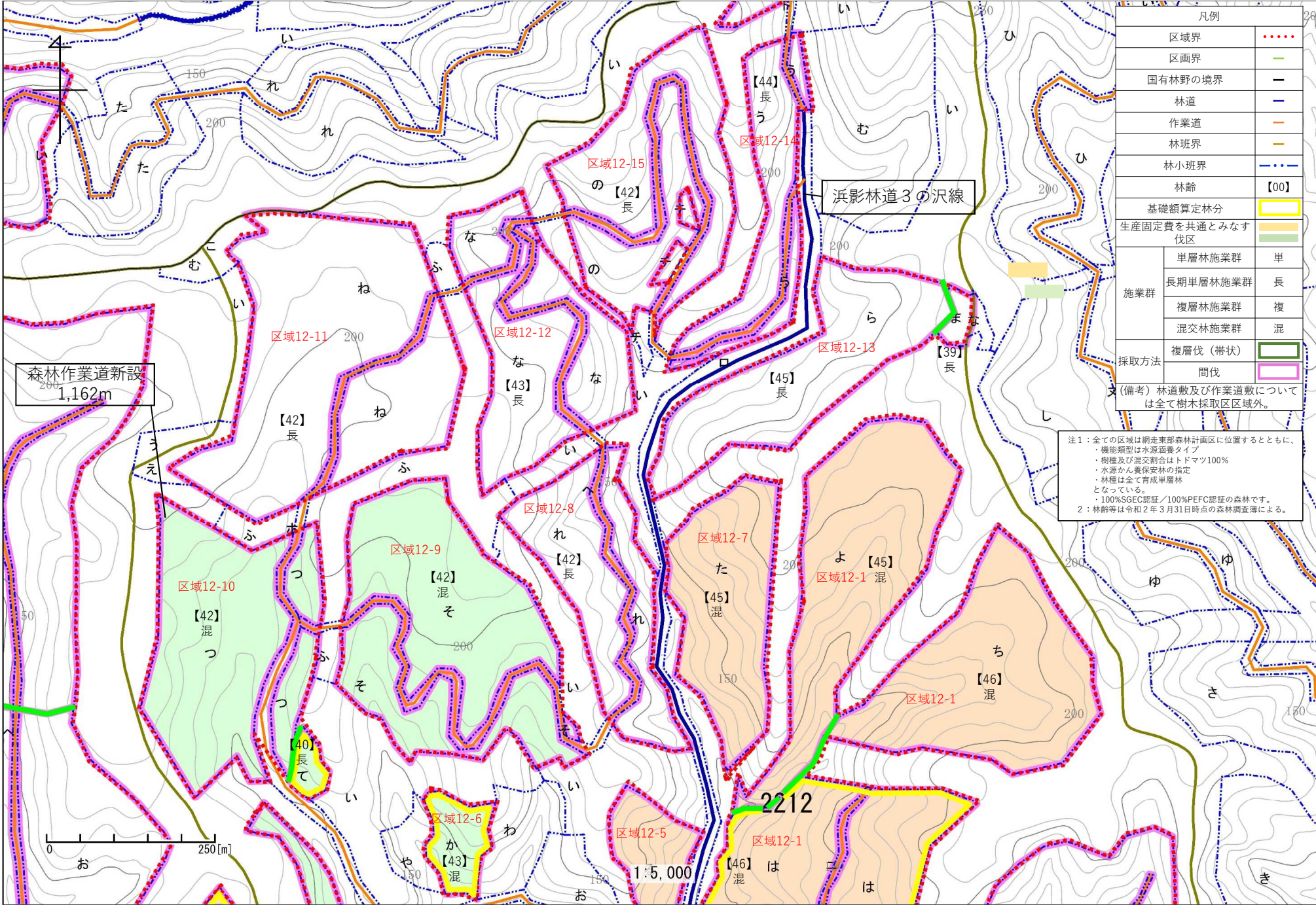
2211



凡例		
区域界	
区画界	—	
国有林野の境界	—	
林道	—	
作業道	—	
林班界	—	
林小班界	—	
林齢	【00】	
基礎額算定林分	■	
生産固定費を共通とみなす伐区	■	
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
採取方法	複層伐(帯状)	■
	間伐	■

(備考) 林道数及び作業道数については全て樹木採取区区域外。

注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、機能類型は水源涵養タイプ・樹種及び混交割合はトマツ100%・水源かん養保安林の指定・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 注2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。



凡例	
区域界
区画界	---
国有林野の境界	---
林道	---
作業道	---
林班界	---
林小班界
林齢	【00】
基礎額算定林分	■
生産固定費を共通とみなす伐区	■
施業群	単層林施業群 単
	長期単層林施業群 長
	複層林施業群 複
	混交林施業群 混
採取方法	複層伐(帯状) ■
	間伐 ■

(備考) 林道敷及び作業道敷については全て樹木採取区区域外。

注1：全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、機能類型は水源涵養タイプ、樹種及び混交割合はトドマツ100%、水源かん養保安林の指定、林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 2：林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。

本図面は、図面番号14、15の生産固定費を
共通とみなす伐区を1枚に表示した図面です。

森林作業道新設
2,940m
森林作業道修繕
800m

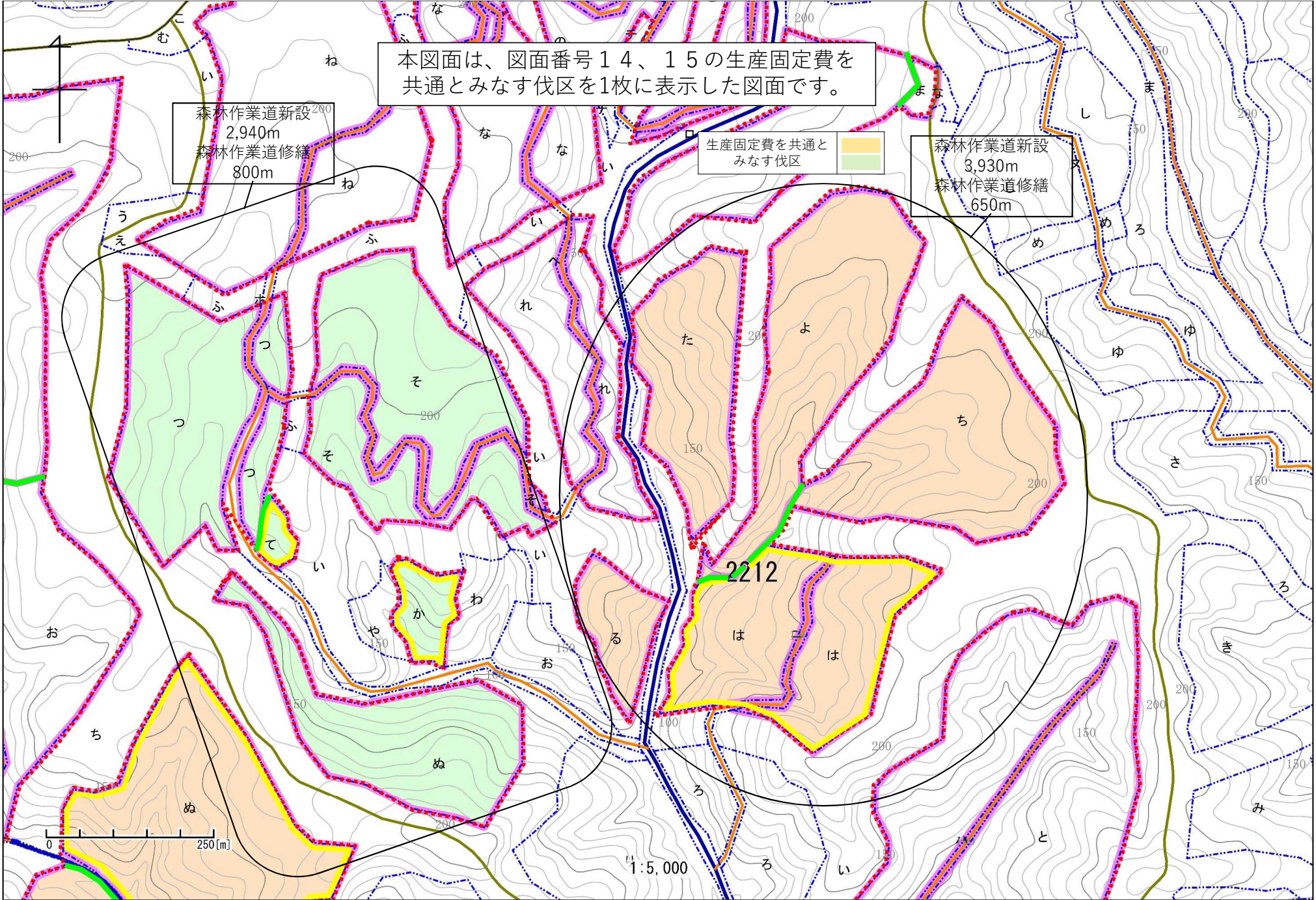
生産固定費を共通と
みなす伐区

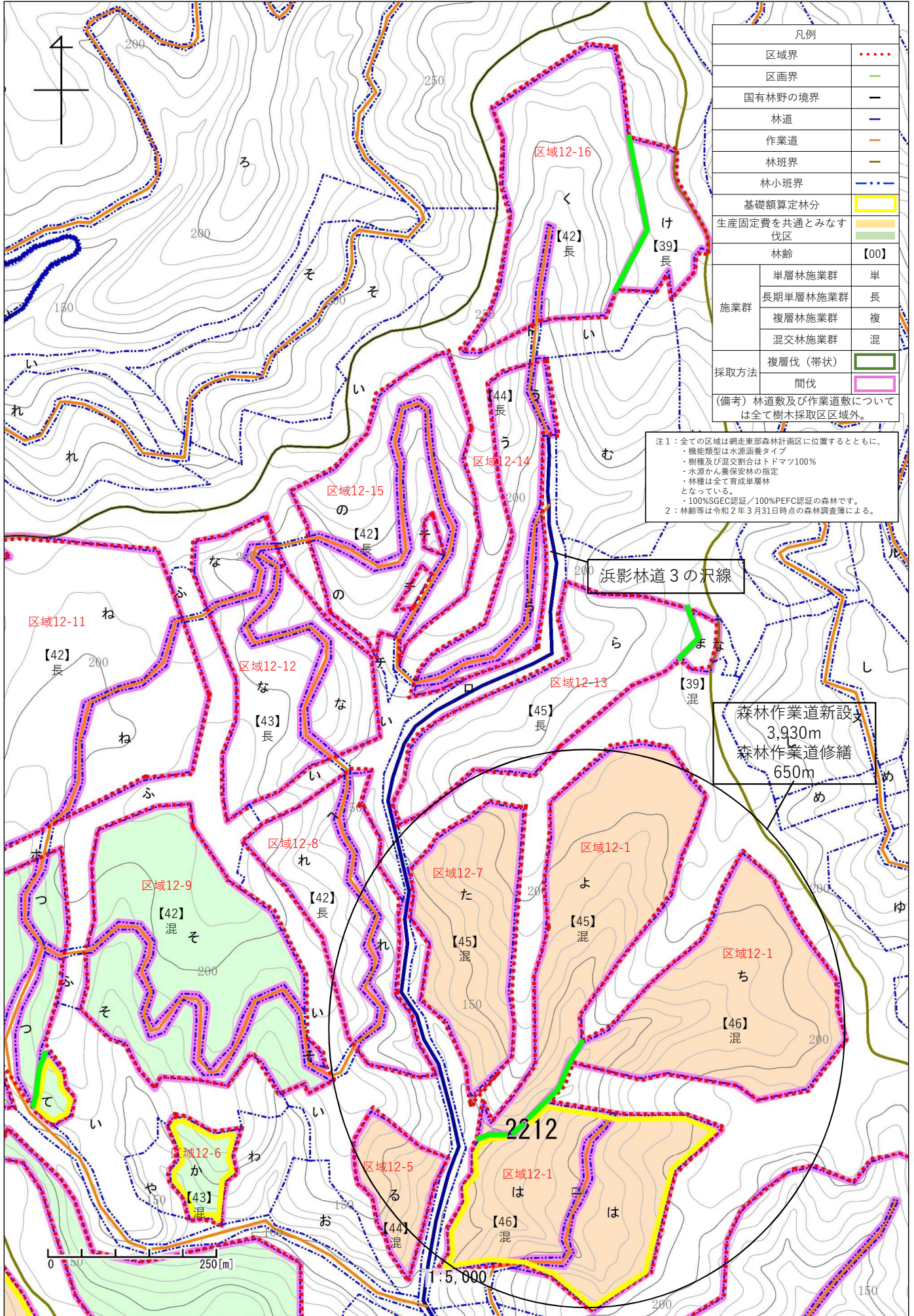
森林作業道新設
3,930m
森林作業道修繕
650m

2212



1:5,000





凡例		
区域界	
区画界	---	
国有林野の境界	—	
林道	—	
作業道	—	
林班界	—	
林小班界	—	
基礎額算定林分	■	
生産固定費を共通とみなす伐区	■	
林齢	【00】	
施業群	単層林施業群	単
	長期単層林施業群	長
	複層林施業群	複
	混交林施業群	混
採取方法	複層伐(帯状)	■
	間伐	■

(備考) 林道敷及び作業道敷については全て樹木採取区区域外。

注1: 全ての区域は網走東部森林計画区に位置するとともに、
 ・機能類型は水源涵養タイプ
 ・樹種及び混交割合はトドマン100%
 ・水源かん養保安林の指定
 ・林種は全て育成単層林となっている。
 ・100%SGEC認証/100%PEFC認証の森林です。
 2: 林齢等は令和2年3月31日時点の森林調査簿による。

浜影林道3の沢線

森林作業道新設
3,930m
森林作業道修繕
650m

0 250[m]

1:5,000

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区林道等の状況一覧表

番号	区分	路線名	細別	管理者	幅員	特記事項	出典	備考
1	国有林林道	上春日林道	自動車道	網走中部森林管理署	3.6		林道台帳	
2	国有林林道	浜佐林道	自動車道	網走中部森林管理署	3.6-4.0		林道台帳	
3	国有林林道	山添の沢林道	自動車道	網走中部森林管理署	3.6		林道台帳	
4	国有林林道	第二仁倉林道	自動車道	網走中部森林管理署	3.6		林道台帳	
5	国有林林道	仁倉林道	自動車道	網走中部森林管理署	3.6-4.0		林道台帳	
6	国有林林道	大敬林道	自動車道	網走中部森林管理署	3.6		林道台帳	
7	国有林林道	花園林道	自動車道	網走中部森林管理署	3.6		林道台帳	
8	国有林林道	ポンワカ林道	自動車道	網走中部森林管理署	4.0		林道台帳	
9	国有林林道	金山右の沢林道	自動車道	網走中部森林管理署	3.6		林道台帳	

番号	区分	路線名	細別	管理者	幅員	特記事項	出典	備考
10	国有林林道	牧場の沢林道	自動車道	網走中部森林管理署	3.6		林道台帳	
11	国有林林道	浜影林道	自動車道	網走中部森林管理署	3.6		林道台帳	
12	国有林林道	浜影林道3の沢線	自動車道	網走中部森林管理署	3.6		林道台帳	

備考

- 1：樹木採取区からの搬出又は運搬に使用される路線及びその情報を網羅しているものではない。
- 2：令和3年7月1日時点で調査した情報であり、それ以降の状況は反映されていない。
- 3：路線配置については、別紙2「樹木採取区に係る公示」の区域位置図及び別紙4「公募時現況図面」を参照のこと。

法令等制限一覧表

法令等	区域指定等	指定箇所	制限の内容		許認可等の区分	許認可等を行う機関	手続の実施主体	備考
			対象行為	制限				
森林法第34条	水源かん養保安林	103 は林小班ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の伐採 ・土地の形質変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採の方法、伐採の限度等 ・規模等 	協議	北海道	国	

備考

- 1：上記は樹木採取区において法令等に基づく手続が必要なものであって、令和3年4月1日時点において北海道森林管理局が把握しているものを示したものです。
- 2：指定箇所は、令和2年3月31日時点の森林調査簿によるものであり、具体的な箇所は、保安林については別紙3「森林資源等状況一覧表」及び別紙4「公募時現況図面」のとおりです。詳細は指定を行った行政機関に確認してください。
- 3：手続の実施主体の欄に「国」とあるもの以外の手続は、樹木採取権者が行う必要があります。

特記事項一覧表

No.	種類	位置	最寄りの区画	備考
1	近接した民地	2004 は林小班 近隣	2004 は林小班	森林（民有林）
2	近接した民地	2004 や林小班 近隣	2004 や林小班	森林（民有林）
3	近接した民地	2004 へ林小班 近隣	2004 へ林小班	森林及び皆伐跡地（民有林）
4	近接した民地	2004 た林小班 近隣	2004 た林小班	森林皆伐跡地（民有林）
5	近接した民地	2004 か林小班 近隣	2004 か林小班	森林及び皆伐跡地（民有林）
6	近接した分収育林	2006 い林小班 近隣	2006 く林小班	2006 い分収育林 R3 皆伐 予定
7	水道の水源地	取水口の上流 部	2009 ら林小班 2009 れ林小班 2009 む林小班 2009 う林小班	浜佐呂間地区水源地
8	近接した民地	2009 そ林小班 隣接	2009 そ林小班	森林（民有林）
9	近接した民地	2068 い林小班 近隣	2068 い林小班	森林（民有林）
10	近接した民地	2068 ろ林小班 隣接	2068 ろ林小班	森林（民有林）
11	近接した民地	2068 に林小班 隣接	2068 に林小班	森林（民有林）
12	近接した民地	2069 へ林小班 近隣	2069 へ林小班	森林（民有林）
13	近接した分収造林地	2069 に林小班 周辺	2069 へ林小班	2069 に分収造林 R4 皆伐 予定

備考

- 1：本一覧表は、令和3年4月1日作成時点の情報によるものです。それぞれの具体的な位置及び範囲は、別紙4「公募時現況図面」を参照してください。
- 2：本一覧表は、以下に示すもののほか、樹木採取区内外の第三者の権利及び利用の状況、樹木の採取を開始するまでに一定の期間を要する場合等について示しています。
 - (ア) 樹木採取区の近接地における民有地や分収造林地など国以外に権利を有する者が存在する林地や立木
 - (イ) 樹木採取区における登山道、山菜採取を対象とした普通共用林野、簡易上水道水源など樹木の採取に当たって調整、配慮、第三者が行う事業を受忍することが必

要となる権利等

- (ウ) 樹木採取区内外の恒常的な国有林野の利用等。なお、事業を実施するに当たっての調整や第三者が行う事業の受忍の必要性が生じるものについては、当該事項が国有林野外に係るものであっても示しています。

権利設定料の算定方法等

1 権利設定料の額の算定の基本的な考え方について

権利設定料は、どのような民間事業者であっても共通して低減されると見込まれるコストに見合うものとして、既存の立木の買入れにおいて入札等の都度必要であった現地確認、入札等への参加、契約書等の作成等の事務的な手間、費用等に係る人件費等の低減相当分を勘案するほか、樹木採取区の面積が増加するほど、上記の費用低減の度合いも増加することを踏まえ、2の方法により、機械的に算定する。

2 権利設定料の額の具体的な算定方法について

権利設定料の具体的な算定方法は以下の計算式によるものとし、権利設定料の最低額は1万円とする。また、計算式の要素は以下の(1)から(4)までによるものとし、それぞれの樹木採取区における権利設定料については、採取可能面積及び森林管理局ごとの立木販売のha当たりの平均収穫量の値(皆伐、間伐別)、複層伐又は択伐にあってはこれに加えて樹木採取区ごとの採取方法別の伐採率を反映したものとする。ただし、一つの樹木採取区において複数の採取方法を採取の基準により指定する場合、下式において C_1 、 C_2 、及び D は共通の値とした上で、採取方法ごとにそれぞれの採取可能面積及び補正係数を用いて計算して得られた権利設定料を合計し、権利設定料の額を算定する。なお、樹木採取権の存続期間中に複数回の間伐が実施できる区画については、当該区画の採取可能面積にその回数を乗じる。

$$\begin{aligned} \text{権利設定料} &= (A_2 - A_1) \times f_1 \times f_2 \\ &= \{(B \times C_2 \times D) - (B \times C_1 \times D)\} \times f_1 \times f_2 \end{aligned}$$

A_1 : S_1 を1つの事業として実施した場合の従業員給与手当相当額・・・(1)

A_2 : S_2 を1つの事業として S_1 の面積だけ事業を実施した場合の従業員給与手当相当額・・・(1)

S_1 : 当該樹木採取区の採取可能面積・・・(2)

S_2 : 立木のシステム販売協定の平均協定面積のうち伐採可能な面積(協定面積に0.9を乗じたもの)・・・(2)

B : S_1 の面積の工事原価・・・(1)

C_1 : S_1 の面積の工事原価の一般管理費等率・・・(1)

C_2 : S_2 の面積の工事原価の一般管理費等率・・・(1)

D : 規模に応じた一般管理費等に占める従業員給与手当の割合・・・(1)

f_1 : 伐採率に応じた補正係数・・・(3)

f_2 : 樹木採取区が所在する森林管理局ごとの補正係数・・・(4)

※ 権利設定料に100円未満の端数が生じた場合には、その端数金額を切り上げるものとする。また、消費税相当額は、権利設定料に消費税率(消費税率及び地方消費税率の和をいう)を乗じて算出するものとし、その額に円未満の端数を生じた場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。

※ (1)から(4)までは、各略字の要素が説明されている箇所として以下の(1)から(4)までに対応する。

(1) 従業員給与手当相当額は、国土交通省の調査^{*1}による一般管理費等に占める従業員給与手当の割合を、表1の森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知。以下「積算要領通知」という。）における一般管理費等率により算定された一般管理費等の額に乗じて算定し、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ円単位にとどめる。なお、一般管理費等に占める従業員給与手当等の割合は工事原価の額により異なるため、表2の工事原価区分に応じた一般管理費等に占める従業員給与手当の割合を使用する。

表1：積算要領通知における工事原価と一般管理費等率との関係

工事原価（円）	500万円以下（%）	500万円超～30億円以下（%）	30億円超（%）
一般管理費等率（%）	$22.72 \times 1.05 = 23.86$	（下記算定式により算定した率 $\times 1.05$ ）	$7.47 \times 1.05 = 7.84$

一般管理費等率算定式 = $-5.48972 \times \log(\text{工事原価}^{*2}) + 59.4977$

※ 一般管理費等率の算定に当たっては、積算要領通知に基づき、前払金支出割合区分に応じた補正係数のうち0%から5%以下の区分に該当する1.05を乗じた上で、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位までの値とする。

表2：国土交通省の調査^{*1}による一般管理費等に占める従業員給与手当の割合

建築工事完成工事高区分(a)	10億円以下	10億円を超え31.66億円以下	31.66億円を超え100億円以下	100億円を超え316.6億円以下	316.6億円を超え1,000億円以下	1,000億円を超え3,166億円以下
総売上高(b) (%)	100	100	100	100	100	100
売上総原価(c) (%、(b)を100とした割合)	86.81	89.16	89.77	90.24	90.31	90.63
(工事原価区分 = (a) \times (c) \div (b))	8億6,810万円以下	8億6,810万円を超え28億2,280万円以下	28億2,280万円を超え89億7,700万円以下	89億7,700万円を超え285億6,998万円以下	285億6,998万円を超え903億1,000万円以下	903億1,000万円を超え2,869億3,458万円以下
売上総利益(d) (%、(b)を100とした割合) (一般管理費等率に相当)	13.19	10.84	10.23	9.76	9.69	9.37
従業員給与手当(e) (%、(b)を100とした割合)	2.24	2.08	2.07	2.27	2.53	2.49
(一般管理費等に占める従業員給与手当の割合 = (e) \div (d) $\times 100$)	$2.24 \div 13.19 \times 100 = 17.0$	$2.08 \div 10.84 \times 100 = 19.2$	$2.07 \div 10.23 \times 100 = 20.2$	$2.27 \div 9.76 \times 100 = 23.3$	$2.53 \div 9.69 \times 100 = 26.1$	$2.49 \div 9.37 \times 100 = 26.6$

÷(d) (%)								
----------	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 工事原価区分は、国土交通省の調査^{※1}より建築工事完成工事高区分に売上総原価の割合を乗じて算出したもの。売上総原価の割合を乗じるのは、森林環境保全整備事業設計積算要領における工事原価に相当するものは、国土交通省の調査においては売上総原価であると考えられるためである。

※1 国土交通省「平成15年基準 公共建築工事積算基準の解説 建築工事編」P63表III-12

※2 工事原価（単位：円）＝ha当たり素材生産費^{※3}×面積^{※4}

※3 素材生産費等調査（林野庁業務資料）の素材生産費（運材費を含まない。）の皆伐の場合の平成26年度～平成28年度の全国平均1,984千円/haを用いて算定

※4 (2) ①の場合は立木のシステム販売協定の平均協定面積のうち伐採可能な面積（協定面積に0.9を乗じたもの）、(2) ②の場合は採取可能面積

(2) 権利設定料の額となる人件費等の具体的な低減額は、以下の①と②の従業員給与手当等相当額の差として算定する。

① 立木のシステム販売協定における平均の協定面積を一つの事業として、樹木採取区の採取可能面積と同面積となるまで、複数回実施する場合

※ 平成27年度～平成29年度の皆伐の協定面積の平均27.0ha

② 樹木採取区の採取可能面積を一つの事業として実施する場合

(3) 複層伐及び択伐指定の林地にあってはそれぞれの伐採率により権利設定料の額を補正する。

(4) 表3の立木販売実績における皆伐のha当たり平均収穫量についての全国と各森林管理局の比によって権利設定料の額を補正する。なお、間伐指定の林地にあっては、表3の当該森林管理局における立木販売の間伐のha当たり平均収穫量の実績と全国の立木販売実績の皆伐のha当たり平均収穫量との比で補正する。

表3：立木販売実績におけるha当たり平均収穫量についての全国と各森林管理局の比

		北海道	東北	関東	中部	近畿中国	四国	九州	全国
皆伐	ha当たり平均収穫量 (m3/ha)	144	420	478	410	485	437	530	390
	全国比	0.37	1.08	1.23	1.05	1.25	1.12	1.36	1.00
間伐	ha当たり平均収穫量 (m3/ha)	55	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	全国比(皆伐比)	0.14	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

※ 本表のha当たり平均収穫量については、局によるha当たり収穫量の違いを反映するために使用するものであるため、立木のシステム販売の実績ではなく、立木販売全体の値を採用している（実行総括表のうち収穫量総括表（国有林）の立木販売及び分収育林における人工林の官民計材積の和を当該総括表に係る立木販売及び分収育林における人工林の面積の和で除した値の平成27年度～平成29年度の平均値。なお、収穫量総括表（国有林）の立木販売には分収造林が含まれている。）。

※ 間伐のha当たり平均収穫量及びその全国比について、北海道森林管理局以外の局にあっては、間伐の立木販売の実績が少ないため、表に数値を記載していない。

3 権利設定料の額の算定の因子

2の計算式について、以下の因子により計算する。

(1) 採取方法ごとに異なる因子は下表による。

		計		
		複層伐	間伐	計
①	採取可能面積 (ha)	71.37	487.69	559.06
②	工事原価 (円) = 採取可能面積 × 1,984千円/ha	141,598,080	967,576,960	1,109,175,040
③	伐採率による補正係数 (%)	0.4		
④	北海道森林管理局における補正係数 (%)	0.37	0.14	

備考：採取可能面積の具体的な算定方法等は別添のとおり。

(2) 採取方法によらない共通の因子は下表による。

①	立木のシステム販売協定の平均協定面積 (ha)	27.0
②	①のうち伐採可能な面積 (①×0.9) (ha)	24.3
③	(1) ②の計の一般管理費等率 (%)	10.34
④	②の工事原価の一般管理費等率 (%)	18.19
⑤	(1) ②の計の場合の一般管理費等に占める従業員給与手当等の割合 (%)	19.2
⑥	②の工事原価の場合の一般管理費等に占める従業員給与手当等の割合 (%)	17.0

4 権利設定料の額

2及び3により算定した権利設定料の額は下表のとおり。

		権利設定料の額	
採取方法	複層伐	(税抜)	232,000円
	間伐	(税抜)	1,499,600円
合計		(税抜)	1,731,600円
		(税込)	1,904,760円 (うち消費税及び地方消費税 173,160円)

5 権利設定料の再算定

公募の時点から樹木採取権の設定の日までの間に、自然災害等やむを得ない事由により、樹木を採取することができなくなった箇所が生じた場合、採取可能面積から当該箇所の面積を減じて、権利設定料の額を再算定する。

6 権利設定料の返還額の算定

(1) 権利設定料の返還額について

権利設定料の返還額については、国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和29年政令第121号。以下「令」という。）第8条各号に定める事由の発生により樹木を採取することができなくなった樹木採取区の面積（以下「採取不可面積」という。）が、当該樹木採取権の設定の時点における樹木採取区の面積に占める割合を、既に納付された権利設定料の額（消費税及び地方消費税額を含む納付額）に乗じて算定する。

返還額＝既に納付された権利設定料の額

$$\times \frac{\text{採取不可面積}}{\text{樹木採取権の設定の時点における樹木採取区の面積}}$$

(2) 採取不可面積の算定について

採取不可面積の算定は、当該事由が生じた区画ごとに、採取の基準に照らして当該樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができないと認められる箇所の面積を除いた、令第8条各号に定める事由が生じた時点以降に樹木を採取することができる見込みであったと認められる面積の合計を算定することにより行う。この場合において、採取の基準に照らして当該樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができないと認められる箇所の面積は、主伐により採取した伐区にあっては当該事由の発生時点において当該採取方法で採取済みの採取箇所面積及び採取の基準で定められた複層伐の後伐、整理伐等までの年数、択伐の回帰年、間伐の繰り返し期間等（以下「間伐の繰り返し期間等」という。）を踏まえて樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができないと認められる面積、間伐により採取した伐区にあっては当該事由の発生時点において採取済みであって採取の基準で定められた間伐の繰り返し期間を踏まえて樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができないと認められる面積、保護樹帯及び採取の基準に基づき保残する箇所にあつては採取の基準で定められた隣接する新生林分の鬱閉までに要する期間及び間伐の繰り返し期間等を踏まえて樹木採取権の存続期間中に樹木を採取することができないと認められる面積をいう。

採取可能面積の算定方法等

1 樹木採取区の面積及び採取可能面積の算出

樹木採取区的面積及び採取可能面積については、区域界の表示方法の区分により、以下のとおり求める。樹木採取区的面積及び採取可能面積は、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位までの値を用いる。

(1) 表示方法A及び表示方法B

ア 採取可能面積は、区画の面積から明確でない区画内雑地等の面積を控除した面積を合計したものに0.75(備考1)を乗じた面積に0.9(備考2)を乗じて算定する。ただし、保護樹帯の設定を要しないことが明らかな区画がある場合は、当該区画について、別途、区画の面積から明確でない区画内雑地等の面積を控除した面積に0.9を乗じて算定した面積と、当該区画以外の区画について前段の方法により算定した面積とを合算して得られる面積を採取可能面積とする。

(備考1) この値については、保護樹帯を除いた割合として、表示方法A及び表示方法Bの場合には明らかな保護樹帯を樹木採取区の区域から除外していることを踏まえ、5haの長方形の区域(別紙3「森林資源等状況一覧表」において区域番号が示される個々の区域をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)(例えば100m×500m=5ha)の周囲半分に幅25mの保護樹帯を設けた場合の面積と区域面積の比率により求めている。

(備考2) この値については、想定されていなかった保護樹帯、容易に確認できない岩石地等を除いた割合として、国有林野事業において平成24年度から29年度までに立木販売で売り払った皆伐箇所面積に対する平成29年度の当該箇所での新植面積の割合が90%であることに基づくものである。

イ 区画の面積は、空中写真又は衛星写真を基にGIS等で計測することにより求める。

ウ 明確でない区画内雑地等の面積は、樹木採取区から除いた明確な小班内雑地等の面積が森林調査簿データの小班内雑地等の面積を超えない場合にあってはその差を小班内の区画の内外の面積比で按分して算定し、超える場合にあってはゼロとして扱う。明確な小班内雑地等の面積は、空中写真又は衛星写真を基にGIS等で計測することにより求める。

エ アにかかわらず、複数の伐区の設定が想定される区域がある場合は、当該区域における明確でない区画内雑地等の面積を、森林管理局長が想定した伐区(以下「想定伐区」という。)を区画内、想定伐区としなかった箇所を区画外としてウと同様に按分して算定し、想定伐区面積から明確でない区画内雑地等の面積を控除した面積を合計したものに0.9を乗じて算定した面積と、当該区域以外の区域についてアにより算定した面積とを合算して得られる面積を採取可能面積とする。

(2) 表示方法C

ア 採取可能面積は、区画の面積から、空中写真若しくは衛星写真を基にGIS等で計測した明確な区画内雑地等又は森林調査簿の小班内雑地等の面積の大きい方を控除した面積を合計したものに0.6(備考3)を乗じた面積に0.9(備考4)を乗じて算定する。ただし、保護樹帯の設定を要しないことが明らかな区画がある場合は、当該区画

について、別途、区画の面積から明確な区画内雑地等又は小班内雑地等の面積の大きい方を控除した面積に0.9を乗じて算定した面積と、当該区画以外の区画について前段の方法により算定した面積とを合算して得られる面積を採取可能面積とする。

(備考3) この値については、保護樹帯を除いた割合として、5 haの長方形の区域（例えば100m×500m＝5 ha）の周囲に25mの保護樹帯を設けた場合の面積と区域面積の比率により求めている。

(備考4) この値については、(備考2)と同様である。

イ 区画の面積は、森林調査簿の小班面積とする。

ウ アにかかわらず、複数の伐区の設定が想定される区域がある場合は、当該区域における明確な区画内雑地等又は小班内雑地等の面積を、想定伐区を区画内、想定伐区としなかった箇所を区画外として(1)ウと同様に按分して算定し、想定伐区的面積から明確な区画内雑地等又は小班内雑地等の面積を控除した面積を合計したものに0.9を乗じて算定した面積と、当該区域以外の区域についてアにより算定した面積とを合算して得られる面積を採取可能面積とする。

2 採取可能面積の算定過程

1 により算定した採取可能面積の算定過程は下表のとおり。

区域番号	林班	小班	区域界の表示方法	採取方法	区画面積 ha	想定伐区面積	区画から控除する雑地等面積			想定伐区面積から控除する雑地等面積 ha	区画面積又は想定伐区から雑地等を控除した面積	保護樹帯の設定を要しないことが明らか な区画又は想定伐区がある区画	採取可能面積 ha	摘要
							明確でない区画内雑地の面積（表示方法A及びBに適用） ha	明確な区画内雑地の面積（表示方法Cに適用） ha	林小班内雑地（表示方法Cに適用） ha					
区域1	103	は	C	複層伐(帯状)	45.92				0.42		45.50		-	
	103	と	C	複層伐(帯状)	12.32						12.32		-	
区域2-1	2004	は	C	間伐	4.88						4.88	○	-	
区域2-2	2004	に	C	間伐	6.66						6.66	○	-	
	2004	の	C	間伐	1.50						1.50	○	-	
区域2-3	2004	や	C	間伐	6.83						6.83	○	-	
	2004	へ	C	間伐	7.61				0.05		7.56	○	-	
	2004	と	C	間伐	6.85				0.01		6.84	○	-	
	2004	り	C	間伐	6.31				0.02		6.29	○	-	
区域2-4	2004	つ	C	間伐	2.49				0.02		2.47	○	-	
	2004	わ	C	間伐	10.56				0.13		10.43	○	-	
区域2-5	2004	た	C	間伐	13.92				0.10		13.82	○	-	
区域2-6	2004	か	C	間伐	3.30						3.30	○	-	
区域2-7	2004	れ	C	間伐	15.31				0.08		15.23	○	-	
区域2-8	2004	ら	C	間伐	8.87				0.01		8.86	○	-	
区域2-9	2004	む	C	間伐	3.18				0.00		3.18	○	-	
区域3-1	2004	く	C	間伐	2.94				0.02		2.92	○	-	
区域3-2	2005	わ	C	間伐	3.46						3.46	○	-	
区域4	2005	よ	C	間伐	5.24						5.24	○	-	
区域5-1	2006	く	C	複層伐(帯状)	5.52						5.52		-	
区域5-2	2009	る	C	複層伐(帯状)	4.76						4.76		-	
区域5-3	2009	れ	C	複層伐(帯状)	4.79				0.12		4.67	○	-	
区域5-4	2009	そ	C	複層伐(帯状)	0.74						0.74	○	-	
区域5-5	2009	ら	C	間伐	3.28						3.28	○	-	
区域5-6	2009	む	C	複層伐(帯状)	2.38						2.38	○	-	
区域6	2009	う	C	複層伐(帯状)	1.36						1.36	○	-	
	2053	へ	C	複層伐(帯状)	0.82				0.05		0.77	○	-	
	2053	よ	C	間伐	2.49						2.49	○	-	
区域7-1	2053	の	C	複層伐(帯状)	1.18				0.10		1.08	○	-	
	2054	ろ	C	複層伐(帯状)	10.48				0.64		9.84		-	
区域7-2	2054	か	C	複層伐(帯状)	16.36				0.05		16.31		-	
区域7-3	2054	と	C	複層伐(帯状)	13.70						13.70		-	
区域7-4	2054	ぬ	C	複層伐(帯状)	5.33						5.33		-	
区域8-1	2054	る	C	複層伐(帯状)	0.68				0.13		0.55		-	
	2066	い	C	間伐	3.05				0.00		3.05	○	-	
区域8-2	2066	ろ	C	間伐	11.71				0.10		11.61	○	-	
	2066	ほ	C	間伐	3.89				0.20		3.69	○	-	
	2066	へ	C	間伐	3.18				0.05		3.13	○	-	
区域8-3	2066	そ	C	間伐	5.38				0.15		5.23	○	-	
区域8-4	2066	な	C	間伐	24.29				0.40		23.89	○	-	
区域8-5	2066	ら	C	間伐	10.29				0.10		10.19	○	-	
	2066	む	C	間伐	27.29				0.63		26.66	○	-	
区域9-1	2068	い	C	間伐	8.84						8.84	○	-	
	2068	ろ	C	間伐	18.03						18.03	○	-	
区域9-2	2068	に	C	間伐	14.44						14.44	○	-	
区域10-1	2069	は	C	間伐	21.4						21.40	○	-	
区域10-2	2069	へ	C	間伐	32.23						32.23	○	-	
区域11-1	2211	ろ	C	間伐	13.01						13.01	○	-	
区域11-1-1	2211	ぬ	C	間伐	10.59				0.24		10.35	○	-	
	2211	れ	C	間伐	3.00						3.00	○	-	
区域11-1-2	2211	わ	C	間伐	19.38						19.38	○	-	
	2211	つ	C	間伐	20.39						20.39	○	-	
区域11-1-3	2211	か	C	間伐	8.77						8.77	○	-	
	2211	そ	C	間伐	15.31						15.31	○	-	
	2211	ね	C	間伐	5.56				0.03		5.53	○	-	
	2211	お	C	間伐	14.14						14.14	○	-	
区域12-1	2212	は	C	間伐	7.37						7.37	○	-	
	2212	ち	C	間伐	7.6						7.60	○	-	
	2212	よ	C	間伐	6.98						6.98	○	-	
区域12-2	2212	ほ	C	間伐	9.61						9.61	○	-	
区域12-3	2212	と	C	間伐	21.29						21.29	○	-	
区域12-4	2212	ぬ	C	間伐	5.98						5.98	○	-	
区域12-5	2212	る	C	間伐	1.73						1.73	○	-	
区域12-6	2212	か	C	間伐	1.4						1.40	○	-	
区域12-7	2212	た	C	間伐	4.84						4.84	○	-	
区域12-8	2212	れ	C	間伐	5.37						5.37	○	-	
区域12-9	2212	そ	C	間伐	9.78						9.78	○	-	
区域12-10	2212	つ	C	間伐	8.16						8.16	○	-	
	2212	て	C	間伐	0.36						0.36	○	-	
区域12-11	2212	ね	C	間伐	12.45						12.45	○	-	

区域番号	林班	小班	区域界の表示方法	採取方法	区画面積 ha	想定伐区面積	区画から控除する雑地等面積			想定伐区面積から控除する雑地等面積 ha	区画面積又は想定伐区から雑地等を控除した面積	保護樹帯の設定を要しないことが明らか な区画又は想定伐区がある区画	採取可能面積 ha	摘要
							明確でない区画内雑地の面積 (表示方法A及びBに適用) ha	明確な区画内雑地の面積 (表示方法Cに適用) ha	林小班内雑地 (表示方法Cに適用) ha					
区域12-12	2212	な	C	間伐	6.54					6.54	○	-		
区域12-13	2212	ら	C	間伐	5.68					5.68	○	-		
	2212	ま	C	間伐	0.31					0.31	○	-		
区域12-14	2212	う	C	間伐	3.17					3.17	○	-		
区域12-15	2212	の	C	間伐	7.17					7.17	○	-		
区域12-16	2212	く	C	間伐	6.99					6.99	○	-		
	2212	け	C	間伐	1.58					1.58	○	-		
区画界の表示方法ごとの小計			A		0									
			A		0									
			B		0									
			B		0									
			C		555.48					552.87	○	497.58		
採取方法ごとの小計					115.07					113.83		61.47		
			小計	複層伐(帯状) 間伐	126.34 544.21					124.83 541.87		71.37 487.69		
合計					670.55					666.70		559.06		

備考：区域界の表示方法ごとの採取可能面積の小計は、端数処理の関係で合計採取可能面積と一致しない。

基礎額算定林分の選定方法

1 基礎額算定林分の選定方法

区画を林分内容及び搬出条件の2つの因子でグループ分けし、その中で伐採方法ごとに偏りがないよう基礎額算定林分を選定する。具体的な選定方法は、以下の(1)及び(2)のとおり。

(1) 一つの区画に一つの伐区を設定する場合

公募時点で樹木の採取が可能な林齢となっている区画の中から、既存の森林調査簿データ等を活用して偏りのないような方法で選定する。

以下のアからオまでに標準例を示すが、各項目(林分条件及び搬出条件のそれぞれで3項目以上を設定すること。)及び評価に関する数値については、地域の状況を踏まえ、森林管理局長が定める。

ア 林分内容の項目設定

森林調査簿データ等を活用して数値化する。なお、樹種が混在する場合は、必ず項目として樹種構成を含める。

イ 搬出条件の項目設定

森林調査簿データ(林道からの距離、傾斜等)、図面その他のデータ(基本図による地形の複雑さ、道と作業地との間の河川等障害の有無等)を活用して数値化する。

ウ 各区画の分類

伐採方法ごとに、林分内容をX軸、搬出条件をY軸とする平面に樹木採取区となる各区画をプロットし、それぞれの平均以上及び平均以下で4分類する。

エ 基礎額算定林分の選定

それぞれの分類の中庸な箇所を1箇所以上、基礎額算定林分として選定する。したがって、基礎額算定林分は最低でも4×伐採方法別の数(一つの伐採方法で区画が4に満たない場合はその数)だけ選定する。

オ 基礎額算定林分の追加

伐採方法ごとの、基礎額算定林分の面積の合計が、樹木採取区の採取可能面積の5%に満たない場合は、5%以上となるまで、中位の分類(林分状況が平均以上で搬出条件が平均未滿又は林分状況が平均未滿で搬出条件が平均以上)から区画を追加する。

なお、基礎額算定林分の選定は上記のように行うが、その結果、明らかな偏りが生じている場合は、森林管理局長の判断により、新たな区画を基礎額算定林分として追加する。

(2) 一つの区画に複数の伐区を設定する場合

ア 基礎額算定林分の選定

公募に当たって、森林管理局長は伐区を想定し(以下森林管理局長が想定した伐区を「想定伐区」という。)、当該伐区のうち公募時点で樹木の採取が可能な林齢となっているものの中から基礎額算定林分を選ぶことができる。想定伐区は、当該地域で通常行われている伐採搬出方法で、採取の基準等に適合するよう樹木を採取する場合に想定される伐区として、別紙4「公募時現況図面」に明示する。

この場合、採取可能面積の算定に当たっては、想定伐区的面積を一つの区画面積とみ

なすこととする。なお、面積の計測はGIS等により行う。

一つの区画の中に複数の想定伐区を設定した場合、個々の想定伐区の林分内容については、森林調査簿データに加えて衛星画像等により想定伐区ごとの樹種構成等を判定し、これにより数値化して、(1)のウ及びエと同様に、基礎額算定林分を選定することとする。なお、この場合においても、基礎額算定林分の合計面積は、当該樹木採取区の採取可能面積の5%以上とする。

イ 採取時の伐区の設定

樹木採取権者は、樹木の採取に当たって、森林管理局長の示した想定伐区に縛られず、樹木を採取する際の伐区の設定については、採取の基準等に適合するよう伐区を設定することができる。

2 基礎額算定林分の収穫調査

基礎額算定林分の収穫調査については、別紙15「樹木採取権運用協定書(案)」の別紙5の第1により行う。現地の表示に当たっては、事後的に基礎額算定林分であることが分かり、通常の収穫調査での区域標示と区別できるよう、スプレー塗料又はテープの色を変える等の方法により表示を行う基礎額算定林分をそのまま伐区とすることも可。

3 基礎額の算定

基礎額の算定は、基礎額算定林分について、別紙15「樹木採取権運用協定書(案)」の別紙5の第2の樹木料評定額の算出方法により行う。

この場合、基礎額算定林分を、その時点で単独で採取することを前提にせず、通常想定される各区画並びに想定伐区を採取する順番及び組合せを考慮し、基礎額算定林分の採取に当たって作設されていると想定される作業道、同時に採取される区画等を前提に算定する。

また、樹木の採取、搬出及び運搬に係る林業機械の回送費、共通して利用する搬出路に係る経費などの固定経費(以下「生産固定経費」という。)については、当該基礎額算定林分と近接する区画を伐区とし、基礎額算定林分と当該伐区について、樹木の採取、搬出及び運搬における生産固定経費が共通するものとみなし、別紙15「樹木採取権運用協定書(案)」の別紙5の第2の4に準じて按分して算定する。

4 基礎額算定林分の選定過程等の公表

基礎額算定林分の選定過程については別紙10「基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等」、基礎額算定時に想定した既設作業道、生産固定経費を共通とみなす伐区等については別紙4「公募時現況図面」及び別紙10「基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等」のとおり。

基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等

1 基礎額算定林分の選定過程

(1) 林分内容及び搬出条件の項目設定は、以下のとおり。

採取方法	複層伐（帯状）
------	---------

区分	データ元	項目	評価に関する数値		
			優 = 5	良 = 3	可 = 1
林分内容	森林調査簿	林齢	70 年生以上	65～69 年生	～64 年生
		ha 蓄積	300 m ³ 以上	200 m ³ 以上	100 m ³ 以上
	衛星画像	広葉樹の混交割合	概ね 10%以下	概ね 20%以下	概ね 35%以下
搬出条件	調査簿	林道からの距離	100m以下	300m以下	500m以下
	GIS 計測	平均傾斜	20° 以下	25° 以下	30° 以下
	基本図等	河川等の障害	なし	小	大
		地形の複雑さ	小	中	大

採取方法	間伐
------	----

区分	データ元	項目	評価に関する数値		
			優 = 5	良 = 3	可 = 1
林分内容	森林調査簿	林齢	60年生以上	45～59年生	～44年生
		ha蓄積	300 m ³ 以上	200 m ³ 以上	100 m ³ 以上
	衛星画像	広葉樹の混合割合	概ね10%以下	概ね20%以下	概ね35%以下
搬出条件	調査簿	林道からの距離	100m以下	300m以下	500m以下
	GIS計測	平均傾斜	20°以下	21°～25°以下	26°～30°以下
	基本図等	河川等の障害	なし	小	大
		地形の複雑さ	小	中	大

(2) 林分内容及び搬出条件を数値化した各区画の点数は以下のとおり。

採取方法	複層伐（帯状）
------	---------

個表 No.	区域 番号	林班	小班	林分内容				搬出条件				基礎額 算定林 分	
				林齢	ha蓄 積	広葉 樹の 混合 割合	合計	林道 から の距 離	平均 傾斜	河川 等の 障害	地形 の複 雑さ		合計
1	1	103	は	5	5	5	15	5	5	5	3	18	
2	1	103	と	5	3	5	13	1	5	5	3	14	
3	4	2006	く	5	1	1	7	5	3	1	5	14	○
4	5-1	2009	る	5	5	5	15	1	1	1	3	6	
5	5-2	2009	れ	5	3	5	13	5	5	3	5	18	○
6	5-3	2009	そ	5	5	5	15	3	5	3	5	16	
7	5-5	2009	む	5	5	5	15	1	3	1	5	10	○
8	5-6	2009	う	5	1	5	11	1	1	1	5	8	○
9	6	2053	へ	5	5	3	13	5	1	5	5	16	
10	6	2053	の	5	5	5	15	5	3	5	5	18	
11	7-1	2054	ろ	5	3	3	11	5	5	5	3	18	○
12	7-2	2054	と	5	5	3	13	5	3	5	3	16	
13	7-3	2054	ぬ	5	5	5	15	5	5	5	3	18	
14	7-4	2054	る	5	3	1	9	5	5	5	5	20	○
15	7-1	2054	か	5	3	5	13	5	3	5	3	16	

採取方法	間伐
------	----

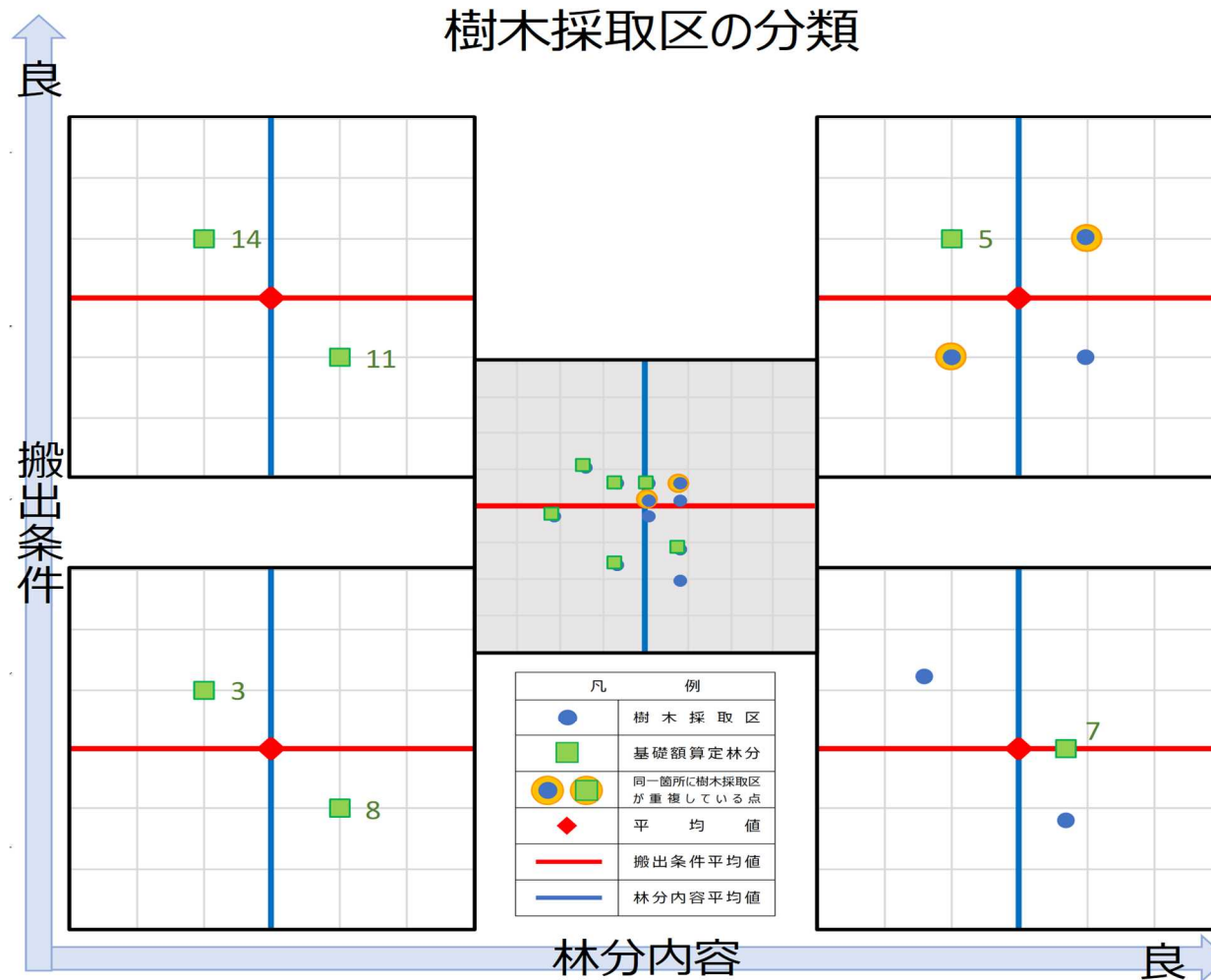
個表 No.	区域 番号	林班	小班	林分内容				搬出条件				基礎額 算定林 分	
				林齢	ha 蓄 積	広葉 樹の 混合 割合	合計	林道 から の距 離	平均 傾斜	河川 等の 障害	地形 の複 雑さ		合計
1	2-1	2004	は	5	3	5	13	5	1	5	5	16	
2	2-2	2004	に	5	1	5	11	5	3	5	3	16	
3	2-3	2004	へ	3	1	5	9	5	1	5	3	14	
4	2-3	2004	と	3	1	5	9	5	3	5	3	16	
5	2-3	2004	り	3	3	3	9	5	3	5	3	16	
6	2-4	2004	わ	3	3	5	11	5	3	5	3	16	
7	2-5	2004	か	3	1	1	5	1	5	5	5	16	
8	2-4	2004	た	3	1	5	9	5	1	5	3	14	
9	2-6	2004	れ	3	3	5	11	5	3	5	3	16	
10	2-6	2004	ら	3	3	5	11	5	3	5	5	18	○
11	2-3	2004	つ	3	3	5	11	5	3	5	5	18	
12	2-7	2004	む	5	3	5	13	5	1	5	3	14	
13	2-2	2004	の	5	1	3	9	5	3	5	5	18	
14	2-8	2004	く	5	3	3	11	5	3	5	5	18	
15	2-2	2004	や	3	1	5	9	5	5	5	5	20	
16	3-1	2005	わ	1	1	5	7	5	1	1	5	12	
17	3-2	2005	よ	1	1	5	7	5	1	1	3	10	
18	5-4	2009	ら	3	3	5	11	5	5	1	3	14	
19	6	2053	よ	3	3	5	11	5	3	5	5	18	
20	8-1	2066	い	5	3	5	13	5	5	3	5	18	

個表 No.	区域 番号	林班	小班	林分内容				搬出条件				基礎額 算定林 分	
				林齡	ha 蓄 積	広葉 樹の 混合 割合	合計	林道 から の距 離	平均 傾斜	河川 等の 障害	地形 の複 雑さ		合計
21	8-2	2066	ろ	5	5	5	15	5	5	5	3	18	
22	8-2	2066	ほ	5	5	5	15	5	3	5	3	16	
23	8-2	2066	へ	5	3	3	11	5	3	5	5	18	
24	8-3	2066	そ	3	3	5	11	5	5	5	3	18	
25	8-4	2066	な	3	1	5	9	5	1	3	1	10	
26	8-5	2066	ら	3	3	5	11	5	3	3	3	14	
27	8-5	2066	む	3	3	5	11	5	3	3	1	12	
28	9-1	2068	い	3	3	5	11	5	3	5	3	16	
29	9-1	2068	ろ	3	3	3	9	5	5	5	5	20	
30	9-2	2068	に	3	1	5	9	5	5	5	5	20	
31	10-1	2069	は	3	1	5	9	5	5	3	3	16	
32	10-2	2069	へ	3	3	5	11	5	5	3	3	16	
33	11-1	2211	ろ	3	1	5	9	5	1	3	3	12	
34	11-1	2211	ぬ	3	1	3	7	5	1	3	3	12	○
35	11-2	2211	わ	3	1	3	7	5	5	3	1	14	
36	11-3	2211	か	3	1	1	5	5	3	3	3	14	
37	11-1	2211	れ	3	1	5	9	5	1	3	5	14	
38	11-3	2211	そ	3	1	3	7	5	5	3	3	16	
39	11-2	2211	つ	3	1	5	9	5	5	3	3	16	
40	11-3	2211	ね	3	3	5	11	5	1	3	3	12	
41	11-3	2211	お	3	1	3	7	5	1	3	1	10	
42	12-1	2212	は	3	1	5	9	5	3	3	3	14	○

個表 No.	区域 番号	林班	小班	林分内容				搬出条件				基礎額 算定林 分	
				林齡	ha 蓄 積	広葉 樹の 混合 割合	合計	林道 から の距 離	平均 傾斜	河川 等の 障害	地形 の複 雑さ		合計
43	12-2	2212	ほ	3	3	3	9	5	1	3	3	12	
44	12-3	2212	と	3	1	1	5	5	1	3	1	10	
45	12-1	2212	ち	3	5	5	13	5	5	3	5	18	
46	12-4	2212	ぬ	3	3	5	11	5	1	3	5	14	
47	12-5	2212	る	1	1	5	7	5	1	3	5	14	
48	12-6	2212	か	1	1	5	7	5	1	3	3	12	○
49	12-1	2212	よ	3	1	3	7	5	3	3	5	16	
50	12-7	2212	た	3	1	5	9	5	1	3	5	14	
51	12-8	2212	れ	1	1	3	5	5	1	3	3	12	
52	12-9	2212	そ	1	1	3	5	5	5	3	3	16	
53	12-10	2212	つ	1	1	3	5	5	5	3	5	18	
54	12-11	2212	ね	1	1	5	7	5	5	3	5	18	
55	12-12	2212	な	1	1	3	5	5	5	3	5	18	
56	12-13	2212	ら	3	1	3	7	5	3	3	5	16	
57	12-14	2212	う	1	3	5	9	5	1	3	5	14	
58	12-15	2212	の	1	1	1	3	5	3	3	3	14	
59	12-16	2212	く	1	1	3	5	5	1	3	5	14	
60	12-13	2212	ま	1	1	3	5	3	5	3	5	16	
61	12-16	2212	け	1	1	1	3	3	5	3	5	16	
62	12-10	2212	て	1	1	3	5	5	3	3	5	16	○

(3) 林分内容をX軸、搬出条件をY軸として各区画を分類した結果は、以下のとおり。

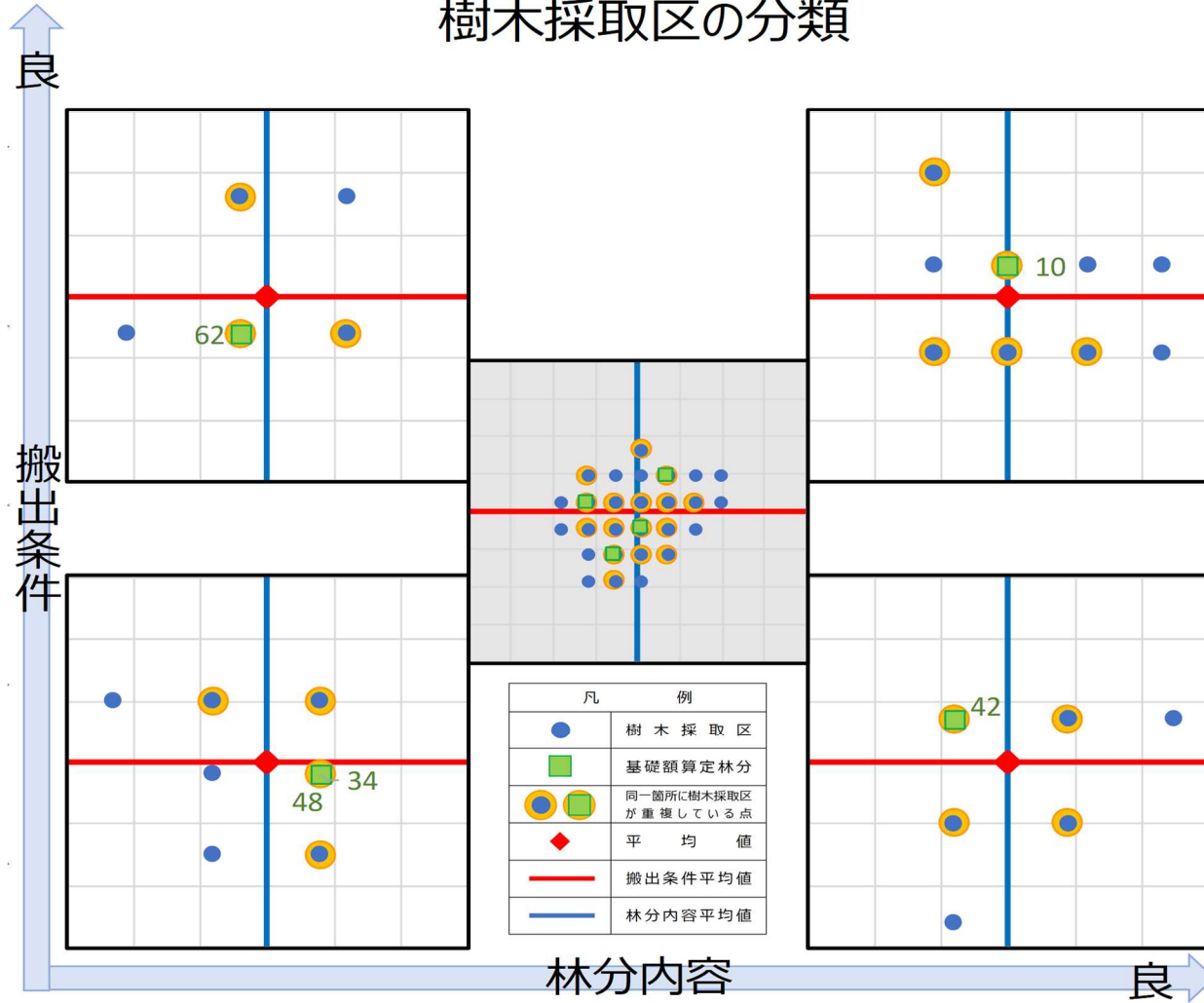
樹種	伐採方法
トドマツ	複層伐（帯）



※各グラフは個表の値を偏差値換算して使用している。

樹種	伐採方法
トドマツ	間伐

樹木採取区の種類



※各グラフは個表の値を偏差値換算して使用している。

2 基礎額算定林分の箇所及び収穫調査結果等

個表 No.	区域 番号	林班	小班	調査 方法	採取 方法	樹種	材積 (m ³)	伐区面 積 (ha)	採取箇 所面積 (ha)	生産固定経費 を共通とみな す伐区	備考
10	2-6	2004	ら	毎木	間伐	トドマツ外	524.30	8.86	2.39	2004れ林小班	伐採率 27%
3	4	2006	く	毎木	複層伐	トドマツ外	299.04	2.56	1.00	2009そ林小班 2009れ林小班	
5	5-2	2009	れ	毎木	複層伐	トドマツ外	462.45	4.79	1.60	2006く林小班 2009そ林小班	
7	5-5	2009	む	毎木	複層伐	トドマツ外	251.07	2.38	0.70	2009る林小班 2009う林小班 2009ら林小班	
8	5-6	2009	う	毎木	複層伐	トドマツ外	99.56	1.36	0.35	2009む林小班 2009る林小班 2009ら林小班	
11	7-1	2054	ろ	毎木	複層伐	トドマツ外	839.08	9.84	2.80	2054ぬ林小班 2054る林小班	
14	7-4	2054	る	毎木	複層伐	トドマツ外	75.93	0.68	0.26	2054ろ林小班 2054ぬ林小班	
34	11-1	2211	ぬ	毎木	間伐	トドマツ外	320.28	10.35	2.79	2211ろ林小班 2211れ林小班	伐採率 27%
42	12-1	2212	は	毎木	間伐	トドマツ外	385.00	7.37	1.99	2212た林小班 2212よ林小班 2212ち林小班 2212る林小班	伐採率 27%

48	12-6	2212	か	毎木	間伐	トドマツ外	70.54	1.40	0.38	2212ぬ林小班 2212て林小班 2212つ林小班 2212そ林小班	伐採率 27%
62	12-10	2212	て	毎木	間伐	トドマツ外	34.26	0.36	0.10	2212つ林小班 2212そ林小班 2212か林小班 2212ぬ林小班	伐採率 27%
計		—	—	—	—	—	3361.51	49.95	14.36	—	—

備考：基礎額算定林分、生産固定経費を共通とみなす伐区並びに基礎額算定時に想定した新設作業道の延長具体的な位置は別紙4「公募時現況図面」のとおり。

樹種別一覧表

林小班	2006<	採取方法	複層伐(帯)	面積	2.56
-----	-------	------	--------	----	------

樹種	生被別	合計		20下込		22~32込		34~46込		48~58込		60上込		34~46 1級		48~58 1級		60上込 1級		34~46 2級		48~58 2級		60上 2級		34上 3級		34上 4級	
		本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
トドマツ	生	331	241.22	101	10.73	105	61.65	115	145.37	10	23.47																		
トドマツ	被	1	0.14	1	0.14																								
エゾマツ	生	1	1.10					1	1.10																				
N計	生	332	242.32	101	10.73	105	61.65	116	146.47	10	23.47																		
N計	被	1	0.14	1	0.14																								
N計	計	333	242.46	102	10.87	105	61.65	116	146.47	10	23.47																		
ナラ	生	73	14.19	57	7.32	15	5.47													1	1.40								
シラカバ	生	61	11.02	44	4.14	17	6.88																						
ダケカンバ	生	5	1.42	4	0.31																1	1.11							
カツラ	生	3	0.47	2	0.19	1	0.28																						
ホオ類	生	47	4.60	46	4.24	1	0.36																						
キハダ類	生	3	0.10	3	0.10																								
イタヤカエデ	生	101	4.28	101	4.28																								
シナノキ	生	27	2.81	24	1.43	3	1.38																						
アサダ	生	1	0.06	1	0.06																								
センノキ	生	7	0.98	7	0.98																								
ニレ	生	4	2.32			4	2.32																						
ヤチダモ	生	7	2.14	5	0.53	1	0.32														1	1.29							
エンジュ	生	25	1.23	25	1.23																								
その他L	生	62	10.96	53	4.21	6	2.20							1	1.28					1	0.91					1	2.36		
L計	生	426	56.58	372	29.02	48	19.21							1	1.28					4	4.71					1	2.36		
合計	生	758	298.90	473	39.75	153	80.86	116	146.47	10	23.47			1	1.28					4	4.71					1	2.36		
合計	被	1	0.14	1	0.14																								
合計	計	759	299.04	474	39.89	153	80.86	116	146.47	10	23.47			1	1.28					4	4.71					1	2.36		

樹種別一覧表

林小班	2009れ	採取方法	複層伐(帯)	面積	4.79
-----	-------	------	--------	----	------

樹種	生被別	合計		20下込		22~32込		34~46込		48~58込		60上込		34~46 1級		48~58 1級		60上込 1級		34~46 2級		48~58 2級		60上 2級		34上 3級		34上 4級	
		本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
トドマツ	生	525	298.84	196	25.67	210	121.10	113	139.50	6	12.57																		
エゾマツ	生	7	3.39	4	0.33	2	1.33	1	1.73																				
N計	生	532	302.23	200	26.00	212	122.43	114	141.23	6	12.57																		
ナラ	生	181	31.88	139	14.87	42	17.01																						
シラカバ	生	126	47.54	39	5.59	78	32.54							5	4.98						3	2.70						1	1.73
メジロカバ	生	5	2.42	1	0.17	4	2.25																						
ダケカンバ	生	1	0.17	1	0.17																								
ホオ類	生	122	9.96	120	9.32	2	0.64																						
キハダ類	生	11	0.71	11	0.71																								
イタヤカエデ	生	192	11.00	186	8.91	6	2.09																						
シナノキ	生	142	20.42	120	9.07	19	8.22							2	2.02						1	1.11							
アサダ	生	3	0.08	3	0.08																								
センノキ	生	13	3.38	10	0.88	2	0.64																1	1.86					
ニレ	生	15	2.18	13	1.24	2	0.94																						
ヤチダモ	生	1	0.39			1	0.39																						
エンジュ	生	61	3.23	61	3.23																								
その他L	生	151	26.86	115	8.92	31	12.53	5	5.41																				
L計	生	1,024	160.22	819	63.16	187	77.25	5	5.41					7	7.00						4	3.81	1	1.86				1	1.73
合計		1,556	462.45	1,019	89.16	399	199.68	119	146.64	6	12.57			7	7.00						4	3.81	1	1.86				1	1.73

樹種別一覧表

林小班	2054ろ	採取方法	複層伐(帯)	面積	9.84
-----	-------	------	--------	----	------

樹種	生被別	合計		20下込		22~32込		34~46込		48~58込		60上込		34~46 1級		48~58 1級		60上込 1級		34~46 2級		48~58 2級		60上 2級		34上 3級		34上 4級	
		本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
トドマツ	生	635	682.32	32	5.31	208	135.17	357	457.68	37	81.09	1	3.07																
エゾマツ	生	2	0.20	2	0.20																								
N計	生	637	682.52	34	5.51	208	135.17	357	457.68	37	81.09	1	3.07																
ナラ	生	111	42.34	50	7.20	47	20.77													11	10.95					3	3.42		
シラカバ	生	9	3.16	1	0.13	8	3.03																						
ダケカンバ	生	7	11.38	4	9.58	2	0.79													1	1.01								
ホオ類	生	38	7.56	28	2.47	8	3.53													2	1.56								
キハダ類	生	4	0.91	2	0.19	2	0.72																						
イタヤカエデ	生	64	7.14	57	4.14	6	2.22													1	0.78								
シナノキ	生	69	19.47	42	4.99	22	9.36													5	5.12								
センノキ	生	16	5.48	7	0.91	8	3.66													1	0.91								
ニレ	生	19	4.39	12	1.61	7	2.78																						
ヤチダモ	生	6	1.74	3	0.37	3	1.37																						
エンジュ	生	1	0.01	1	0.01																								
その他L	生	257	52.98	174	15.27	77	31.98													6	5.73								
L計	生	601	156.56	381	46.87	190	80.21													27	26.06					3	3.42		
合計		1,238	839.08	415	52.38	398	215.38	357	457.68	37	81.09	1	3.07							27	26.06					3	3.42		

樹種別一覧表

林小班	2054る	採取方法	複層伐(帯)	面積	0.68
-----	-------	------	--------	----	------

樹種	生被別	合計		20下込		22~32込		34~46込		48~58込		60上込		34~46 1級		48~58 1級		60上込 1級		34~46 2級		48~58 2級		60上 2級		34上 3級		34上 4級	
		本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
トドマツ	生	64	43.67	16	1.93	30	17.23	17	22.29	1	2.22																		
イチイ	生	1	0.10	1	0.10																								
N計	生	65	43.77	17	2.03	30	17.23	17	22.29	1	2.22																		
ナラ	生	69	19.36	31	4.30	37	14.15																			1	0.91		
シラカバ	生	1	0.28			1	0.28																						
ダケカンバ	生	7	1.88	4	0.78	3	1.10																						
ホオ類	生	9	0.94	9	0.94																								
イタヤカエデ	生	16	1.17	16	1.17																								
シナノキ	生	41	5.21	37	3.73	4	1.48																						
センノキ	生	6	1.59	4	0.50	2	1.09																						
ニレ	生	4	1.23	2	0.26	2	0.97																						
ヤチダモ	生	2	0.50	1	0.22	1	0.28																						
L計		155	32.16	104	11.90	50	19.35																			1	0.91		
合計		220	75.93	121	13.93	80	36.58	17	22.29	1	2.22															1	0.91		

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の
7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針

- 1 樹木採取権実施契約に定める施業計画及び実行計画の内容を、別紙 12 の樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画（網走東部森林計画区）に適合したものとするほか、事業の実施に当たって、伐区の分散、林地の保全、自然環境の保全等により国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ること。
- 2 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎の維持・強化に取り組むこと。
- 3 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に由来する木材の取引等について、木材の需給動向を十分勘案するとともに、別記のとおり木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者間における安定的な取引関係の確立に取り組むこと。
- 4 事業の実施に当たり関連する法令等を遵守するとともに、適切な経験・資格等を有する技術者の配置、労働災害の発生防止その他の事業の実施体制の確保に努めること。
- 5 事業の実施による雇用の増大、作業員の地元雇用、民有林との連携、地域貢献活動等により樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に努めること。
- 6 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に努めること。
- 7 作業員の雇用形態の改善、ワーク・ライフ・バランスの確保その他の雇用管理の改善に努めること。
- 8 採取跡地における効率的な植栽の実施に取り組むこと。
- 9 事業の実施に当たり、国有林野事業の請負事業者、立木販売の買受者、その他国有林野を利用する第三者、地域住民等の対外的関係に配慮し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に協力すること。

木材の取引等について、以下を満たすこと。

ア 申請書及び樹木採取権実施契約に定める木材取引計画の内容について、樹木採取権者の北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に由来する素材生産量が北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区の森林資源の状況に鑑み適切なものとなるようにすること。

イ 申請書及び樹木採取権実施契約に定める木材取引計画の内容を、樹木採取権者、木材利用事業者等とともに国産材の取扱量が北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に由来する木材の供給量以上に増加するものとし、かつ、北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に由来する木材の供給量に相当する量以上の量が木材製品利用事業者等その他の取引先の新規需要開拓に充てられるものとする。

備考：イの新規需要開拓とは、例えば以下の①から③までのようなものであって既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられるものを指す。

① 従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの

(例) C L T 建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等

② 従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの

(例) 2 × 4 建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等

③ その他の取組

(例) 地元産材の活用により差別化を図る取組 (顔の見える木材での家づくり等)、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律
第 8 条の 14 第 2 項第 1 号の樹木の採取に関する基準

樹木採取権者は、樹木の採取のほか事業を実施するに当たっては、以下の基準によらなければならない。なお、国有林野事業の実施のために、当該事業の実施箇所においてあらかじめ樹木採取権者が樹木を採取する必要があると北海道森林管理局長が認める場合、本基準 1、2、5 及び 6（総計最低採取面積に係るものを除く。）は適用しない。

1. 採取してはならない樹木

- (1) 以下に該当する樹木は、採取してはならない。
該当なし
- (2) 以下に該当する樹木は、樹木の採取又は搬出その他の事業の実施の際に支障となると認められる場合を除き採取してはならない。
 - ア 搬出済届が提出された後又は搬出期間経過後において天然に生じた樹木
 - イ 森林管理局長が定める「国有林野産物収穫調査規程」に定める胸高直径 10 センチメートル未満の樹木
 - ウ 災害跡地等に植栽された樹木（天然に生じた樹木を含む。）で、本基準 2 (1) アの間伐その他の樹木の採取が可能になる林齢に満たないもの

2. 採取方法ごとの採取規整

小班（区画）ごとに定められた皆伐、複層伐（複数の小班からなる一団のまとまりにおいて面的な複層状態に誘導するものを含む。）、択伐などの採取方法は、別紙 3 森林資源等状況一覧表のとおり。具体的な樹木の採取は、採取方法ごとに、以下の(1)から(5)までの採取規整に適合しなければならない。なお、小班（区画）ごとに可能な採取方法は、別紙 3 森林資源等状況一覧表に定められた採取方法に係る(2)の伐採率より伐採率が低い採取方法及び間伐とする。

(1) 採取できる林齢

ア 伐期齢等

小班（区画）ごとの主伐が可能になる伐期齢、間伐その他の樹木の採取が可能になる林齢及び主伐又は間伐その他の樹木の採取が可能になる年度は、別紙 3 森林資源等状況一覧表のとおり。なお、別紙 3 森林資源等状況一覧表に定める主伐が可能になる年度は、(5)の隣接する新生林分が鬱閉までに要する期間を反映したものではない。

イ 間伐の繰り返し期間等

過去に間伐が実施された箇所と同一の箇所で間伐を実施しようとする場合、林冠が閉鎖するまでの期間として、当該過去に間伐が実施された年度の末日から樹種ごとに表 1 に定める年数が経過する必要がある（樹冠疎密度など間伐の実施可否の基準が法令等に別途定められている場合、それらの基準も満たす必要がある。）。また、過去に間伐が実施された箇所と同一の箇所で主伐を実施しようとする場合についても同じ。なお、公募の時点における前回の間伐実施年度については別紙 3 森林資源等状況一覧表のとおり。

樹木採取権者が樹木採取区において間伐を実施した場合における間伐が実施された年度は、当該伐区に係る採取済届が提出された又は採取期間が満了した年度とする。

表 1：前回間伐から経過すべき年数

	トドマツ
前回間伐から経過すべき年数	9年
前回の複層伐から経過すべき年数	下木の植栽より 15年

(2) 採取方法ごとの伐採率及び一塊の採取箇所面積等

採取方法ごとの伐採率及び一塊の採取箇所は、面積等により規整する。

伐採率及び一塊の採取箇所面積は、具体的には、以下のアからエまでのとおり規整する。なお、それぞれの記号の定義は以下のとおり。

a_n : 小班 n における伐区面積

b_n : 小班 n の小班面積

c_n : 小班 n における明確でない小班内雑地等の面積

d : 規整に用いられる面積 $d = \sum \left\{ a_n - \left(\frac{a_n}{b_n} \times c_n \right) \right\}$

※ 樹木を採取しようとする伐区が複数の小班にまたがらない場合、 $n = 1$ となる。

ア 皆伐

該当なし

イ 複層伐

それぞれの一塊の採取箇所について、以下の (ア)、(イ) 又は (ウ) のいずれかとした上で、一つの伐区について、採取箇所面積の合計 $\leq d \times 40\%$ とする。また、単木での採取は行わないこととする。

(ア) 別紙 3 森林資源等状況一覧表に定める、面的な複層状態に誘導する小班のまとまりにおいて、伐区が複数の小班にまたがる場合、一塊の採取箇所面積 $\leq 2.5\text{ha}$ とする。

(イ) 伐区が一つの小班内に留まる場合、一塊の採取箇所面積 $\leq 1\text{ha}$ とする。

(ウ) 一塊の採取箇所の形状が帯状の場合、帯の幅 \leq 樹高の 2 倍とする。

ウ 択伐

それぞれの一塊の採取箇所について、以下の (ア) 又は (イ) とした上で、それぞれの一塊の採取箇所の間隔を 20m 以上とする。また、一つの伐区について、採取箇所面積の合計 $\leq d \times 30\%$ とする。

(ア) 一塊の採取箇所の形状が群状の場合、一塊の採取箇所面積 $< 0.05\text{ha}$ とする。

(イ) 一塊の採取箇所の形状が帯状の場合、帯の幅 $< 10\text{m}$ とする。

エ 間伐

列状間伐を原則とし、別紙 3 森林資源等状況一覧表に定める伐採率又は主伐箇所の間伐する場合の間伐率により、それぞれの採取箇所面積 (採取列長 \times 採取列幅) の合計 $\leq d \times 35\%$ 、 $d \times 30\%$ 又は $d \times 27\%$ とする。

なお、列状間伐の採取列の幅については、4 m \sim 5 m とする。

(3) 主伐における採取箇所の形状及び配置

採取跡地への植栽、保育、将来の収穫など、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないよう、樹木の採取に当たっては、国有林野の有する公益的機能の維持増進等の観点から、特段の理由がない限り、一塊の採取箇所は、(2)ア並びにイ(ア)及び(イ)の採取方法における一塊の採取箇所面積以下かつ1ha以上の外縁のまとまった複雑でない形状とすること。ただし、一塊の採取箇所が一つの区画内に納まる場合であって当該区画の面積が1haに満たない場合及び(4)ア(ウ)から(オ)までの保護樹帯において隣接する新生林分が鬱閉したことにより樹木を採取する場合は除く。

なお、同一区画内又は一塊の隣接した複数の区画内に複数の伐区を設定する際は、樹木の採取をせず保残する箇所においても一定のまとまりが確保され、保育及び将来の収穫が効率的に実施できるよう、伐区の配置に配慮すること。

(4) 保護樹帯の設定等

ア 保護樹帯の設定について

尾根及び溪流における浸食等の防止、生態系保全上重要な林分の保護、伐区の分散及び新生林分の保護のため、皆伐及び群状又は帯状の複層伐を行う場合には、以下の箇所に樹木採取権者が保護樹帯の設定を行うこと。

なお、(ア)から(エ)までにおいて保護樹帯を具体的に配置すべき箇所については、別紙3森林資源等状況一覧表及び別紙4公募時現況図のとおり。

(ア) 尾根、溪流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所

(イ) 生態系保全上重要な箇所(樹木採取区外を含む。)に隣接する箇所

(ウ) 隣接する林分(民有林を含む。)であって公募時点において樹木採取権の存続期間中に主伐が予定されているものとの境界に当たる箇所

(エ) 隣接する林分(民有林を含む。)が更新後、公募時点において(5)の新生林分の鬱閉の判断の基準に示される年数を経過していない場合には、当該林分との境界に当たる箇所(樹木採取権の存続期間中に隣接林分が当該年数を経過した場合、それ以降での当該箇所に係る保護樹帯部分の樹木の採取は可能となる。樹木の採取が可能となる具体的な年度は別紙3森林資源等状況一覧表のとおり。)

(オ) (2)の制限に適合させるため採取しない箇所

(ア)及び(イ)の箇所については、必要最小限の作業道の開設及び針広混交林化を図るための樹木の採取を除き、樹木の採取は行ってはならない。(ウ)から(オ)までの箇所については、(5)の隣接する新生林分の鬱閉の判断の基準及び(1)の伐期齢の基準又は間伐の繰り返し期間の基準に適合する場合に限り樹木を採取することができる。(2)イの複層伐において、(ウ)及び(エ)の箇所に、樹木を採取せずに保残する箇所を配置する場合、当該保残箇所が以下の保護樹帯の幅員の基準を満たしている場合は、当該保護樹帯の設定を要しない。

また、(ア)から(オ)までの箇所において開設する作業道については、保護樹帯以外で開設する場合と同様に、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に沿って北海道森林管理局長が定める森林作業道作設仕様書に適合しなければならない。

保護樹帯は、原則として 50m の幅員を確保しなければならない。ただし、隣接した箇所には保護樹帯が設定されている場合には、当該保護樹帯と合わせて 50m の幅員が確保されればよい。このため、樹木採取区に隣接して国が十分な幅員の保護樹帯を設定している場合には、樹木採取権者が保護樹帯の設定を行う必要はない。

イ 樹木の採取に伴い保残する箇所の面積及び形状の取扱いについて

(2) イ（ウ）の帯状複層伐においては 40m 幅の帯状を採取し、60m 幅の帯状を保残することを基本とする。

(5) 新生林分が隣接する場合の取扱い

風害防止等の観点から、国有林野内で皆伐又は一塊の採取箇所が 1 ha 以上若しくは一小班の全てを採取する複層伐を行った林分との間に(4)アの保護樹帯のない箇所において皆伐又は一塊の採取箇所が 1 ha 以上又は一林小班の全てを採取する複層伐をしようとする場合で、隣接する当該林分が新生林分として鬱閉していない場合、その面積は隣接する当該新生林分の面積と合計して 5 ha を超えてはならない（5 ha を超えない場合は、(4)ア（ウ）及び（エ）の保護樹帯の設定は不要）。

新生林分については、植栽が完了した年から 30 年間を経過したときに鬱閉したものとして取扱うこととする。

3. 法令の遵守

樹木の採取に関する各種法令及び法令に基づく諸通達等を遵守し、必要な手続きを事前に確実に行い、法令違反の未然防止を徹底すること。

4. その他の環境保全上配慮すべき事項

- ① 土場及び搬出路の箇所の選定の際には、国と十分打合せを行うとともに、極力既設の土場及び搬出路を利用すること。また、既設の搬出路がなく新設する場合、二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合等は、北海道森林管理局長が定める「森林作業道作設標準例」によること。樹木の採取及び集運材に使用した搬出路については、搬出終了時に適切な水切りを施工するなど、林地災害等の未然防止を図ること。
- ② 車両系林業機械による集材に当たっては、ウインチを利用する等、林内での林業機械の走行を極力抑制すること。ただし、緩傾斜地でのハーベスタ等による林内作業についてはこの限りでない。
- ③ 河川及び溪流へ土砂が流入しないよう、樹木の採取に当たっては林地を保全し、溪流内においては機械走行を極力回避すること。下流域に汚濁等が発生した場合は速やかに原因の除去等改善策及び再発防止策を講じ、併せて下流域関係者への説明等の措置を講じること。
- ④ 樹木の採取に伴い発生した末木、枝条等を沢地又は河川の流路、道路又は道路の排水施設付近等に放置し、又は林内に埋設してはならない。
- ⑤ 希少野生動植物種の生息等を確認した場合、速やかに国に連絡すること。この場合において、北海道森林管理局長から樹木採取権者に対して行った樹木の採取及び搬出の時期並びに方法等についての指示に従うこと。
- ⑥ 火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、樹木の採取に伴い発生した末木、枝条等

を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

- ⑦ 病虫獣害防除を行うために薬剤を使用する必要があると考える場合は、網走中部森林管理署と協議を行い調整した上で、諸法令通達等を遵守し、対象林分等の周辺の環境に十分配慮するとともに、風向等の気象条件並びに溪流及び河川の存在を考慮して散布しなければならない。また、薬剤の流出、紛失を防ぐため管理を徹底し、使用後の薬剤の容器等は全て持ち帰り処分すること。

5. 収穫調査との関係

1の採取してはならない樹木並びに、2(4)アの(ア)及び(イ)の保護樹帯を設置すべき箇所については、収穫調査の段階で初めてその存在が明らかになる場合があるが、これらの箇所についての樹木の取扱いについては、それぞれの基準に従うこと。

6. 上限採取面積及び最低採取面積

(1) 原則

実施契約の契約期間において樹木を採取する又は採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の合計は、当該特定の採取方法に係る総計上限採取面積を超えてはならず、当該特定の採取方法に係る総計最低採取面積を超えなければならない。

実施契約の契約期間の各年度において、当該年度に樹木を採取する又は採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の合計は、当該特定の採取方法に係る単年度上限採取面積を超えてはならない。この場合において、実施契約の規定により指定される採取期間内において初めて当該年度に樹木を採取する伐区（以下「新規伐区」という。）であって特定の採取方法に係るものがあるときは、前段に加えて、実施契約の契約期間の各年度において、当該特定の採取方法に係る新規伐区面積（新規伐区的面積の合計をいう。以下同じ。）が当該特定の採取方法に係る新規伐区面積に係る単年度上限採取面積を超えてはならない。

以下で個別に例外を定める場合を除き、特定の採取方法に係る実施契約の契約期間の総計上限採取面積、単年度上限採取面積及び総計最低採取面積は、以下のとおりとする。

それぞれの記号の定義は以下のとおりとする。

y：実施契約の契約期間 $y = \bigcirc_1$ 年

S₁：複層伐に係る採取可能面積 $S_1 = 71.37$ ha

S₂：間伐に係る採取可能面積 $S_2 = 487.69$ ha

T：樹木採取権の存続期間 $T = 9$ 年

n₁：複層伐に係る年間の平均採取面積 $n_1 = S_1 \div T = 7.93$ ha/年

n₂：間伐に係る年間の平均採取面積 $n_2 = S_2 \div T = 54.19$ ha/年

ア 総計上限採取面積

(ア) 原則

y年間の総計上限採取面積（複層伐） $= n_1 \times y \times 1.2 = 7.93 \times \bigcirc_1 \times 1.2 = 9.52 \times \bigcirc_1$ ha、y

年間の総計上限採取面積（間伐） $= n_2 \times y \times 1.2 = 54.19 \times \bigcirc_1 \times 1.2 = 65.03 \times \bigcirc_1$ ha

ただし、 $y \leq 3$ の場合、y年間の上限採取面積（複層伐） $= n_1 \times y \times 1.5 = 7.93 \times \bigcirc_1 \times 1.5 = 11.90 \times \bigcirc_1$ ha、y年間の上限採取面積（間伐） $= n_2 \times y \times 1.5 = 54.19 \times \bigcirc_1 \times 1.5 = 81.29$

× 〇₁ha

なお、上記の式により算定された総計上限採取面積が、樹木の採取を行う際に有効な国有林野施業実施計画に定める施業群ごとの上限伐採面積を超える場合には、他の記述にかかわらず当該施業群ごとの上限伐採面積を総計上限採取面積として適用する。

(イ) 総計上限採取面積の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、以下の n' を総計上限採取面積の算定式の n に置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該期間を含む実施契約の契約期間及び当該期間後の実施契約の契約期間においては、その値を新たな総計上限採取面積として適用する。

n'_1 : 再計算後の年間の平均採取面積 (複層伐)

$$n'_1 = S_1 \div (T - t) \text{ ha/年} = 71.37 \div (9 - \bullet_1) \text{ ha/年}$$

n'_2 : 再計算後の年間の平均採取面積 (間伐)

$$n'_2 = S_2 \div (T - t) \text{ ha/年} = 487.69 \div (9 - \bullet_1) \text{ ha/年}$$

t : 国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間 $t = \bullet_1$ 年

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、当該実施契約においては、表3に定める y' の値を総計上限採取面積の算定式の y に置き換え、総計上限採取面積を算定して適用する。

イ 単年度上限採取面積

(ア) 原則

$$\text{単年度上限採取面積 (複層伐)} = n_1 \times 3.0 = 7.93 \times 3.0 = 23.79\text{ha}$$

$$\text{単年度上限採取面積 (間伐)} = n_2 \times 3.0 = 54.19 \times 3.0 = 162.57\text{ha}$$

ただし、災害等のやむを得ない事由により樹木を採取できなかった場合に翌年度以降に繰り越した伐区の面積については、これを超えることができる。

$$\text{新規伐区面積に係る単年度上限採取面積 (複層伐)} = n_1 \times 1.5 = 7.93 \times 1.5 = 11.90\text{ha}$$

$$\text{新規伐区面積に係る単年度上限採取面積 (間伐)} = n_2 \times 1.5 = 54.19 \times 1.5 = 81.29\text{ha}$$

(イ) 単年度上限採取面積算定の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、総計上限採取面積と同様に再計算後の年間の平均採取面積 n' を単年度上限採取面積の算定式の n に置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該年度を含む年度及び当該期間後の年度においては、その値を新たな単年度上限採取面積 (新規伐区面積に係る単年度上限面積を含む。以下(イ)及び(3)において同じ。)として適用する。

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、国は当該事由により実施契約の締結が遅れた期間をア(イ)の t として、 n' を単年度上限採取面積の算定式の n に置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該実施契約の契約期間及び当該期間後に締結する実施契約の契約期間においては、その値を新たな単年度上限採取面積として適用する。

ウ 総計最低採取面積

(ア) 原則

$$y \text{ 年間の総計最低採取面積 (複層伐)} = n_1 \times y' \times 0.5 = 7.93 \times y' \times 0.5 = 3.97 \times y' \text{ ha}$$

$$y \text{ 年間の総計最低採取面積 (間伐)} = n_2 \times y' \times 0.5 = 54.19 \times y' \times 0.5 = 27.10 \times y' \text{ ha}$$

総計最低採取面積の算定に用いる y' については、地域管理経営計画の計画期間を踏まえ、実施契約の期間ごとに表2の定める値を適用する。

表2：実施契約の契約期間ごとの y' の値

実施契約の契約期間	第1期	第2期
実施契約の終期	令和8年3月31日	樹木採取権の 存続期間の満了日
y' の値	\square_1	\square_2

(備考) \square_1 については、樹木採取権設定後直ちに第1期の実施契約が締結された場合の契約期間、 \square_2 については第1期の契約が満了後直ちに第2期の実施契約が締結された場合の樹木採取権の存続期間満了日までの期間とする。

(イ) 総計最低採取面積の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、当該期間を含む実施契約の契約期間及び当該期間後の実施契約の契約期間においては、以下の補正式により得られる値を当該実施契約の契約期間における新たな総計最低採取面積として適用する。

t ：国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間 $t = \bullet_1$ 年

$$\begin{aligned} \text{補正式 (複層伐)} : n_1 \times y' \times 0.5 - n_1 \times t \\ = 7.93 \times y' \times 0.5 - 7.93 \times \bullet_1 = 3.97 \times y' - 7.95 \times \bullet_1 \text{ ha} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{補正式 (間伐)} : n_2 \times y' \times 0.5 - n_2 \times t \\ = 54.19 \times y' \times 0.5 - 54.19 \times \bullet_1 = 27.10 \times y' - 54.19 \times \bullet_1 \text{ ha} \end{aligned}$$

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、当該実施契約の契約期間及び当該期間後に締結する実施契約の契約においては、上記の補正式において当該事由により実施契約の締結が遅れた期間を t として、得られる値を新たな総計最低採取面積として適用する。

権利設定料の返還を伴う国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和29年政令第121号）第8条各号に定める事由が発生した場合、国は、以下の再計算後の年間の平均採取面積 n'' を総計最低採取面積の算定式の n と置き換え、その結果得られる値が元の値より小さければ、その値を新たな総計最低採取面積として適用する。

$$S' : \text{当該事由発生時以降に採取可能な面積} = \bullet_2 \text{ ha}$$

$$T' : \text{当該事由発生時の樹木採取権の残存期間} = \bullet_3 \text{ 年}$$

$$n'' : \text{再計算後の年間の平均採取面積} \quad n'' = S' \div T' = \bullet_2 \div \bullet_3 \text{ ha/年}$$

(ウ) 総計最低採取面積不達分の計上

ある実施契約の契約期間において樹木を採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の総計が、不可抗力その他のやむを得ない事由によらずに当該特定の採取方

法に係る総計最低採取面積を下回ったときは、当該実施契約の契約期間において樹木を採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の総計と当該特定の採取方法に係る総計最低採取面積との面積の差は、次期実施契約の当該特定の採取方法に係る総計最低採取面積に加算される。

(2) 樹木採取区に複数の伐採方法が設定されている場合の総計上限採取面積等の基準

樹木採取区に複数の採取方法が設定されている場合、総計上限採取面積、単年度上限採取面積、総計最低採取面積に係る基準の取扱いについては、(1)にかかわらずそれぞれ以下のとおりとする。

ア 総計上限採取面積に係る基準

実施契約の契約期間において樹木を採取する又は採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の合計が(1)アの当該特定の採取方法に係る総計採取面積を超えないこと又は以下を満たすことのいずれかを満たすこと。

実施契約の契約期間において樹木を採取する又は採取した伐区における採取箇所面積の合計が、以下の総計上限採取箇所面積（以下「総計上限採取面積の全ての採取方法に係る特例面積」ともいう。）を超えないこと。

$$y \text{ 年間の総計上限採取箇所面積} = N \times y = 18.01 \times \bigcirc_1 \text{ha}$$

$$N : \text{年間の平均採取箇所面積} \quad N = S' \div T = 162.08 \div 9 = 18.01 \text{ha}$$

$$S' : \text{樹木採取区における採取方法ごとの採取可能面積にそれぞれの伐採率を乗じたものの合計} \quad S' = 71.37 \times 0.4 + ((454.43 \times 0.27) + (16.06 \times 0.30) + (17.20 \times 0.35)) = 162.08 \text{ha}$$

$$T : \text{樹木採取権の存続期間} \quad T = 9 \text{年}$$

※ 国の責めに帰すべき事由、不可抗力その他のやむを得ない事由により、樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、以下のN'を上記のNに置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該期間を含む実施契約の契約期間及び当該期間後の実施契約の契約期間においては、その値を新たな総計上限採取箇所面積として適用する。

$$N' : \text{再計算後の年間の平均採取箇所面積} \quad N' = S' \div (T - t) \text{ ha/年} \\ = 162.08 \div (9 - \bullet_1) \text{ ha/年}$$

$$t : \text{国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他やむを得ない事由により樹木の採取を行うことができない期間} \quad t = \bullet_1 \text{年}$$

国の責めに帰すべき事由、不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、当該実施契約においては、表2に定めるy'の値を総計上限採取箇所面積の算定式のyに置き換え、総計上限採取箇所面積を算定して適用する。

イ 単年度上限採取面積に係る基準

当該年度に樹木を採取する又は採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の合計が(1)イの当該特定の採取方法に係る単年度上限採取面積を超えないこと又は以下を満たすことのいずれかを満たすこと。

当該年度に樹木を採取する又は採取した伐区における採取箇所面積の合計が、以下の単

年度上限採取箇所面積（以下「単年度上限採取面積の全ての採取方法に係る特例面積」ともいう。）を超えないこと。

$$\text{単年度上限採取箇所面積} = N \times 2 = 18.01 \times 2 = 36.02\text{ha}$$

N：アにより算定した年間の平均採取箇所面積

また、当該年度に樹木を採取する又は採取した新規伐区における採取箇所面積の合計が、以下の新規伐区に係る単年度上限採取箇所面積（以下「単年度上限採取面積の全ての採取方法に係る新規伐区に係る特例面積」ともいう。）を超えないこと。

$$\text{新規伐区に係る単年度上限採取箇所面積} = N = 18.01\text{ha}$$

※ 国の責めに帰すべき事由、不可抗力その他のやむを得ない事由により、樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、総計上限採取箇所面積と同様に N' を上記の N に置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該期間を含む実施契約の契約期間及び当該期間後の実施契約の契約期間においては、その値を新たな単年度上限採取箇所面積（新規伐区に係る単年度上限採取箇所面積を含む。以下イ及びウ（3）において同じ。）として適用する。

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由により実施契約の締結が遅れた場合、国は当該事由により実施契約の締結が遅れた期間をアの t として、 N' を単年度上限採取箇所面積の算定式の N に置き換え、その結果得られる値が元の値より大きければ、当該実施契約の契約期間及び当該期間後に締結する実施契約の契約期間においては、その値を新たな単年度上限採取箇所面積として適用する。

ウ 総計最低採取面積に係る基準

実施契約の契約期間において樹木を採取する又は採取した伐区であって特定の採取方法に係るものの伐区面積の合計が(1)ウの当該特定の採取方法に係る総計最低採取面積を超えること又は以下に定める場合に該当する場合において以下の特例を満たすことのいずれかを満たすこと。

(1)ウ及びウを除く採取の基準を満たす特定の採取方法に係る伐区の数が公募において示される樹木採取権の存続期間中の実施契約の数以下である場合は、当該採取方法に係る伐区については、一の実施契約において複数の伐区を計上しないこと。

(3) 採取面積の調整

(1)及び(2)について、国有林野施業実施計画に基づく上限伐採面積との関係で採取面積の調整が必要な場合で、北海道森林管理局長から樹木採取権者に対して、樹木採取権者が作成した施業計画案における伐区面積をその案により減じる旨の協力を求め、樹木採取権者がこれに応じた場合、減じた分の採取方法ごとの面積について、北海道森林管理局長は、締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における当該採取方法に係る総計上限採取面積に加算し、また減じた分の採取方法ごとの面積を締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間に係る年数で除した面積を、締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における当該採取方法に係る単年度上限採取面積に加算する。また、減じた分の採取箇所面積について、北海道森林管理局長は、締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における総計上限採取面積の全ての採取方法に係る特例面積に加算し、また減じた分の採取箇所面積を締結しようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間に係る年数で除した面積を、締結し

ようとする実施契約の次期の実施契約の契約期間における単年度上限採取箇所面積に加算する。

ただし、この協力の要請は、締結しようとする実施契約が最終の期間に締結することとなる実施契約でない場合のみに可能とする。

(4) 当初の上限採取面積等

(単位：ha)

実施契約の契約期間	第 1 期	第 2 期
総計上限採取面積等		
(1) ア (ア) 総計上限採取面積		
複層伐	$9.52 \times \bigcirc_1$	$9.52 \times \bigcirc_1$
間伐	$65.03 \times \bigcirc_1$	$65.03 \times \bigcirc_1$
(1) ア (ア) 「ただし」 以下 総計上限採取面積 ($y \leq 3$ の場合)		
複層伐	—	—
間伐	—	—
(2) ア 総計上限採取面積の全ての採取方法に 係る特例面積	$18.01 \times \bigcirc_1$	$18.01 \times \bigcirc_1$
単年度上限採取面積等		
(1) イ (ア) 前段 単年度上限採取面積		
複層伐	23.79	23.79
間伐	162.57	162.57
(1) イ (ア) 後段 新規伐区に係る単年度上限採取面積		
複層伐	11.90	11.90
間伐	81.29	81.29
(2) イの面積		
前段 単年度上限採取面積の全ての採取方 法に係る特例面積	36.02	36.02
後段 単年度上限採取面積の全ての採取方 法に係る新規伐区に係る特例面積	18.01	18.01
(1) ウ (ア) 総計最低採取面積		
複層伐	$3.97 \times \square_1$	$3.97 \times \square_2$

間伐	$27.1 \times \square_1$	$27.1 \times \square_2$
----	-------------------------	-------------------------

(備考) 本基準で用いられている用語は、特段の断りがない限り、樹木採取権制度ガイドラインによる。

参加資格要件

- 1 単独の個人又は法人であること。
- 2 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに（原則として樹木採取権の設定の日に）、別紙 15「樹木採取権運用協定書（案）」の内容で樹木採取権運用協定を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 3 樹木採取権が設定された際には、別紙 14「樹木採取権実施契約書（案）」に示した内容で樹木採取権実施契約を締結する旨の誓約書を提出する者であること。
- 4 樹木採取権実施契約を締結せずに樹木を採取しない旨の誓約書を提出する者であること。
- 5 法第 8 条の 9 第 1 項第 1 号の事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、別紙 11「北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針」の内容に適合すること。また、申請書の内容に則して事業を行うことの誓約書を提出する者であること。
- 6 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表、樹木採取権の設定又は移転の際の樹木採取権者名等の公表並びに樹木採取区管理簿、権利設定料の額及び算定方法、樹木採取権実施契約の締結期間、樹木の採取その他の事業の実施状況等の公表に同意する旨の誓約書を提出すること。
- 7 北海道森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している以下の（1）から（13）の要件に適合する旨の誓約書を提出すること。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号（以下「予決令」という。））第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 契約年度を含む農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」を有している者であること。
 - (3) 契約年度を含む農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加を希望する地域において、北海道を選択している者であること。
 - (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（契約年度を含む「競争参加者の資格に関する公示」において、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 2 年 3 月 31 日）9（2）に規定する手続に該当する手続きをした者を除く）でないこと。
 - (5) 契約年度の前年度を含む過去 15 カ年度内に完了した当該事業と同種の事業である「造林」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）

を有すること。

- (6) 当該事業と同種の事業について、契約年度の前年度及び前々年度の2年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業がある場合においては、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。
- (7) 当該事業に配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用しており技術者の資格のいずれか（次に掲げる（ア）から（カ）まで）を有していること。
- （ア）技術士（林業、森林土木、林産等）
 - （イ）林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価等）
 - （ウ）フォレストマネージャー
 - （エ）フォレストリーダー
 - （オ）フォレストワーカー（林業作業士）
 - （カ）青年林業士
- なお、上記の資格を有しない場合、契約年度を含む過去15カ年度に造林、または素材生産である森林整備事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として完成、引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（（ア）現場代理人として経験した事業（イ）現場代理人以外で経験した事業）に基づくこと。）に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。
- (8) 当該事業に車両系建設機械運転技能講習修了者の資格等を有している者を配置できること。
- (9) 薬剤を使用する事業にあつては、契約年度の前年度を含む過去15カ年度内に完了した当該事業と同種の事業である「病虫獣害防除」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有するほかに、農薬管理指導士等の資格を有している者を配置できること。
- (10) 契約時に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 以下に定める届出をしていない事業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

備考：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品作業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」

解説資料」は林野庁ホームページに掲載しております。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>)

- 8 公募期間の末日が、国有林野事業の造林請負、生産請負、立木販売又は製品販売に関して、北海道森林管理局長から受けた指名停止の期間に当たらないこと。
- 9 暴力団排除に関する誓約書を提出する者であること。

樹木採取権実施契約書（第●期）

- 1 本樹木採取区 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 樹木採取権存続期間 運用協定別紙 1（53）の期間
- 3 契約期間 ●年●月●日から●年●月●日まで

本樹木採取区に係る樹木採取権について、国と樹木採取権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって第●期における公正な国有林野管理経営法第 8 条の 14 第 1 項の樹木採取権実施契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

●年●月●日

国

住所 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 10
契約担当官 北海道森林管理局長

樹木採取権者

住所
氏名又は名称
(代表取締役社長) ●

目次

第1章 総則

(目的及び解釈)

(契約保証金)

第2章 本事業の基本的事項

(本事業の概要)

(本事業の実施に関する第三者との調整)

第3章 上限採取面積及び最低採取面積

(上限採取面積及び最低採取面積)

第4章 各年度の実行計画

(実行計画案の作成及び提出)

(実行計画案の承認)

(初年度の実行計画)

(実行計画の確定)

(実行計画の変更)

第5章 樹木料の算定及び納付

(伐区の現地表示及び収穫調査等)

(伐区の実行計画及び樹木料の納付)

(樹木に係る契約不適合責任等)

第6章 変更契約の締結を要しない実行計画の変更

(変更に係る伐区が収穫調査済みの場合の樹木料の納付)

(変更に係る伐区が収穫調査未了の場合の樹木料の算定及び納付)

第7章 樹木の採取及び搬出

(総則)

(採取期間)

(採取期間の延長)

(採取期間満了日後及び採取済届提出後の未採取の樹木の採取)

(支障木の伐採等)

(採取済みの樹木の搬出)

第8章 リスク分担

(リスク分担)

第9章 本事業における制限等

(林地保全等の措置)

(国有林野の使用の禁止等)

(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)

(本契約の違反に係る違約金等)

(定期報告)

第10章 木材の安定的な取引関係の確立

(総則)

(木材の安定取引に関する報告)

(取引事業者の変更の届出等)

(著しい景況の悪化時等の対応)

第 11 章 実施契約の変更

(総則)

(施業計画の変更)

(承認基準の変更に係る変更)

第 12 章 採取跡地における造林

(採取跡地における造林)

第 13 章 事業の休止等

(事業の休止の手續)

第 14 章 実施契約の有効期間及び事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(実施契約の有効期間)

(樹木採取権者の責めに帰すべき事由による本契約の解除)

(樹木採取権の取消し及び放棄)

(樹木採取権消滅時の樹木料の取扱い)

(樹木採取権消滅時の施設及び器具等の収去)

第 15 章 本契約上の権利及び地位の処分の制限

(本契約上の権利及び地位の処分の制限)

第 16 章 その他

(森林管理署長による確認及び協議)

(公租公課)

(秘密保持義務)

(遅延利息)

(管轄裁判所)

(その他)

(疑義に関する協議)

別紙 1 本実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針

別紙 2 施業計画

別紙 3 木材取引計画

別紙 4 安定取引協定書

別紙 5 前期実施契約において未採取の樹木に係る事項

別紙様式第 1 号 (第 6 条) 実行計画案の提出

別紙様式第 2 号 (第 9 条第 2 項) 確定した実行計画の提出

別紙様式第 3 号 (第 10 条第 1 項) 変更に係る実行計画案の提出

別紙様式第 4 号 (第 10 条第 3 項第 2 号) 実行計画変更不可通知

別紙様式第 5 号 (第 10 条第 3 項第 3 号) 実行計画変更不承認通知

別紙様式第 6 号 (第 12 条第 3 項) 樹木料の確定通知

別紙様式第 7 号 (第 12 条第 5 項) 樹木料納付済届

別紙様式第 8 号 (第 17 条第 4 項) 着手届

別紙様式第 9 号 (第 17 条第 6 項) 採取済届

別紙様式第 10 号 (第 18 条第 1 項) 採取期間延長申請書

別紙様式第 11 号 (第 18 条第 1 項) 採取期間の延長の承認

別紙様式第 12 号 (第 30 条第 1 項) 主要取引先の変更

別紙様式第 13 号 (第 33 条第 1 項) 施業計画の変更

別紙様式第 14 号 (第 34 条第 1 項) 計画等承認基準の変更に係る通知

第1章 総則

(目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、本事業を実施するために必要な事項及びそれに付随して必要となる事項を定めることを目的とする。
- 2 国及び樹木採取権者は、相互に協力し、本契約及び本事業を誠実に実施する。
 - 3 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、運用協定別紙1において定められた意味を有する。
 - 4 本契約の別紙及び別紙様式は、いずれも本契約の一部を構成する。
 - 5 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(契約保証金)

- 第2条 会計法第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

第2章 本事業の基本的事項

(本事業の概要)

- 第3条 樹木採取権者は、採取の基準、樹木採取権行使指針、別紙1の本契約の契約期間に係る事業の基本的な方針、別紙2の施業計画、各年度の実行計画、別紙3の木材取引計画及び別紙4の安定取引協定書に従い、法令等並びに本契約及び運用協定の各規定を遵守し、申請書類等の内容に適合した本事業を行わなければならない。
- 2 樹木採取権者は、実行計画に従い、本事業を行うものとする。なお、実行計画は本契約の一部を構成する。

(本事業の実施に関する第三者との調整)

- 第4条 樹木採取権者は、運用協定第5条（責任の負担及び本事業の実施）第4項の定めるところに従い、本事業の実施に際し、近接地の所有者その他関係する第三者がある場合には、当該第三者及び国との間で必要な協議を行い、国有林野事業及び第三者の権利に配慮するための措置を採らなければならない。

第3章 上限採取面積及び最低採取面積

(上限採取面積及び最低採取面積)

- 第5条 樹木採取権者は、採取の基準に定められた総計上限採取面積、単年度上限採取面積及び総計最低採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）に従わなければならない。

第4章 各年度の実行計画

(実行計画案の作成及び提出)

第6条 樹木採取権者は、施業計画に基づき、毎年度、当該年度の前年度の5月末日までに、当該年度の実行計画案を別紙様式第1号により国に提出しなければならない。

(実行計画案の承認)

第7条 前条(実行計画案の作成及び提出)に基づき提出された実行計画案の国による承認は、運用協定第18条(実施契約の締結一国による確認)第3項及び第6項の規定を、「施業計画案」を「施業計画」と、「実施契約案」を「本契約」と読み替えて準用する。

(初年度の実行計画)

第8条 前2条の規定にかかわらず、本契約の契約期間の初年度の実行計画に係る承認の手続については、運用協定第17条(実施契約の締結一計画等)及び第18条(実施契約の締結一国による確認)の定めるところによる。

(実行計画の確定)

第9条 実行計画は、当該実行計画に記載された運用協定第17条(実施契約の締結一計画等)第3項第1号及び第2号(いずれも運用協定及び本契約において準用される場合を含む。)の伐区を除く伐区全てについて、第12条(伐区の実施及び樹木料の納付)第3項に基づく樹木料の確定通知がなされた段階で、実行計画として確定する。

2 樹木採取権者は、前項により実行計画が確定したときは、別紙様式第2号により、国に確定した実行計画を提出する。

(実行計画の変更)

第10条 樹木採取権者が、当該年度に樹木の採取を行う伐区として選択した伐区以外の、施業計画において樹木を採取することとされている伐区で樹木の採取を希望するときは、樹木採取権者は、当該変更に係る実行計画案を別紙様式第3号により国に提出する。

2 前項の提出があったときは、国は、実行計画承認基準に照らして問題ないこと及び第11条(伐区の実地表示及び収穫調査等)において準用される運用協定第21条(国が行う収穫調査等)又は第22条(樹木採取権者が行う収穫調査等)の収穫調査の実行が可能又は不要であることを確認する。

3 前項の確認の結果が次の各号に定めるものであるときは、国は、当該各号に定めるところによる対応を行う。

- (1) 問題がないとき 国及び樹木採取権者は、実行計画を当該実行計画案に差し替える。この差替えがあったときは、当該差替えを実行計画案の承認と、当該差替え後の実行計画案を実行計画として取扱う。
 - (2) 収穫調査の実行が不可能であるとき 契約変更に応じられない旨及びその理由を別紙様式第4号により樹木採取権者に通知する。
 - (3) 収穫調査の実行は可能又は不要であるが実行計画承認基準に照らして問題があるとき 契約変更に応じられない旨及びその理由を別紙様式第5号により樹木採取権者に通知する。
- 4 樹木採取権者は、前項第3号の通知がなされたときであって引き続き実行計画の変更を希望するときは、当該実行計画案を修正し、変更に係る実行計画案を国に再提出する。この場合において、国の確認及び対応については、第2項及び第3項の定めるところによる。
 - 5 第1項の提出は、運用協定及び本契約において別に定める場合を除き、当該年度の前年度の2月末日までに1回及び当該年度の8月末日までに1回の計2回のみ行うことができる。

第5章 樹木料の算定及び納付

(伐区の現地表示及び収穫調査等)

第11条 樹木採取権者は、第7条（実行計画案の承認）又は第8条（初年度の実行計画）により実行計画案の承認を受けたときの伐区の現地表示、収穫調査及び樹木料の額の提示並びにこれらに関する異議の申立ての禁止等については、運用協定第20条（樹木採取権者による伐区の現地表示）から第24条（異議の申立ての禁止）までの規定を、「本協定において準用される場合を含む。」を「運用協定及び本契約において準用される場合を含む。」と読み替えて準用する。

(伐区の実地表示及び樹木料の納付)

第12条 樹木採取権者は、前条において準用される運用協定第21条（国が行う収穫調査等）、第22条（樹木採取権者が行う収穫調査等）又は第23条（収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示）の提示を踏まえ、運用協定第25条（伐区の実地表示）の定めるところにより、樹木の採取を行う伐区を選択し、選択した結果を国に対し通知する。

- 2 樹木採取権者は、前項の実地表示により国有林野の使用対象を変更する必要があるときは、前項の通知に併せて第10条（実行計画の変更）第1項の提出方法と同様に国に当該変更に係る実行計画案を提出する。この場合における国の確認及び対応については、同条（実行計画の変更）第2項から第4項までの定めるところによる。
- 3 国は、運用協定第25条（伐区の実地表示）又は第1項の通知に基づき、当該通知において選択された個々の伐区に係る樹木料の額を確定するとともに、当該額を合

計することにより発出しようとする樹木料の確定通知に係る樹木料の額を確定し、実行計画案に記載された採取開始予定時期の20日前までに、樹木採取権者に対し別紙様式第6号により樹木料の確定通知を発するとともに、当該樹木料に係る納入告知書を発出する。この場合において、伐区及び採取箇所的位置、面積及び区域標示、伐区に係る採取対象木並びに運用協定第34条（国有林野の使用の承認）第1項ただし書の範囲は、当該樹木料の確定通知により確定される。

- 4 樹木採取権者は、前項の納入告知書に定めるところに従い、樹木料を納付しなければならない。樹木採取権者は、樹木料の納付を納入告知書に定める期日より遅滞したときは、年14.6%の割合による遅延利息を国に支払わなければならない。
- 5 樹木採取権者は、樹木料を納付したときは、速やかにこれを証する書面を添えて別紙様式第7号により、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に樹木料納付済届を提出しなければならない。

（樹木に係る契約不適合責任等）

第13条 樹木採取権者が前条（伐区を選択及び樹木料の納付）第1項に基づき樹木の採取を行う伐区を国に対し通知した後に、国が通知し納入を告知した樹木料の額と当該伐区の実態との間に齟齬が発見された場合であっても、国は何ら責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して異議の申立て及び樹木料の返還、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。

第6章 変更契約の締結を要しない実行計画の変更

（変更に係る伐区が収穫調査済みの場合の樹木料の納付）

第14条 第10条（実行計画の変更）の変更に係る伐区が運用協定第17条（実施契約の締結—計画等）第3項第3号（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に該当するときは、国は、遅滞なく第11条（伐区の現地表示及び収穫調査等）において準用される運用協定第23条（収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示）の提示を行う。

- 2 前項の定めるところにより国から提示された樹木料に係る伐区を選択及び樹木料の納付については、第12条（伐区を選択及び樹木料の納付）の定めるところによる。

（変更に係る伐区が収穫調査未了の場合の樹木料の算定及び納付）

第15条 第10条（実行計画の変更）の変更に係る伐区が運用協定第17条（実施契約の締結—計画等）第3項第4号又は第5号（いずれも運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に該当するときは、国又は樹木採取権者は、遅滞なく、第11条（伐区の現地表示及び収穫調査等）において準用される運用協定第22条（樹木採取権者が行う収穫調査等）に定める手続を行い、第10条（実行計画の

変更)の変更に係る伐区が運用協定第17条(実施契約の締結—計画等)第3項第6号(運用協定及び本契約において準用される場合を含む。)に該当するときは、国又は樹木採取権者は、遅滞なく、第11条(伐区の現地表示及び収穫調査等)において準用される運用協定第21条(国が行う収穫調査等)に定める手続を行う。

- 2 前項の定めるところにより国から提示された樹木料に係る伐区を選択及び樹木料の納付については、第12条(伐区を選択及び樹木料の納付)の定めるところによる。

第7章 樹木の採取及び搬出

(総則)

第16条 樹木採取権者は、本樹木採取区において、樹木を採取しようとする年度に係る実行計画に計上された伐区に係る採取対象木であつて、当該採取対象木に係る伐区について第12条(伐区を選択及び樹木料の納付)第5項の樹木料納付済届が国に提出された採取期間内のもの以外の樹木を採取してはならない。

- 2 樹木の所有権は、樹木採取権の行使により、根株から伐り離された時点で、国から樹木採取権者に移転する。
- 3 樹木採取権の行使により樹木採取権者が取得する樹木には、丸太となる樹幹部分のほか梢端部及び枝葉を含み、根株を含まない。
- 4 樹木採取権者は、極印がある樹木については、極印の上部から伐採し、極印を滅失又は棄損してはならない。
- 5 樹木採取権者は、採取の基準に従って樹木を採取しなければならない。

(採取期間)

第17条 国は、第12条(伐区を選択及び樹木料の納付)第3項の樹木料の確定通知において、当該伐区に係る樹木の採取期間を通知する。

- 2 採取期間の満了日は、樹木料の納付の日から3年以内で国が指定した日又は本契約の契約期間満了日のいずれか早い日とする。
- 3 国は、搬出期間の満了日が本契約の契約期間満了日を超える場合を除き、当該伐区の搬出期間と採取期間が一致するよう採取期間を指定する。また、採取期間について3年より短い期間を指定するときは、その理由を明らかにする。
- 4 樹木採取権者は、伐区において樹木の採取に着手する前又は着手した後速やかに、別紙様式第8号により、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に着手届を提出する。
- 5 樹木採取権者は、採取期間内に全ての採取対象木の採取を終えなければならない。ただし、運用協定の規定に従い次期実施契約に基づく採取期間が設定されたときは、当該期間内に当該採取を終えなければならない。

- 6 樹木採取権者は、伐区に係る樹木の採取を終えたときは、遅滞なく、別紙様式第9号により当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に対して当該伐区に係る採取済届を提出する。国は、採取済届の提出があったときは、その内容を確認し必要に応じて当該伐区の所在地を管轄する森林管理署の職員に当該伐区及び支障木等の検査を行わせることができるほか、採取期間が満了したときは、必要に応じて当該伐区の所在地を管轄する森林管理署の職員に当該伐区及び支障木等の検査を行わせることができる。この場合において、樹木採取権者は、国から当該検査への立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、前期の実施契約において未採取である別紙5の樹木については、別紙5に掲げる期間を採取期間とする。

(採取期間の延長)

- 第18条 樹木採取権者は、その末日が本契約の契約期間満了日より前の日とされた採取期間の満了後に樹木を採取することを希望するときは、採取期間の満了日まで、別紙様式第10号により国に採取期間の延長を申請することができる。この場合において、採取期間は、国が当該申請を別紙様式第11号により承認し、第3項の延期料が納付された場合に限り、延長される。ただし、不可抗力その他のやむを得ない事由により、採取期間の満了日まで本文の申請が行えないときは、採取期間の満了日後であっても本文の申請を行うことができる。
- 2 前項の採取期間の延長期間は、通じて1年間を超えることができない。また、本契約の満了日を超えることができない。
- 3 樹木採取権者は、第1項の承認があったときは、採取期間を延長する日数1日につき、当該伐区に係る樹木料の1000分の1に相当する金額の延期料を納入告知書の定めるところにより国に納付しなければならない。
- 4 前項の納入告知書に定められた期日までに延期料が納付されないときは、国は第1項の承認を取り消すことができる。
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、運用協定の規定に基づき搬出期間が延長される場合であって、採取期間が搬出期間に満たないときには、延長された搬出期間まで（延長された搬出期間が本契約の契約期間の満了日を超える場合にあっては本契約の契約期間の満了日まで）採取期間も延長される。この場合においては、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しない。
- 6 第1項から前項までの規定にかかわらず、不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の採取が行えない期間があった場合で樹木採取権者が遅滞なく当該事由を申し出て国の承認を受けたとき又は国有林野管理経営法第8条の13第2項に基づき事業開始期間延長の認可があったとき又は同条第3項に基づき事業の休止が認可されたときには、当該期間の分（当該期間が本契約の契約期間の満了日を超える場合にあっては本契約の契約期間の満了日まで）採取期間が延長される。この場合において、樹木採取権者は第3項の延期料を納付することを要しない。

7 国は、国有林野の管理経営上特別の必要があるときは、前条（採取期間）及び第1項から前項までの規定にかかわらず、本契約満了日を超えない範囲で採取期間を延長することができる。この場合において、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しない。

8 採取期間の延長の申請の有無にかかわらず、国は、運用協定又は本契約で別途定める場合を除き、当該樹木に係る樹木料を返還する義務を負わない。

（採取期間満了日後及び採取済届提出後の未採取の樹木の採取）

第19条 樹木採取権者は、採取期間が満了した後又は採取済届を提出した後に、当該伐区における未採取の樹木を採取しようとするときは、改めて樹木料を納付しなければ、樹木を採取してはならない。

（支障木の伐採等）

第20条 支障木の伐採等については、運用協定第30条（支障木の伐採等）の定めるところによる。

（採取済みの樹木の搬出）

第21条 採取済みの樹木の搬出については、運用協定第4章（搬出期間）の定めるところによる。

第8章 リスク分担

（リスク分担）

第22条 本事業に係るリスクが顕在化した場合の対応等については、運用協定第12章（リスク分担）の定めるところによる。

第9章 本事業における制限等

（林地保全等の措置）

第23条 林地保全等の措置については、運用協定第41条（林地保全等の措置）の定めるところによる。

（国有林野の使用の禁止等）

第24条 国有林野の使用の禁止等については、運用協定第42条（国有林野の使用の禁止等）の定めるところによる。

(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)

第25条 公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務については、運用協定第39条（公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務）の定めるところによる。

(本契約の違反に係る違約金等)

第26条 本契約の違反に係る違約金等については、運用協定第53条（本協定の違反に係る違約金）の定めるところによる。

(定期報告)

第27条 定期報告については、運用協定第48条（定期報告）の定めるところによる。

第10章 木材の安定的な取引関係の確立

(総則)

第28条 樹木採取権者は、別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画に従って、木材の安定的な取引を行わなければならない。

(木材の安定取引に関する報告)

第29条 木材の安定取引に関する報告については、運用協定第50条（木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等）の定めるところによる。

(取引事業者の変更の届出等)

第30条 樹木採取権者は、別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画に基づく取引事業者で主要取引先に当たる事業者に変更があったときは、変更後遅滞なく、変更があった旨について理由を付して、国に対して変更後の当該事業者との別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画とともに別紙様式第12号により届け出なければならない。

2 主要取引先以外の取引事業者の変更その他の別紙4の安定取引協定書又は別紙3の木材取引計画に係る変更については、樹木採取権者は、運用協定第48条（定期報告）に基づく定期報告において、理由を付して、変更後の事業者に係る安定取引協定書及び変更後の木材取引計画を提出しなければならない。

3 国は、前2項により提出された別紙4の安定取引協定書及び別紙3の木材取引計画の内容が、計画等承認基準のうち運用協定第18条（実施契約の締結一国による確認）第4項（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に係るものに照らして問題がないことを確認し、これらが満たされている場合は、国及び樹木採取権者は、別紙3の木材取引計画及び別紙4の安定取引協定書を届け出られたものに差し替える。この差替えがあったときは、当該差替えを安定取引協定書及び木材取引計画の承認と、当該差替え後の安定取引協定書及び木材取引計

画をそれぞれ安定取引協定書及び木材取引計画として取扱う。ただし、本文の確認の結果問題があるときは、国及び樹木採取権者は、対応につき協議する。

(著しい景況の悪化時等の対応)

第31条 著しく景況が悪化した時等における樹木採取区からの木材供給量の調整については、運用協定第54条（著しい景況の悪化時等の対応）の定めるところによる。

第11章 実施契約の変更

(総則)

第32条 本契約の内容は、次の各号に定める場合のいずれかに該当すると国が認める場合以外、原則として変更することができない。ただし、第10条（実行計画の変更）、第30条（取引事業者の変更の届出等）及び次条（施業計画の変更）に定める場合を除く。

- (1) 本契約の契約期間の満了前に、本樹木採取区のうち施業計画において樹木を採取する箇所とされている箇所について、樹木採取権の一部取消し、放棄又は消滅があった場合
- (2) 本樹木採取区の一部において樹木の採取が不可能である場合で、樹木採取権者が本樹木採取区の残部で本事業を継続する場合
- (3) 樹木採取権者が本事業を確実に実施するために施業計画の内容その他の契約内容を変更することが必要であると認められる場合
- (4) 計画等承認基準が変更された場合
- (5) 運用協定第31条（採取未了樹木の取扱い）に基づき本契約を変更する場合
- (6) 国が、本契約を変更するよう、樹木採取権者に対して指示した場合

2 前項第1号から第5号までによる本契約の変更は、特段の事情がない限り、別紙2の施業計画、これに基づく実行計画又は実行計画案、別紙3の木材取引計画及び別紙4の安定取引協定書の変更に限る。

3 第1項各号により本契約を変更するときは、国と樹木採取権者は、変更契約を締結しなければならない。ただし、第10条（実行計画の変更）、第30条（取引事業者の変更の届出等）及び次条（施業計画の変更）に定める場合を除く。

(施業計画の変更)

第33条 樹木採取権者は、施業計画について変更をしようとする場合において、当該変更が次の各号のいずれかに該当するときは、変更に係る施業計画案及び契約変更後初年度の実行計画案を別紙様式第13号により国に対して提出する。この場合においては、運用協定第17条（実施契約の締結—計画等）第10項の規定にかかわらず、同条第9項は準用しない。

- (1) 施業計画を変更しようとするにより合計採取計画面積（前年度の実行計画において樹木の採取を予定した伐区であって採取期間内であるものの面積を除く。）の増加する年度について、その増加分が、変更前の施業計画に記載された当該年の合計採取計画面積の20%以内である場合
 - (2) 施業計画において樹木を採取することとされている伐区について、施業計画より採取面積が減少する施業計画の変更又は各年度の採取面積の合計が減少する施業計画の変更である場合
 - (3) 皆伐（伐採率100%）が可能な箇所において、施業計画では複層伐（伐採率70%以下）としていたものの、択伐（伐採率30%以下）で採取する内容に施業計画を変更する場合等、箇所ごとの樹木の採取量が減少する施業方法への変更に係る施業計画の変更である場合
- 2 前項の提出があったときは、国は、前項の施業計画案について計画等承認基準のうち運用協定第18条（実施契約の締結一国による確認）第2項（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に係るものに照らして問題がないこと及び前項の実行計画案について第10条（実行計画の変更）第2項に照らして問題がないことを確認する。
 - 3 国が前項の確認の結果問題がないと認めるときは、国及び樹木採取権者は、施業計画を当該施業計画案に差し替え、実行計画を当該実行計画案に差し替える。この差替えがあったときは、当該差替えを施業計画案及び実行計画案の承認と、当該差替え後の施業計画案及び実行計画案をそれぞれ施業計画及び実行計画として取扱う。
 - 4 国は、第2項の確認の結果、第1項の施業計画案について計画等承認基準のうち運用協定第18条（実施契約の締結一国による確認）第2項（運用協定及び本契約において準用される場合を含む。）に係るものに照らして問題があると認めるときは、契約変更に応じられない旨及びその理由を樹木採取権者に通知する。この場合において、樹木採取権者は、引き続き施業計画の変更を希望するときは、当該施業計画案書を修正し、変更に係る施業計画案を国に再提出する。この再提出があったときの国の対応は、第2項から本項の定めるところによる。
 - 5 国及び樹木採取権者は、第2項の確認の結果、第1項の実行計画案について第10条（実行計画の変更）第2項に照らして問題があると国が認めるときは、第10条（実行計画の変更）第3項（第1号を除く。）及び第4項の定めるところにより対応を行う。

（承認基準の変更に係る変更）

第34条 国は、計画等承認基準が変更されたときは、別紙2の施業計画、これに基づく実行計画又は実行計画案、別紙3の木材取引計画及び別紙4の安定取引協定書が変更後の計画等承認基準に照らして問題ないかを確認し、問題があると認めるときは、問題があると認める書面を特定してその旨及び問題があると認める理由を別紙様式第14号により樹木採取権者に通知する。

- 2 前項の通知があったときは、国及び樹木採取権者は、当該書面について、この章の定めるところにより変更しなければならない。

第12章 採取跡地における造林

(採取跡地における造林)

第35条 採取跡地における造林については、運用協定第9章（採取跡地における造林）の定めるところによる。

第13章 事業の休止等

(事業の休止の手続)

第36条 樹木採取権者は、引き続き1年以上事業を休止しようとするときは、国有林野管理経営法第8条の13第3項に基づき、国の認可を受けなければならない。

- 2 樹木採取権者は、前項により休止した事業を再開したときは、国有林野管理経営法第8条の13第4項の定めるところにより、国に届け出なければならない。

第14章 実施契約の有効期間及び事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(実施契約の有効期間)

第37条 本契約は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の契約期間に限り効力を有する。

- 2 樹木採取権の全部が取消し、放棄その他の消滅事由により消滅したとき及び樹木採取権者が樹木採取権を移転（一般承継によるものを除く。）したときは、本契約も当然に終了する。
- 3 前2項の定めにかかわらず、本契約の終了後もなお本契約の条項が規定する事項が存在する場合、当該事項が存在する限りにおいて、当該条項は存続する。
- 4 本契約の効力は、本契約に基づいて締結される契約の効力になんら影響しない。

(樹木採取権者の責めに帰すべき事由による本契約の解除)

第38条 国は、樹木採取権者に運用協定又は本契約の重大な違反があったとき、樹木採取権者が国有林野管理経営法第8条の22第1項第1号イからルまでのいずれかに該当するとき又は樹木採取権者が国有林野管理経営法第8条の18第2項に基づき国から樹木採取権を譲渡すべき旨を通知されたときには、樹木採取権者に対し解除事由を記載した書面を送付して通知することにより、催告することなく本契約を解除することができる。

(樹木採取権の取消し及び放棄)

第39条 樹木採取権の取消し及び放棄については、運用協定第11章（樹木採取権の取消し）及び第13章（樹木採取権等の処分の制限及び処分に係る手続）の定めるところによる。

(樹木採取権消滅時の樹木料の取扱い)

第40条 樹木採取権が消滅した場合の納付された樹木料の取扱いについては、運用協定第60条（樹木採取権消滅又は移転時の樹木料の取扱い等）第1項に定めるところによる。

(樹木採取権消滅時の施設及び器具等の収去)

第41条 樹木採取権が消滅した場合の施設及び器具等の収去及び国有林野の原状回復については、運用協定第61条（樹木採取権消滅又は移転時の施設、器具等の収去等）に定めるところによる。

第15章 本契約上の権利及び地位の処分の制限

(本契約上の権利及び地位の処分の制限)

第42条 樹木採取権者は、国の事前の承諾を得ることなく、本契約上の地位並びに本契約に基づく樹木採取権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

第16章 その他

(森林管理署長による確認及び協議)

第43条 樹木採取権者は、本契約に基づく手続において国に提出等することとされているもののうち、運用協定及び本契約に定めるもののほか国が指定するものについては、当該提出等は、あらかじめ当該手続に係る国有林野を管轄する森林管理署長の確認を受けた上で行わなければならない。

2 本契約において国と樹木採取権者が協議することとなっているもののうち国が指定するものについては、当該協議に係る国有林野を管轄する森林管理署長も当該協議に加わるものとする。

(公租公課)

第44条 本契約に関連して生じる公租公課は、全て樹木採取権者の負担とする。

(秘密保持義務)

第45条 国及び樹木採取権者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を他の者に開示してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、国及び樹木採取権者は、以下の場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。ただし、開示の方法について国が指示した場合には、当該指示に従い開示しなければならない。

- (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合
- (2) 当該情報を知る必要のある国若しくは樹木採取権者の従業員等（国の職員及び樹木採取権者の役員を含む。）、国若しくは樹木採取権者の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家又は当該情報を知る必要のある樹木採取権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等、それらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び樹木採取権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合
- (4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合
- (5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- (6) 国が本契約の締結版を公表する場合
- (7) 国有林材供給調整検討委員会その他の会議に情報を開示する場合
- (8) 樹木採取権制度ガイドラインについて（令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知）において公表することとされているものを公表する場合

(遅延利息)

第46条 樹木採取権者が本契約に基づく違約金の支払を遅滞したときは、本契約に別段の定めがある場合を除き、樹木採取権者は、当該支払期日時点における債権管理法施行令第29条第1項の財務大臣の定める率を乗じて計算した額の遅延利息を国に支払わなければならない。この場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(管轄裁判所)

第47条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生した全ての紛争は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第48条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾、契約終了告知、解除等は、本契約に別段の定めがある場合を除き、相手方に対する書面をもって行われなければならない。ただし、緊急の連絡その他国及び樹木採取権者間で別途の方法によることを合意したものはこの限りでない。なお、国及び樹木採取権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。

2 本契約において書面により行わなければならないこととされている行為は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は別紙様式に記載されるべき情報が記載された電子ファイルを添付した電子メールの送信その他の書面の交付に準ずるものでなければならない。

3 本契約の履行に関して国と樹木採取権者の間で用いる言語は、日本語とする。

4 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 本契約の履行に関して国と樹木採取権者の間で用いる計算単位は、本契約、運用協定、公募書類等又は申請書類等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。

6 本契約の履行に関する期間の規定については、本契約、運用協定、公募書類等又は申請書類等に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。

7 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(疑義に関する協議)

第49条 本契約に規定のない事項について定める必要が生じたとき又は本契約の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、国及び樹木採取権者が誠実に協議してこれを定める。

別紙1 本実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針

【本実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針を挿入】

別紙2 施業計画

【施業計画を挿入】

別紙3 木材取引計画

【木材取引計画を挿入】

別紙4 安定取引協定書

【安定取引協定書を挿入】

別紙5 前期実施契約において未採取の樹木に係る事項

伐区	林班及び小班	伐区面積 (ha)	採取箇所面積 (ha)	樹種	本数	材積	採取方法	採取対象木	採取期間

備考

- 1：伐区については、樹木料の確定通知に記載された伐区番号を記載する。
- 2：林班及び小班、伐区面積、採取箇所面積、樹種、採取方法については、運用協定第31条第1項に基づき国の承認を受けたものを記載し、本数、材積、採取対象木については、樹木料の確定通知における本数、材積、採取対象木を記載する。
- 3：採取期間については、伐区ごとに樹木料の確定通知における搬出期間（延長した場合は当該延長分を含んだ期間）を記載する。

別紙様式第1号（第6条）実行計画案の提出

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区〇年度の実行計画案の提出について

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区樹木採取区に係る〇年度実行計画案について、
実施契約（第〇期）第6条に基づき別紙のとおり提出します。

備考

別紙として、運用協定別紙様式第7号により作成した実行計画案を添付してください。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

北海道森林管理局2網走中部樹木採取区〇年度の実行計画の確定について

〇年〇月〇日付けの樹木料の確定通知により、北海道森林管理局2網走中部樹木採取区に係る〇年度実行計画が確定したので実施契約（第〇期）第9条第2項に基づき別紙のとおり提出します。

備考

確定した実行計画を添付してください。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

北海道森林管理局2網走中部樹木採取区〇〇年度の実行計画の変更について

北海道森林管理局2網走中部樹木採取区〇〇年度の実行計画を変更したいので、実施契約（第〇期）第10条第1項に基づき下記のとおり変更に係る実行計画案を提出します。

記

- 1 変更に係る実行計画案
 - (1) 実行計画台帳案 別紙1のとおり。
 - (2) 実行計画図案 別紙2のとおり。
- 2 その他

備考

- 1 : 1の変更に係る実行計画案は、変更箇所の下線を引いてください。
- 2 : 2のその他は、変更の理由を記載してください。

別紙様式第4号（第10条第3項第2号）実行計画変更不可通知

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

実行計画の変更について（変更の不可）

年 月 日付けで提出された北海道森林管理局2網走中部樹木採取区〇年度実行計画の変更について、下記のとおり収穫調査の実行が不可能であるため、変更に応じられないことを実施契約（第〇期）第10条第3項第2号に基づき通知します。

記

○ 変更に応じられない理由

別紙様式第5号（第10条第3項第3号）実行計画変更不承認通知

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

実行計画の変更について（不承認）

○年○月○日付けで提出のあった北海道森林管理局2網走中部樹木採取区○○年度実行計画の変更について、下記のとおり実行計画承認基準に照らして問題があるため、変更に応じられないことを実施契約（第○期）第10条第3項第3号に基づき通知します。なお、引き続き実行計画の変更を希望する場合は、○年○月○日までに変更した実行計画案を修正して再提出してください。

記

- 実行計画承認基準に照らして問題がある箇所及びその理由

別紙様式第6号（第12条第3項）樹木料の確定通知

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

樹木料の確定通知

○年○月○日付けで選択の通知があった北海道森林管理局2網走中部樹木採取区に係る伐区について、下記のとおり個々の伐区及び本通知に係る樹木料の額を確定したので、実施契約（第○期）第12条第3項に基づき通知します。なお、本通知により、下記のとおり、伐区及び採取箇所的位置、面積及び区域標示、伐区に係る採取対象木並びに運用協定第34条第1項ただし書の範囲が確定するとともに、採取期間及び搬出期間を指定します。

記

- 1 本通知の対象となる伐区、樹木料、採取対象木等別添のとおり。
- 2 納付すべき樹木料の額及び納付期限
樹木料を歳入徴収官の発行する納入告知書の定めるところにより次の納付期限までに納付してください。

納付すべき樹木料の額	納付期限
円 （うち消費税及び地方消費税 円）	年 月 日

備考

- 1：樹木採取権者は、納付期限までに樹木料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数について、年 14.60 パーセントの割合により算定した金額を延滞金として支払わなければなりません。
 - 2：延滞金については、閏年を含む期間についても年 365 日当たりの割合とします。
 - 3：樹木採取権者は、樹木料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が樹木料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当します。
- 3 採取期間及び搬出期間
採取期間及び搬出期間は、以下のとおり指定します。
 - （1）採取期間 別添のとおり
 - （2）搬出期間 別添のとおり

(3) 採取期間又は搬出期間について3年より短い期間を指定した理由

4 運用協定第34条第1項ただし書の範囲について

運用協定第34条第1項ただし書の範囲については、別添の国有林野の使用対象及び別紙2の範囲内で3の搬出期間に限ります。その他、国有林野の使用については、運用協定第4章及び第7章によるものとします。

5 樹木料納付済届に関する事項

樹木料を納付した後、速やかに実施契約（第〇期）別紙様式第7号により樹木料納付済届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

6 着手届に関する事項

樹木の採取に着手する前又は着手した後速やかに、実施契約（第〇期）別紙様式第8号により着手届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

7 採取済届に関する事項

伐区に係る樹木の採取を終えたときは、遅滞なく、実施契約（第〇期）別紙様式第9号により採取済届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

8 搬出済届に関する事項

伐区に係る樹木の搬出を終えたときは、遅滞なく、運用協定別紙様式第15号により搬出済届を、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に届け出てください。

9 定期報告に関する事項

毎年度、5月末日までに前年度の定期報告を、運用協定別紙様式第24号により国に提出してください。

10 その他の事項

別添

本通知の対象となる伐区、樹木料、採取対象木等

伐区	林班	小班	採取方法	樹種	材種	平均胸高直径 (cm)	平均樹高 (m)	本数 (本)	伐区面積 (ha)	採取箇所面積 (ha)	材積 (m ³)	収穫調査の日	樹木料の額 (円) <small>(うち消費税及び地方消費税)</small>	採取対象木	国有林野の使用対象	採取期間	搬出期間	備考	

備考

- 1：採取対象木に係る収穫調査結果の詳細、使用機材、調査者等に関する事項については、別紙1のとおりです。
- 2：伐区の位置及び区域標示並びに国有林野の使用対象の詳細については、別紙2図面のとおりです。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿
(網走中部森林管理署長経由)

(住所)
(氏名又は名称)

樹木料納付済届

(○年○月○日付け文書番号)で樹木料の確定通知のあった樹木料について、下記のとおり○年○月○日に納付したので、実施契約(第○期)第12条第5項に基づき提出します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 樹木料の納付を証する書面
別紙のとおり。

備考

別紙として、納入告知書領収証書の写しを添付してください。

別紙様式第8号（第17条第4項）着手届

年 月 日

北海道森林管理局長 殿
 (網走中部森林管理署長経由)

(住所)
 (氏名又は名称)

着手届（北海道森林管理局2網走中部樹木採取区）

○年○月○日付けで樹木料の確定通知のあった伐区のうち、下記のとおり樹木の採取に着手します（着手しました）ので、実施契約（第○期）第17条第4項に基づき提出します。

記

(着手する・着手した) 伐区	
業務実施者	(住所) (氏名又は名称)
着手年月日	年 月 日
終了予定日	年 月 日
素材運送請負者	(住所) (氏名又は名称)
素材運搬予定	年 月 日～ 年 月 日

備考

- 1：着手後提出する場合は、「着手します」を「着手しました」として提出してください。
- 2：樹木の採取又は搬出に係る業務を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、業務実施者の欄にその者を記載してください。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿
(網走中部森林管理署長経由)

(住所)
(氏名又は名称)

採取済届（北海道森林管理局2網走中部樹木採取区）

○年○月○日付けで樹木料の確定通知のあった伐区のうち、下記の伐区に係る樹木の採取を○年○月○日に終えたので、実施契約（第○期）第17条第6項に基づき提出します。

記

- 1 樹木の採取を終えた伐区
 - (1) 伐区の名称
 - (2) 林班及び小班名
 - (3) 採取期間
- 2 その他特記事項

備考 2のその他特記事項には、採取しなかった樹木がある場合に、当該箇所及び採取しなかった箇所に係る面積について記載し、当該樹木の箇所を示す図面を添付してください。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

採取期間延長申請書

○年○月○日付けで樹木料の確定通知のあった北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係る伐区のうち、下記の伐区について、実施契約（第○期）第 18 条第 1 項前段に基づき下記のとおり採取期間の延長を申請します。

記

1 採取期間の延長を希望する伐区

- (1) 伐区の名称
- (2) 林班及び小班名
- (3) 採取期間

2 延長申請期間

年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）

3 採取未済の数量

- (1) 面積 ha
- (2) 材積 m³

4 延長を希望する理由

備考 3 の採取未済の数量については、樹木料の確定通知を基に概数を記載するとともに、採取未済の箇所を示した図面を添付してください。

別紙様式第 11 号（第 18 条第 1 項）採取期間の延長の承認

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

採取期間の延長について

○年○月○日付けで申請のあった北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係る採取期間の延長について、実施契約（第○期）第 18 条第 1 項中段に基づき下記のとおり承認します。

記

- 1 採取期間の延長を承認した伐区
 - （1）伐区の名称
 - （2）林班及び小班名
 - （3）採取期間
- 2 延長期間
年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）
- 3 延期料 円（うち消費税及び地方消費税 円）
- 4 延期料の納付期限
- 5 その他

備考

- 1：樹木採取権者は、納付期限までに延期料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数につき、債権管理法施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率により算定した金額を延滞金として支払わなければなりません。
- 2：延滞金については、閏年を含む期間についても年 365 日当たりの割合とします。
- 3：樹木採取権者は、延期料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が延期料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当します。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

主要取引先の変更

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係る実施契約（第〇期）の安定取引協定書及び木材取引計画に基づく取引事業者で主要取引先に当たる事業者に変更があったので、下記のとおり実施契約（第〇期）第 30 条第 1 項に基づき届け出ます。

記

- 1 主要取引先の変更時期及び内容
- 2 変更の理由
- 3 変更後の安定取引協定書及び木材取引計画別紙のとおり。

備考 3 には変更した主要取引先の誓約書を添付してください。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

施業計画の変更について

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係る実施契約（第○期）第 33 条第 1 項第○号に基づき施業計画を変更したいので、下記のとおり同項に基づき提出します。

記

- 1 提出書類
 - (1) 施業計画案
 - (2) 契約変更後初年度の実行計画案
- 2 変更の理由

備考 1 は、現行のそれぞれの計画を変更し、変更箇所の下線を引いてください。

樹木採取権運用協定書

- 1 本樹木採取区 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 樹木採取権存続期間 別紙 1（53）の期間

本樹木採取区に係る樹木採取権について、国と樹木採取権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な樹木採取権運用協定（以下「本協定」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本協定の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

●年●月●日

国

住所 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 10 番
契約担当官 北海道森林管理局長

樹木採取権者

住所
氏名又は名称
(代表取締役社長) ●

目次

第1章 総則

- (目的及び解釈)
- (契約の構成及び適用関係)
- (資金調達)
- (許認可等及び届出等)
- (責任の負担及び本事業の実施)
- (樹木採取権者による表明及び保証)
- (契約保証金)

第2章 樹木採取権の設定

- (樹木採取権の設定)
- (権利設定料の納付)
- (公募情報の過誤等)

第3章 実施契約の締結

- (総則)
- (実施契約の締結期間外の事業の禁止)
- (採取禁止樹木)
- (樹木採取区外の樹木の採取の禁止)
- (収穫調査済みの伐区の通知)
- (上限採取面積及び最低採取面積)
- (実施契約の締結—計画等)
- (実施契約の締結—国による確認)
- (実施契約の締結手続における責任等)
- (樹木採取権者による伐区の現地表示)
- (国が行う収穫調査等)
- (樹木採取権者が行う収穫調査等)
- (収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示)
- (異議の申立ての禁止)
- (伐区を選択)
- (樹木の採取の禁止)
- (樹木採取権者の帰責事由による実施契約の不締結)

第4章 搬出期間

- (搬出期間)
- (搬出期間の延長)
- (支障木の伐採等)

第5章 次期実施契約での対応事項

- (採取未了樹木の取扱い)
- (総計最低採取面積不達分の計上)

第6章 保護義務

(保護義務)

第7章 国有林野の使用

(国有林野の使用の承認)

(林道等の利用に係る協力義務等)

(既設林道等の維持及び修繕)

(樹木採取権者による路網等の新設)

(樹木採取権者による既設林道等の改良)

(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)

(樹木の損傷時等の報告)

(林地保全等の措置)

(国有林野の使用の禁止等)

第8章 誓約事項、報告、調査及び指示並びに違約時等における対応

(樹木採取権者による誓約事項)

(暴力団員等の除外及び不当介入の通報)

(暴力団及び談合等の不正行為の排除)

(申請書類等の記載事項の変更時の申請)

(委託又は請負の規制)

(定期報告)

(意欲能力経営者等の要件を満たさなくなった場合等の報告)

(木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等)

(樹木採取権者の支配権の異動があった場合の報告)

(国による報告の徴求、調査、指示)

(本協定の違反に係る違約金)

(著しい景況の悪化時等の対応)

第9章 採取跡地における造林

(造林の委託)

(造林事業請負契約締結の手続)

(造林事業請負契約が締結できない場合の入札)

(分収造林契約)

第10章 樹木採取権の消滅

(運用協定の有効期間)

(樹木採取権消滅又は移転時の樹木料の取扱い等)

(樹木採取権消滅又は移転時の施設、器具等の収去等)

(樹木採取権消滅又は移転後の造林)

(樹木採取権消滅又は移転後の報告)

(違約金等)

第11章 樹木採取権の取消し

(樹木採取権の取消し)

(損失補償)

第12章 リスク分担

(損害賠償責任)

(リスク分担の原則)

(第三者の責めに帰すべき事由及び不可抗力により樹木が滅失した場合等の樹木料の返還等)

(地域住民による抗議、反対等)

(経済環境の変動)

(法令等の変更)

(公益上のやむを得ない事由)

(第三者に及ぼした損害)

第13章 樹木採取権等の処分の制限及び処分に係る手続

(樹木採取権の処分の制限)

(樹木採取権の移転)

(樹木採取権者の帰責事由によらない樹木採取権の放棄)

(樹木を採取しない箇所等の放棄)

(樹木採取権の放棄の手続)

第14章 知的財産権

(著作権の帰属等)

(著作権の利用等)

(著作権等の譲渡禁止)

(第三者の有する著作権の侵害防止)

(第三者の知的財産権等の侵害)

第15章 その他

(資料等の提供、貸与、閲覧及び返還)

(森林管理署長による確認及び協議)

(公租公課)

(秘密保持義務)

(遅延利息)

(管轄裁判所)

(その他)

(疑義に関する協議)

別紙1 定義集

別紙2 許認可等の実施の主体

別紙3 実施契約(案)

別紙4 実施契約を締結する期間

別紙5 収穫調査の実施及び樹木料の算定方法

別紙6 国有林野の使用に係る遵守事項

別紙7 路網等新設協定書

別紙 8 林道等改良協定書

別紙 9 違約時の措置等

別紙 10 定期報告等に関する国の対応

別紙 11 造林事業請負契約に関する条件及び手続について

別紙 12 国が提供又は貸与する資料

別紙様式第 1 号 (第 15 条) 収穫調査済みの伐区の通知

別紙様式第 2 号 (第 16 条第 3 項) 総計上限採取面積等の変更の通知

別紙様式第 3 号 (第 17 条第 1 項) 実施契約の必要事項の提出

別紙様式第 4 号 (第 17 条第 1 項) 実行計画案の確認依頼

別紙様式第 5 号 (第 17 条第 1 項) 実行計画案の確認通知

別紙様式第 6 号 (第 17 条第 2 項) 実施契約の契約期間に係る施業計画案

別紙様式第 7 号 (第 17 条第 3 項) 実行計画案

別紙様式第 8 号 (第 17 条第 4 項) 木材取引計画案

別紙様式第 9 号 (第 17 条第 6 項) 国が通知した伐区の同意書

別紙様式第 10 号 (第 18 条第 3 項) 実行計画案承認通知

別紙様式第 11 号 (第 18 条第 5 項) 実施契約の締結

別紙様式第 12 号 (第 18 条第 6 項) 施業計画等の不承認

別紙様式第 13 号 (第 21 条第 4 項、第 22 条第 3 項、第 23 条) 樹木料の提示

別紙様式第 14 号 (第 25 条) 伐区の選択通知

別紙様式第 15 号 (第 28 条第 7 項) 搬出済届

別紙様式第 16 号 (第 29 条第 1 項) 搬出期間延期申請書

別紙様式第 17 号 (第 29 条第 1 項) 搬出期間の延長の承認

別紙様式第 18 号 (第 31 条第 1 項) 採取未了樹木の次期実施契約計上の申請

別紙様式第 19 号 (第 34 条第 1 項) 国有林野の使用申請書

別紙様式第 20 号 (第 46 条第 1 項) 申請書類等の記載事項の変更申請

別紙様式第 21 号 (第 46 条第 2 項) 申請書類等の記載事項の変更の承認

別紙様式第 22 号 (第 47 条) 委託又は請負の申請

別紙様式第 23 号 (第 47 条) 委託又は請負の承認

別紙様式第 24 号 (第 48 条第 1 項) 定期報告

別紙様式第 25 号 (第 48 条第 2 項) 実行報告の確認依頼

別紙様式第 26 号 (第 48 条第 2 項) 実行報告の確認通知

別紙様式第 27 号 (第 49 条) 意欲能力経営者等に該当しなくなった旨の報告

別紙様式第 28 号 (第 49 条) 意欲能力経営者等に該当していることについて

別紙様式第 29 号 (第 50 条第 1 項) 木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続
期間中の報告

別紙様式第 30 号 (第 50 条第 2 項) 主要取引先の変更

別紙様式第 31 号 (第 51 条) 支配権の異動があった場合の報告

別紙様式第 32 号 (第 58 条第 2 項) 分収造林契約の締結の希望

別紙様式第 33 号 (第 58 条第 3 項) 分収造林契約の締結の可否

別紙様式第 34 号 (第 63 条第 2 項) 樹木採取権消滅 (移転) 後の報告の評価
別紙様式第 35 号 (第 79 条第 1 項) 樹木採取権放棄届出書
別紙様式第 36 号 (第 79 条第 2 項) 樹木採取権放棄確認通知書
別紙様式第 37 号 (第 85 条第 1 項、第 3 項) 資料提供貸与申請書
別紙様式第 38 号 (第 85 条第 7 項) 貸与資料の破棄の報告
別紙様式第 39 号 (第 85 条第 7 項) 破棄義務の延期に関する申請書

第1章 総則

(目的及び解釈)

- 第1条 本協定は、国及び樹木採取権者が相互に協力し、実施契約を締結し本樹木採取区における本事業を円滑に実施するために必要な事項その他の効率的かつ安定的な林業経営の育成及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から国と樹木採取権者との間で取り決めておくべき一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 国及び樹木採取権者は、相互に協力し、本協定を誠実に実施する。
 - 3 本協定において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた意味を有する。ただし、本協定に基づき国又は森林管理署長と樹木採取権者との間で締結される契約(実施契約を除く。)については、別紙1は適用しない。
 - 4 本協定の別紙及び別紙様式は、いずれも本協定の一部を構成する。
 - 5 本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(契約の構成及び適用関係)

- 第2条 本協定は、公募書類等及び申請書類等と一体の契約であり、これらはいずれも本協定の一部を構成する。また、実施契約その他の契約であって本協定に基づき国又は森林管理署長と樹木採取権者との間で締結されるものは、いずれも本協定の一部を構成する。
- 2 前項の各書類間に齟齬又は矛盾がある場合には、実施契約その他の契約、本協定、公募書類等、申請書類等の順で優先的な効力を有する。ただし、申請書類等の内容が公募書類等に定める水準を超える場合には、その限りにおいて申請書類等が公募書類等に優先するほか、他の条項の特例となる旨を定めた条項については、当該条項が当該他の条項に優先する。
 - 3 第1項の各書類の内容に疑義が生じたときは、国及び樹木採取権者の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

(資金調達)

- 第3条 本事業に要する資金調達は、全て樹木採取権者の責任において行う。

(許認可等及び届出等)

- 第4条 本事業の実施に必要な法令等に基づく手続のうち、樹木採取権者において実施が必要な手続として別紙2に記載されたものについては、樹木採取権者がその責任及び費用負担により行わなければならない。国において実施が必要な手続として別紙2に記載されたものがある場合には、国が当該手続を実施するものとし、当該手続について国が樹木採取権者の協力を求めた場合には、樹木採取権者はこれに応じなければならない。
- 2 樹木採取権者は、前項後段の手続を除き、本事業の実施に必要な手続に関する責任及び損害を負担しなければならない。なお、前項後段の手続において、国の責めに帰すべき事由が認められない限り、樹木採取権者は、許認可等の権限を有する行政機関が行う許認可等(承認、協議その他の行政機関相互間の行為を含む。)

の内容について国に対して異議の申立て、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。

- 3 樹木採取権者が国に対して要請したときは、国は、樹木採取権者が行う本事業の実施に必要な手続について、法令等の範囲内において必要に応じて協力しなければならない。
- 4 樹木採取権者は、本事業の実施に必要な手続に関する書類を作成するほか、提出した書類にあってはその写しを保存し、国の要請があったときは、当該写しを国に提出しなければならない。

(責任の負担及び本事業の実施)

第5条 樹木採取権者は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施その他の本事業に関する一切の責任を負う。

- 2 樹木採取権者は、本協定に別段の定めがある場合を除き、樹木採取権者の本事業の実施に関する国による承諾、確認、立会等又は樹木採取権者からの国に対する報告、通知、説明等を理由として、いかなる本協定上の樹木採取権者の責任をも免れず、当該承諾、確認、立会等又は当該報告、通知、説明等を理由として、国は何ら責任を負担しない。
- 3 樹木採取権者は、採取の基準、樹木採取権行使指針及び実施契約の定めるところに従い、法令等及び本協定の各規定を遵守し、申請書類等の内容に適合した本事業を行わなければならない。
- 4 樹木採取権者は、本事業の実施に際し、近接地の所有者その他関係する第三者がある場合には、当該第三者及び国との間で必要な協議を行い、国有林野事業及び第三者の権利に配慮するための措置を採らなければならない。

(樹木採取権者による表明及び保証)

第6条 樹木採取権者は、本協定の締結時点現在において、国に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 樹木採取権者が個人でない場合、法令に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社その他の法人であること。
- (2) 樹木採取権者は、本協定を締結し、履行する完全な能力を有し、本協定上の樹木採取権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、樹木採取権者に対して強制執行可能であること。
- (3) 樹木採取権者が本協定を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び樹木採取権者の定款、取締役会規則等の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
- (4) 樹木採取権者の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な樹木採取権者の能力又は本協定上の義務を履行するために必要な樹木採取権者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、樹木採取権者に対して係属しておらず、その見込みもないこと。
- (5) 本協定の締結及び本協定に基づく義務の履行は、樹木採取権者に対して適用される全ての法令に違反せず、樹木採取権者が当事者であり若しくは樹木採取権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は樹木採取権者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 樹木採取権者は国有林野管理経営法第8条の22第1項第1号イ、ロ及びホのいずれにも該当せず、その他の樹木採取権に関する法令の規定に違反しないこと。

(7) 前各号の他、申請書類等において本協定締結日時点における樹木採取権者の表明保証事項として提案した事項を充足していること。

(契約保証金)

第7条 会計法第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

第2章 樹木採取権の設定

(樹木採取権の設定)

第8条 国及び樹木採取権者は、樹木採取権者が、国有林野管理経営法第8条の12第1項の規定に基づき、樹木採取権設定通知に記載された樹木採取権設定日付けで、樹木採取権の設定を受けたことを確認する。

(権利設定料の納付)

第9条 樹木採取権者は、納入告知書に従い、納付期限までに、国に対して、権利設定料を納付しなければならない。

2 国は、国有林野管理経営法施行令第8条に定める場合を除き、理由の如何を問わず前項の権利設定料を返還しない。

(公募情報の過誤等)

第10条 国は、公募書類等において国が開示した資料に、本樹木採取区の実態と乖離、齟齬その他情報の過誤等があった場合であっても、これにより樹木採取権者に発生した費用又は損害については一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して権利設定料又は樹木料の返還、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は、かかる情報の過誤等により本事業の実施に支障が生じた場合であって、樹木採取権者が国に対して書面により要請したときは、本事業が円滑に行われるよう、樹木採取権者と協議の上、合理的範囲で対応に当たる。

第3章 実施契約の締結

(総則)

第11条 国及び樹木採取権者は、国有林野管理経営法、これに基づく法令等及び本協定の定めるところに従って、大要別紙3の実施契約を、別紙4の各期間の範囲内において別紙4の各期間の終期と実施契約の終期を一致させ、それぞれ締結する。

2 国及び樹木採取権者は、樹木採取権存続期間において、実施契約が締結されていない期間が生じることのないよう、誠実に実施契約の締結に係る手続を行う。

(実施契約の締結期間外の事業の禁止)

第12条 樹木採取権者は、樹木採取権存続期間においても、国と樹木採取権者との間で実施契約が締結されていない期間において事業を行ってはならない。

(採取禁止樹木)

第13条 樹木採取権者は、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽された樹木を採取することができない。

- 2 樹木採取権者は、倒木、枯死木又は著しく損傷した樹木その他採取の基準において採取が禁じられた樹木について、樹木採取権を行使してはならない。

(樹木採取区外の樹木の採取の禁止)

第14条 樹木採取権者は、本樹木採取区外で樹木採取権に基づく樹木の採取を行うことはできない。

(収穫調査済みの伐区の通知)

第15条 国は、本協定の締結時点において、本協定及び実施契約に定めるところによらずに国において収穫調査を実施済みである伐区について、本協定の締結と同時に又は締結後直ちに、当該収穫調査の日、当該収穫調査結果、当該収穫調査結果に係る伐区及び採取箇所的位置を示した図面並びに区域標示に係る事項を、別紙様式第1号により樹木採取権者に通知する。

(上限採取面積及び最低採取面積)

第16条 総計上限採取面積及び総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積及び単年度上限採取面積の特例面積並びに総計最低採取面積は、採取の基準に定められた算出方法により算出される。この算出方法は、変更することができない。

- 2 当初の総計上限採取面積及び総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積及び単年度上限採取面積の特例面積並びに総計最低採取面積は、採取の基準に定められた面積とする。
- 3 国は、総計上限採取面積若しくは総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積若しくは単年度上限採取面積の特例面積又は総計最低採取面積を採取の基準の定めるところにより変更したときは、樹木採取権者に変更後の総計上限採取面積若しくは総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積若しくは単年度上限採取面積の特例面積又は総計最低採取面積を別紙様式第2号により通知する。この場合において、総計上限採取面積若しくは総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積若しくは単年度上限採取面積の特例面積又は総計最低採取面積は、それぞれ直近に通知された面積とする。

(実施契約の締結—計画等)

第17条 樹木採取権者は、直前の実施契約の契約期間の満了日の10か月前までに(樹木採取権の設定後最初の実施契約の締結の場合は、本協定締結後速やかに)、別紙様式第3号により次の各号の書面を国に対して提出する。ただし、第3号の実行計画案については、あらかじめ当該実行計画案に係る国有林野を管轄する森林管理署長に別紙様式第4号により確認を依頼し、別紙様式第5号によりその確認を受けた上で提出する。

- (1) 実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案
 - (2) 実施契約の契約期間に係る施業計画案
 - (3) 実施契約の契約期間の初年度の実行計画案
 - (4) 実施契約の契約期間に係る安定取引協定書の写し
 - (5) 実施契約の契約期間に係る木材取引計画案及び同計画案に係る木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書
- 2 前項第2号の施業計画案は、別紙様式第6号により作成する。

- 3 第1項第3号の実行計画案は、**別紙様式第7号**により作成する。この場合において、樹木採取権者は、伐区内の第13条（採取禁止樹木）の樹木以外の樹木を当該実行計画案に記載された採取方法に応じて全て採取することを前提として作成しなければならない。次の各号に掲げる伐区をそれぞれ区分して明記しなければならない。
 - (1) 当該実行計画案に記載された採取開始予定時期において採取期間が満了していないもの
 - (2) 当該実行計画案に記載された採取開始予定時期において採取期間が満了したもので樹木採取権者が採取対象木を採取しなかったことにより採取対象木が残存しているもの（搬出期間内であるものに限る。）
 - (3) 以前に収穫調査が行われ、当該実行計画案に記載された採取開始予定時期において当該収穫調査結果の有効期間内のもの（第1号、第2号及び第5号を除く。）
 - (4) 以前に収穫調査（第15条（収穫調査済みの伐区の通知）に規定する収穫調査を除く。次号において同じ。）が行われ、国から樹木料の額の提示を受けたが、事業を行う伐区として選択しなかったもので、当該実行計画案に記載された採取開始予定時期において当該収穫調査結果の有効期間外のもの（次号及び国が当該収穫調査を行ったものであって当該樹木料の額の提示（同一伐区における初回のものに限る。）から当該実行計画案に記載された採取開始予定時期までの期間が1年以内のものを除く。）
 - (5) 以前に収穫調査が行われた伐区の全部又は一部を含む新たな伐区（以前に収穫調査が行われた伐区と同一であるものを除く。）であるもの
 - (6) その他のもの
- 4 第1項第5号の木材取引計画案及び同計画案に係る木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書は、**別紙様式第8号**により作成する。
- 5 第1項第3号の実行計画案中第3項第6号に係る伐区の全部又は一部において、国が伐区及び採取箇所の位置及び面積の修正、伐区に係る区域標示並びに伐区及び採取箇所の位置並びに伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認を行う旨の記載があったときは、国は、当該伐区について、提出された実行計画案に基づき区域標示の円滑な実施を確保する観点から、必要に応じて実行計画図案における伐区及び採取箇所の位置を修正するとともに、修正した伐区及び採取箇所の位置に対応するよう実行計画台帳案における伐区面積、採取箇所面積並びに当該伐区以外も含めた伐区面積及び採取箇所面積の合計を修正する。この場合において、樹木採取権者は、修正された実行計画案（当該実行計画案中前段による修正に係る部分に限る。）について、異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は樹木採取権者からの質問等に対して真摯に対応する。
- 6 第1項第3号の実行計画案に、第15条の伐区が含まれるときは、樹木採取権者は、当該伐区の区域標示に従う旨の同意書を**別紙様式第9号**により、国に対して、第1項の提出に合わせて提出しなければならない。この同意書を提出したときは、樹木採取権者は、当該伐区及び採取箇所の位置、面積及び区域標示並びに当該収穫調査結果について、異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は樹木採取権者からの質問等に対して真摯に対応する。
- 7 実施契約の規定に基づき樹木料が納付された伐区の位置及び面積は、当該伐区に係る搬出期間の満了時まで変更することができず、当該伐区に係る搬出期間の満了時まで、当該伐区の全部又は一部を新たな伐区に含めることができない。

- 8 採取対象木が伐区のうちの一部である場合であって、当該樹木に係る樹木料が国に納付されたときは、当該伐区のうち採取対象木以外の樹木については、当該伐区に係る搬出期間が満了してからでなければ、実行計画案に計上することができない。
- 9 樹木採取権者は、第1項第3号の実行計画案について、実施契約の初年度又は最終年度において事業を行うことができる期間が1年に満たないときその他の国が認めるときは、複数年度分を一括して提出することができる。
- 10 第1項ただし書、第3項、第5項から前項までの規定は、本協定（実施契約を含む。）の規定に基づき樹木採取権者が実行計画案（変更等に係るものを含む。）を国に提出する場合において準用される。

（実施契約の締結一国による確認）

- 第18条 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条（実施契約の締結一計画等）第1項第1号の実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案の内容について、樹木採取権行使指針及び事業の基本的な方針に適合することを確認し、適合する場合には、当該実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案を承認する。
- 2 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条（実施契約の締結一計画等）第1項第2号の施業計画案の内容について、実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案、採取の基準、地域管理経営計画、申請書類等及び別紙5の第2の4に適合していることを確認し、適合する場合には承認する。この場合において、当該施業計画案に係る地域管理経営計画の策定又は変更が新たに締結しようとする実施契約の契約期間中に行われる場合（当該実施契約の契約期間の開始と同時又は同日に行われる場合を含む。）には、「地域管理経営計画」は「地域管理経営計画の案」とする。
 - 3 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条（実施契約の締結一計画等）第1項第3号の実行計画案の内容について採取の基準、施業計画案その他の実施契約案の内容、別紙5の第2の4、本協定第4章（搬出期間）及び前条（実施契約の締結一計画等）第7項及び第8項の規定に適合していること、当該実行計画案に係る伐区の周辺において行われる国有林野事業の実行との関係上問題がないこと、前条（実施契約の締結一計画等）第3項の区分明記に問題がないこと並びに実行計画案中造林事業請負契約締結希望時期及び造林事業請負契約完了予定時期について当該造林事業が実行可能な見込みであることを確認し、問題がない場合には当該実行計画案を承認する。当該承認を行ったときは、国は、樹木採取権者に別紙様式第10号により通知する。この場合において、本項に基づく国の通知後は、樹木採取権者は、実行計画の内容について異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。
 - 4 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条（実施契約の締結一計画等）第1項第4号の協定書内容及び同項第5号の木材取引計画案の内容について、実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案に適合していること、申請書類等の内容に即していること、審査基準等通知第1の1（1）ウの基準を満たしていること及び施業計画案に明らかに矛盾してはいないことを確認し、問題がない場合には承認する。
 - 5 前4項の承認がいずれもなされたときは、国は、原則として実施契約書案に記載の施業計画と施業実施計画の案を整合するよう調整した上で、国有林野管理経営規程第14条に定める施業実施計画の策定又は変更の手続を行う。この場合において、国は別紙様式第11号により実施契約書を樹木採取権者に送付し、国及び樹木採取権

者は、原則として地域管理経営計画及び施業実施計画の策定又は変更に合わせて、実施契約を締結する。

- 6 国は、第1項から第4項までの承認を行わない場合には、当該承認を行わない理由について樹木採取権者に**別紙様式第12号**により通知し、樹木採取権者は該当する書面の内容を修正し国に再提出する。この場合における国の承認は、第1項から第4項までに定めるところによる。

(実施契約の締結手続における責任等)

第19条 前条（実施契約の締結一国による確認）の手続において、実施契約締結の不能又は遅延が生じた場合であっても、国は、これにより樹木採取権者に発生した費用又は損害については一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して権利設定料又は樹木料の返還、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国の責めに帰すべき事由又は不可抗力により、**別紙4**の各期間の始期から実施契約の締結が遅延した場合には、国は、採取の基準に定めるところにより、遅延に応じて当該実施契約の総計上限採取面積及び総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積及び単年度上限採取面積の特例面積並びに総計最低採取面積を再計算する。

(樹木採取権者による伐区の現地表示)

第20条 樹木採取権者は、実行計画案の承認があったときは、第17条（実施契約の締結一計画等）第3項第5号（本協定において準用される場合を含む。）に係る伐区及び同項第6号（本協定において準用される場合を含む。）に係る伐区（第17条（実施契約の締結一計画等）第5項（本協定において準用される場合を含む。）に係るものを除く。）について、当該伐区及び採取箇所の現地表示を行う。この場合において、当該現地表示は、実行計画に基づき行われるものとし、国が指定する方法により行われるものとする。

(国が行う収穫調査等)

第21条 国は、実行計画案の承認があったときは、当該実行計画に係る伐区のうち、第17条（実施契約の締結一計画等）第3項第6号（本協定において準用される場合を含む。）に該当するものについて、**別紙5**の第1の定めるところにより、収穫調査を行う。この場合において、国は、収穫調査結果と実行計画が異なる場合には、実行計画を収穫調査結果と整合するように修正するほか、伐区ごとに**別紙5**の第2に定める樹木料の算定方法に従い樹木料の額を算定する。

- 2 前項の収穫調査に際して、国及び樹木採取権者は、第5項により決定しようとする伐区及び採取箇所の位置、伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認並びに当該伐区に係る区域標示を行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第17条（実施契約の締結一計画等）第5項（本協定において準用される場合を含む。）に基づく伐区及び採取箇所の位置、伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認並びに当該伐区に係る区域標示は、第1項の収穫調査に際して国が行う。
- 4 国は、実行計画に記載された採取開始予定時期の3か月前から2か月前までの間に、第1項の収穫調査の日及びその結果並びに当該伐区に係る樹木料の額を、当該伐区の図面及び第1項後段により修正した実行計画とともに、樹木採取権者に対し

別紙様式第13号により提示する。この場合において、国は、収穫調査結果について、特段の事情がない限り、調査データの全て、使用機材等を示す。

- 5 前項の提示に係る伐区及び採取箇所的位置、面積及び区域標示については、前項の提示により決定される。
- 6 本条の収穫調査に要する費用は第2項及び第3項に係るものも含め、国が行う調査に係る費用は国が負担する。

(樹木採取権者が行う収穫調査等)

第22条 樹木採取権者は、実行計画案の承認があったときは、当該実行計画に係る伐区のうち、第17条(実施契約の締結—計画等)第3項第4号又は第5号(いずれも本協定において準用される場合を含む。)に該当するものについて、その費用負担により指定調査機関に委託して収穫調査を行う。この場合において、樹木採取権者は、当該委託に係る契約締結後に遅滞なく国に当該契約に係る契約書の写しを提出するとともに、当該収穫調査結果を、実行計画に記載された採取開始予定時期の4か月前までに、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に対して報告する。

- 2 前項の収穫調査に際して、国及び樹木採取権者は、次項で引用される前条(国が行う収穫調査等)第5項により決定しようとする伐区及び採取箇所的位置、伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認並びに当該伐区に係る区域標示を行う。なお、国が行う確認に係る費用は、国が負担する。
- 3 国は、第1項により樹木採取権者から報告を受けた収穫調査結果を審査し適正であると認めるときは、前条(国が行う収穫調査等)第1項後段、第4項及び第5項の定めるところにより、樹木採取権者に樹木料の額を提示する。
- 4 前項の審査の結果、当該収穫調査結果が適正であると国が認めないときであって樹木採取権者が樹木の採取を希望するときは、樹木採取権者は、その費用負担により、指定調査機関に委託して再調査を行い、その結果を国に報告する。この場合における国による再審査及び提示については、前項及びこの項の定めるところによる。
- 5 第1項の収穫調査、前項の再調査及び前2項の収穫調査結果の審査については、国有林野産物収穫調査規程準則の運用について(昭和61年10月4日付け61林野業一第78号林野庁長官通知)の別紙の第3の定めるところによるものとし、極印の押印は、国の職員が行う。
- 6 樹木採取権者が指定調査機関と締結する委託契約には、以下の(1)から(6)までの事項を含まなければならない。
 - (1) 調査対象の伐区に係る樹木採取区の名称、森林管理署名、伐区の名称、国有林名、林班及び小班
 - (2) 調査対象の伐区及び採取箇所を示す図面
 - (3) 調査対象の伐区及び採取箇所的面積
 - (4) 採取方法
 - (5) 伐採率
 - (6) 前項に定める調査方法
- 7 第1項の収穫調査及び第4項の再調査について、指定調査機関への委託ができないときその他のやむを得ない事由により樹木採取権者が収穫調査を行うことが困難なときは、国と樹木採取権者が協議し、国が当該収穫調査を行うことができる。
- 8 前項の国による収穫調査については、前条(国が行う収穫調査等)第1項、第2項、第4項及び第5項の定めるところによるものとする。この場合において、同条

(国が行う収穫調査等) 第2項に係る費用については、国が行うものに係る費用は、国が負担する。

9 樹木採取権者は、第7項の国による収穫調査に要した費用について、国が決定した額を納入告知書の定めるところにより国に納付しなければならない。

(収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示)

第23条 国は、実行計画案の承認があったときは、当該実行計画に係る伐区のうち、第17条(実施契約の締結—計画等)第3項第3号(本協定において準用される場合を含む。)に該当するものについて、実行計画に記載された採取開始予定時期の3か月前から2か月前までの間に、当該伐区に係る樹木料の額を別紙5の第2に定める樹木料の算定方法に従い算定し、樹木採取権者に対し別紙様式第13号により提示する。

(異議の申立ての禁止)

第24条 樹木採取権者は、前3条の提示において提示された事項について異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は樹木採取権者からの質問等に対して真摯に対応する。

(伐区の選択)

第25条 樹木採取権者は、第21条(国が行う収穫調査等)から第23条(収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示)までの提示を踏まえ、樹木の採取を行う伐区を選択し、実行計画に記載された採取開始予定時期の40日前までに、選択した結果を国に対し別紙様式第14号により通知する。

(樹木の採取の禁止)

第26条 樹木採取権者は、本樹木採取区において、実施契約を締結後、樹木を採取しようとする年度に係る実行計画に計上された伐区に係る採取対象木であって、当該採取対象木に係る伐区について実施契約で定める樹木料納付済届が国に提出された採取期間内のもの以外の樹木を採取してはならない。

(樹木採取権者の帰責事由による実施契約の不締結)

第27条 本協定の他の規定にかかわらず、国は、樹木採取権者に本協定又は実施契約の重大な違反がある場合には、樹木採取権者と実施契約を締結しない。

第4章 搬出期間

(搬出期間)

第28条 国は、樹木料の確定通知において、当該樹木料に係る伐区ごとの搬出期間を通知する。

- 2 前項の搬出期間は、樹木料の納付の日から3年以内で国が指定した日までとする。
- 3 国は、搬出期間について3年より短い期間を指定するときは、その理由を明らかにする。
- 4 樹木採取権者は、搬出期間内に樹木採取権の行使により樹木採取権者に所有権が移転した樹木を全て搬出しなければならない。

- 5 樹木採取権者は、樹木採取権の行使により樹木採取権者に所有権が移転した樹木で搬出未済のものを第三者に譲渡しようとするときは、当該樹木について樹木採取権者が国に対して有する権利義務は譲受人が承継する旨を記載した書面を譲受人と連署して国に届け出なければならない。この場合において、樹木採取権者は、譲受人と連帯して本協定に定める義務を負う。
- 6 前項の届出がないときは、その譲渡をもって、国に対抗することができない。
- 7 樹木採取権者は、伐区に係る樹木の搬出を終えたときは、遅滞なく、**別紙様式第15号**により、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に対して当該伐区に係る搬出済届を提出する。
- 8 樹木採取権者が搬出済届を提出した又は搬出期間が満了した伐区に係る樹木であって、搬出されていないものの所有権は、国に帰属する。
- 9 国は、樹木採取権者により搬出済届が提出されたとき又は搬出期間が満了したときは、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署の職員に、当該伐区及び搬出に利用した伐区外の搬出路等の検査を行わせる。この場合において、樹木採取権者は、国、森林管理署長又は検査を行う森林管理署の職員から検査への立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(搬出期間の延長)

- 第29条 樹木採取権者は、搬出期間満了後に樹木を搬出することを希望するときは、搬出期間の満了日までに、**別紙様式第16号**により搬出期間の延長を申請することができる。この場合において、搬出期間は、国が当該申請を**別紙様式第17号**により承認し、第3項の延期料が納付された場合に限り、延長される。ただし、不可抗力その他のやむを得ない事由により、搬出期間の満了日までに本文の申請が行えないときは、搬出期間の満了日後であっても本文の申請を行うことができる。
- 2 前項の搬出期間の延長期間は、通じて1年間を超えることができない。また、樹木採取権の消滅後3年を超えて延長することができない。
 - 3 樹木採取権者は、第1項の承認があったときは、搬出期間を延長する日数1日につき、当該伐区に係る樹木料の1000分の1に相当する金額の延期料を納入告知書の定めるところにより国に納付しなければならない。
 - 4 前項の納入告知書に定められた期日までに延期料が納付されないときは、国は第1項の承認を取り消すことができる。
 - 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、実施契約の規定に基づき採取期間が延長される場合であって、搬出期間が採取期間に満たないときは、延長された採取期間まで搬出期間も延長される。この場合において、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しない。
 - 6 第1項から前項までの規定にかかわらず、不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の搬出が行えない期間があった場合で樹木採取権者が遅滞なく当該事由を申し出て国の承認を受けたとき、国有林野管理経営法第8条の13第2項に基づき事業開始期間延長の認可があったとき又は同条第3項に基づき事業の休止が認可されたときには、当該期間の分搬出期間が延長される。この場合において、樹木採取権者は第3項の延期料を納付することを要しない。
 - 7 国は、国有林野の管理経営上特別の必要があるときは、前条（搬出期間）及び第1項から前項までの規定にかかわらず、搬出期間を延長することができる。この場合において、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しない。

- 8 搬出期間の延長の申請の有無にかかわらず、国は、本協定又は実施契約で別途定める場合を除き、当該樹木に係る樹木料を返還する義務を負わない。

(支障木の伐採等)

第30条 樹木採取権者は、支障木が樹木採取区外の樹木又は国有林野管理経営法第8条の5第2項の樹木であるときは、あらかじめ当該支障木の伐採について森林管理署長の承認を受けた上で、別途、売買契約を森林管理署長と締結し、売買代金を納付することにより当該支障木を伐採することができる。

- 2 第12条（実施契約の締結期間外の事業の禁止）、第13条（採取禁止樹木）、第26条（樹木の採取の禁止）及び実施契約の規定にかかわらず、樹木採取権者は、支障木が、樹木採取区内の樹木（前項の樹木を除く。）であるときは、あらかじめ国の承認を受けた上で国に当該支障木に係る樹木料を納付することにより、当該支障木を採取することができる。この場合において、当該支障木の採取期間及び搬出期間は、前2条及び実施契約の規定にかかわらず、国が定める。
- 3 実施契約の規定にかかわらず、樹木採取区の内外を問わず、前2項の売買代金又は樹木料については、森林管理局長が定める立木価格評定要領により算出された額とする。

第5章 次期実施契約での対応事項

(採取未了樹木の取扱い)

第31条 樹木採取権者は、次期実施契約において採取未了樹木の全部又は一部の採取を希望するときは、実施契約の契約期間の満了日の1か月前までに、採取を希望する採取未了樹木の所在する伐区の面積及び搬出期間の満了日を国に報告するとともに、当該伐区を含むよう修正した次期実施契約の施業計画案を別紙様式第18号により国に提出して、その承認を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、不可抗力その他のやむを得ない事由により、前項の期限までに前項の報告及び提出ができないときは、前項の期限を経過した後であっても当該報告及び提出を行うことができる。
- 3 第1項の承認については、第18条（実施契約の締結—国による確認）第2項の規定を準用する。この場合において、「前条（実施契約の締結—計画等）第1項第2号」は、「第31条（採取未了樹木の取扱い）第1項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項から前項までの場合において、国及び樹木採取権者は、速やかに施業計画案の提出及び承認を行うよう努めるとともに、第1項による採取未了樹木の計上前の第18条（実施契約の締結—国による確認）第2項の承認を受けた施業計画案に基づいて次期実施契約を締結することができる。
- 5 国及び樹木採取権者は、第1項の承認を受けた施業計画案を施業計画として、次期実施契約を締結又は変更し、当該締結又は変更する次期実施契約において採取未了樹木の採取期間を搬出期間の満了日までとすることを約定する。この場合において、実施契約の変更は、実施契約の定めるところにより変更契約を締結することで行う。なお、この場合においても、第12条（実施契約の締結期間外の事業の禁止）の規定が適用される。
- 6 樹木採取権者は、次期実施契約の契約期間の初年度に第1項の伐区の全部又は一部において樹木を採取することを希望するときは、実施契約の契約期間の満了日の

1 か月前までに当該伐区を含むよう変更した実行計画案を国に提出して、その承認を受けることができる。

- 7 前項の提出及び承認については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第3項中「第18条（実施契約の締結一国による確認）第2項」とあるのは「第18条（実施契約の締結一国による確認）第3項」と、「前条（実施契約の締結一計画等）第1項第2号」とあるのは「前条（実施契約の締結一計画等）第1項第3号」と、「第31条（採取未了樹木の取扱い）第1項」とあるのは「第31条（採取未了樹木の取扱い）第6項」と読み替えるものとする。
- 8 前2項の場合において、国及び樹木採取権者は、速やかに実行計画案の提出及び承認を行うよう努めるとともに、第6項による修正前の第18条（実施契約の締結一国による確認）第3項の承認を受けた実行計画案に基づいて次期実施契約を締結することができる。
- 9 国及び樹木採取権者は、第6項の承認を受けた実行計画案を実行計画として、次期実施契約を締結又は変更する。この場合において、実施契約の変更は、実施契約の定めるところにより行う。

（総計最低採取面積不達分の計上）

第32条 ある実施契約の契約期間において、不可抗力その他のやむを得ない事由によらずに総計採取面積が総計最低採取面積を下回ったときは、総計最低採取面積と総計採取面積の差の面積は、第16条（上限採取面積及び最低採取面積）の定めるところにより、次期実施契約の総計最低採取面積に加算される。

第6章 保護義務

（保護義務）

第33条 樹木採取権者は、樹木採取区について、下記の保護義務を負う。

- (1) 国有林野管理経営法第8条の24において準用される同法第13条各号に掲げる事項
- (2) 国有林野管理経営法施行規則第28条の17において準用される同令第17条及び第33条の事項

第7章 国有林野の使用

（国有林野の使用の承認）

第34条 樹木採取権者は、樹木の採取、加工又は運搬、小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のため、国有林野の使用をしようとするときは、別紙様式第19号により申請書を提出し、国の承認を得なければならない。ただし、搬出期間内の樹木の採取、加工又は運搬、当該樹木の採取、加工又は運搬のための小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のために樹木料の確定通知の範囲内で国有林野の使用をするときは、本文の承認があったものとみなす。

- 2 国は、前項の申請に係る国有林野の使用が樹木採取権の権利内容の達成のために必要な範囲内であって、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障がないと認めるときは、前項の承認を行う。

- 3 第1項の承認があったときは、樹木採取権者は、承認を得た範囲内で国有林野の使用をすることができる。この場合において、樹木採取権者は、別紙6に掲げる遵守事項を遵守しなければならない。
- 4 樹木採取権者は、国の指定する期間内に、国有林野に設置した施設、器具等を収去し使用又は利用した国有林野を原状に回復させなければならない。ただし、国及び樹木採取権者の間で特別の定めをしたとき又は国の承認を受けたときは、当該特別の定め又は承認の定めるところによる。
- 5 前項の国の指定する期間は、第1項ただし書の場合においては、搬出期間とする。
- 6 第4項の国の指定する期間内に収去の終わらない施設、器具等の所有権は、国に帰属する。

(林道等の利用に係る協力義務等)

第35条 樹木採取権者は、本事業の実施のため林道等を利用する場合には、当該林道等を利用する他の事業者等と調整を図った上で利用しなければならない。

- 2 樹木採取権者は、本事業の実施のため、林道等を通行止めにしてはならない。
- 3 樹木採取権者は、林道等を利用する車両に対し通行を確保するとともに、標識類又は防護柵の設置、誘導員の配置等、適切な安全措置を講じなければならない。
- 4 樹木採取権者は、樹木の搬出等により林道等に損害を与えたときは、その責任及び負担により修繕を行わなければならない。
- 5 林道等の除雪は、樹木採取権者がその責任及び費用負担により行い、国は一切責任を負わない。
- 6 国は、樹木採取権者及び他の事業者等の林道等の利用が円滑に行われるよう、樹木採取権者による施業計画案及び実行計画案の提出の際その他適切な時期に、樹木採取権者に対して、本樹木採取区及び近隣の国有林野における国有林野事業の予定に係る情報を提供する。

(既設林道等の維持及び修繕)

第36条 既設の林道等の維持及び修繕は、国がその負担で行う。ただし、樹木採取権者による林道等の損傷の修繕については、樹木採取権者がその負担で行わなければならない。

(樹木採取権者による路網等の新設)

第37条 樹木採取権者は、本樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために、森林作業道規格を超えるトラック道、大規模な土場等（以下「路網等」という。）の国有林野内における新設を自らの負担で希望するときは、国に対し、設計図書、仕様書の案等の国が指示する書類からなる路網等新設計画を提出し、国の承認を得なければならない。

- 2 国は、前項の路網等新設計画が、林道規程及び林道技術基準に適合しており、当該計画に係る設計規模等が適切であり、かつ当該路網等が新設された場合に国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障がないと認めるときは、前項の承認を行う。
- 3 樹木採取権者は、第1項の承認を得た範囲内で国有林野の使用をすることができる。この場合において、国と樹木採取権者は、当該路網等の新設に関する大要別紙7の協定を締結しなければならない。

(樹木採取権者による既設林道等の改良)

第38条 樹木採取権者は、本樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために、自らの負担により既設の林道等の改良を希望するときは、国に対し、設計図書、仕様書の案等の国が指示する書類からなる林道等改良計画を提出し、国の承認を得なければならない。

- 2 国は、前項の林道等改良計画が、林道規程及び林道技術基準に適合しており、当該計画に係る設計規模等が適切であり、かつ当該改良を行ったとしても国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障がないと認めるときは、前項の承認を行う。
- 3 樹木採取権者は、第1項の承認を得た範囲内で国有林野の使用をすることができる。この場合において、国と樹木採取権者は、当該改良に関する大要別紙8の協定を締結しなければならない。

(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)

第39条 公用、公共の用又は公益事業の用に供するためその他のやむを得ない事由により、本樹木採取区内の樹木の伐採、林道等の開設その他の本樹木採取区内の国有林野(樹木を含む。以下本条において同じ。)における行為の実施(国有林野の使用を含む。)が必要であると国が認めるときは、当該行為の実施につき国、樹木採取権者及び必要に応じて公益事業者等との間で協議しなければならない。ただし、緊急に当該行為を実施する必要があると国が認めるときは、樹木採取権者に当該行為が実施されることを国が事前に通知することで足りる。

- 2 前項の協議により、当該行為につき、樹木採取権者が関連する業務を受託し又は請け負った場合を除き、樹木採取権者は、国又は公益事業者等が当該行為を実施することを受忍しなければならない。この場合において、当該行為の実施のために樹木採取権者が行う作業を中止する必要があると国が認めるときは、国は、樹木採取権者に当該作業の中止を命じることができる。
- 3 当該行為の実施により樹木採取権者に生ずる損害の負担については、第1項の協議がなされる場合にあつては国、樹木採取権者及び必要に応じて公益事業者等との間で第1項の協議の際に併せて協議し、第1項ただし書の通知がなされる場合にあつては当該行為の実施中又は実施後遅滞なく国、樹木採取権者及び必要に応じて公益事業者等との間で協議しなければならない。
- 4 第2項に基づき樹木を伐採した跡地について、国又は公益事業者等による継続的な使用又は利用が必要なときは、国、樹木採取権者及び必要に応じて公益事業者等との間で、当該跡地の取扱いについて協議する。
- 5 樹木採取権者は、実施契約の定めるところにより樹木料を納付したものの採取期間内に採取しなかった樹木に関して生ずる第3項の損害の賠償の請求その他の本条に基づく国又は公益事業者等の行為に係る請求を国又は公益事業者等に対して行ってはならない。
- 6 国は、樹木採取区の隣接箇所において、皆伐又は一塊の伐採箇所が1 ha以上の若しくは林小班の全てを伐採する複層伐を行うときは、区域界における保護樹帯の設定等について、樹木採取権者と協議しなければならない。
- 7 国又は国の認めた者が樹木採取区の隣接箇所において、伐採その他の行為を行うときは、国は樹木採取権者に事前にその旨を知らせなければならない。

(樹木の損傷時等の報告)

第40条 樹木採取権者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに国に届け出なければならない。

- (1) 採取済みの樹木以外の樹木(第26条(樹木の採取の禁止)において採取が禁じられていないものを除く。)を損傷したとき。
- (2) 根株に打刻してある極印を損じたとき。
- (3) 本事業に伴い国の施設又は第三者に損害を与えたとき。

(林地保全等の措置)

第41条 樹木採取権者は、本事業の実施に当たっては、特に林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならない。

- 2 国は、林地保全、河川汚濁の防止等に必要があると認めるときは、樹木採取権者に対し、樹木採取権者の負担において必要な措置を採ることを求めることができる。
- 3 樹木採取権者は、国から前項の求めがあったときは、樹木採取権者の負担において必要な措置を採らなければならない。

(国有林野の使用の禁止等)

第42条 この章に定める場合のほか、樹木採取権者は、国有林野の使用をし、又は本樹木採取区内の樹木以外の物件(山菜、きのこ、土石等を含み、これらに限られない。)を採取してはならない。

- 2 樹木採取権者は、実施契約の締結の有無を問わず、正当な理由なく国及び第三者による国有林野における行為(国有林野の巡視、国有林野の通行、山菜の採取等を含み、これらに限られない。)を排除してはならない。

第8章 誓約事項、報告、調査及び指示並びに違約時等における対応

(樹木採取権者による誓約事項)

第43条 樹木採取権者は、樹木採取権存続期間中、法令等及び本協定を遵守するほか、申請書類等において誓約した事項を充足しなければならない。

(暴力団員等の除外及び不当介入の通報)

第44条 樹木採取権者は、本事業の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせるときは、暴力団員等及びその他の関係者並びに反社会的行為を行った者のいずれかに該当する者に対しては委託し又は請け負わず、受託者又は請負者をして、暴力団員等及びその他の関係者並びに反社会的行為を行った者のいずれかに該当する者その他国が不適切と認める者に対しては再委託又は下請負させてはならない。

- 2 樹木採取権者は、暴力団員等及びその他の関係者並びに反社会的行為を行った者から不当介入を受けたときは、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を国に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行わなければならない。

(暴力団及び談合等の不正行為の排除)

第45条 樹木採取権者は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 樹木採取権者又はその役員等が暴力団員等及びその他の関係者であること。
- (2) 樹木採取権者又はその役員等が反社会的行為をしたこと。

- (3) 公正取引委員会が、樹木採取権者又は樹木採取権者の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったこと。
 - (4) 樹木採取権者又は樹木採取権者の代理人（これらの者が法人である場合には、その役員又は使用人を含む。）が刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたこと。
- 2 樹木採取権者は、前項の各号のいずれかの表明確約に違反した場合、別紙9に定める金額の違約金を、国に対して、国が指定する期日に、国が指定する方法により支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、前項の違約金の額を超える損害が国に発生した場合、樹木採取権者は、前項の違約金に加えて、国の損害額のうち違約金の額を超えた部分についても賠償しなければならない。

（申請書類等の記載事項の変更時の申請）

- 第46条 樹木採取権者は、申請書類等に記載された事項に変更があるときは、あらかじめ、別紙様式第20号により国に対して変更内容を申請し、承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ申請することができない変更内容の場合には、変更が判明した後速やかに申請し、承認を受けることで足りる。
- 2 国は、前項の申請があったときは、変更後の内容が国有林野管理経営法第8条の10第1項各号に適合し、かつ同法第8条の11各号に該当しないことを確認し、問題ない場合には、別紙様式第21号により当該申請を承認する。
 - 3 申請書類等に記載された事項の変更により実施契約の変更が必要となるときは、国及び樹木採取権者は、実施契約に基づき実施契約の変更のための手続を執る。

（委託又は請負の規制）

- 第47条 樹木採取権者は、本事業に係る業務（樹木の採取又は搬出に係る業務に限る。）を新たな第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ国に対して別紙様式第22号により申請し、国の別紙様式第23号による承認を得なければならない。

（定期報告）

- 第48条 樹木採取権者は、毎年度、5月末日までに、前年度の定期報告を別紙様式第24号により国に提出しなければならない。ただし、国が異なる期限を通知したときは、当該期限までに提出しなければならない。
- 2 前項の報告の一部として、樹木採取権者は、前年度の実行計画に対応する報告として実行報告を提出しなければならない。この場合において、樹木採取権者は、当該実行報告について、あらかじめ当該実行報告に係る国有林野の所在地を管轄する森林管理署長に別紙様式第25号により確認を依頼し、別紙様式第26号によりその確認を受けた上で前項の提出を行わなければならない。
 - 3 第1項の報告の一部として、樹木採取権者は、前年度の木材取引計画に対応する報告として、取引状況報告を提出しなければならない。この場合において、当該報

告には、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が報告の内容を確認したこと及びこれらの者に対し国から報告の求め又は調査があった場合に真摯に協力し、これを拒まないことを誓約した書面を含めなければならない。

4 樹木採取権者は、前2項に定める報告のほか、国が定期報告において報告することを求めた事項について、第1項により提出しなければならない。

(意欲能力経営者等の要件を満たさなくなった場合等の報告)

第49条 樹木採取権者は、自己が意欲能力経営者等に該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を別紙様式第27号により国に報告しなければならない。また、樹木採取権者は、5年ごとに国の指定する期日までに、別紙様式第28号により国に報告し、意欲能力経営者等に該当していることの確認を受けなければならない。

(木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等)

第50条 樹木採取権者は、3年ごとに国の指定する期日までに、以下の事項に関する状況を別紙様式第29号により国に報告しなければならない。この場合において、当該報告には、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が報告の内容を確認したこと及びこれらの者に対し国から報告の求め又は調査があった場合に真摯に協力し、これを拒まないことを誓約した書面を含めなければならない。

(1) 樹木採取権者の素材生産総量及びそのうち樹木採取区からの素材生産量の実績(報告の前年度までの各年度の実績及びその合計)

(2) 木材利用事業者等の木材消費量の実績(報告の前年度の実績)

(3) 木材の新規需要開拓の取組の実績(数量は報告の前年度の実績。それ以外は報告の前年度までの実績。)

2 樹木採取権者は、申請書類等における取引事業者で主要取引先に当たる事業者に変更があったときは、変更後遅滞なく、変更があった旨について理由を付して、別紙様式第30号により変更後の当該事業者との安定取引協定書及び変更した申請書類等とともに届け出なければならない。

3 主要取引先以外の取引事業者の変更については、樹木採取権者は、本協定第48条(定期報告)に基づく定期報告において、理由を付して、変更後の当該事業者との安定取引協定書及び変更した申請書類等とともに届け出なければならない。

4 国は、前2項により提出された変更後の安定取引協定書及び変更した申請書類等の内容が、安定取引協定書にあっては計画等承認基準のうち本協定第18条(実施契約の締結一国による確認)第4項(本協定において準用される場合を含む。)に係るものに照らして問題がないこと、申請書類等にあっては国有林野管理経営法第8条の10第1項各号に適合し、かつ同法第8条の11各号に該当しないことを確認する。ただし、本文の確認の結果問題があるときは、国及び樹木採取権者は、対応につき協議する。

(樹木採取権者の支配権の異動があった場合の報告)

第51条 樹木採取権者は、支配権の異動があったときは、遅滞なくその旨を別紙様式第31号により国に報告しなければならない。

2 樹木採取権者が、事業協同組合等の組合である場合であって、個々の組合員が組合事業の実施に関して直接の意思決定権を有さない組合である場合に直接の意思決定権を有する者に変更があったとき及び樹木採取権者が、個々の組合員が組合事

業の実施に関して直接の意思決定権を有する組合である場合に組合員の変更があったときも、前項と同様とする。

(国による報告の徴求、調査、指示)

第52条 樹木採取権者は、本章に定めるほか、国が本事業について報告を求めた事項について、遅滞なく国に報告しなければならない。

- 2 樹木採取権者からこの章に定める報告があった場合における国の対応は、別紙10に定めるところによる。
- 3 樹木採取権者は、国が本事業について調査を行うときは、これに従うものとし、森林管理局又は森林管理署の職員による本樹木採取区及び本事業に係る事業所への立入調査を拒んではならない。
- 4 樹木採取権者が法令等、本協定又は実施契約に違反しているときは、国は、樹木採取権者に樹木採取権者が行っている作業の中止を命じることができる。この場合において、樹木採取権者は、国に異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。
- 5 樹木採取権者は、国が本事業に関して別紙9に定める措置又は国有林野管理経営法第8条の21の規定に基づく指示を行ったときは、これに従わなければならない。

(本協定の違反に係る違約金)

第53条 樹木採取権者が、実施契約を含む本協定に定める樹木採取権者の義務に違反したときは、本協定に別途定める場合を除き、別紙9に定める場合に応じ、別紙9に定める算出方法により算出された額の違約金を、国に対して、国が指定する期日に、国が指定する方法により支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、前項の違約金の額を超える損害が国に発生したときは、樹木採取権者は、前項の違約金に加えて、国の損害額のうち違約金の額を超えた部分についても賠償しなければならない。
- 3 第1項のほか、本協定の履行義務が十分に果たされていると認められないときの対応は別紙9の定めるところにより行う。

(著しい景況の悪化時等の対応)

第54条 国は、著しく景況が悪化した時等において、国有林材供給調整検討委員会における検討結果を踏まえ、国有林材の供給の調整が必要と判断したときは、樹木採取権者に対し、本樹木採取区からの木材供給量の調整について協力を求める。なお、当該調整の内容については、国と樹木採取権者との協議により定める。

第9章 採取跡地における造林

(造林の委託)

第55条 樹木採取権者は、やむを得ない事由がある場合及び第58条（分収造林契約）の規定により分収造林契約を国と締結する場合を除き、本樹木採取区の採取跡地における地拵え及び植栽の委託に係る造林事業請負契約を、当該採取跡地を管轄する森林管理署長と締結しなければならない。

- 2 前項の造林事業請負契約は、造林事業請負契約書、造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書及び設計図書からなるものとし、造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書は当該契約の締結時点において有効なものを適用する。

3 第1項の造林事業請負契約は、植栽が樹木の採取と一体的に行われることを踏まえ、別紙11の1に記載の条件に従い締結する。

(造林事業請負契約締結の手続)

第56条 前条(造林の委託)第1項の造林事業請負契約の締結までの手続については、別紙11の2の定めるところによる。

(造林事業請負契約が締結できない場合の入札)

第57条 国は、前条(造林事業請負契約締結の手続)に従い、樹木採取権者と造林事業請負契約を締結できないときは、当該造林作業について、一般競争入札に付す。この場合において、樹木採取権者は当該入札に参加してはならない。

(分収造林契約)

第58条 国及び樹木採取権者は、樹木採取権者が希望したときは、本条の定めるところにより、本樹木採取区の採取跡地に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、第55条(造林の委託)第1項の造林事業請負契約を締結しない。

2 樹木採取権者は、前項の分収造林契約の締結を希望するときは、当該分収造林契約の対象となる伐区に係る新たに作成する又は実行計画の変更に係る実行計画案の提出時に、別紙様式第32号によりその旨を国に通知する。

3 国は、前項の通知があったときは、その内容が、分収造林に係る関係法令、国有林野管理規程及び分収造林に係る関係通知に適合するものであり、かつ国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすものでないことを確認した上で、樹木料の確定通知に先立ち、別紙様式第33号により、当該分収造林契約の締結の可否を樹木採取権者に通知する。

4 前項の樹木採取権者に対する通知において分収造林契約の締結が不可とされたときは、樹木採取権者は、第55条(造林の委託)から前条(造林事業請負契約が締結できない場合の入札)までの定めるところにより造林事業請負契約を締結する。

5 第3項の樹木採取権者に対する通知において分収造林契約の締結が可とされたときは、国及び樹木採取権者は、分収造林契約が滞りなく締結されるよう協力する。この場合において、樹木採取権者は、分収造林契約の締結が可とされた箇所の採取が完了した時点で当該箇所の樹木採取権を第79条(樹木採取権の放棄の手続)の定めるところにより放棄する。

6 樹木採取権に係る登録がなされていない場合にあっては前項の放棄がなされた後、樹木採取権に係る登録がなされている場合にあっては前項の放棄に係る登録が完了した後に、国と樹木採取権者は、樹木採取権者の国有林野管理経営法施行規則第29条の申請に基づき第1項の分収造林契約を締結する。

第10章 樹木採取権の消滅

(運用協定の有効期間)

第59条 本協定は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定締結日を始期とし、樹木採取権存続期間満了日まで効力を有する。

- 2 樹木採取権存続期間において、樹木採取権の全部が取消し、放棄その他の消滅事由により消滅したとき及び樹木採取権が移転（一般承継によるものを除く。以下この章において同じ。）したときは、本協定も当然に終了する。
- 3 前2項の定めにかかわらず、本協定の終了後もなお本協定の条項が規定する事項が存在するときは、当該事項が存在する限りにおいて、当該条項は存続する。なお、国及び樹木採取権者は、次条（樹木採取権消滅又は移転時の樹木料の取扱い等）から第64条（違約金等）までの規定をもって、存続する条項がこれらの規定に係る条項のみであると解釈されないことを確認する。
- 4 樹木採取権者は、樹木採取権が移転した場合における前項により存続する条項が規定する事項の取扱いについて、国並びに国及び樹木採取権の移転を受けようとする者又は受けた者から協議の要請を受けたときは、当該協議に応じなければならない。

（樹木採取権消滅又は移転時の樹木料の取扱い等）

- 第60条 国は、樹木採取権の全部若しくは一部が消滅した場合又は樹木採取権が移転した場合において当該消滅又は移転した樹木採取権に係る未採取の樹木に関し実施契約に基づき納付された樹木料については、当該樹木採取権の消滅が第三者の責めに帰すべき事由又は不可抗力その他のやむを得ない事由による場合を除き、返還しない。なお、この場合においても、国及び樹木採取権者は、樹木採取権の移転を受けた者が樹木料を支払わずに当該伐区の樹木を採取可能とすることはできない。
- 2 樹木採取権の全部若しくは一部が消滅した場合又は樹木採取権が移転した場合の樹木の搬出についての取扱いは、第4章（搬出期間）の定めるところによる。

（樹木採取権消滅又は移転時の施設、器具等の収去等）

- 第61条 樹木採取権の全部若しくは一部が消滅した場合又は樹木採取権が移転した場合の国有林野内に設置された施設、器具等の取扱い及び国有林野の原状回復については、第34条（国有林野の使用の承認）第4項から第6項までに定めるところによる。

（樹木採取権消滅又は移転後の造林）

- 第62条 樹木採取権の全部若しくは一部の消滅時又は樹木採取権の移転時に、当該消滅した又は移転した樹木採取権に係る伐区に関し、当該消滅又は移転の時点で樹木採取権者による樹木の採取は終了したものの造林事業請負契約が締結されておらず造林が未了の箇所について、樹木採取権者は、当該箇所を管轄する森林管理署長又は国と、当該箇所についての造林請負契約又は分収造林契約を締結しなければならない。この場合における当該契約の締結手続については、樹木採取権の一部の消滅時にあっては前章の定めるところにより、全部の消滅時にあっては国と樹木採取権者で協議する。
- 2 前項の規定にかかわらず、国有林野管理経営法第8条の22第1項第1号イからルまでのいずれかに該当したとして樹木採取権の全部が取り消されたとき、本協定に違反して樹木採取権者が樹木採取権の全部又は一部を放棄したとき、樹木採取権が移転したときその他樹木採取権者と造林事業請負契約又は分収造林契約を締結することが適切でないとき国が認めるときは、当該箇所を管轄する森林管理署長又は国は、樹木採取権者と当該箇所についての造林事業請負契約又は分収造林契約を締結しない。

(樹木採取権消滅又は移転後の報告)

第63条 樹木採取権者は、樹木採取権の全部の消滅後又は樹木採取権の移転後2か月以内に、第48条(定期報告)及び第50条(木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等)の報告その他国が指定する報告を行わなければならない。

2 国は、当該報告内容について評価を行い、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認めるときは、その旨及び樹木採取権者が樹木採取権の消滅又は移転から2年以内に国有林野管理経営法第8条の8第1項の申請を行ったときは、当該評価を踏まえて同法第8条の10第2項の評価を行う旨を、別紙様式第34号により通知する。

3 第1項の報告時に、採取された樹木の搬出が終了していないとき、木材の取引が終了していないときその他の本事業が終了していないと認められるときは、樹木採取権者は、本事業の終了後、遅滞なく国に本事業が終了した旨を報告しなければならない。

(違約金等)

第64条 樹木採取権者は、樹木採取権の全部若しくは一部が消滅した場合又は樹木採取権が移転した場合であっても、本協定又は実施契約に基づき発生した違約金等の支払義務を履行しなければならない。

2 国は、樹木採取権の全部若しくは一部が消滅した場合又は樹木採取権が移転した場合であっても、第59条(運用協定の有効期間)第3項の規定により、本協定又は実施契約に基づき違約金等の支払いを請求することができる。

第11章 樹木採取権の取消し

(樹木採取権の取消し)

第65条 国は、樹木採取権者が国有林野管理経営法第8条の22第1項第1号イからルまでのいずれかに該当するときは、同項に基づき、樹木採取権の全部を取り消すことができる。

2 国は、国有林野管理経営法第8条の22第1項第2号に該当するときは、同項に基づき、樹木採取権の全部又は一部を取り消すことができる。

(損失補償)

第66条 国は、国有林野管理経営法第8条の23の定めるところにより、樹木採取権者に対して通常生ずべき損失を補償する。

第12章 リスク分担

(損害賠償責任)

第67条 本協定又は実施契約に別段の定めがある場合を除き、国又は樹木採取権者が本協定又は実施契約に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生したときは、相手方当事者は当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(リスク分担の原則)

第68条 本協定又は実施契約で別段の定めがある場合を除き、樹木採取権者はその責任で本事業を実施するものとし、本事業において樹木採取権者に生じた収入の減少、

費用の増加その他損害又は損失の発生については、すべて樹木採取権者が負担し、国はこれについて何らの責任も負担しない。

(第三者の責めに帰すべき事由及び不可抗力により樹木が滅失した場合等の樹木料の返還等)

第69条 本協定締結日以降、第三者の責めに帰すべき事由、不可抗力その他のやむを得ない事由によって、当該伐区の樹木の全部若しくは一部が滅失若しくは毀損したとき、当該伐区における本事業の全部若しくは一部が行えなくなったとき又はこれらの事象の発生が見込まれるときは、樹木採取権者は、速やかに国に対し通知し、国及び樹木採取権者は、対応について協議を行う。

2 樹木採取権者が実施契約に基づき樹木料を納付した後に、第三者の責めに帰すべき事由、不可抗力その他のやむを得ない事由によって、当該伐区の樹木の全部若しくは一部が滅失若しくは毀損したとき又は当該伐区における事業の全部若しくは一部が行えなくなったときは、国は、当該未採取の樹木に係る納付済みの樹木料を樹木採取権者に返還する。

3 実施契約に基づき伐区ごとの収穫調査結果及び樹木料の額が国から樹木採取権者に対して通知された後、樹木採取権者が樹木料を納付するまでに第三者の責めに帰すべき事由、不可抗力その他のやむを得ない事由によって、当該伐区の樹木の全部若しくは一部が滅失若しくは毀損したとき又は当該伐区における事業の全部若しくは一部が行えなくなったときは、国は、当該未採取の樹木に応じて減額した樹木料を再度樹木採取権者に通知し、納付を求める。

4 第1項に定める場合において、当該事由又は事象に起因して樹木採取権者に収入の減少、費用の増加その他損害又は損失が生じた場合であっても、国は、当該収入の減少、費用の増加その他損害又は損失について一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して当該損害又は損失の賠償、補填等に関する異議の申立て及び損害賠償請求等の請求を行ってはならない。

(地域住民による抗議、反対等)

第70条 本協定締結日以降、地域住民の抗議、反対等により当該伐区における本事業の全部若しくは一部が行えなくなったとき又はそれが見込まれるときは、樹木採取権者は、速やかに国に対し通知し、国及び樹木採取権者は、対応について協議を行う。

(経済環境の変動)

第71条 本協定又は実施契約に別段の定めがある場合を除き、需要、物価又は金利の変動その他の経済環境の変動により樹木採取権者に収入の減少、費用の増加その他損害又は損失が生じた場合であっても、国は、当該収入の減少、費用の増加その他損害又は損失について一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して異議の申立て及び権利設定料又は樹木料の返還請求、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。

(法令等の変更)

第72条 本協定締結日以降、法令等の変更により本事業の内容の全部若しくは一部に変更が生じたとき又はそれが見込まれるときは、樹木採取権者は、速やかに国に対し通知し、国及び樹木採取権者は、対応について協議を行う。

2 法令等の変更により樹木採取権者に収入の減少、費用の増加その他損害又は損失が生じた場合であっても、国は、当該収入の減少、費用の増加その他損害又は損失について一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して異議の申立て及び権利設定料又は樹木料の返還請求、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、法令等の変更が当該樹木採取権に直接関係するものであり、これにより事業の内容の全部又は一部に変更が生じるときは、国は、事業の内容に変更が生じた時点で当該伐区に係る樹木料を納付したものの未採取の樹木について、樹木料を再度算定し、納付済みの樹木料との差額を返還又は追徴する。

(公益上のやむを得ない事由)

第73条 公益上のやむを得ない事由により当該伐区における事業の全部又は一部が行えなくなり、樹木採取権の全部又は一部が取り消されたときは、国は当該未採取の樹木に係る、納付済みの樹木料を返還する。

(第三者に及ぼした損害)

第74条 樹木採取権者は、本事業に関し、第三者の生命、身体又は財産に損害を及ぼしたときは、速やかにその状況を国に報告しなければならない。

2 樹木採取権者は、当該第三者に対し賠償すべき損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害が樹木採取権者の責めによらずに生じたものである場合は、この限りではない。

第13章 樹木採取権等の処分の制限及び処分に係る手続

(樹木採取権の処分の制限)

第75条 樹木採取権者は、国の事前の承諾を得ることなく、樹木採取権、実施契約上の地位、本協定上の地位及びその他樹木採取権に関して国との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づく樹木採取権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

(樹木採取権の移転)

第76条 樹木採取権者は、樹木採取権の移転（法人の合併その他の一般承継によるものを除く。以下この項において同じ。）を行う場合には、前条（樹木採取権の処分の制限）に定める国の事前の承諾に加え、当該移転を受けようとする者が国から国有林野管理経営法第8条の17第2項の許可を得なければならない。ただし、法令の規定に基づき樹木採取権者の意思にかかわらず樹木採取権が移転する場合において当該許可があったときは、許可の時に当該樹木採取権の移転に係る前条（樹木採取権の処分の制限）に定める国の事前の承諾がなされたものとみなす。

2 樹木採取権について法人の合併その他の一般承継がなされる場合で、樹木採取権を取得した者が、樹木採取権を取得した日から3か月以内に、国有林野管理経営法第8条の18第1項に基づき国に届け出たときは、当該樹木採取権の一般承継による移転について前条（樹木採取権の処分の制限）の規定は適用しない。

(樹木採取権者の帰責事由によらない樹木採取権の放棄)

第77条 樹木採取権者は、本樹木採取区の全部又は一部について、第三者の責めに帰すべき事由、不可抗力その他やむを得ない事由又は国の責めに帰すべき事由により

事業を行うことが困難となったときは、第75条（樹木採取権の処分の制限）に定める国の事前の承諾を得て当該箇所に係る樹木採取権を放棄することができる。ただし、抵当権が設定されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、樹木採取権を放棄してはならない。

- 2 前項の場合における権利設定料の返還については、第9条（権利設定料の納付）第2項の定めるところによる。

（樹木を採取しない箇所等の放棄）

第78条 樹木採取権者は、第75条（樹木採取権の処分の制限）の規定にかかわらず、毎年度の終了時点において、樹木採取権を行使したことにより樹木採取権存続期間にわたり採取の基準により採取することができなくなった箇所及び採取する意向のなくなった箇所について、国に対して、次条（樹木採取権の放棄の手続）第1項の樹木採取権放棄届出書を提出しなければならない。ただし、抵当権が設定されている樹木採取権については、その抵当権者の同意を得なければ当該提出を行ってはならない。

- 2 樹木採取権者は、前項によるほか、国に対して、任意の時期に前項の提出を行うことができる。

（樹木採取権の放棄の手続）

第79条 樹木採取権者は、樹木採取権を放棄するときは、国に対して、別紙様式第35号の樹木採取権放棄届出書を提出しなければならない。

- 2 国は、前項の届出が本協定に従い、権利の濫用に当たらないものと認めて当該届出に係る放棄を承認したときは、樹木採取権者に対し、別紙様式第36号の樹木採取権放棄確認通知書を送付する。
- 3 国は、前項の樹木採取権放棄確認通知書を送付しない場合は、樹木採取権者に対しその旨を通知する。

第14章 知的財産権

（著作権の帰属等）

第80条 国が本協定に基づき、樹木採取権者に対して提供した情報、書類及び図面等（国が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、国に帰属する。

（著作権の利用等）

第81条 国は、成果物について、国の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 成果物のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（次条（著作権等の譲渡禁止）において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 3 樹木採取権者は、国が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は国が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。

- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、国又は国が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 樹木採取権者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、本協定で別途定める場合及びあらかじめ国の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第82条 樹木採取権者は、自ら又は著作権者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に国の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(第三者の有する著作権の侵害防止)

第83条 樹木採取権者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを国に対して保証する。

- 2 樹木採取権者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、樹木採取権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第84条 樹木採取権者は、本協定の履行に当たり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（本条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと及び樹木採取権者が国に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを国に対して保証する。

- 2 樹木採取権者が本協定の履行に当たり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は樹木採取権者が国に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、樹木採取権者は、樹木採取権者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して国に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、国に対して補償及び賠償し、又は国が指示する必要な措置を行う。ただし、樹木採取権者の当該侵害が、国の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

第15章 その他

(資料等の提供、貸与、閲覧及び返還)

第85条 国は、本事業の実施に必要なものとして、樹木採取権者から別紙様式第37号による申請があったときは、別紙12に掲げる資料をその内容に応じ、提供又は貸与する。

- 2 国は、前項により提供又は貸与した資料の内容について変更があったときは、樹木採取権者に変更後の資料を提供又は貸与する。
- 3 樹木採取権者は、別紙12に掲げるもののほか、本事業の実施に必要な資料の提供又は貸与について、別紙様式第37号により国に申請することができる。

- 4 国は前項により申請のあった資料について、可能な範囲で提供、貸与又は閲覧の方法により対応し、これらによることができない場合は、その理由を明らかにする。
- 5 樹木採取権者は、提供又は貸与された資料を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合には、樹木採取権者の責任と費用負担によって修復しなければならない。
- 6 樹木採取権者は、提供、貸与又は閲覧にて知り得た情報については、本事業以外には使用してはならない。また、本事業に関与しない者に情報を漏えいしてはならない。閲覧においては、閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行ってはならない。
- 7 樹木採取権者は、本協定が終了したとき又は樹木採取権者でなくなったときは、貸与資料について、国への返却又は破棄を行わなければならない。樹木採取権者は、貸与資料を破棄したときは、別紙様式第38号により国に報告しなければならない。破棄義務の延期の申請については、別紙様式第39号による。

(森林管理署長による確認及び協議)

- 第86条 樹木採取権者は、本協定に基づく手続において国に提出等することとされているもののうち、本協定に定めるもののほか国が指定するものについては、当該提出等は、あらかじめ当該書面の記載内容に係る国有林野を管轄する森林管理署長の確認を受けた上で行わなければならない。
- 2 本協定において国と樹木採取権者が協議することとなっているもののうち国が指定するものについては、当該協議に係る国有林野を管轄する森林管理署長も当該協議に加わるものとする。

(公租公課)

第87条 本協定に関連して生じる公租公課は、全て樹木採取権者の負担とする。

(秘密保持義務)

- 第88条 国及び樹木採取権者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を他の者に開示してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、国及び樹木採取権者は、以下の場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。ただし、開示の方法について国が指示した場合には、当該指示に従い開示しなければならない。
 - (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある国若しくは樹木採取権者の従業員等（国の職員及び樹木採取権者の役員を含む。）、国若しくは樹木採取権者の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家又は当該情報を知る必要のある樹木採取権者の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ国との間で合意された会社等、それらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、国及び樹木採取権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合
 - (4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合

- (5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- (6) 国が本協定の締結版を公表する場合
- (7) 国有林材供給調整検討委員会その他の会議に情報を開示する場合
- (8) 樹木採取権制度ガイドラインについて（令和2年4月1日付け元林国経第177号林野庁長官通知）において公表することとされているものを公表する場合

（遅延利息）

第89条 樹木採取権者が本協定に基づく金銭の支払を遅滞したときは、本協定に別段の定めがある場合を除き、樹木採取権者は、当該支払期日時点における債権管理法施行令第29条第1項の財務大臣の定める率を乗じて計算した額の遅延利息を国に支払わなければならない。この場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

（管轄裁判所）

第90条 本協定の準拠法は日本法とし、本協定に関連して発生した全ての紛争は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第91条 本協定に定める請求、通知、報告、勧告、承諾、契約終了告知、解除等は、本協定に別段の定めがある場合を除き、相手方に対する書面をもって行われなければならない。ただし、緊急の連絡その他国及び樹木採取権者間で別途の方法によることを合意したものはこの限りではない。なお、国及び樹木採取権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。

- 2 本協定において書面により行わなければならないこととされている行為は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は別紙様式に記載されるべき情報が記載された電子ファイルを添付した電子メールの送信その他の書面の交付に準ずるものでなければならない。
- 3 本協定の履行に関して国と樹木採取権者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 本協定に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 本協定の履行に関して国と樹木採取権者の間で用いる計算単位は、実施契約、本協定、公募書類等又は申請書類等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 6 本協定の履行に関する期間の規定については、実施契約、本協定、公募書類等又は申請書類等に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。
- 7 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

（疑義に関する協議）

第92条 本協定に規定のない事項について定める必要が生じたとき又は本協定の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、国及び樹木採取権者が誠実に協議して、これを定める。

別紙1 定義集

※ 以下の語句は、五十音順に配列されている。

- (1) 「安定取引協定」とは、審査基準等通知第1の1(1)ウ(エ)の安定取引協定をいう。
- (2) 「安定取引協定書」とは、安定取引協定が締結されたこと及び安定取引協定の内容を証する書面又は電磁的記録をいう。
- (3) 「一般競争入札」とは、予算決算及び会計令第74条の入札の方法による一般競争をいう。
- (4) 「意欲能力経営者等」とは、審査基準等通知第1の1(1)アに該当する者をいう。
- (5) 「運用協定」とは、本協定をいう。
- (6) 「親会社」とは、会社法第2条第4号の親会社をいう。
- (7) 「会計法」とは、会計法(昭和22年法律第35号)をいう。
- (8) 「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号)をいう。
- (9) 「会社法施行規則」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)をいう。
- (10) 「区域界」とは、本樹木採取区の区域の境界をいう。
- (11) 「区域標示」とは、伐区及び採取箇所との区域の境界を確定的に現地において示す行為又は当該行為により伐区及び採取箇所との区域界を示すために施された措置若しくは設置された有体物をいう。
- (12) 「国」とは、北海道森林管理局長をいう。
- (13) 「計画等承認基準」とは、本協定第18条(実施契約の締結一国による確認)第1項から第4項まで(いずれも本協定及び実施契約において準用される場合を含む。)に定める承認基準をいう。
- (14) 「刑法」とは、刑法(明治40年法律第45号)をいう。
- (15) 「計量法」とは、計量法(平成4年法律第51号)をいう。
- (16) 「権利設定料」とは、国有林野管理経営法第8条の12第4項の定めるところにより樹木採取権者に納付が命じられた1,904,760円(消費税の額及び地方消費税の額を含む金額)の金員をいう。
- (17) 「公益事業者等」とは、本協定第39条(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)に基づく本樹木採取区内の国有林野(樹木を含む。以下本号において同じ。)における行為の実施(国有林野の使用を含む。)を必要とする第三者をいう。
- (18) 「公募書類等」とは、国が、本樹木採取区に係る国有林野管理経営法第8条の7の公募に関して令和3年9月24日付けで公表した書類、資料、農林水産省又は林野庁のホームページへの掲載、バーチャルデータルームでの開示その他適宜の方法により公表した質問回答その他これらに関して国が発出した情報、書類、図面等(運用協定書(案)及び実施契約書(案)を除く。)をいう。

- (19) 「子会社等」とは、会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。
- (20) 「極印」とは、国有林野管理経営法施行規則第10条の2の極印をいう。
- (21) 「国有林材供給調整検討委員会」とは、国有林材供給調整対策の実施について（平成25年3月26日付け林国管第159号林野庁長官通知）に基づき林野庁及び各森林管理局に設置される、木材市況調査要領（昭和56年4月1日付け56林野業第18号林野庁長官通知）第25条により収集された情報等を基に、専門的な観点から供給調整の必要性、実施方法について意見を求めるための委員会をいう。
- (22) 「国有林野」とは、国有林野管理経営法第2条第1項の国有林野をいう。
- (23) 「国有林野管理規程」とは、国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）をいう。
- (24) 「国有林野管理経営規程」とは、国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）をいう。
- (25) 「国有林野管理経営法」とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）をいう。
- (26) 「国有林野管理経営法施行規則」とは、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）をいう。
- (27) 「国有林野管理経営法施行令」とは、国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和29年政令第121号）をいう。
- (28) 「国有林野事業」とは、国有林野管理経営法第2条第2項の国有林野事業をいう。
- (29) 「国有林野の使用」とは、国有林野の使用又は無料利用をいう。
- (30) 「合計採取計画面積」とは、施業計画において各年度に採取することとされている伐区の面積の合計をいう。
- (31) 「債権管理法施行令」とは、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）をいう。
- (32) 「採取箇所」とは、伐区において樹木採取権者が樹木を採取する箇所をいう。
- (33) 「採取期間」とは、実施契約の定めるところにより定められる、改めて樹木料を納付することなく当該伐区における樹木の採取が可能である期間をいう。
- (34) 「採取対象木」とは、樹木料の確定通知において採取対象木とされた樹木をいう。
- (35) 「採取の基準」とは、本樹木採取区に係る国有林野管理経営法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準をいう。
- (36) 「採取未了樹木」とは、採取対象木のうち搬出期間が実施契約の契約期間を超えて定められているものであって、採取期間内に採取することができない見込みの樹木をいう。
- (37) 「事業」とは、審査基準等通知第1の2（1）の事業と同義であり、本樹木採取区における樹木採取権の行使による樹木の採取に関する事業をいう。この事業には、樹木採取権の行使による樹木の採取のほか、具体的な箇所の樹木

を採取するための、機械の搬入、土場の開設等の準備行為は含まれるが、その他の樹木採取権の行使による樹木の採取の準備行為及び樹木採取権の行使により採取した樹木の搬出は含まれない。ただし、「本事業」の定義については、本別紙において別に定めるとおりとする。

- (38) 「事業の基本的な方針」とは、樹木採取権者に係る本樹木採取区に関する国有林野管理経営法第8条の9第1項第1号の事業の基本的な方針をいう。
- (39) 「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法第3条第1号の事業協同組合をいう。
- (40) 「実行計画」とは、運用協定又は実施契約の規定により国の承認を受けた実施契約の契約期間中の各年度の具体的な樹木の採取及び搬出、国有林野の使用並びに採取跡地の造林に係る計画をいう。
- (41) 「実行計画承認基準」とは、計画等承認基準のうち本協定第18条（実施契約の締結一国による確認）第3項（本協定及び実施契約において準用される場合を含む。）に係るものをいう。
- (42) 「実施契約」とは、国と樹木採取権者の間で締結される国有林野管理経営法第8条の14第1項の樹木採取権実施契約をいう。
- (43) 「支障木」とは、採取対象木の採取とは別に、これに付随して、伐区における樹木の採取、加工又は運搬、小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のために伐採又は採取する必要最低限の樹木をいう。
- (44) 「指定調査機関」とは、国有林野管理経営法第6条の5第1項の指定調査機関をいう。
- (45) 「支配権の異動」とは、自己が他の会社等の子会社等となること、他の会社等の子会社等でなくなること又は自己が他の会社等の子会社等である場合の当該他の会社等の変更をいう。
- (46) 「収穫調査」とは、樹種、材積、材質その他の樹木の伐採又は売払いに必要な事項の調査をいう。
- (47) 「収穫調査結果の有効期間」とは、本協定第15条（収穫調査済みの伐区の通知）の通知及び本協定第21条（国が行う収穫調査等）から第23条（収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示）までの提示に記載された収穫調査の日から3年間をいう。
- (48) 「樹木採取権」とは、樹木採取権設定日付けで本樹木採取区について樹木採取権者に設定された国有林野管理経営法第8条の5第1項の樹木採取権をいう。
- (49) 「樹木採取権行使指針」とは、樹木採取権に係る国有林野管理経営法第8条の7第5号の樹木採取権を行使する際の指針をいう。
- (50) 「樹木採取権者」とは、●をいう。
- (51) 「樹木採取権設定通知」とは、樹木採取権者に係る国有林野管理経営法第8条の12第3項の規定による樹木採取権の設定の通知をいう。
- (52) 「樹木採取権設定日」とは、●年●月●日をいう。

- (53) 「樹木採取権存続期間」とは、樹木採取権設定日から●年●月●日までをいう。
- (54) 「樹木料」とは、国有林野管理経営法第8条の7第4号の樹木料をいう。
- (55) 「樹木料の確定通知」とは、実施契約に基づき国が樹木採取権者に対して発する樹木料の確定通知をいう。
- (56) 「主要取引先」とは、審査基準等通知第1の1(1)ウ(オ)の要件に係る木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等をいう。
- (57) 「小班」とは、国有林野管理経営規程第2条第1項の小班をいう。
- (58) 「植栽」とは、樹木を植えることをいう(人工下種を含む。)
- (59) 「審査基準等通知」とは、「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る北海道森林管理局長の処分に関する審査基準等」をいう。
- (60) 「申請書類等」とは、樹木採取権者が、国有林野管理経営法第8条の8第2項の定めるところにより樹木採取権の設定について●年●月●日付けで提出した申請書及び添付書類並びにこれに関連する一切の資料及び回答に係る情報、書類、図面等をいう。
- (61) 「森林管理署」とは、森林管理署、森林管理署の支署又は森林管理事務所をいう。
- (62) 「森林管理署長」とは、森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長をいう。
- (63) 「森林経営管理法運用通知」とは、森林経営管理法の運用について(平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知)をいう。
- (64) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面その他の樹木採取権者が本協定又は国の請求により国に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (65) 「施業計画」とは、運用協定又は実施契約の規定により国の承認を受けた国有林野管理経営法第8条の14第1項第1号の施業の計画をいう。
- (66) 「施業実施計画」とは、本樹木採取区をその対象として含む国有林野管理経営規程第12条第1項の国有林野施業実施計画をいう。
- (67) 「設定通知」とは、国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について(令和2年8月3日付け2林国経第38号林野庁長官通知)をいう。
- (68) 「総計採取面積」とは、実施契約の契約期間内に採取する伐区の面積の合計をいう。
- (69) 「総計最低採取面積」とは、採取の基準における総計最低採取面積をいう。
- (70) 「総計上限採取面積」とは、採取の基準における総計上限採取面積をいう。
- (71) 「総計上限採取面積の特例面積」とは、採取の基準における「総計上限採取面積の全ての採取方法に係る特例面積」又は「総計上限採取面積の皆伐に係る特例面積」をいう。

- (72) 「造林事業請負契約」とは、本協定第55条（造林の委託）第1項の造林事業請負契約をいう。
- (73) 「造林事業請負契約約款」とは、国有林野事業における造林事業請負契約約款について（平成20年3月31日付け19林国業第240号林野庁長官通知）をいう。
- (74) 「造林事業請負標準仕様書」とは、国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について（平成20年3月31日付け19林国業第241号林野庁長官通知）の造林事業請負標準仕様書をいう。
- (75) 「単年度上限採取面積」とは、採取の基準における単年度上限採取面積（新規伐区に係る単年度上限採取面積を含む。）をいう。
- (76) 「単年度上限採取面積の特例面積」とは、採取の基準における「単年度上限採取面積の全ての採取方法に係る特例面積」、「単年度上限採取面積の全ての採取方法に係る新規伐区に係る特例面積」、「単年度上限採取面積の皆伐に係る特例面積」又は「単年度上限採取面積の皆伐に係る新規伐区に係る特例面積」をいう。
- (77) 「地域管理経営計画」とは、本樹木採取区をその対象に含む国有林野管理経営法第6条第1項の地域管理経営計画をいう。
- (78) 「中小企業等協同組合法」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）をいう。
- (79) 「著作権法」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）をいう。
- (80) 「登録」とは、国有林野管理経営法第8条の20第1項の規定による登録をいう。
- (81) 「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。
- (82) 「年度」とは、4月1日から翌年3月末日までの期間をいう。
- (83) 「納入告知書」とは、国が樹木採取権者に対して発する予算決算及び会計令第29条の書面をいう。
- (84) 「伐区」とは、樹木採取区又は樹木採取区であった区域内の樹木の採取、搬出、造林等に係る一塊の区域をいう。
- (85) 「伐区の現地表示」とは、伐区の区域の境界を暫定的に現地において示すことをいう。
- (86) 「反社会的行為」とは、以下のいずれかに該当する行為をいう。
 - (i) 暴力的な要求行為
 - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (iii) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (iv) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (v) その他前各号に準ずる行為
- (87) 「搬出」とは、採取した樹木を国有林野外に運び出すことをいう。
- (88) 「搬出期間」とは、本協定第4章の搬出期間をいう。

- (89) 「不可抗力」とは、本協定の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、以下の1つ以上に該当する事象（あらかじめ国と樹木採取権者の間で合意した基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、国及び樹木採取権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、国又は樹木採取権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- (i) 自然災害（暴風、落雷、豪雨、強風、台風、異常熱波、異常寒波、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波その他不可避かつ予見不能な自然災害、病害、虫害、獣害等をいう。）
- (ii) 暴動、騒擾、騒乱その他の人為的災害
- (90) 「不当介入」とは、不当要求又は業務妨害等の不当介入をいう。
- (91) 「分収造林契約」とは、国有林野管理経営法第10条の分収造林契約をいう。
- (92) 「保安林」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は同法第25条の2の規定により指定された保安林をいう。
- (93) 「法令等」とは、条約、法律、政令、内閣官房令、府省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- (94) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体で、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (95) 「暴力団員等及びその他の関係者」とは、以下のいずれかの1つ以上に該当する者をいう。
- (i) 暴力団員等
- (a) 暴力団
- (b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
- (c) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。）
- (e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

- (f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等、企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)から(g)までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
 - (i) その他上記(a)から(h)までに準ずる者
- (ii) その他の関係者
- (a) (i)の(a)から(i)までに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
 - (e) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (96) 「本事業」とは、本樹木採取区において樹木採取権者が行う、樹木の採取及びその準備行為、採取した樹木の搬出、採取跡地における造林、木材の安定的な取引関係の確立その他の樹木採取権に関する一切の事業（本別紙における「事業」の定義にかかわらず、一般用語としての事業をいう。）をいう。
- (97) 「本樹木採取区」とは、北海道森林管理局2網走中部樹木採取区をいう。
- (98) 「民法」とは、民法（明治29年法律第89号）をいう。
- (99) 「木材製品利用事業者等」とは、木安法第4条第1項の木材製品利用事業者等をいう。
- (100) 「木材取引計画」とは、国有林野管理経営法第8条の14第1項第3号に基づき実施契約に定める実施契約の契約期間における樹木採取権者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者との木材の安定的な取引関係の確立に関する計画をいう。
- (101) 「木安法」とは、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）をいう。
- (102) 「木材利用事業者等」とは、木安法第4条第1項の木材利用事業者等をいう。
- (103) 「役員等」とは、法人の役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。

- (104) 「予算決算及び会計令」とは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）をいう。
- (105) 「立木販売」とは、国有林野事業における木材の供給方法として、国又は森林管理署長が立木で販売するものをいう。
- (106) 「林道」とは、森林管理局又は森林管理署が、国有林野土木台帳規程（昭和25年農林水産省訓令第103号）第3条に定める林道台帳を整備し管理する道をいう。
- (107) 「林道規程」とは、林道規程の制定について（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）をいう。
- (108) 「林道技術基準」とは、林道技術基準（平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知）をいう。
- (109) 「林道等」とは、林道その他の森林管理局又は森林管理署の管轄に属する道で車両の通行を前提として開設されたものをいう。
- (110) 「林班」とは、国有林野管理経営規程第2条第1項の林班をいう。

別紙2 許認可等の実施の主体

1. 樹木採取権者において実施が必要な手続

本事業の実施に必要な法令等に基づく一切の手続き（2に掲げるものを除く）

2. 国において実施が必要な手続

保安林に係る協議

- ・立木の伐採
- ・土地の形質変更

別紙3 実施契約（案）

【実施契約（案）を挿入】

別紙4 実施契約を締結する期間

実施契約は、以下の期間の範囲内で締結する。

	始期	終期
第1期	樹木採取権設定日	令和8年3月31日
第2期	令和8年4月1日	樹木採取権の存続期間 の末日

別紙5 収穫調査の実施及び樹木料の算定方法

第1 収穫調査の実施方法

1 総則

国は、実行計画及び国が定めた国有林野産物収穫調査規程（以下「収穫調査規程」という。）に基づき、伐区ごとに以下の事項を行う。

- (1) 伐区の周囲及び面積の実測
- (2) 伐区内において採取することとしている樹木の種類及び品質の調査
- (3) 樹木の数量の調査
- (4) 樹木の搬出に関する事項の調査
- (5) 跡地更新に関する事項の調査
- (6) その他必要な事項の調査

2 収穫調査の方法

収穫調査の方法については、毎木調査による。この場合、樹高については収穫調査規程による樹高曲線法によることができる。また、間伐並びに採取箇所形状が群状又は帯状でない択伐及び複層伐の収穫調査については、収穫調査規程による標準地調査のうち本数比例法によることができる。

第2 樹木料の算定方法

1 樹木料の算定単位

樹木料の算定単位は、伐区ごととする。

2 樹木料の算定式

樹木料は、以下の式により国が算定する。なお、樹木料評定額を算出する樹木料評定式は、別添の「北海道森林管理局2網走中部樹木採取区の樹木料評定式並びにその変数及び係数」による。

$$\text{樹木料} = \text{樹木料評定額} \times \bullet\bullet\bullet (\text{割増率}^{\text{備考1}})$$

備考1 申請額^{備考2}を基礎額^{備考3}で除して得られる割合であり、樹木採取権存続期間中、固定。

備考2 民間事業者が、本事業について検討した上で、公募時に森林管理局長が示した林分（以下「基礎額算定林分」という。）について、支払ってもよいと考え、国に提示した国有林野管理経営法第8条の9第1項第5号の額。

備考3 基礎額算定林分について、森林管理局長が算定し、公募時に公表した国有林野管理経営法第8条の7第4号の額。

3 樹木料評定式

樹木料評定式は、立木販売実績を基に販売価額を求めるため、統計的な手法を用いて作成された別添の式である。具体的には、樹木採取権制度の創設に当たって、平成26年度から平成30年度までの国有林野事業での立木販売実績（一般競争

入札)を基に、収穫調査の結果、近隣の原木市場等の丸太価格、木材生産に係る経費など様々な変数と係数を用いて樹木料の算定に用いる樹木料評定額を算出する式として、重回帰分析^{備考}により作成されたものであり、その時々丸太価格や経費を反映させることが可能なものである。そのため、原則として、樹木採取権存続期間中、変更しない。一方で、極めて著しい経済その他の状況変化等が認められた場合は、この限りではない。

国は、公募時に公表された別添の樹木料評定式を用いて、樹木料評定額を算出する。算出に当たっては、収穫調査の結果(樹木採取権者に提示)や、近隣の原木市場等における丸太価格(直近1年間の価格を平均。対象となる樹木から生産されると見込まれる丸太に適用。非公表。)、木材の生産経費(非公表)等を因子として用いることとする。

備考 重回帰分析は、多数のデータから結果を予測する多変量解析の手法の一つで、総合的な評価を個別の項目評価から予測するために用いられる。

4 生産に係る固定経費の取扱い

国は、樹木料の算定に当たって、施業計画における近接する伐区について、樹木の採取、搬出及び運搬に係る林業機械の回送費、共通して利用する搬出路に係る経費などの固定経費(以下「生産固定経費」という。)が共通するとみなせるものをそれらの伐区間で按分する。

生産固定経費が共通するものとみなす伐区については、施業計画において定めることとする。ただし、生産固定経費が共通とみなすことができるのは、皆伐、群状又は帯状の複層伐及び択伐の場合にあっては各伐区の採取箇所面積の合計が10ha以下の場合、間伐にあっては各伐区の採取箇所面積の合計が10ha以下の場合に限る。なお、生産固定経費の按分の基礎となる面積及び割合は、施業計画の面積によるものとし、按分する生産固定経費は、実行計画に基づきそれぞれの年度に算定するものとする。

5 上限単価(円/m³)の設定

3にかかわらず、樹木料評定式で算出した樹木料評定額を樹木の材積の合計で除した単価(円/m³)が、国が公募で公表する地域における直近1年間の一般競争入札による立木販売実績の最高単価を超える場合、立木販売実績の最高単価を対象となる樹木の材積の合計に乗じた額を樹木料評定額とする。

6 端数処理

- (1) 樹木料評定額は小数点第1位を四捨五入する。
- (2) 3及び5にかかわらず、樹木料評定額が1,000円未満の場合には、その樹木料評定額を1,000円とする。
- (3) 樹木料は、樹木料評定額に割増率を乗じたものを、1,000円未満の端数を切り上げ、消費税率(消費税率及び地方消費税率の和をいう。)を乗じて算出する。
- (4) 割増率は、小数点第9位を四捨五入する。
- (5) 樹木料評定式の変数、係数に変数を乗じた値及び樹木料評定額が自然対数変換された数値については、小数点第6位を四捨五入する。

(別添)

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区の樹木料評定式並びにその変数及び係数

森林管理局	北海道森林管理局
森林管理署等	網走中部森林管理署
樹木採取区名	北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区

樹木料評定式

$$\log_e(\text{樹木料評定額}) = a_0 + \sum_{i=1}^n a_i x_i$$

下表のそれぞれの係数に対応する変数を乗じた数値を合算すると、樹木料評定額が自然対数変換された数値が算出される。これを真数に変換し、樹木料評定額を算出する

係数 a_i	変数 x_i	変数の説明
-0.00009987	立木材積 (m ³)	採取対象となっている樹木の材積の合計
-0.02893065	面積 (ha)	採取対象の伐区面積
0.02874778	面積 (10ha～) (ha)	間伐等で伐区面積が 10ha を超える場合、面積から 10ha を減じたもの (面積が 10ha 以下の場合には変数は 0)
0.00183648	林齢 (年)	対象樹木の林齢 (複数の林齢の樹木が対象とされている場合は、最も立木材積の多い樹木の林齢)
-0.20610697	平均単木材積 (m ³ /本)	採取対象の立木材積の合計を採取対象の樹木の本数の合計で除したもの
-0.00014856	本数密度 (本/ha)	採取対象の立木の本数の合計を面積で除したもの
0.21467396	複層伐材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する複層伐で採取されるとされている立木材積の割合
0.48012594	カラマツ材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するカラマツの立木材積の割合
-0.70811763	広葉樹材積比率	採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する広葉樹の材積の割合
-0.88463018	低質材材積比率	採取対象とされる樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積の合計に対する低質材の材積の割合 (非公表)
2.18777780	原料材材積比率	採取対象とされる樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積の合計に対する原料材の材積の割合 (非公表)
3.06664510	log 丸太価額 (円)	採取対象の樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積に、近隣の原木市場等の丸太価格 (立木販売の評定の際に用いる丸太単価の直近 1 年間の平均) を乗じた価額 (非公表) を自然対数変換したもの
-1.60527520	log 生産変動経費額 (円)	採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる変動経費 (非公表) を自然対数変換したもの

-0.00004939	生産変動経費単価（円）	生産変動経費の合計を、生産が見込まれる丸太材積の合計で除した価格（非公表）
-0.16556322	log 生産固定経費額（円）	採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる固定経費（非公表）を自然対数変換したもの
0.15145865	1	森林管理局長が国有林材の加工・流通圏域等を勘案して設定した区域毎の変数（ $x_i=1$ ） 【北見販売ブロック】 対象地域：オホーツク総合振興局に属する市町村
-6.53129951	—	定数 a_0

別紙6 国有林野の使用に係る遵守事項

本協定第34条(国有林野の使用の承認)第3項の遵守事項は、以下のとおりとする。

- (1) 国有林野の使用の承認を受けた国有林野(以下「使用承認地」という。)を、国有林野の使用目的以外の用途に使用し、又は転貸をしてはならない。
- (2) 国有林野の使用期間が満了したときは、直ちに返地届を提出するとともに森林管理署長の指示による跡地検査に立ち会うこと。
- (3) 以下の一に該当するときは、国有林野の使用の承認の全部又は一部を取り消されても異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求をしないこと。
 - イ 本遵守事項を履行しないとき。
 - ロ 樹木採取権者が、国有林野又はその産物に被害を与えたとき。
 - ハ 国において公用、公共用又は公益事業の用に供するため、使用承認地を必要とするとき。
- (4) 樹木採取権者の責めに帰すべき事由により、使用承認地の全部又は一部を滅失又は毀損してはならない。
- (5) 樹木採取権者は、使用承認地及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出又は火災等の災害により国の所有する立木その他地上物件に被害が発生した又は発生のおそれがある場合には、速やかに森林管理署長に届け出ること。

別紙7 路網等新設協定書

北海道森林管理局長（以下「甲」という。）と（樹木採取権者）（以下「乙」という。）とは、乙が施工する北海道森林管理局2網走中部樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために必要となる森林作業道規格を超えるトラック道、大規模な土場等（以下「路網等」という。）の新設及びこれに関連する一切の工事（以下「建設工事」という。）並びにこれらに伴う甲の所管に属する国有林野の利用の基本的事項について、次のとおり協定する。

（協定の履行）

第1条 甲と乙とは、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行するものとする。

（関係法令の遵守等）

第2条 乙は、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）及びその他関係法令を遵守するとともに、保護林、レクリエーションの森等が設定されている場合はその設定の趣旨を尊重し、あらかじめ関係法令等に規定される必要な手続を行った上で、建設工事を行うものとする。

（用語の定義）

第3条 この協定において、「事業区域」とは、路網等敷及びこれらに関連する工事用地等の区域をいう。

（国有林野の無料利用）

第4条 甲は、乙に対し、建設工事に必要な国有林野について、国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）第81条に定める無料利用をさせるものとする。

2 前項にかかわる国有林野の事業区域は、国有林野の管理経営に支障がなく、かつ、その用途に必要な事業区域とする。

（国土の保全）

第5条 乙は、建設工事に当たり、国有林野の林地形質変更及び立木の伐採を行う場合には、自然環境・風致の維持、土砂の崩壊・流出の防止その他国土保全に十分配慮するものとする。なお、建設工事後も同様とする。

（希少野生動植物の保護）

第6条 乙は、希少野生動植物の保護について、十分な配慮を行うため、工事着手前に動植物の重要種が事業区域及びその近隣に生息・生育していないかを改めて確認するとともに、学識経験者若しくは専門家等（以下「学識経験者等」という。）の指導・助言を踏まえ、事業の実施に当たるものとする。

2 乙は、動物の重要種のうち、特に、猛禽類については、営巣地が移動することがあるため、継続的にモニタリング調査を行い、伐採範囲又はその近隣に営巣木が確認された場合若しくは営巣の可能性が高いと判断された場合は、学識経験者等の助言を受けて適切な影響回避措置を講じるものとする。

3 乙は、植物の重要種のうち、移植等を行う必要がある植物については、学識経験者等による現地確認を経て具体的な移植位置や移植の時期等を選定するとともに、

移植後の定着に向けた維持管理方法等について助言を受けつつ慎重かつ適切に実施し、継続的にモニタリング調査を実施するものとする。

- 4 乙は、前2項のモニタリング調査に当たっては、学識経験者等の指導・助言を受け、それぞれ必要な期間実施するものとし、当該調査の結果を甲へ情報提供するものとする。

(公害等の防止)

第7条 乙は、建設工事により汚濁水、塵埃等が流出・飛散しないよう必要な措置を講じる等、公害の未然防止に努めるものとする。なお建設工事後も同様とする。

(保護管理に対する協力)

第8条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、林野火災、林産物被害及び煤塵散乱の防止等、国有林野の保護管理に協力するものとする。

(林道等の利用)

第9条 乙は、建設工事に当たり、甲が管理する林道（林業専用道を含む。）、森林作業道及び国有林内の歩道（以下「林道等」という。）を利用する場合は、甲の承認を得るとともに、利用に伴う林道等の維持・修繕は乙の負担において実施するものとする。

- 2 乙は、前項の林道等を改良・拡幅する必要がある場合は、事前に設計図書、仕様書等を甲に提出し、協議し、承認を受けた上で、乙の費用負担において実施するものとする。

(保全措置等)

第10条 乙は、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因し、国有林野及び林道等の施設に崩壊、流出等の災害、又は林産物の枯死等の被害（以下「災害等」という。）が発生するおそれがある場合には、あらかじめ必要な保全及び防災の措置を講じるものとする。

- 2 乙は、建設工事中及び建設工事後に国有林野及び林道等の施設に地盤の亀裂、樹木の傾き、湧水の濁り、山鳴り等の地すべりの兆候が発見された場合は、速やかに甲へ連絡するとともに、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因した兆候の場合においては、これらに対する適切な対応策や安全対策を講じること。
- 3 事業区域一帯が、地すべり地形を含む区域であった場合は、乙は新たな地すべりを誘発しないよう細心の注意をもって建設工事を行うものとする。
- 4 乙は、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因して災害等が発生した場合には、直ちに甲に報告するものとし、甲と協議の上、適切な復旧措置を講じるとともに、当該措置にもかかわらず災害等に伴う損害が発生した場合には、甲が被る損害を補償するものとする。
- 5 乙は、第1項、第2項及び前項に定める措置及び対策を行う場合には、設計図書、仕様書等を甲に提出し協議を完了した後、実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は応急措置を講じた後、速やかに甲と協議を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、事業区域の入林者の安全確保について、十分な措置を講じるとともに、乙の責に帰すべき事由によりこれらの者が被災した場合は、その責任を負うものとする。

(建設工事計画等に係る協議・調整)

第12条 乙は、建設工事に当たり、甲と十分な協議・調整を行い、規格の決定に当たっては、甲の承認を得なければならない。次年度以降の計画の概要が決定したときは、必要な資料を添えて甲に通知し、事業の円滑な遂行に努めるものとする。

2 乙は、建設工事計画を変更する必要があるときは、速やかに甲に通知し、必要な協議を行い、甲の承認を得るものとする。

3 安全を確保するため、森林作業道規格を超えるトラック道の規格は林道規程の制定について(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)によること。また、建設工事の計画、調査、設計及び施工等に当たっては、林道技術基準(平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知)によること。

(管理経営等に係る協議・調整)

第13条 乙は、建設工事に伴い、国有林野の林産物の運搬又は管理経営に支障を及ぼさないよう、関係車両の通行を含め甲と協議・調整を行うものとする。

(国有林野への立入り)

第14条 乙は、建設工事に関わる測量及び調査のため国有林野に立ち入る必要があるときには、事前に甲に通知するものとする。

(事業区域の決定)

第15条 乙は、事業区域に必要な用地の区域は、甲と現地で立会協議の上決定するものとする。

(測量等)

第16条 乙は、第15条に掲げる区域の測量を、林野庁測定規程の制定について(平成24年1月6日付け23林国業第100号-1林野庁長官通知)等に基づき実施するものとし、その記録及び成果を甲へ提出して審査を受けるものとする。

2 乙は、前項の区域に境界標識等を設置するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

3 乙は、前2項の決定及び実施に当たって事前に甲に協議するものとする。

(建設支障木)

第17条 乙は、建設工事に伴い支障となる、甲所有の樹木を伐採又は損傷する場合は、支障木として、甲乙間の○年○月○日付け樹木採取権運用協定第30条の定めるところにより、当該支障木の対価を納付するものとする。

(施設の機能補償)

第18条 乙は、建設工事に伴い、甲が事業区域内に設置した林道等の機能が失われる場合には、これらの施設等の機能を補償するものとする。

(原状回復義務)

第19条 乙は、無料利用の承認を受けた国有林野を返地する場合において、甲が必要と認めるときは、耕耘、客土を行い、種子の吹付け、甲の指示した樹種の植栽等の緑化措置を講ずるものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときは、その全部又は一部について免除することができるものとする。

2 収去の終わらない施設等は甲に帰属するものとする。ただし、民有地を通過する施設等については、当該土地所有者と乙との間の使用契約を甲が引き継ぐ意向を有し、そのことについて異議のない旨を当該土地所有者との間において文書で確認ができていないもののみとする。

(第三者の権利)

第20条 乙は、建設工事に伴い、国有林野内に、甲又は網走中部森林管理署長と第三者との間で契約した権利等（以下「契約等」という。）がある場合は、当該契約等の解約、解除又は取消し（以下「解約等」という。）について、甲に協議の上、当該第三者に対して建設工事に関して十分な説明を行うとともに、同意書又は承諾書を徴し、甲に提出するものとする。

2 前項の解約等により、当該第三者が被る損失については、乙が補償等の必要な措置を講ずるものとする。

(国有林野事業実行に伴う安全措置)

第21条 乙は、建設工事に伴い、国有林野事業実行等に安全上支障があると甲が認めたときは、その指示により必要な安全措置を講ずるものとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

(その他の補償等)

第22条 乙は、建設工事に伴い森林施業に制約を生じさせる場合、又は作業能率を低下させる場合等、国有林野事業に損失を生じさせる場合については、その損失を補償するものとし、その内容等については別途甲、乙協議するものとする。

(境界標の保全)

第23条 乙は、建設工事に当たって、官民境界標を損傷しないよう努めるものとする。

2 乙は、建設工事に伴い、官民境界標を一時的に撤去する必要がある場合には、事前に甲へ届け出て、その指示を受けるとともに、撤去する境界標の隣接地所有者に書面で承諾を得てから実施するものとする。

3 乙は、前項の場合、事前に測量を実施し測量成果を保管するものとし、建設工事後に再測量のうえ境界標を原点に復元し、撤去前後の測量成果を添えて甲の審査を受けるとともに、当該復元について隣接地所有者に書面で通知するものとする。

4 前項において、官民境界標を原点に復元することが困難な場合には、乙は、予備標を設置し、その測量成果を甲へ提出し審査を受けるものとする。

(自然災害時の対応と損失の免責)

第24条 建設工事中及び建設工事後に、自然災害に起因して事業区域に地すべり、土石流、落石、法面崩落、雪崩、流木、風等による倒木等（自然枯死による倒状、落枝を含む。）の事象が発生し、乙の施設等に損失が生じたとしても、甲は一切の責を負わないものとする。

(契約不適合責任)

第25条 乙は、第18条の規定により機能補償した施設等について、甲に引渡しが行われた日から2年の間において、契約不適合があることが判明した場合は、その責を負うものとする。

(残土の処置)

第26条 乙は、建設工事に伴う残土の処理については、国有林野外に処理するものとする。ただし、やむを得ない理由により国有林野内に処理する必要がある場合には、別途甲、乙協議するものとする。

2 乙は、前項ただし書の規定により、国有林野内に残土処理場等を設置する場合は、国有林野事業の管理経営に支障のないよう施工するものとし、あらかじめ公害の防止措置及び林地回復等の措置について、関係図書等を添え甲に協議し同意を得るものとする。なお、当該施工に当たり、設計内容を変更する場合も同様とする。

(地元住民等に対する措置)

第27条 乙は、建設工事及び建設工事後の事業活動に関連して地元住民、団体等から、苦情の申出、補償の請求等があった場合には、乙の責任において解決を図るものとする。

(請負人に対する監督)

第28条 乙は、建設工事を乙以外の者に請け負わせて施工するときは、請負人に対し、この協定書のうち必要な事項を周知徹底するとともに、国土保全等及び国有林野事業の管理経営に支障を与えないよう、十分に指導監督を行うものとする。

(乙が新設した施設等の利用)

第29条 乙が新設した施設等を、甲又は甲の認めた者が業務の必要上、通行又は利用することがあっても、乙はこれを拒まないものとする。この場合、甲又は甲の認めた者は、その通行又は利用について、事前に乙と調整するものとする。

(残置森林の森林施業)

第30条 国有林野施業実施計画に基づき、甲が残置森林内において、植栽、下刈、つる切り、除伐、間伐及び主伐等の森林施業を行おうとするときは、乙は当該森林施業の実施に協力するものとする。

(気象害発生時の対応等)

第31条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、事業区域周辺の国有林野に建設工事に起因する風害等の被害が発見された場合は、学識経験者等の指導・助言を受けつつ適切な環境保全措置を講ずるものとする。

(分任権限の行使)

第32条 この協定の実施につき、網走中部森林管理署長に属する事項については、その長が処理するものとする。

(協定の有効期間)

第33条 本協定は、協定締結の日から〇〇年〇月〇日まで効力を有するものとする。

(その他)

第34条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に当たって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して円満な解決を図るものとする。

2 この協定を実施するために必要がある場合は、網走中部森林管理署長と乙との間で別途協議を行うほか、細目協定又は覚書を締結することができるものとする。

この協定を締結した証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲

乙

別紙8 林道等改良協定書

北海道森林管理局長（以下「甲」という。）と（樹木採取権者）（以下「乙」という。）とは、乙が施工する北海道森林管理局2網走中部樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために必要となる既設林道等の改良（以下既設林道等の改良によって設置した施設を「施設」という。）及びこれに関連する一切の工事（以下「建設工事」という。）に伴う甲の所管に属する国有林野の使用の基本的事項について、次のとおり協定する。

（協定の履行）

第1条 甲と乙とは、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行するものとする。

（関係法令の遵守等）

第2条 乙は、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）及びその他関係法令を遵守するとともに、保護林、レクリエーションの森等が設定されている場合はその設定の趣旨を尊重し、あらかじめ関係法令等に規定される必要な手続を行った上で、建設工事を行うものとする。

（用語の定義）

第3条 この協定において、「事業区域」とは、施設敷及びこれらに関連する工事用地等の区域をいう。

（国有林野の無料利用）

第4条 甲は、乙に対し、建設工事に必要な国有林野について、国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）第81条に定める無料利用をさせるものとする。

2 前項にかかわる国有林野の区域は、国有林野の管理経営に支障がなく、かつ、その用途に必要な事業区域とする。

（国土の保全）

第5条 乙は、建設工事に当たり、国有林野の林地形質変更及び立木の伐採を行う場合には、自然環境・風致の維持、土砂の崩壊・流出の防止その他国土保全に十分配慮するものとする。なお、建設工事後も同様とする。

（希少野生動植物の保護）

第6条 乙は、希少野生動植物の保護について、十分な配慮を行うため、工事着手前に動植物の重要種が事業区域及びその近隣に生息・生育していないかを改めて確認するとともに、学識経験者若しくは専門家等（以下「学識経験者等」という。）の指導・助言を踏まえ、事業の実施に当たるものとする。

2 乙は、動物の重要種のうち、特に、猛禽類については、営巣地が移動することがあるため、継続的にモニタリング調査を行い、伐採範囲又はその近隣に営巣木が確認された場合若しくは営巣の可能性が高いと判断された場合は、学識経験者等の助言を受けて適切な影響回避措置を講じるものとする。

3 乙は、植物の重要種のうち、移植等を行う必要がある植物については、学識経験者等による現地確認を経て具体的な移植位置や移植の時期等を選定するとともに、

移植後の定着に向けた維持管理方法等について助言を受けつつ慎重かつ適切に実施し、継続的にモニタリング調査を実施するものとする。

- 4 乙は、前2項のモニタリング調査に当たっては、学識経験者等の指導・助言を受け、それぞれ必要な期間を実施するものとし、当該調査の結果を甲へ情報提供するものとする。

(公害等の防止)

第7条 乙は、建設工事により汚濁水、塵埃等が流出・飛散しないよう必要な措置を講じる等、公害の未然防止に努めるものとする。なお建設工事後も同様とする。

(保護管理に対する協力)

第8条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、林野火災、林産物被害及び煤塵散乱の防止等、国有林野の保護管理に協力するものとする。

(林道等の利用)

第9条 乙は、建設工事に当たり、甲が管理する林道（林業専用道を含む。）、森林作業道及び国有林内の歩道（以下「林道等」という。）を利用する場合は、甲の承認を得るとともに、利用に伴う林道等の維持・修繕は乙の負担において実施するものとする。

- 2 乙は、前項の林道等を改良・拡幅する必要がある場合は、事前に設計図書、仕様書等を甲に提出し、協議し、承認を受けた上で、乙の費用負担において実施するものとする。

(保全措置等)

第10条 乙は、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因し、国有林野及び林道等の施設に崩壊、流出等の災害、又は林産物の枯死等の被害（以下「災害等」という。）が発生するおそれがある場合には、あらかじめ必要な保全及び防災の措置を講じるものとする。

- 2 乙は、建設工事中及び建設工事後に国有林野及び林道等の施設に地盤の亀裂、樹木の傾き、湧水の濁り、山鳴り等の地すべりの兆候が発見された場合は、速やかに甲へ連絡するとともに、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因した兆候の場合においては、これらに対する適切な対応策や安全対策を講じること。
- 3 事業区域一帯が、地すべり地形を含む区域であった場合は、乙は新たな地すべりを誘発しないよう細心の注意をもって建設工事を行うものとする。
- 4 乙は、建設工事中及び建設工事後の事業活動に起因して災害等が発生した場合には、直ちに甲に報告するものとし、甲と協議の上、適切な復旧措置を講じるとともに、当該措置にもかかわらず災害等に伴う損害が発生した場合には、甲が被る損害を補償するものとする。
- 5 乙は、第1項、第2項及び前項に定める措置及び対策を行う場合には、設計図書、仕様書等を甲に提出し協議を完了した後、実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は応急措置を講じた後、速やかに甲と協議を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、事業区域の入林者の安全確保について、十分な措置を講じるとともに、乙の責に帰すべき事由によりこれらの者が被災した場合は、その責任を負うものとする。

(建設工事計画等に係る協議・調整)

第12条 乙は、建設工事に当たり、甲と十分な協議・調整を行い、規格の決定に当たっては、甲の承認を得なければならない。次年度以降の計画の概要が決定したときは、必要な資料を添えて甲に通知し、事業の円滑な遂行に努めるものとする。

2 乙は、建設工事計画を変更する必要があるときは、速やかに甲に通知し、必要な協議を行い、甲の承認を得るものとする。

3 安全を確保するため、施設の規格は林道規程の制定について（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）によること。また、建設工事の計画、調査、設計、施工等に当たっては、林道技術基準（平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知）によること。

(管理経営等に係る協議・調整)

第13条 乙は、建設工事に伴い、国有林野の林産物の運搬又は管理経営に支障を及ぼさないよう、関係車両の通行を含め甲と協議・調整を行うものとする。

(国有林野への立入り)

第14条 乙は、建設工事に関わる測量及び調査のため国有林野に立ち入る必要があるときには、事前に甲に通知するものとする。

(事業区域の決定)

第15条 乙は、事業区域に必要な用地の区域は、甲と現地で立会協議の上決定するものとする。

(測量等)

第16条 乙は、第15条に掲げる区域の測量を、林野庁測定規程の制定について（平成24年1月6日付け23林国業第100号－1林野庁長官通知）等に基づき実施するものとし、その記録及び成果を甲へ提出して審査を受けるものとする。

2 乙は、前項の区域に境界標識等を設置するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

3 乙は、前2項の決定及び実施に当たって事前に甲に協議するものとする。

(建設支障木)

第17条 乙は、建設工事に伴い支障となる、甲所有の樹木を伐採又は損傷する場合は、支障木として、甲乙間の○年○月○日付け樹木採取権運用協定第30条の定めるところにより、当該支障木の対価を納付するものとする。

(施設の機能補償)

第18条 乙は、建設工事に伴い、甲が事業区域内に設置した林道等の機能が失われる場合には、これらの施設等の機能を補償するものとする。

(原状回復義務)

第19条 乙は、無料利用の承認を受けた国有林野を返地する場合において、甲が必要と認めるときは、耕耘、客土を行い、種子の吹付け、甲の指示した樹種の植栽等の緑化措置を講ずるものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときは、その全部又は一部について免除することができるものとする。

2 収去の終わらない施設等は甲に帰属するものとする。ただし、民有地に所在する施設等については、当該土地所有者と乙との間の使用契約を甲が引き継ぐ意向を有し、そのことについて異議のない旨を当該土地所有者との間において文書で確認ができていたもののみとする。

(第三者の権利)

第20条 乙は、建設工事に伴い、国有林野内に、甲又は網走中部森林管理署長と第三者との間で契約した権利等（以下「契約等」という。）がある場合は、当該契約等の解約、解除又は取消し（以下「解約等」という。）について、甲に協議の上、当該第三者に対して建設工事に関して十分な説明を行うとともに、同意書又は承諾書を徴し、甲に提出するものとする。

2 前項の解約等により、当該第三者が被る損失については、乙が補償等の必要な措置を講ずるものとする。

(国有林野事業実行に伴う安全措置)

第21条 乙は、建設工事に伴い、国有林野事業実行等に安全上支障があると甲が認めるときは、その指示により必要な安全措置を講ずるものとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

(その他の補償等)

第22条 乙は、建設工事に伴い森林施業に制約を生じさせる場合、又は作業能率を低下させる場合等、国有林野事業に損失を生じさせる場合については、その損失を補償するものとし、その内容等については別途甲、乙協議するものとする。

(境界標の保全)

第23条 乙は、建設工事に当たって、官民境界標を損傷しないよう努めるものとする。

2 乙は、建設工事に伴い、官民境界標を一時的に撤去する必要がある場合には、事前に甲へ届け出て、その指示を受けるとともに、撤去する境界標の隣接地所有者に書面で承諾を得てから実施するものとする。

3 乙は、前項の場合、事前に測量を実施し測量成果を保管するものとし、建設工事後に再測量の上境界標を原点に復元し、撤去前後の測量成果を添えて甲の審査を受けるとともに、当該復元について隣接地所有者に書面で通知するものとする。

4 前項において、官民境界標を原点に復元することが困難な場合には、乙は、予備標を設置し、その測量成果を甲へ提出し審査を受けるものとする。

(自然災害時の対応と損失の免責)

第24条 建設工事中及び建設工事後に、自然災害に起因して事業区域に地すべり、土石流、落石、法面崩落、雪崩、流木、風等による倒木等（自然枯死による倒状、落

枝を含む。)の事象が発生し、乙の施設等に損失が生じたとしても、甲は一切の責を負わないものとする。

(契約不適合責任)

第25条 乙は、第18条の規定により機能補償した施設等について、甲に引渡しが行われた日から2年の間において、契約不適合があることが判明した場合は、その責を負うものとする。

(残土の処置)

第26条 乙は、建設工事に伴う残土の処理については、国有林野外に処理するものとする。ただし、やむを得ない理由により国有林野内に処理する必要がある場合には、別途甲、乙協議するものとする。

2 乙は、前項ただし書の規定により、国有林野内に残土処理場等を設置する場合は、国有林野事業の管理経営に支障のないよう施工するものとし、あらかじめ公害の防止措置及び林地回復等の措置について、関係図書等を添え甲に協議し同意を得るものとする。なお、当該施工に当たり、設計内容を変更する場合も同様とする。

(地元住民等に対する措置)

第27条 乙は、建設工事及び建設工事後の事業活動に関連して地元住民、団体等から、苦情の申出、補償の請求等があった場合には、乙の責任において解決を図るものとする。

(請負人に対する監督)

第28条 乙は、建設工事を乙以外の者に請け負わせて施工するときは、請負人に対し、この協定書のうち必要な事項を周知徹底するとともに、国土保全等及び国有林野事業の管理経営に支障を与えないよう、十分に指導監督を行うものとする。

(乙が改良した施設等の利用)

第29条 乙が改良した施設等を、甲又は甲の認めた者が業務の必要上、通行又は利用することがあっても、乙はこれを拒まないものとする。この場合、甲又は甲の認めた者は、その通行又は利用について、事前に乙と調整するものとする。

(残置森林の森林施業)

第30条 国有林野施業実施計画に基づき、甲が残置森林内において、植栽、下刈、つる切り、除伐、間伐及び主伐等の森林施業を行おうとするときは、乙は当該森林施業の実施に協力するものとする。

(気象害発生時の対応等)

第31条 乙は、建設工事中及び建設工事後において、事業区域周辺の国有林野に建設工事に起因する風害等の被害が発見された場合は、学識経験者等の指導・助言を受けつつ適切な環境保全措置を講ずるものとする。

(分任権限の行使)

第32条 この協定の実施につき、網走中部森林管理署長に属する事項については、その長が処理するものとする。

(協定の有効期間)

第33条 本協定は、協定締結の日から〇〇年〇月〇日まで効力を有するものとする。

(その他)

第34条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に当たって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して円満な解決を図るものとする。

2 この協定を実施するために必要がある場合は、網走中部森林管理署長と乙との間で別途協議を行うほか、細目協定又は覚書を締結することができるものとする。

この協定を締結した証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲

乙

別紙9 違約時の措置等

1. 樹木採取権者が本協定（実施契約を含む。）に定める樹木採取権者の義務（本協定第45条（暴力団及び談合等の不正行為の排除）第1項各号の表明確約を含む。以下同じ。）に違反したとき又は当該義務が十分に果たされていると認められないときの国の対応は、図による。

2. 図で示される改善指導、樹木採取権者からの改善計画の提出、義務違反が認められた場合の違約金の徴収、是正勧告等の措置等については、国及び樹木採取権者の双方が、書面をもって行う。

3. 違約金の支払いの対象となる義務違反については、以下のア及びイのとおり大別し、アとイは重複して違約金を徴収しない。

なお、樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、審査基準等通知を踏まえ、法第8条の21に基づく指示又は法第8条の22第1項第1号に基づく取消しを行うことがある。

ア 採取違反違約金

以下に定める場合に於いて、当該以下に定める場合の算出方法とする。

- ① 本協定第12条（実施契約の締結期間外の事業の禁止）に違反して事業を行ったとき（③を除く。）、本協定第13条（採取禁止樹木）第1項の樹木を伐採したとき、本樹木採取区以外の場所で樹木を伐採したとき及び本協定第26条（樹木の採取の禁止）（第13条（採取禁止樹木）第2項を含む。）に違反して樹木の採取を行ったとき（④を除く。） 当該違反により採取された樹木の価額として国が定める基準により算定したものに当該樹木の価額の2倍に相当する金額を加える。
- ② 実施契約の契約期間中の各年度において採取の基準に定められた単年度上限採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）に違反したとき 当該年度に採取した伐区の樹木料の単価に超過面積を乗じる。
- ③ 実施契約の契約期間中、採取の基準に定められた総計上限採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）に違反したとき 当該実施契約の契約期間に採取した伐区の樹木料の単価に超過面積を乗じる。
- ④ 本協定第12条（実施契約の締結期間外の事業の禁止）に違反して事業を行ったとき（実施契約に基づき樹木料が納付され樹木料納付済届が提出された伐区において搬出期間中に樹木の採取を行ったときに限る。） 当該違反に係る事業により採取した樹木に係る樹木料相当額
- ⑤ 本協定第26条（樹木の採取の禁止）に違反して樹木の採取を行ったとき（樹木料を納付したものの樹木料納付済届を国に提出する前に樹木の採取を行ったときに限る。） 当該違反により採取された樹木に係る樹木料相当額

イ その他義務違反違約金

(ア) の重要な義務の違反の違約金にあつては権利設定料を樹木採取権存続期間の年数で除した額の6倍（ただし、以下の①から③までに該当するものについては、権利設定料を樹木採取権存続期間の年数で除した額の2倍。）

(イ) のその他の義務違反の違約金にあつては権利設定料を樹木採取権存続期間の年数で除した額の2倍。

- ① 義務の履行に当たり樹木採取権者以外の者の関与が必要なもの
- ② 義務の履行により樹木採取権者の事業継続に影響が生じるもの
- ③ 行政財産の棄損や公益的機能の発揮、国有林野の管理経営に直接的な損失は与えないもの

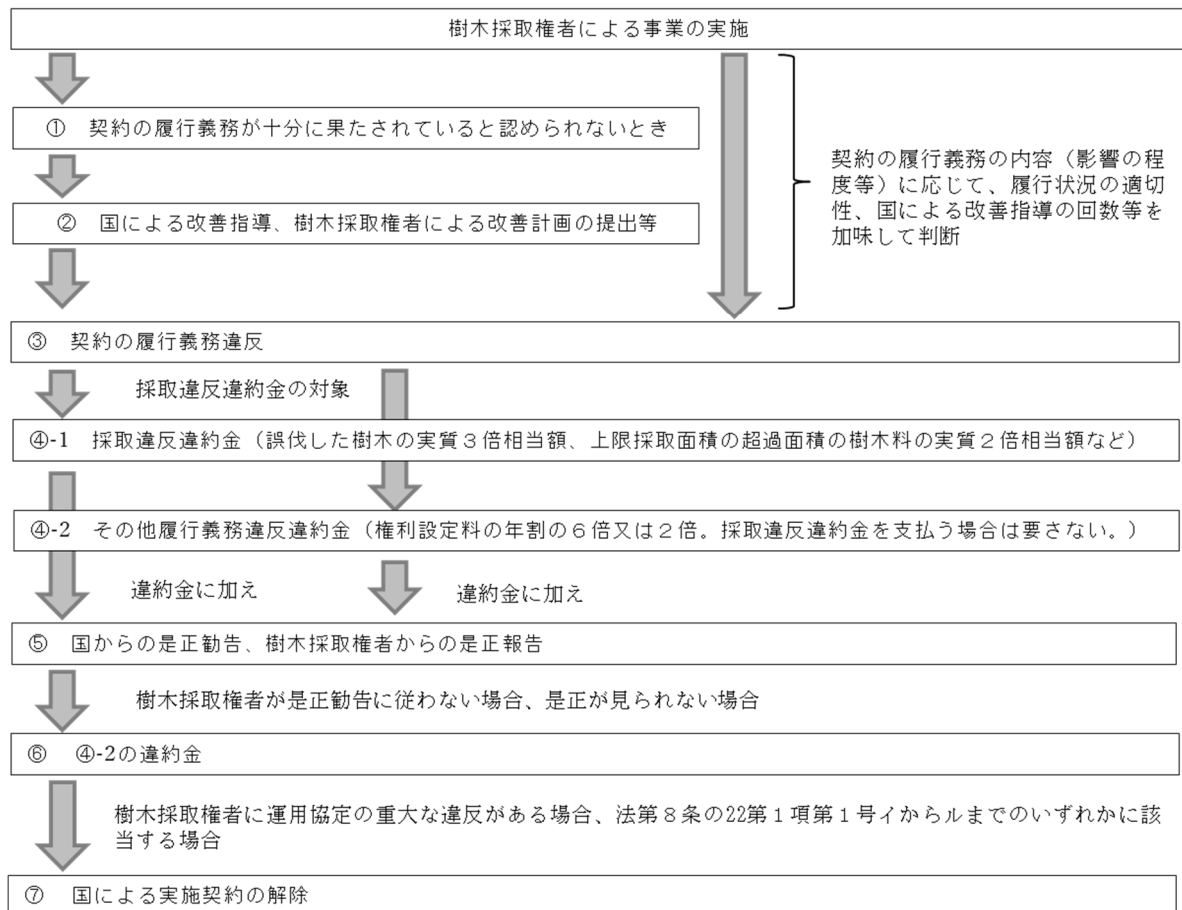
(ア) 重要な義務の違反

以下に掲げるものが該当する

- ① 採取の基準に係る違反
ただし、アに係るものを除く。
- ② 木材安定取引に係る違反
国有林材供給調整検討委員会からの意見を受けた国の改善指導を経た上での違反が該当する。
- ③ 国有林野の使用に関する義務違反
- ④ 造林事業請負契約の締結義務違反
繰り返し、造林事業請負契約を締結しない場合の違反等が該当する。
- ⑤ 報告違反（不提出、虚偽報告）、暴力団等の排除事項違反、是正勧告違反、指示違反等

(イ) その他の義務違反

義務違反のうち（ア）に当たらないものが該当する。



- ※ 樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、上記の図の段階の全部又は一部を踏まない場合もあり得る。
- ※ 樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、審査基準等通知を踏まえ、法第8条の21に基づく指示、法第8条の22第1項第1号に基づく取消しを行うことがある。

図：本協定及び実施契約の違反等があった場合の国の対応フロー

別紙 10 定期報告等に関する国の対応

1 定期報告について

国は、本協定第48条（定期報告）による定期報告（以下単に「定期報告」という。）を受けたときは、主に以下のア及びイのとおり確認し、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施するとともに、適切とは言い難い事項が認められた場合には、**別紙9**に基づき対応する。

ア 採取の基準への適合について

国は、定期報告の内容が採取の基準に適合しているかを確認する。特に、上限採取面積及び最低採取面積については、以下のとおり対応を行う。

- ・実施契約の契約期間の最終年度に係る定期報告においては、単年度上限採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）への適合に加えて総計上限採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）への適合及び総計最低採取面積に係る基準への適合についても確認する。
- ・総計採取面積が総計最低採取面積に達していなかった場合には、国は、未達の理由について樹木採取権者に報告を求め、その理由が災害による採取の不実行、不況その他の社会経済情勢によるもの等の合理的なものであるか確認する。
- ・採取の基準に定められた総計上限採取面積又は単年度上限採取面積に係る基準（特例として定められているものを含む。）に適合しない場合には、その理由について樹木採取権者に報告を求め、合理的な理由に基づくものか確認する。

イ 木材取引計画への適合について

木材取引計画と取引実績が相違している場合には、国はその理由を確認し、その理由が、合理的なものであるかを確認する。

また、報告を受けた取引状況の実績について、国は、国が設置した国有林材供給調整検討委員会に報告するものとし、地域の木材需給等への影響について当該検討委員会において確認する。当該検討委員会において、樹木採取権者による取引について地域の木材需給等に具体的な悪影響が生じていると判断された場合には、国は調査を行い、必要な対応を行う。

2 定期報告以外の報告について

国は、本協定第49条（意欲能力経営者等の要件を満たさなくなった場合等の報告）による報告を受けたときは、樹木採取権者が意欲能力経営者等の要件に適合しているかを確認し、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施する。その結果、樹木採取権者が意欲能力経営者等に該当しなくなったと認められた場合又は意欲能力経営者等に該当しなくなった旨の報告を受けた場合には、**別紙9**に基づき、審査基準等通知を踏まえ、樹木採取権の取消しを行うか否かについて判断する。

国は、本協定第50条（木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等）第1項の報告を受けたときは、報告の内容が申請書類等に記載された木材の安定的な取引関係の確立に係る目標から乖離していると認められるときは、その理由が合理的なものであるかを確認し、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施するとともに、適切とは言い難い事項が認められた場合には、**別紙9**に基づき対応する。また、報告を受けた内容について、国は、国が設置した国有林材供給調整検討委員会に報告するものとし、当該報告後の対応については、1のイの場合と同様とする。

国は、本協定第50条（木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等）第2項の届出を受けたときは、届出の内容が計画等承認基準のうち本協定第18条（実施契約の締結一国による確認）第4項（本協定において準用される場合を含む。）に係るものに適合していることを確認し、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施する。その結果、これらが満たされていない場合は、国及び樹木採取権者は、**別紙9**に基づく対応を含め、対応につき協議する。

国は、本協定第51条（樹木採取権者の支配権の異動があった場合の報告）による報告を受けたときであって、樹木採取権者が事業を実施する能力等を維持し申請書類等及び運用協定、実施契約その他の契約に従い事業を継続することについて疑義があるときは、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施し、**別紙9**に基づき対応する。

国は、本協定第52条（国による報告の徴求、調査、指示）第1項の報告を受けたときであって、適切とは言い難い事項が認められたときは、必要に応じて追加の報告を求めるほか調査を実施し、**別紙9**に基づき対応する。

別紙11 造林事業請負契約に関する条件及び手続について

1 造林事業請負契約に関する条件について

- (1) 契約単位及び契約期間については、樹木採取権者の弾力的な樹木の採取及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、契約単位は原則として伐区ごと、契約期間は単年度内を基本とする。ただし、同時期に作業を行うことが可能な複数の伐区については、同一単位として契約する。契約の分割は、(4)のとおり、年度内に植栽の完了見込みが立たず、その植栽作業の契約を翌年度に行う場合に限定する。
- (2) 造林事業請負契約の予定価格は、造林が当該樹木の採取と一体的に行われることを踏まえ、一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算する。予定価格積算の根拠となる作業条件は、原則として別添の標準的な作業条件による。
- (3) 植栽に必要な苗木及び防護柵等の獣害対策資材については、造林事業請負契約の仕様書等に基づき樹木採取権者が調達する。
- (4) 植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、樹木を採取する年度に地拵え（枝条整理を含む。以下同じ。）の契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能とする。なお、樹木を採取する年度に地拵え作業が完了する見込みが立たない場合は、翌年度に造林事業請負契約を締結することも可能とするが、その場合も(2)の一貫作業システムを前提とした積算とする。
- (5) やむを得ない事由がある場合を除き、国及び樹木採取権者は、搬出済届が提出された年度の翌年度中までに植栽が完了するように造林事業請負契約を締結する。

2 造林事業請負契約締結までの手続について

- (1) 樹木採取権者は、国に提出する実行計画案において、造林事業請負契約締結希望時期及び造林事業請負契約完了予定時期を記載する。
- (2) 国は、(1)の実行計画案における造林事業請負契約締結希望時期を踏まえ、造林に係る予算を計上するよう調整を行う。
- (3) (2)の実行計画案に基づき、国及び樹木採取権者は、樹木を採取する年度の8月末までに、伐区ごとに、当該年度に造林事業請負契約を締結できるか否か及び締結予定日についての最終の確認及び調整を行う。

なお、国と樹木採取権者は、当該最終の確認及び調整に先んじて、樹木料納付済届の提出の際に以下の事項についての確認及び調整を行う。

ア 当該年度の造林事業請負契約の締結の意向確認

イ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の植栽の時期

ウ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の造林事業請負契約の締結予定日

- (4) 国及び樹木採取権者は、(3)の最終の確認及び調整に基づき、当該年度に造林事業請負契約を締結することとした伐区については、災害等やむを得ない事由がない限り、(5)に基づき当該年度に造林事業請負契約を締結する。

当該年度に造林事業請負契約を締結しないこととした伐区については、国及び樹木採取権者は、翌年度以降の造林事業請負契約の締結の時期について、確認及び調整を行う。

(5) 当該年度に造林事業請負契約を締結することとした伐区について、国と樹木採取権者の双方が、造林事業請負契約を締結する面積等について確認の上、国が造林事業請負予定価格積算要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第242号林野庁長官通知）等により予定価格を作成し、国は樹木採取権者から見積書を徴取して、樹木採取権者から提出された見積金額が予定価格以下となった場合には、造林事業請負契約を締結する。見積金額が予定価格を超えた場合、樹木採取権者は見積金額を見直し、国は樹木採取権者から当該見直しされた見積書を再度、徴取する。樹木採取権者が見直した見積金額が予定価格以下とならない場合、国と樹木採取権者は、見積金額の見直しと見積書の徴取を3回まで繰り返し行うこととする。ただし、3回目の見直し以降においても、樹木採取権者から提出された見積金額が予定価格を超えた場合には、国は再度樹木採取権者から見積書を徴取することができる。

この造林事業請負契約の締結は、樹木採取権者が樹木の採取に着手した日から搬出済届が提出されるまでの間に行う。

(6) 国は、樹木採取権者から見積書を徴取するに当たっては、設計図書（事業内容や作業条件等の関係書類）をはじめ、造林事業請負契約の履行に必要な資料を樹木採取権者に提示する。

(7) (5) に定める造林事業請負契約の締結は、森林管理署長と樹木採取権者が行うものとし、(5) に定める見積書の徴取、(6) に定める資料の提示についても、森林管理署長が行う。

(8) 樹木採取権者は、(1) に定める国に提出する実行計画案について、事前に森林管理署長の確認を受けなければならない。(3) 及び(4) に定める国と樹木採取権者による確認及び調整は、森林管理署長が加わって行う。

造林事業請負契約における標準的な作業条件

1. 地拵え

(1) 総則

ア 担当森林事務所

勝山森林事務所又は佐呂間森林事務所又は若佐森林事務所
(備考) 造林事業請負契約を締結する箇所により担当する森林事務所は異なる。

イ 林班及び小班

樹木料の確定通知における林班及び小班とする。

ウ 区域面積

樹木料の確定通知における伐区の区域面積を原則とする。

エ 除地

原則として、区域面積のうち岩石地、溪流敷、森林作業道敷については、作業の対象面積から除外する。

オ 作業予定面積

ウの区域面積からエの除地を除いた面積とする。

カ 作業期間

原則として、5月から11月とする。

(2) 作業条件

ア 作業仕様

原則として大型機械による全刈地拵とし、末木枝条は林縁に集積する。

イ 作業手段

原則として機械地拵とするが、急傾斜地（傾斜約20度以上）など機械で作業ができない箇所はこの限りではない。

ウ 通勤距離

現場作業員の集合解散場所から人員輸送車で到達可能な作業の実行地に最も近い地点までの距離及び徒歩による作業区域の中心点までの片道に要する距離とする。

(3) 林分条件

ア 植生の種類、植生量

作業区域の状況に応じた区分による。

イ 末木枝条量

作業区域の状況に応じた区分による。

(備考) ただし、枝条の全量バイオマス利用などの提案があった場合は、これによるものとする。

ウ 傾斜、蔓茎類

作業区域の状況に応じた区分による。

2. 植栽

(1) 総則

1 (1) と同様とする。

(2) 作業条件

ア 植付方法

原則としてコンテナ苗等による植栽とする。

イ 樹種等

保安林の指定がある作業区域については指定施業要件によるものとする。

ウ 本数

上層木の配置状況に応じ、有用天然稚幼樹を含め、ヘクタール当たりおおむね1,500~2,000本を目安とする。ただし、保安林の指定がある作業区域については指定施業要件によるものとする。

エ 通勤

1 (2) ウと同様とする。

(3) 林分条件

ア 植生の種類

作業区域の状況に応じた区分による。

イ 苗木規格

コンテナ苗1号を基本とする。

詳細については造林事業請負契約締結時の特記仕様書による。

ウ 傾斜、植穴中の石礫比

作業区域の状況に応じた区分による。

別紙 12 国が提供又は貸与する資料

資料名	資料の形式	提供方法
<ul style="list-style-type: none"> 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係るGISデータ (備考) 国土数値情報ダウンロードサービス (https://nlftp.go.jp/ksj/gml/datalist/Ksjtmplt-A45.html) にデータの一部が掲載されています。 	電子データ (shp ファイル他)	貸与
<ul style="list-style-type: none"> 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係る航空 (衛星) 写真データ 	電子データ (PDF ファイル)	貸与
<ul style="list-style-type: none"> 近接した貸付地等の所在、面積、用途 	印刷物	貸与
<ul style="list-style-type: none"> 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区及びその周辺で国が実施を見込む工事一覧 	印刷物	貸与
<ul style="list-style-type: none"> 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区周辺における立木販売実績一覧 	印刷物	貸与
<ul style="list-style-type: none"> 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における森林作業道台帳 	印刷物	貸与
<ul style="list-style-type: none"> 造林請負事業に係る資料 	印刷物	貸与
<ul style="list-style-type: none"> 近接する分収造林地及び分収育林地の伐採の予定時期及び主な樹種 	印刷物	貸与

別紙様式第1号（第15条）収穫調査済みの伐区の通知

番 号
年 月 日

(住所)
(氏名又は名称) 殿

北海道森林管理局長

収穫調査済みの伐区について

下記のとおり、運用協定第15条に基づき、国において収穫調査を実施済みである伐区を通知します。当該伐区については、収穫調査が終了していることから、実行計画案提出後、早期の樹木料の算出が可能です。

記

1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局2網走中部樹木採取区

2 収穫調査済みの伐区

林班	小班	伐採種	樹種	材種	平均胸高直径 (cm)	平均樹高 (m)	本数 (本)	伐区面積 (ha)	採取箇所面積 (ha)	材積 (m ³)	備考

3 収穫調査結果の詳細及び収穫調査の日並びに使用機材等
別紙1のとおり。

4 収穫調査済みの伐区及び採取箇所の図面及び区域標示に係る事項
別紙2のとおり。

別紙様式第2号（第16条第3項）総計上限採取面積等の変更の通知

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

総計上限採取面積等の変更について

下記のとおり〇〇を変更したので、運用協定第16条第3項に基づき通知します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局2網走中部樹木採取区
- 2 変更の事由
- 3 変更後の面積
 - （1）皆伐に係る総計上限採取面積
変更前： ha
変更後： ha
 - （2）皆伐に係る単年度上限採取面積
変更前： ha
変更後： ha
 - （3）皆伐に係る総計最低採取面積
変更前： ha
変更後： ha
- 4 算出根拠
別紙のとおり

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

実施契約（第〇期）の案の提出について

実施契約（第〇期）を締結するため、同契約に係る施業計画等の案を作成したので、運用協定第17条第1項に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 実施契約に係る施業計画案等
 - (1) 実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案
 - (2) 実施契約の契約期間に係る施業計画案
 - (3) 実施契約の契約期間の初年度の実行計画案
 - (4) 実施契約の契約期間に係る安定取引協定書の写し
 - (5) 実施契約の契約期間に係る木材取引計画案及び同計画案に係る木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書

別紙様式第4号（第17条第1項）実行計画案の確認依頼

年 月 日

網走中部森林管理署長 殿

（住所）

（氏名又は名称）

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区〇年度実行計画案の確認依頼について

別紙のとおり北海道森林管理局長に〇年〇月〇日までに実行計画案を提出したいので、管轄する国有林野に所在する伐区についての確認を運用協定第17条第1項に基づき依頼します。

備考 別紙として、実行計画案を添付してください。

別紙様式第5号（第17条第1項）実行計画案の確認通知

年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

網走中部森林管理署長

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区〇年度実行計画案の確認について

〇年〇月〇日に確認依頼のあった別紙の実行計画案のうち当署の管轄の国有林野に所在する伐区に係るものについて確認しました。

なお、本通知にかかわらず北海道森林管理局長が実行計画案を承認しないこともあり得ることを申し添えます。

別紙様式第6号（第17条第2項）実施契約の契約期間に係る施業計画案

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区施業計画案（第〇期）

【施業計画】期間： 年 月 日～ 年 月 日

1 施業計画台帳案

(1) 伐区に係る計画案

予定伐区	林班	小班	樹種	計画時点林齢	伐採率 %	採取方法	伐区面積 ha	採取箇所面積 ha	生産固定経費共通伐区	摘要
計	—	—	—	—	—	—			—	—

(2) 年度ごとの伐区面積等に係る計画案

(単位：ha)

	採取方法									
	皆伐		複層伐		択伐		間伐		計	
	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積
年度										
年度										
年度										
年度										
年度										
計										
摘要										

2 施業計画図案

備考

- 1 : 1 (1) の予定伐区欄について、伐区を設定する林班及び小班全てを同一の予定伐区として入力欄を結合した上で、樹木採取区名－実施契約締結年－4桁の通し番号を記載してください。
- 2 : 1 (1) の各予定伐区について、当該予定伐区に含まれる小班ごとに森林資源等状況一覧表を踏まえ、必要事項を記載してください。
- 3 : 1 (1) の採取方法について、群状又は帯状の複層伐及び択伐にあつては採取方法に応じて一塊の採取箇所面積又は採取する帯の幅及び間隔を、列状間伐にあつては採取する列の幅及び間隔を () 書きとして記載してください。
- 4 : 1 (1) の伐区面積について、採取方法が複層伐、択伐及び間伐の場合は、採取に伴い保残する箇所も含めた面積を記載してください。
- 5 : 1 (1) の採取箇所面積について、間伐の場合は、伐区面積に伐採率を乗じた面積を記載してください。
- 6 : 1 (1) の生産固定経費共通伐区欄について、生産固定経費が共通するものとみなす予定伐区欄を結合し通し番号(例：①)を振った上で、皆伐、群状又は帯状の複層伐及び択伐については、採取箇所面積の合計を、それ以外の採取方法については伐区面積を記載してください。
- 7 : 1 (1) の摘要欄について、保護樹帯の設定その他の当該伐区における採取その他の本事業の実施が計画等承認基準に適合していることを確認するために必要な情報を記載してください(別紙とすることも可)。
- 8 : 1 (2) については、契約期間中の年度ごと、採取方法ごとに予定する伐区面積及び採取箇所面積を記載し、契約期間の伐区面積及び採取箇所面積は1(1)の伐区面積及び採取箇所面積の合計と一致させてください。
- 9 : 1 (2) の摘要欄については、運用協定第16条第2項又は第3項の総計上限採取面積、総計上限採取面積の特例面積、単年度上限採取面積、単年度上限採取面積の特例面積、総計最低採取面積を記載してください(別紙とすることも可)。
- 10 : 2については5,000分の1の縮尺とし、予定伐区及び予定採取箇所並びに設置又は使用予定の土場等(土場の他に作業小屋や材料置き場、集材機の設置場所、盤台等)の位置その他の計画等承認基準への適合を確認するために必要な情報について、伐区外(樹木採取区外を含む。)を含めて図面上に記載及び着色して凡例とともに示してください。

別紙様式第7号（第17条第3項）実行計画案

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区〇年度実行計画案

【実行計画】期間： 年 月 日～ 年 月 日

1 実行計画台帳案

(1) 伐区に係る計画案

新規／繰越	伐区	林班	小班	樹種	計画時点林齢	伐採率 %	採取方法	伐区面積 ha			採取箇所面積 ha			作業道の規格		採取開始予定時期	搬出完了予定時期	造林請負契約締結希望時期	造林請負契約完了予定時期	生産固定経費共通伐区	摘要
								全面積	当年度	累計	全面積	当年度	累計	幅員 m	その他						
新規																					
	小計	—	—	—	—	—	—						—	—	—	—	—	—	—	—	—
繰越																					
	小計	—	—	—	—	—	—						—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—						—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 伐区面積等に係る計画案

(単位：ha)

	採取方法									
	皆伐		複層伐		択伐		間伐		計	
	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積
新規										
繰越										
計										
摘要										

2 実行計画図案

3 実行計画案の確認通知（別紙様式第5号）

備考

- 1 : 1 (1) の伐区の欄には、施業計画の予定伐区名を記載してください。当該伐区が、施業計画の予定伐区の一部である場合は、予定伐区名に枝番をつけてください。
- 2 : 1 (1) において、前年度以前の確定した実行計画に計上した伐区について引き続き事業を行うために計上する場合は、「繰越」の区分に、その他の伐区については、「新規」の区分に記載してください。
- 3 : 1 (1) の各伐区について、当該伐区に含まれる小班ごとに施業計画を踏まえ、必要事項を記載してください。なお、採取方法、伐区面積、採取箇所面積、生産固定経費共通伐区の各欄については、別紙様式第 6 号の施業計画案に準じて記載してください。また、当年度より前の年度に採取を終え、搬出又は造林事業請負契約の締結を終えていない伐区については、伐区面積、採取箇所面積を（ ）書きで記載し、計及び 1 (2) の面積には加えないでください。
- 4 : 1 (1) の伐区面積及び採取箇所面積について、新規の伐区の場合、当年度欄及び累計欄への記載は不要です。
- 5 : 1 (1) の伐区面積及び採取箇所面積について、繰越の伐区の場合、当年度欄には、前年度から繰り越す面積を、累計欄には前年度までの採取面積と当年度面積の計を記載してください。
- 6 : 1 (1) の作業道の規格の欄には、幅員を記載し、その他の事項については、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）に沿って森林管理局長が定める森林作業道作設標準例による場合は「標準例」と、その他の場合は規格の詳細を別紙に記載してください。
- 7 : 1 (1) の採取開始予定時期は年月日を記載してください。
- 8 : 1 (1) の搬出完了予定時期、造林請負契約締結希望時期及び造林請負契約完了予定時期は、年月日を記載してください。なお、次年度以降の場合は年度を記載することで差し支えありません。
- 9 : 1 (1) の摘要欄に、運用協定第 17 条第 3 項第 1 号から第 6 号の区分について記載（例：運用⑰3-1）してください。また、運用協定第 17 条第 5 項の場合は、摘要欄に「運用⑰5」と記載してください。
- 10 : 1 (1) の摘要欄に、採取跡地において分収造林契約の締結を希望する場合は「分収希望」と記載してください。
- 11 : 1 (1) の摘要欄について、保護樹帯の設定その他の当該伐区における採取その他の本事業の実施が計画等承認基準に適合していることを確認するために必要な情報を記載してください（別紙とすることも可）。
- 12 : 1 (2) については、新規及び繰越の伐区の区分ごと、採取方法ごとに当年度に採取を予定する伐区面積及び採取箇所面積の全面積を記載し、1 (1) の伐区面積及び採取箇所面積の全面積と一致させてください。
- 13 : 1 (2) の摘要欄については、運用協定第 16 条第 2 項又は第 3 項の単年度上限採取面積、単年度上限採取面積の特例面積を記載してください（別紙とすることも可）。
- 14 : 2 については 5,000 分の 1 の縮尺とし、伐区及び採取箇所の位置、伐区内外（樹木採取区外を含む。）の支障木の位置その他の計画等承認基準への適合を確認するために必要な情報について図面上に記載及び着色して示してください。また、伐区ごとに、伐区外において、当該伐区の樹木の採取、加工若しくは運搬のための小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のために、既設の土場、作業道等を含む国有林野を使用する予定があれば、使用する予定の国有林野の範囲について、土

場、作業道等の使用目的も含めて、図面上に記載及び着色して凡例とともに示してください。

その他の事業者									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：記載可能な直近の3か年の実績（各年度及び平均）について木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者ごとに作成してください。
- 3：取扱品目欄に、取り扱っている製材品等の主製品の別に区分して記載してください。
- 4：生産量及び販売量は、取り扱っている販売物のうち主なものについて、立方メートル単位のほか、その態様に応じた的確な単位を用いて記載し、小数点以下は四捨五入してください。単位は単位欄に記載し、備考欄に原木、製品等の別を記載してください。
- 5：木材をエネルギー源として利用する場合には、電力や熱の供給能力を記入してください（電力供給能力はキロワットを、熱供給能力はキロワット、ギガジュール毎時を単位としてください。）。
- 6：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間

(1) 取引関係に関する事項

木材（原木）の取引関係に関する事項			
樹木採取権者	その他の事業者	木材利用事業者等	期間
			年 月 日～ 年 月 日

木材製品の取引関係に関する事項			
木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	期間
			年 月 日～ 年 月 日

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、2により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：樹木採取権者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者との間で、協定書等により合意形成された取引の内容について、引取時期、引取場所、引取量、価格の決定や見直し方法等を含めて記載してください。

(2) 事業の計画量等

① 素材生産量

(単位：m³)

区分	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度以降)	備考

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、具体的な記載事項については、以下の2及び3により記載してください。
- 2：区分は、素材別に記載してください。
- 3：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。また、計画量のうち樹木採取区に由来する量について（ ）書きで記載してください。

② 木材の取引

(単位：m³)

区分	木材利用事業者等	その他の事業者	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度以降)	備考
合計										

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から4により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：樹木採取権者から供給する木材（素材）について、木材利用事業者等及びその他の事業者別に記載してください。区分欄には丸太、枝条などの区分とともに想定している主な樹種について（ ）書きで記載してください。
- 3：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

③ 木材製品の取引

(単位：m³)

区分	木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度以降)	備考
合計											

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から5により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：区分は、木材利用事業者等が加工した木材製品別に記載してください。
- 3：計画量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入すること。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 5：木材利用事業者等における加工歩留まりを備考欄に記載してください。

④ 木材の新規需要開拓の内容

事業実施者	新規需要開拓の内容

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、事業実施者の変更があった場合は、変更のあった事業実施者に係る記載事項について、以下の2から3により下線を付して赤字で記載してください。

- 2：新規需要開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を記載してください。
- 3：供給量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。

3 木材取引計画の全体概念図

備考

- 1：申請書類等に記載した内容を基に記載してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から5により下線を付して赤字で記載してください。
 - 2：事業者間の取引状況について、協定を結んでいる者が分かるように対応させて記載してください。また、協定に基づく取引数量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）について記載してください。さらに、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等について、主要取引先が分かるように記載してください。
 - 3：樹木採取権者は、素材生産量の現状（本樹木採取権設定前の過去3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）、そのうち樹木採取区での素材生産量を明記してください。
 - 4：木材利用事業者等は、原木消費量の現状（記載可能な直近の過去3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を明記してください。
 - 5：新規需要開拓の内容と目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）が分かるように記載してください。
- 4 本計画案に関する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書別添のとおり。

備考

誓約書は別添の様式によることとします。

備考

実施契約の契約期間における安定取引協定書の写しを添付してください。

(別添)

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

木材の安定取引に係る誓約書（北海道森林管理局2網走中部樹木採取区）

本計画の内容は、当社の事業内容、事業計画と相違ないことを証します。
また、国による報告徴求、調査（実地調査を含む。）があった場合は真摯に協力し、これを拒みません。

(住所)
(氏名又は名称)

備考

誓約書は、木材取引計画案に係る木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が連名もしくは単独で作成してください。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

（住所）
（氏名又は名称）

同意書

○年○月○日付けで運用協定第15条に基づき通知のあった伐区について、国の区域標示に従い、別途提出した実行計画案のとおり○年度での採取を希望します。

別紙様式第 10 号（第 18 条第 3 項）実行計画案承認通知

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

実行計画案の承認について

○年○月○日付けで提出のあった北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区○年度
実行計画案について、別添のとおり承認したので、運用協定第 18 条第 3 項に基づき
通知します。

別紙様式第 11 号（第 18 条第 5 項）実施契約の締結

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

実施契約（第〇期）の締結について

〇年〇月〇日付けで提出のあった北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係る実施契約（第〇期）の契約期間に係る事業の基本的な方針案、施業計画案及び木材取引計画案を承認しました。これらを含む実施契約書を送付しますので、押印の上、2 部とも〇年〇月〇日までに返送ください。

別紙様式第 12 号（第 18 条第 6 項）施業計画等の不承認

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

実施契約に係る計画等の修正について

○年○月○日付けで北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係る実施契約（第○期）の契約期間に係る事業の基本的な方針案、施業計画案及び木材取引計画案及び契約期間の初年度の実行計画案を提出いただきましたが、下記の承認を行わないものについて、○年○月○日までに修正して再提出ください。

以上、運用協定第 18 条第 6 項に基づき通知します。

記

- 1 承認を行わないものとその理由
 - （1）承認を行わないもの
 - （2）承認を行わない理由

- 2 承認を行ったもの

別紙様式第 13 号（第 21 条第 4 項、第 22 条第 3 項、第 23 条）樹木料の提示

番 号
年 月 日

(住所)
(氏名又は名称) 殿

北海道森林管理局長

樹木料等提示書（北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区）

○年○月○日付けで承認した北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区○○年度実行計画に係る伐区について、運用協定に基づき、下記のとおり、収穫調査結果及び樹木料の額を提示するとともに収穫調査の結果修正した実行計画を通知しますので、採取を行う伐区を選択し、○月○日までにお知らせ願います。

なお、提示内容に質問等ある場合は、任意の様式にて下記 5 の連絡先まで提出をお願いします。

記

1 収穫調査結果及び算定した樹木料の額等

伐区	林班	小班	採取方法	樹種	材種	平均胸高直径 (cm)	平均樹高 (m)	本数 (本)	伐区面積 (ha)	採取箇所面積 (ha)	材積 (m ³)	収穫調査の日	樹木料の額 (円) <small>(うち消費税及び地方消費税)</small>	採取対象木	国有林野の使用対象	選択した伐区	備考	

2 予定採取期間及び予定搬出期間

伐区	予定採取期間	予定搬出期間

- 3 該当伐区の位置及び区域標示
別紙2図面のとおり。
- 4 修正した実行計画
別紙3のとおり。
- 5 連絡先

備考

- 1：1の収穫調査結果の詳細、使用機材、調査者等の収穫調査に関する事項については、別紙1のとおりです。
- 2：1の国有林野の使用対象の詳細については、別紙2図面のとおりです。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

伐区を選択の通知について

○年○月○日付けの樹木料等提示書（北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区）に提示された伐区について、下記のとおり選択したので運用協定第 25 条に基づき通知します。

（また、伐区を選択に伴い、国有林野の使用対象を変更したいので、変更した実行計画案を提出します。）

記

- 1 選択した伐区
別紙 1 のとおり。
- 2 変更した実行計画案
別紙 2 のとおり。

備考

- 1：通知本文かっこ書及び記の 2 については、伐区を選択に伴い、国有林野の使用対象を変更する必要がある場合のみ記載してください。
- 2：別紙 1 は該当する樹木料等提示書の写しの 1 の「選択した伐区」の欄に、選択した伐区に該当する行に○印を、選択しなかった伐区に×印を記載したものを添付してください。
- 3：別紙 2 は、変更した実行計画図案について、伐区を選択に伴い変更した国有林野の使用対象箇所が明らかになるように記載してください。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿
(網走中部森林管理署長経由)

(住所)
(氏名又は名称)

搬出済届

○年○月○日付けの樹木料の確定通知（北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区）に係る下記の伐区内の樹木の搬出が○月○日に完了したので、運用協定第 28 条第 7 項に基づき搬出済届を提出します。

また、同条第 8 項に基づき、下記の伐区に係る樹木であって搬出されていないものの所有権が国に帰属することについて異存はありません。なお、当該樹木等が国有林野の管理経営上支障がある場合は、貴職の指示に従い速やかに対処します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 樹木の搬出が完了した伐区

検査復命書

北海道森林管理局長 殿
(網走中部森林管理署長経由)

年 月 日

下記のとおり、運用協定第 28 条第 9 項に基づき検査を実施したので復命します。

検査年月日 年 月 日
異常の有無
極印番号

検査職員 _____
立会人氏名 _____

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

搬出期間延長申請書

○年○月○日付けの樹木料の確定通知（北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区）で搬出期間が指定された伐区について、下記のとおり運用協定第 29 条第 1 項に基づき搬出期間の延長を申請します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 搬出期間の延長を希望する伐区の名称及び所在地
- 3 現状の搬出期間
年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）
- 4 延長申請期間
年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）
- 5 搬出未済の数量
(1) 面積 ha
(2) 材積 m³
- 6 延長を希望する理由

備考 5 の採取未済の数量については、樹木料の確定通知を基に概数を記載するとともに、採取未済の箇所を示した図面を添付してください。

別紙様式第 17 号（第 29 条第 1 項）搬出期間の延長の承認

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

搬出期間の延長について

○年○月○日付けで申請のあった搬出期間の延長について、運用協定第 29 条第 1 項に基づき下記のとおり承認します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 搬出期間の延長を承認した伐区の名称及び所在地
○○県○○町字○○
○○国有林○○林班○～○小班、○○林班○～○小班、○○林班○～○小班
- 3 延長期間
年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）
- 4 延期料 円（うち消費税及び地方消費税 円）
- 5 延期料の納付期限

備考

- 1：樹木採取権者は、納付期限までに延期料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの日数につき、債権管理法施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率により算定した金額を延滞金として支払わなければなりません。
- 2：延滞金については、閏年を含む期間についても年 365 日当たりの割合とします。
- 3：樹木採取権者は、延期料及び延滞金を納付すべき場合において、納付される金額が延期料及び延滞金の合計金額に満たないときは、先ず延滞金から充当します。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

採取未了樹木の次期実施契約への計上について

実施契約（第〇期）の契約期間の採取未了樹木について運用協定第 31 条に基づき下記のとおり報告するとともに、年 月 日付けで承認のあった（提出した）実施契約（第〇期）（案）の施業計画（案）を修正した施業計画案（備考 3）を同条に基づき提出します。

記

1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区

2 実施契約（第〇期）の契約期間において採取を希望する伐区の概要

伐区	林班	小班	樹種	伐採率 %	採取方法	伐区面積 (ha)			採取箇所面積 (ha)			採取期間満了日	搬出期間満了日	摘要	
						今期計画面積	今期採取見込み面積	次期計画計上面積	今期計画面積	今期採取見込み面積	次期計画計上面積				
計	—	—	—	—	—		—								—

3 修正した施業計画案
別紙 1 のとおり。

4 修正した実行計画案
別紙 2 のとおり。

備考

- 1：修正した実行計画案の提出は、次期実施契約の契約期間の初年度に採取未了樹木の伐区の全部又は一部において樹木を採取することを希望する場合に行ってください。
- 2：「(案)」となっている箇所は、必要に応じて「(案)」を追記してください。また、「承認のあった(提出した)」となっている箇所は、「承認のあった」又は「提出した」のいずれかを記載してください。
- 3：(備考3)は、実行計画(案)を提出する場合のみ、「及び 年 月 日付で承認のあった(提出した)実行計画(案)を修正した実行計画案」と記載してください。
- 4：3の施業計画案は、施業計画台帳案の修正箇所に下線を引き、施業計画図案の修正箇所が明らかになるように記載してください。
- 5：4の実行計画案は、実行計画台帳案の修正箇所に下線を引き、実行計画図案の修正箇所が明らかになるように記載してください。

別紙様式第 19 号（第 34 条第 1 項）国有林野の使用申請書

国有林野の使用申請書

申請者住所
氏名（名称）
連絡先
申請年月日 年 月 日

承認者
承認番号 第 号
承認年月日 年 月 日

下記の国有林野の使用に関し、運用協定第34条第 1 項に基づき申請書を提出します。

記

国有林野の使用対象	
使用用途	
国有林野面積	ha
国有林野の使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
使用者	住所・連絡先： 氏名又は名称：
添付資料	実測図、位置図 ※ 実測の必要がないと認められる場合は、見取図又は樹木料の確定通知の添付図面をもって実測図に代えることができる。
備考	

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

（住所）
（氏名又は名称）

申請書類等記載事項変更申請書

申請書類等の記載事項について変更があるので、下記のとおり運用協定第 46 条第 1 項に基づき申請します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 変更がある申請書類等の記載事項及び変更理由
- 3 変更した申請書類等
別紙のとおり。

備考

3 については、申請書類等のうち該当するものについて変更箇所を下線を引くこと等により変更箇所が明らかとなるようにしたもの及び関連する添付書類並びにこれに関連する一切の資料及び回答に係る情報、書類、図面等を添付してください。

別紙様式第 21 号（第 46 条第 2 項）申請書類等の記載事項の変更の承認

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

申請書類等の記載事項の変更の承認について

○年○月○日付けで申請のあった申請書類等の記載事項の変更について、下記のとおり運用協定第 46 条第 2 項に基づき承認します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 変更を承認した樹木採取権設定申請書類等の記載事項

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

(委託・請負) の申請について

本事業に係る業務を以下の者に（委託し・請け負わせ）たいので、運用協定第 47 条に基づき下記のとおり申請します。

記

1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区

2 受託者又は請負者

(会社名)

(代表者名)

(住所)

(電話番号)

(概要) 資本金

従業員数

林業機械所有状況

社会保険の加入状況

3 委託し又は請け負わせる業務（樹木採取権者との分担）

工程	樹木採取権者による実行	受託者又は請負者による 実行

4 委託し又は請け負わせる業務に関する受託者又は請負者の業務の実績

区分	○年度	○年度	○年度

備考

4 の区分欄には、素材生産、運材等の業務の種類を記載し、各年度欄に直近 3 年度の実績を記載してください。

別紙様式第 23 号（第 47 条）委託又は請負の承認

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

（委託・請負）の承認について

年 月 日付けで申請のあった（委託・請負）の申請について、運用協定第 47 条に基づき下記のとおり承認します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 受託者又は請負者
- 3 委託し又は請け負わせる業務（樹木採取権者との分担）

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区〇年度の定期報告について

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区〇年度の定期報告を運用協定第 48 条第 1 項に基づき下記のとおり提出します。

記

- 1 実行報告
別紙 1 のとおり。
- 2 取引状況報告
別紙 2 のとおり。

(別紙1) 北海道森林管理局2 網走中部樹木採取区〇年度実行報告

1 実行報告台帳

(1) 伐区に係る報告

新規／繰越	伐区	林班	小班	樹種	採取時点林齢	伐採率 %	採取方法	伐区面積 ha			採取箇所面積 ha			作業道の規格		搬出完了日	植栽完了日	摘要
								全面積	当年度	累計	全面積	当年度	累計	幅員 m	その他			
新規																		
	小計	—	—	—	—	—	—							—	—	—	—	
繰越																		
	小計	—	—	—	—	—	—							—	—	—	—	
計	—	—	—	—	—	—	—							—	—	—	—	

(2) 伐区面積等に係る報告

(単位：ha)

	採取方法									
	皆伐		複層伐		択伐		間伐		計	
	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積	伐区面積	採取箇所面積
新規										
繰越										
計										
摘要										

2 実行報告図

3 実行報告の確認通知 (別紙様式第26号)

備考

1：1 (1) の各伐区について、当該伐区に含まれる小班ごとに別紙様式第7号の実行計画案の1 (1) の記載方法に準じて当年度の実行結果を記載してください。なお、当年度より前の年度に採取を終えていた伐区については、伐区面積、採取箇所面積を()書きで記載し、計及び1 (2) の面積には加えないでください。

2：1 (1) の伐区面積及び採取箇所面積の累計欄には、当年度分も含めこれまでに採取済の面積を記載してください。

- 3：1（1）の搬出完了日、植栽完了日は、当該実行年度に完了した年月日を記載してください。
- 4：1（2）の伐区面積及び採取箇所面積は実行計画に記載した伐区のうち当年度に採取を行ったもののそれぞれの全面積を記載し、1（1）の伐区面積及び採取箇所面積の全面積と一致させてください。
- 5：1（2）の採取方法の列の摘要欄については、別紙様式第7号の実行計画案の1（2）の記載方法に準じて記載してください。
- 6：2については、別紙様式第7号の実行計画案の2の作成方法に準じて作成してください。

(別紙2) 北海道森林管理局2 網走中部樹木採取区〇年度取引状況報告

1 取引事業者の過去の事業実績及び目標

(1) 本樹木採取権設定前の過去3か年等の樹木採取権者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量、木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標

区分	氏名又は名称	過去の実績 (～年平均)	目標 (年以降)	単位	備考
樹木採取権者	(うち樹木採取区)		()	m ³	
木材利用事業者等					
木材製品利用事業者等					
その他の事業者					

備考

- 1：木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：木材利用事業者等については、記載可能な直近の3か年の木材（原木）消費量の平均実績を記載し、該当する年度を備考欄に記載してください。
- 3：木材製品利用事業者等については、記載可能な直近の3か年の木材製品消費量の平均実績を記載し、該当する年度を備考欄に記載してください。
- 4：単位は立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入することとし、備考欄に原木、製品の別を記載してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 5：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 6：目標については、樹木採取権の設定による目標として、申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量を記載し、該当する期間を表題行に()書きしてください。なお、卸売業などのその他の事業者については目標の記載を要しません。以下についても2(2)④に係るものを除き同様の取扱いとしてください。

(2) 本樹木採取権設定前の過去3か年等の木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績

区分	氏名又は名称	主製品の取扱品目	生産・販売実績 (～年平均)	単位	備考
木材利用事業者等					
木材製品利用事業者等					
その他の事業者					

備考

- 1：木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：記載可能な直近の3か年の平均実績について木材利用事業者等、木材製品利用事業者等ごとに作成してください。
- 3：取扱品目欄に、取り扱っている製材品等の主製品の別に区分して記載してください。
- 4：生産量及び販売量は、取り扱っている販売物のうち主なものについて、立方メートル単位のほか、その態様に応じた的確な単位を用いて記載し、小数点以下は四捨五入してください。単位は単位欄に記載し、備考欄に原木、製品等の別を記載してください。
- 5：木材をエネルギー源として利用する場合には、電力や熱の供給能力を記入してください（電力供給能力はキロワットを、熱供給能力はキロワット、ギガジュール毎時を単位としてください）。
- 6：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間

(1) 取引関係に関する事項

木材（原木）の取引関係に関する事項			
樹木採取権者	その他の事業者	木材利用事業者等	期間
			年 月 日～ 年 月 日
木材製品の取引関係に関する事項			
木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	期間
			年 月 日～ 年 月 日

備考

- 1：木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、2により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：樹木採取権者と木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等、その他の事業者との間で、協定書等により合意形成された取引の内容について、引取時期、引取場所、引取量、価格の決定や見直し方法等を含めて記載してください。

(2) 事業の計画量等

① 素材生産量

(単位：m³)

	区分	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度 以降)	備考
計画	全体 うち樹木採取区								
実績	全体 うち樹木採取区								

備考

- 1：計画について、木材取引計画の内容を転記し、実績の具体的な記載事項については、以下の2から4により記載してください。
- 2：区分は、素材別に記載してください。
- 3：計画及び実績量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。また、計画及び実績量のうち樹木採取区に由来する量について（ ）書きで記載してください。
- 4：計画と実績に大幅な乖離があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

② 木材の取引

(単位：m³)

	区分	木材利用事業者等	その他の事業者	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度 以降)	備考
計画											
実績											
	合計										

備考

- 1：計画について、木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項については、以下の2から5により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：樹木採取権者から供給する木材（素材）について、木材利用事業者等、その他の事業者別に記載してください。区分欄には丸太、枝条などの区分とともに想定している主な樹種について（ ）書きで記載してください。
- 3：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：主要取引先は氏名又は名称に※印を付してください。
- 5：計画と実績に大幅な乖離があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

③ 木材製品の取引

(単位：m³)

	区分	木材 利用 事業者等	その 他の 事業者	木材製 品利用 事業者 等	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度 以降)	備考
計 画												
実 績												

備考

- 1：計画について、木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、変更のあった取引事業者に係る記載事項について、以下の2から6により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：区分は、木材利用事業者等が加工した木材製品別に記載してください。
- 3：計画量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 5：木材利用事業者等における加工歩留まりを備考欄に記載してください。
- 6：計画と実績に大幅な乖離があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

④ 木材の新規需要開拓の内容

	事業 実施者	新規需要開拓の内容
計 画		
実 績		

備考

- 1：計画について、木材取引計画に記載した内容を転記してください。ただし、事業実施者の変更があった場合は、変更のあった事業実施者に係る記載事項について、以下の2及び3により下線を付して赤字で記載してください。
- 2：新規需要開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を記載してください。
- 3：供給量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。

4：実績については、当年度に行った新規需要開拓の取組について、記載してください。

3 木材取引計画の全体概念図

備考

- 1：木材取引計画に記載した内容を記載してください。ただし、取引事業者の変更があった場合は、関連する記載事項に下線を付した上で、赤字で記載してください。具体的な記載事項については、以下の2から5により記載してください。
- 2：事業者間の取引状況について、協定を結んでいる者が分かるように対応させて記載してください。また、協定に基づく取引数量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）について記載してください。さらに、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等について、主要取引先が分かるように記載してください。
- 3：樹木採取権者は、素材生産量の現状（本樹木採取権設定前の過去3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）、そのうち樹木採取区での素材生産量を明記してください。
- 4：木材利用事業者等は、原木消費量の現状（記載可能な直近の3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を明記してください。
- 5：新規需要開拓の内容と目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）が分かるように記載してください。

○年○月○日

北海道森林管理局長 殿

定期報告に係る誓約書（北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区）

（樹木採取権者）が提出する報告の内容を確認いたしました。

（また、国による報告徴求、調査（実地調査を含む。）があった場合は真摯に協力し、これを拒みません。）

住所

氏名又は名称

各事業者間での協定書については、添付のとおり（既に提出されている場合は除く）。

備考

- 1：（ ）書き内は、新たに取引事業者になった者以外は記載を要しません。また、新たに取引事業者になった場合以外は、代表者ではなく取引責任者名で構いません。
- 2：誓約書は、木材取引計画案に関する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が連名もしくは単独で作成してください。

別紙様式第 25 号（第 48 条第 2 項） 実行報告の確認依頼

年 月 日

網走中部森林管理署長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区〇年度実行報告の確認依頼について

別紙のとおり北海道森林管理局長に〇年〇月〇日までに実行報告を提出したいので、管轄する国有林野に所在する伐区について運用協定第 48 条第 2 項に基づき確認を依頼します。

備考 別紙として、定期報告を添付してください。

別紙様式第 26 号（第 48 条第 2 項）実行報告の確認通知

年 月 日

（住所）

（氏名又は名称） 殿

網走中部森林管理署長

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区〇年度実行報告の確認について

〇年〇月〇日に確認依頼のあった別紙の実行報告のうち当署の管轄の国有林野に所在する伐区に係るものについて確認しました。

なお、本通知にかかわらず実行報告があった場合の北海道森林管理局長の対応は、運用協定の定めるところによることを申し添えます。

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

意欲能力経営者等に該当しなくなったことについて

自己が意欲能力経営者等に該当しなくなったことについて、運用協定第 49 条前段に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 自己が意欲能力経営者等に該当しなくなったと認める理由

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

意欲能力経営者等に該当していることについて

意欲能力経営者等に該当していることについて、下記のとおり運用協定第 49 条後段に基づき報告します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 意欲能力経営者等に該当していることの証拠書類
別紙のとおり。

備考

樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法第 36 条第 2 項に基づき公表された民間事業者である場合は、その公表の事実を示す書類を添付し、それ以外である場合は、樹木採取権設定申請書の申請様式 2 の 1 の上段、2、3、4、5、6（下段を除く）、9、11（労働災害の発生頻度を除く）、12、14、15 及び申請様式 3 の事項を記入し添付してください。

別紙様式第 29 号（第 50 条第 1 項）木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

木材の安定取引の目標に関する報告について

木材の安定取引の目標に関して、下記のとおり運用協定第 50 条第 1 項に基づき報告します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 報告事項
別紙のとおり。

(別紙)

○年度木材の安定取引の目標に関する報告（北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区）

1 樹木採取権者等の経営状況等

(1) 樹木採取権者の素材生産量

(単位：m³)

	区分	年度	年度	年度	年度	年度	合計	目標 (年度 以降)	備考
計画	全体 うち樹木採 取区								
実績	全体 うち樹木採 取区								

備考

- 1：計画については、申請書類等（変更があった場合は変更後のもの）の内容を転記し、実績の具体的な記載事項については、以下の2から6により記載してください。
- 2：報告の前年度までの実績を記入してください。
- 3：素材生産量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。
- 4：素材生産量は2段書きとし、上段に樹木採取権者の素材生産量の全体量を、下段に素材生産量のうち樹木採取区からの素材生産量を記載してください。
- 5：過去の実績は、原則として申請書類等に記載したものを記載してください。
- 6：計画から大きな乖離があった場合は備考欄にその理由を記載してください。
- 7：運用協定第48条に規定する定期報告の提出と同年度中に本報告を提出する場合は、本表の記載を省略することができます。

(2) 木材利用事業者等の前年度の木材消費量の実績

(単位：m³)

年度 氏名	(参考) 過去の実績	前年度の計画 (年度)	前年度の実績	備考
	(～年度平均)			
	(～年度平均)			
	(～年度平均)			

備考

- 1：計画については、申請書類等（変更があった場合は変更後のもの）を基に記載し、実績の具体的な記載事項については、以下の2から5により記載してください。
- 2：丸太（素材）について、木材利用事業者等ごとに記載してください。

- 3：木材消費量は立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 4：過去の実績は申請書類等に記載したものを原則として、該当する年を（ ）書きで記載してください。
- 5：計画から大きな乖離があった場合は備考欄にその理由を記載してください。

(3) 前年度までの木材の新規需要開拓の実績

	事業実施者	新規需要開拓の内容及び数量
計画		
実績		

備考

- 1：計画については、申請書類等（変更があった場合は変更後のもの）の内容を転記し、実績の具体的な記載事項については、以下の2から4により記載してください。
- 2：木材の新規需要の開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の量（報告の前年度のもの）を記載してください。
- 3：量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。
- 4：計画から大きな乖離があった場合はその理由を記載してください。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

木材の安定取引に係る誓約書（北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区）

（樹木採取権者）が提出する報告の内容を、確認いたしました。

（また、国による報告徴求、調査（実地調査を含む。）があった場合は真摯に協力し、これを拒みません。）

住所

氏名又は名称

各事業者間での協定書については、添付のとおり（既に提出されている場合は除く。）。

備考

- 1：（ ）書き内は、新たに取引事業者になった者以外は記載を要しません。また、新たに取引事業者になった場合以外は、代表者ではなく取引責任者名で構いません。
- 2：誓約書は、木材取引計画案に関する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が連名もしくは単独で作成してください。

別紙様式第 30 号（第 50 条第 2 項）主要取引先の変更

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

主要取引先の変更

申請書類等における取引事業者に当たるものに変更があったので、下記のとおり運用協定第 50 条第 2 項に基づき届け出ます。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 取引事業者の変更時期及び内容
- 3 変更の理由
- 4 変更後の安定取引協定書及び変更した申請書類等別紙のとおり。

備考

4 には変更した取引事業者の誓約書を添付してください。

別紙様式第 31 号（第 51 条）支配権の異動があった場合の報告

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

支配権の異動について

支配権の異動があったことについて、下記のとおり運用協定第 51 条第 1 項に基づき報告します。本事業を実施する能力等を維持し、申請書類等、運用協定、実施契約その他の契約に従い本事業を継続することについて、誓約します。

記

- 支配権の異動の内容を証明する書類別紙のとおり。

備考 支配権の異動の内容を証明する書類を添付してください。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

樹木採取区内の採取跡地に係る分収造林契約の締結について

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区において下記のとおり樹木の採取跡地における分収造林契約の締結を希望しますので、分収造林契約申請書の案を添付の上運用協定第 58 条第 2 項に基づき通知します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 分収造林契約の締結を希望する伐区
別紙 1 のとおり。
- 3 分収造林契約申請書の案
別紙 2 のとおり。

備考

- 1 : 2 については、実行計画案を添付すること等により分収造林契約の締結を希望する伐区を明らかにしてください。
- 2 : 3 については、国が定める分収造林契約申請書の様式に必要事項を記載したものを添付してください。

別紙様式第 33 号（第 58 条第 3 項）分収造林契約の締結の可否

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

分収造林契約の締結の可否について

○年○月○日付けで通知のあった採取跡地に係る分収造林契約の締結希望について、下記のとおり締結の可否を判断したので運用協定第 58 条第 3 項に基づき通知します。

記

- 1 樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 分収造林契約の締結希望のあった伐区
- 3 分収造林契約の締結の可否
- (4 3において否とした理由)

別紙様式第 34 号（第 63 条第 2 項）樹木採取権消滅（移転）後の報告の評価

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

樹木採取権消滅（移転）後の報告の評価について

○年○月○日付けで提出のあった樹木採取権消滅（移転）後の報告について評価した結果、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認められるため、樹木採取権の消滅（移転）（○年○月○日）から 2 年以内に国有林野管理経営法第 8 条の 8 第 1 項の申請を行ったときは、当該評価を踏まえて同法第 8 条の 10 第 2 項の評価を行うことについて、運用協定第 63 条第 2 項に基づき通知します。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

樹木採取権放棄届出書

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係る樹木採取権の（全部・一部）を下記のとおり放棄しますので、運用協定第 79 条第 1 項の規定に基づき提出します。

記

- 1 放棄に係る樹木採取区の所在地
- 2 放棄に係る樹木採取区の面積
〇〇〇. 〇〇ha
- 3 放棄する理由

備考

- 1：抵当権が設定されている樹木採取権については、抵当権者の同意を確認できる書類を添付してください。
- 2：一部放棄の場合は、放棄に係る樹木採取区の区域を示した図面を添付してください。
- 3：2 の面積については、面積の算出根拠、面積を計測した時点を備考として記載してください。

（住所）
（氏名又は名称） 殿

北海道森林管理局長

樹木採取権放棄確認通知書

○年○月○日付けで提出のあった樹木採取権放棄届出書につき、当該届出が運用協定に従ったものと認め、樹木採取権の（全部・一部）の放棄を下記のとおり承認しましたので、運用協定第 79 条第 2 項に基づき樹木採取権放棄確認通知書を送付します。

記

- 1 放棄に係る樹木採取区の名称 北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- 2 放棄に係る樹木採取区の所在地
別紙 1 のとおり。
- 3 放棄に係る樹木採取区の面積
○○○.○○ha
備考：面積は、○○（○年○月○日時点）の計測による。
- 4 権利設定料の返還の有無
- （5 放棄後の樹木採取区の所在地及び面積について）
別紙 2 ○年○月○日付け北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区の変更の公示
のとおり
- 6 その他

別紙様式第 37 号（第 85 条第 1 項、第 3 項）資料提供貸与申請書

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係る資料の提供又は貸与申請書

資料の提供又は貸与について、運用協定第 85 条（第 1 項・第 3 項）に基づき以下のとおり申請します。

提供又は貸与を希望する資料		
提供又は貸与の方法 (希望する方法にチェック)	<input type="checkbox"/> 北海道森林管理局資源活用第一課において受領 <input type="checkbox"/> 郵送（資料送付先住所を記載してください）	
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

別紙様式第 38 号（第 85 条第 7 項）貸与資料の破棄の報告

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係る貸与資料の破棄の報告

○年○月○日付けで資料の貸与を受けましたが、下記のとおり運用協定第 85 条第 7 項前段に基づき貸与資料を破棄しましたので、同項中段に基づき報告します。

記

破棄した資料	
破棄日	
破棄の方法	

別紙様式第 39 号（第 85 条第 7 項）破棄義務の延期に関する申請書

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区に係る貸与資料の破棄義務
の延期に関する申請書

貸与資料の破棄につき、運用協定第 85 条第 7 項に基づき以下のとおり延期を申請
します。

記

延期に係る 貸与資料	
破棄期限	
延期後の破棄期限	
破棄の延期理由	

造林事業請負契約に関する事項

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区の樹木の採取跡地において、樹木採取権者が運用協定及び実施契約に基づき、網走中部森林管理署長と締結する造林事業請負契約の条件等は、以下のとおりとする。

1. 造林事業請負契約の案

造林事業請負契約書及び造林事業請負契約約款は、別添 1 のとおり。

造林事業請負標準仕様書は、別添 2 のとおり。

設計図書は、別添 3 のとおり。

備考：造林事業請負契約書、造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書については、現時点において有効なものを別添としており、実際には、当該契約の締結時点において林野庁長官が定めるものとして有効なものを適用することとなります。別添 3 の北海道森林管理局造林事業請負仕様書については、現時点において有効なものを別添としており実際には、当該契約の締結時点において北海道森林管理局長が定めるものとして有効なものを適用することとなります。設計図書は、実際の契約時には事業内訳書、図面等が含まれます。

2. 標準的な作業条件

予定価格積算の根拠となる作業条件は、別紙 15「樹木採取権運用協定書（案）」別紙 11 の別添のとおり。

備考 1：林野庁長官が定める造林事業請負予定価格積算要領は林野庁ホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html>) に掲載していません。

備考 2：同種事業の入札実績についての資料の貸与を希望する場合は、V-3 の定めるところにより貸与申請を行ってください。

別添 1

造林事業請負契約書

- 1 事業名
- 2 事業場所
- 3 事業量
- 4 事業期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税」という。) 額
金 円也)
〔注〕 () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払 分の 以内	第35条第1項
	中間前金払	第35条第3項
	部分払 回以内	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所
(分任) 支出負担行為担当官

印

請負者 住所
氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
	各会計年度における請負金の支払 限度額	年度 円	第40条第1項
		年度 円	
		年度 円	
	支払限度額に対応する各会計年度 の出来高予定	年度 円	第40条第2項
		年度 円	
		年度 円	
	前払金		第41条
	翌会計年度の前払金相当額	円	第41条第3項
	部分払		第42条
	前払金の支払を受けている場合の 部分払額の決定	(a)	第42条第2項
		(b)	
	各会計年度において部分払を請求 できる回数	年度 回 年度 回 年度 回	第42条第3項

国有林野事業造林事業請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び請負者は、この約款に基づき、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書並びにこの約款及び設計図書を内容とする造林事業の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 請負者は、契約書記載の事業を契約書記載の事業期間内に完了し、事業の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負金を支払うものとする。
- 3 仮設、実行方法その他事業を完了するために必要な一切の手段（以下「実行方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。
- 4 請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、提出、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第60条の規定に基づき発注者と請負者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 請負者が共同事業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を、共同事業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同事業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連事業・関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、請負者の実行する事業と発注者の発注に係る第三者の実行する他の事業又は第三者の施工する他の工事が実行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実行につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う事業又は工事の円滑な実行又は施工に協力しなければならない。

(事業計画書)

- 第3条 請負者は、事業計画書を作成し、事業着手前までに発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定に基づき提出された書類の内容に不相当と認めるものがあるときは、請負者と協議の上、修正させることができる。
- 3 前2項の規定は、事業計画書を変更する場合についても準用する。

(契約の保証)

- 第4条 請負者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない

らない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 請負者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、請負者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、請負者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者に承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 請負者は、事業の目的物及び事業に使用する材料のうち、第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第2項の規定による部分検査に合格したものと並びに仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第6条 請負者は、この契約の履行について、事業の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 請負者は、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、請負者から事業の一部を委任又は下請負により事業を行いたい旨の申出があった場合は、当該下請負者が雇用する労働者に関する資料等を確認した上で、委任又は下請負の可否を判断するものとする。

（下請負人の通知）

- 第7条 発注者は、請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 請負者は、次の各号に掲げる届出をしていない事業者（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入事業者」という。）を下請契約（請負者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、請負者は、当該事業者と下請契約を締結しなければ事業の実行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入事業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、請負者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入事業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている事業実行に必要な材料、実行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその事業に使用する材料、実行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、発注者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾及び協議
- (2) 事業進捗状況の管理、立会い、事業の実行状況の検査及び材料の検査（確認を含む。）
- (3) 関連する2以上の事業の事業進捗状況等の調整
- (4) 第15条に規定する支給材料及び貸与品の授受

- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、請負者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、提出、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人)

第10条 請負者は、現場代理人を定め、その氏名その他必要な事項を、作業着手前に、発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更した場合も同様とする。

- 2 請負者は、自ら直接雇用する者の中から現場代理人を定めるものとする。

- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、事業現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負金額の変更、請負金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。

- 4 請負者は、複数の現場で同時に事業を行う場合は、原則として、その現場ごとに現場代理人を常駐させるものとする。ただし、複数箇所の現場を一の現場として扱うことが合理的と考えられ

る場合は、発注者と請負者の協議により、当該複数箇所の現場を一の現場として扱うことができるものとする。

- 5 請負者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 請負者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(事業関係者に関する請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、請負者が事業を実行又は管理するために使用している下請負人、労働者等で事業の実行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 請負者は、前2項の規定に基づく請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 請負者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項についてを決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

(材料の品質及び検査等)

第13条 事業に使用する材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 請負者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された事業に使用する材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、請負者の負担とする。
- 3 監督職員は、請負者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 請負者は、発注者が特に必要があると認めて設計図書において指定した事業に使用する材料の調達をしたときは、設計図書の定めるところにより、当該材料の納入時の記録写真及び受払いの記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 5 請負者は、事業現場内に搬入した事業に使用する材料を監督職員の承諾を受けずに事業現場外に搬出してはならない。
- 6 請負者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された事業に使用する材料については、当該決定を受けた日から7日以内に事業現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い、実行記録の整備等)

第14条 請負者は、設計図書において監督職員の立会いの上実行するものと指定された事業については、当該立会いを受けて実行しなければならない。

- 2 監督職員は、請負者から前項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 3 請負者は、第1項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において実行写真等の記録を整備すべきものと指定した事業の実行をするときは、設計図書の定めるところにより、当該実行写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 第2項の場合において、監督職員が正当な理由なく請負者の請求に7日以内に応じないため、その後の事業の実行に支障をきたすときは、請負者は、監督職員に通知した上、当該立会いを受けることなく、事業を実行することができる。この場合において、請負者は、当該事業の実行を適切に行ったことを証する実行写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 5 前2項の場合において、実行写真等の記録の整備に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が請負者に支給する事業に使用する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、請負者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、請負者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 8 請負者は、支給材料及び貸与品をこの契約の履行に直接必要な用途以外に利用又は使用してはならない。
 - 9 請負者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 10 請負者は、設計図書に定めるところにより、事業の完了、設計図書の変更等によって支給材料又は貸与品が不用となったときは、直ちに当該支給材料又は貸与品について監督職員の検査を受け、発注者の指示した時期及び場所において発注者に返還しなければならない。
 - 11 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
 - 12 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(事業用地の確保等)

第16条 発注者は、事業用地その他設計図書において定められた事業の実行上必要な用地（以下「事業用地等」という。）を請負者が事業の実行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 請負者は、確保された事業用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 事業の完了、設計図書の変更等によって事業用地等が不用となった場合において、当該事業用地等に請負者が所有又は管理する事業に使用する材料、機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該事業用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、請負者が、正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、事業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が、請負者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の措置請求、破壊検査等)

第17条 請負者は、事業の実行部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員が必要と認める措置を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、請負者が第13条第2項又は第14条第1項、第3項若しくは第4項の規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、事業の実行部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、事業の実行部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を請負者に通知して、事業の実行部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 請負者は、事業の実行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 事業現場の形状、地質、湧水等の状態、実行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な実行条件と実際の事業現場が一致しないこと
 - (5) 設計図書に記載されていない実行条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会い

に応じない場合には、請負者の立合いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、請負者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で事業の目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で事業の目的物の変更を伴わないもの 発注者と請負者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定に基づき設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（事業の中止）

第20条 事業用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって請負者の責めに帰すことができないものにより事業の目的物等に損害を生じ若しくは事業現場の状態が変動したため、請負者が事業を実行できないと認められるときは、発注者は、事業の中止内容を直ちに請負者に通知して、事業の全部又は一部の実行を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、事業の中止内容を請負者に通知して、事業の全部又は一部の実行を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により事業の実行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は請負者が事業の続行に備え事業現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の事業実行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い事業期間の禁止）

第21条 発注者は、事業期間の延長又は短縮を行うときは、この事業に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により事業等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（請負者の請求による事業期間の延長等）

第22条 請負者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連事業又は工事の調整への協力その他請負者の責めに帰すことができない事由により事業期間内に事業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に事業期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、事業期間を延長しなければならない。発注者は、その事業期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による事業期間の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を請負者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第24条 事業期間の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が事業期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては請負者が事業期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負金額の変更方法等)

第25条 請負金額の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と請負者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動による請負金額の変更)

第26条 発注者又は請負者は、事業期間内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負金額の変更を書面により請求することができる。

- 2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残請負金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残請負金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残請負金額の1000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残請負金額及び変動後残請負金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により事業期間内に主要な事業に使用する材料の日本国内における価格に著しい変

動を生じ、請負金額が不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負金額の変更額については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、請負者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置等)

- 第27条 請負者は、火災等の災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、請負者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、火災等の災害防止その他事業の実行上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 事業の目的物の引渡し前に、事業の目的物又は事業に使用する材料について生じた損害その他事業の実行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、請負者が、その損害に係る費用を負担する。ただし、その損害（第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 事業の実行について第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第59条第1項の規定に基づき付された保険等によりてん補されたものを除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業の実行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち事業の実行につき請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、請負者が負担する。
 - 3 前2項の場合その他事業の実行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び請負者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 事業の目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と請負者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、作業区域、事業の目的物、仮設物、貸与品又は事業現場に搬入済みの事業に使用する材料若しくは機械器具に損害が生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちに、その状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を請負者に通知しなければならない。

3 請負者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により請負者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（事業の目的物、仮設物又は事業現場に搬入済みの事業に使用する材料若しくは機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項又は第38条第2項の規定による検査、立合いその他請負者の事業実行に関する記録等により確認することができるものに限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 事業の目的物に関する損害

損害を受けた事業の目的物に相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 事業に使用する材料に関する損害

損害を受けた事業に使用する材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該事業で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における事業の目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなけれ

ばならない。ただし、発注者が請負金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(事業の完了及び検査)

- 第32条 請負者は、事業を完了したと認めるときは、直ちに事業完了届を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の事業完了届を受理したときは、その日から10日以内に請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、事業の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、請負者が検査に立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、請負者は、発注者が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。
 - 3 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、事業の実行部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。
 - 5 請負者は、第2項の検査に合格しなかったときは、発注者又は監督職員の指示により手直し又は改良を行い、再度発注者の検査を受けなければならない。この検査については、前4項の規定を準用する。
 - 6 合格した検査に係る事業完了届を発注者が受理した日が、事業期間の末日後である場合は、事業期間の末日の翌日から合格した検査に係る第1項の事業完了届又は第5項において準用する第1項の事業完了届を受理した日までの日数を、請負者の事業遅滞日数として取り扱うものとする。
 - 7 発注者が請負者に対し第2項又は第5項において準用する第2項の検査に合格した旨を通知したときをもって、事業の全部を完了したものとし、事業の目的物について発注者は請負者から引渡しを受けたものとみなす。

(請負金の支払い)

- 第33条 請負者は、前条第2項（同項第5項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負金の支払いを請求することができる。この場合において、請負者は、支払請求書を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による支払い請求書の提出があったときは、支払請求書を受理した日から起算して30日以内に請負金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する検査の期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第34条 発注者は、第32条第7項の引渡し前においても、事業の目的物の全部又は一部を請負者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により事業の目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 請負者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の事業完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 請負者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 請負者は、請負金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 請負者は、請負金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6）を超えるときは、請負者は、請負金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と請負者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。
- 8 発注者は、請負者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 請負者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 請負者は、前項に定める場合のほか、請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 請負者は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 請負者は、前払金をこの事業の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料又は保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第38条 請負者は、事業の一部が完了してその区分が明らかなものについては、部分完了届を提出して、当該部分の検査を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の請求があった場合において、同項の検査を行うことが適当であると認めるときは、当該請求があった日から10日以内に請負者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、同項の検査を完了し、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、請負者が検査に立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、請負者は、発注者が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。
- 3 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、事業の実行部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。
- 5 第1項の請求があった場合において、発注者が同項の検査を行うことが適当でないと認めるときは、その理由を明らかにして、その旨を請負者に通知しなければならない。
- 6 発注者が請負者に対し第2項の検査に合格した旨を通知したときをもって、その合格した部分について、発注者は請負者から引渡しを受けたものとみなす。
- 7 請負者は、事業完了前に前項の規定に基づく部分検査に合格したのものがあるときは、その部分検査合格分及び部分検査合格分において使用した設計図書に基づく事業に使用する材料に相当する請負金額（以下「請負金相当額」という。ただし、既に部分払金の支払いがあり、再度部分払の請求をする場合においては、請負金相当額から既に部分払の対象となった請負金相当額を控除した額とする。）の10分の9以内の範囲において、部分払を所定の手続きに従って請求することができる。
- 8 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、請負金相当額は、発注者と請負者とは協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

部分払金の額 ≤ 請負金相当額 × (9/10 - 前払金額/請負金額)

- 9 部分払金の支払いについては、第33条の規定を準用する。この場合において、同条中「検査」とあるのは「部分検査」と、「請負金」とあるのは「部分払金」と、同条第3項中「前条第2項に規定する検査の期限の期間内」とあるのは「部分完了届を受理した日から起算して10日以内」と読み替えるものとする。

(部分引渡し)

第39条 事業の目的物について、発注者が設計図書において事業の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分に係る事業が完了したときについては、第32条中「事業」とあるのは「指定部分に係る事業」と、「事業の目的物」とあるのは「指定部分に係る事業の目的物」と、第33条中「請負金」とあるのは「部分引渡しに係る請負金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定に基づき準用される第33条第1項の規定に基づき請求することができる部分引渡しに係る請負金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負金の額は、発注者と請負者とは協議して定める。ただし、発注者が前項の規定に基づき準用される第33条第1項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

部分引渡しに係る請負金の額 = 指定部分に相応する請負金の額 × (1 - 前払金額/請負金額)

(国債に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負

金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、請負契約書の別紙のとおりとする。

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、請負契約書の別紙のとおりである。
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（国債に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第41条 国債に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の事業完了の時期」とあるのは「契約書記載の事業完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負金相当額（以下この条及び次条において「請負金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、請負者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第3項の規定にかかわらず、請負者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、請負者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（請負契約書の別紙の金額以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、請負者は、請負金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

（国債に係る契約の部分払の特則）

第42条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、請負者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、請負者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第8項及び第9項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額 ≤ 請負金相当額 × 9 / 10

－ (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)

－ { 請負金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) }

× 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(b) 部分払金の額 ≤ 請負金相当額 × 9 / 10

－前会計年度までの支払金額
－(請負金相当額－前年度までの出来高予定額)
×(当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額)
/当該会計年度の出来高予定額

(注) (b)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、請負契約書の別紙のとおりとする。

(第三者による代理受領)

第43条 請負者は、発注者の承諾を得て請負金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する支払請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して、第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(部分払金等の不払に対する事業実行の一時中止)

第44条 請負者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、事業の全部又は一部の実行を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により請負者が事業の実行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は請負者が事業の続行に備え事業現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の事業実行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された事業の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することはできない。

2 前項の場合において、請負者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 事業の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、事業が完了するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、事業に着手すべき期日を過ぎても事業に着手しないとき。
- (2) 事業期間内に事業が完了しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項の現場代理人を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負金債権を譲渡したとき。
- (2) 事業を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された事業の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び事業を実施しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 請負者がこの契約の事業の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負金債権を譲渡したとき。
- (9) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 請負者（請負者が共同事業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時事業の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 請負者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

(11) この契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(12) この契約に関し、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(13) 第11号及び前号に掲げる場合のほか、この契約について、不正行為をしたとき。

(14) 請負者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

ホ その他前各号に準ずる行為

2 請負者は、この契約に関して請負者又は請負者の代理人が前項第11号又は第12号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、請負者が第47条各号又は第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の事業者を選定し、事業を完了させるよう請求することができる。

2 請負者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた事業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める請負者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負金として請負

者に既に支払われたものを除く。)

(2) 事業完了債務

(3) 契約不適合を担保する債務（請負者が実行した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により請負者が実施した事業に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する請負者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して請負者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（請負者の催告による解除権）

第51条 請負者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（請負者の催告によらない解除権）

第52条 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による事業の全部の中止期間が事業期間の10分の5（事業期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が事業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の事業が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条及び前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第54条 発注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び当該検査部分に使用した設計図書に基づく事業に使用する材料並びに事業現場に搬入済みの設計図書に基づく事業に使用する材料（第13条第2項の規定に基づき監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限る。）の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金を、請負者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合も含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第47条、第48条又は次

条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 請負者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 請負者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 請負者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、事業用地等に請負者が所有又は管理する事業に使用する材料、機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理する物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、事業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条第1項又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条第1項、第51条又は第52条の規定によるときは請負者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 事業の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第55条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 事業期間内に事業を完了することができないとき。
 - (2) この事業の目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第47条又は第48条の規定により、事業の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第47条又は第48条の規定により事業の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 事業の完了前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）

の規定により選任された破産管財人

(2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負金額から出来形部分に相応する請負金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請負者に請求することができるものとする。

6 第2項の場合（第48条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第56条 請負者（共同事業体にあつては、その構成員を含む。）が次のいずれかに該当するときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負金額（契約締結後請負金額の変更があつた場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、発注者は、請負者に対して書面により請求するものとする。

(1) この契約に関し、請負者又は請負者の代理人が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は請負者が構成事業者である事業者団体（以下「請負者等」という。）が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者の代理人に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) この契約に関し、請負者又は請負者の代理人に、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が請負者等に対して行われたときは、請負者等に対する命令で確定したものをいい、請負者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) この契約に関し、前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、請負者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該機関（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者又は請負者の代理人に対し、納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負金額の10分の1に相当する額のほか、請負金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定に適用があるとき。
- (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、請負者又は請負者の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 請負者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 請負者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 請負者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(請負者の損害賠償請求等)

第57条 請負者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負金の支払いが遅れた場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第58条 発注者は、引き渡された事業の目的物に関し、第32条第7項(第39条においてこの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者が第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用

せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 発注者は、事業の目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、請負者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡された事業の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(火災保険等)

- 第59条 請負者は、事業に使用する材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 請負者は、前項の規定により契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 請負者は、事業に使用する材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第60条 この約款の各条項において発注者と請負者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに請負者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と請負者との間に紛争を生じた場合には、第三者のあっせん又は調停により解決を図る。
- 2 現場代理人の職務の執行に関する紛争その他請負者が事業を実行するために使用している下請負人、労働者等の事業の実行又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは請負者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び請負者は前項のあっせん又は調停を請求することができない。
 - 3 第1項のあっせん又は調停の方法は、請負者の意見を聴いた上で発注者が決定するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第61条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、提出、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(国有林野等の損害)

- 第62条 請負者は、請負者又は請負者の現場代理人若しくは請負者が雇用する労働者若しくは下請負者が国有林野又は産物等に損害を加え、発注者が必要と認めるとき（この契約の他の条項により対応する場合を除く。）は、発注者の指定した期間内にその損害を賠償し、又は原状に復さなければならない。

(契約外の事項)

- 第63条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と請負者とが協議して定める。

造林事業請負標準仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この標準仕様書は森林管理局、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所が実施する造林事業請負に適用する。

2. この標準仕様書は、造林事業請負の実行に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に関し特別必要な事項については、別に定める各森林管理局長が定める仕様書(以下「森林管理局仕様書」という。)及び特記仕様書によるものとする。
3. 契約図書、図面、森林管理局仕様書及び特記仕様書に記載された事項は、この標準仕様書に優先するものとする。
4. 設計図書に関して疑義の生じた場合は、監督職員と協議の上、事業を実行するものとする。
5. 請負者は、信義に従って誠実に事業を履行し、かつ事業実行の細部については監督職員の指示に従わなければならない。また、監督職員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、国有林野事業造林事業請負契約約款(以下「請負契約約款」という。)第27条に定める内容の措置等を行う場合は、この限りではない。
6. この標準仕様書において書面により行わなければならないとされているものは、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができるものとする。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(用語の定義)

第2条 この標準仕様書において、各条項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 監督職員とは、現場監督業務を担当し、請負者に対し必要な指示、協議承諾、契約図書に基づく事業進捗状況の管理、立会い、事業実行状況の検査等を行う者をいう。
- (2) 契約図書とは、契約書、請負契約約款及び設計図書をいう。
- (3) 設計図書とは、標準仕様書、森林管理局仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (4) 仕様書とは、本標準仕様書、森林管理局仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- (5) 標準仕様書とは、造林事業請負の実行に関する一般的事項を示したものである。
- (6) 森林管理局仕様書とは、各森林管理局長が各作業の具体的な実行方法の基準等を示したものである。
- (7) 特記仕様書とは、個々の事業における固有の技術的要求、特別な事項等を定めたものである。
- (8) 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (9) 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図

- 及び設計図の基となる設計計算書等をいう。
- (10) 事業計画書とは、請負契約約款第3条の規定に基づくものをいう。
 - (11) 作業計画書とは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等に基づき、事業者が事業を安全に行うため、あらかじめ作業の場所や使用する機械等の状況を確認した上で定める計画書をいう。
 - (12) 指示とは、監督職員が請負者に対し、事業実行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
 - (13) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員と請負者が書面により同意することをいう。
 - (14) 報告とは、請負者が監督職員に対し、事業の状況又は結果について知らせることをいう。
 - (15) 連絡とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、事業実行に関する事項について知らせることをいう。
 - (16) 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、作成年月日が記載されたものを有効とする。
 - (17) 立会いとは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
 - (18) 検査とは、監督職員が事業の実行に関して、設計図書に基づき出来形、材料、規格、仕上がり状況等についての確認をいう。
 - (19) 完了検査とは、検査職員が請負契約約款に基づいて給付の完了の確認をいう。
 - (20) 検査職員とは、請負契約約款の規定に基づき、完了検査、指定部分完了検査及び請負契約約款第38条に基づく部分検査を行うために発注者が定めた者をいう。
 - (21) 確認とは、事業の実行に関して請負者の通知又は申し出に基づき監督職員がその事実を認定することをいう。
 - (22) 同等以上の品質とは、設計図書に指定がない場合にあっては、監督職員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。
 - (23) 事業期間とは、契約図書に明示した事業を実行するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
 - (24) 事業着手とは、始期日以降に実際の事業のための準備作業（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）に着手することをいう。
 - (25) 現場とは、事業を実行する場所、事業の実行に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
 - (26) 提出とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し事業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 - (27) 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督職員と請負者が対等の立場で合議することをいう。

（監督職員の指示等）

第3条 監督職員は、請負契約約款第9条第2項に規定に基づく権限の行使に当たり、請負者に口頭により指示若しくは了承したとき又は請負者から口頭により報告若しくは連絡を受けたときは、監督日誌等にその内容を記載しておくものとする。

2. 請負者は、監督職員から口頭で指示を受けたとき若しくは了承を得たとき又は監督職員に口頭で報告若しくは連絡したときは、その内容を書面に記載しておくものとする。

3. 監督職員及び請負者は、前2項に基づき記載した連絡及び指示等について、後日その書面に記載したものを双方で突き合わせるものとする。

(事業現場の管理)

第4条 請負者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2. 請負者は、事業実行中監督職員及び道路管理者等の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすなどの事業方法の採用をしてはならない。

3. 請負者は、事業現場及びその周辺にある地上地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

4. 請負者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、平素から気象情報等について十分注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。

5. 請負者は、火薬、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

6. 請負者は、事業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適当な柵等を設け、また、立入禁止の標示をする等十分な規制措置を講じなければならない。

7. 請負者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、請負者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者氏名等を記入した標示板等を設置しなければならない。

8. 請負者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、若しくは第三者に危害を及ぼす事故が発生した場合又はそれらの徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに監督職員に報告しなければならない。

9. 請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(事業中の安全確保)

第5条 請負者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

2. 請負者は、使用する林業機械等の選定、仕様等については、設計図書により林業機械等が指定されている場合には、これに適合した林業機械等を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

3. 請負者は、事業期間中、安全巡視を行い、事業区域及びその周辺の監視並びに関係者との連絡を行い、安全を確保しなければならない。

4. 請負者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

5. 請負者は、安全・訓練等について、次の各号の内容を含む安全に関する研修・訓練等を計画的に実施しなければならない。なお、事業計画書に当該事業内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、発注者に提出するとともに、その実施状況については、日誌等に記

録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

- (1) 当該事業内容等の周知徹底
 - (2) 安全作業の周知徹底
 - (3) 当該現場で予想される事故対策
 - (4) 当該事業における災害対策訓練
 - (5) その他、安全・訓練等として必要な事項
6. 請負者は、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、事業中の安全を確保しなければならない。
7. 請負者は、事業現場が隣接している場合又は同一場所において別途造林事業若しくは製品生産事業若しくは工事がある場合は、請負業者間の安全な事業実施に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の調整を行うものとする。
8. 請負者は、事業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に林業機械等の運転等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
9. 請負者は、事業計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上実行方法及び実行時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の実行にあたっては、実行方法及び事業の進捗について十分に配慮しなければならない。
10. 請負者は、労働安全衛生規則等に基づき、作業計画書を作成し、事業着手前までに発注者に提出しなければならない。また、請負者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更する事項について変更作業計画書を提出しなければならない。

(事業計画書)

第6条 請負者は、事業着手前に当該事業の目的を達するために必要な手順や実行方法等について、事業計画書を発注者に提出しなければならない。

請負者は、事業計画書を遵守し事業を実行しなければならない。

この場合、請負者は、事業計画書に次の事項について記載するとともに、雨天又は荒天時等に配慮したものとしなければならない。

また、発注者がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

なお、請負者は、事業期間が短い場合等の簡易な事業においては、発注者の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 事業概要
- (2) 事業工程表
- (3) 現場組織表（「現場代理人その他技術者の有資格者表」及び「労働者の社会保険等加入状況一覧表」を併せて作成する。また、下請負がある場合は、各下請負者の実行の分担関係を体系的に示すものとする。）
- (4) 機械使用計画
- (5) 材料納入計画
- (6) 安全管理計画
- (7) 緊急時の体制及び対応

(8) その他

2. 請負者は、事業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該事業に着手する前に、変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
3. 監督職員が指示した事項については、請負者は、更に詳細な事業計画書を提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第7条 請負者は、支給材料の提供を受けた場合には、その受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

2. 請負者は、事業完了時には、不用となった支給材料及び貸与品は、速やかに監督職員の指示する場所で、支給材料等返納明細書を添えて返還しなければならない。
3. 請負者は、機械器具等の貸与品については、機械器具等貸与申請書を提出して借り受け、借受物品返還書を添えて返還しなければならない。

(事業現場発生品)

第8条 請負者は、事業の実行によって現場発生品が生じた場合は、監督職員に報告し指示を受けなければならない。

(事業区域)

第9条 請負者は、事業の実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲等を踏査し、必要に応じ測量を実施しなければならない。

2. 請負者は、測量標、基準標、用地境界杭等については、位置及び高さの変動しないように適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。
ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。

(事業実行中の環境への配慮)

第10条 請負者は、事業の実行に当たっては、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督職員が指示した場合には、あらかじめ対策を立て、その内容を監督職員に提出しなければならない。

2. 請負者は、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
3. 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

(官公庁等への手続)

第11条 請負者は、事業期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 請負者は、事業実行に当たり請負者の行うべき関係官公庁その他の関係機関への届出等を、

法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第12条 請負者は、関係法令及び事業実行に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用は、請負者の負担と責任において行わなければならない。

(実行管理)

第13条 請負者は、事業実行中は、別添「造林事業請負実行管理基準」により次に掲げる実行管理を行い、事業終了後その記録を監督職員に提出しなければならない。ただし、事業の種類、規模、実行条件等により、この基準により難しい場合は、別に定める特記仕様書又は監督職員の指示により他の方法によることができるものとする。

- (1) 事業進捗状況の管理
- (2) 出来形の管理（監督職員が指示した作業種に限る。）
- (3) 実行記録写真の整理

2. 複数年にわたる契約においては、前項の規定中「事業終了後」とあるのは「当該年度における最終の部分完了届の提出の際又は事業終了後」とする
3. 前2項の規定にかかわらず、発注者は必要に応じて、請負者に対しこの契約による事業の実行状況等について報告を求めることができるものとする。

(交通安全管理)

第14条 請負者は、事業用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、請負契約約款第29条によるものとする。

2. 請負者は、事業用車両による事業用資材、機械等の輸送を伴う事業については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 請負者は、供用中の道路に係る事業の実行に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、十分な安全対策を講じなければならない。
4. 請負者は、設計図書において指定された事業用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、事業用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
5. 請負者は、指定された事業用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等が記載された計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他必要な措置を行わなければならない。
6. 請負者は、発注者が事業用道路に指定するもの以外の事業用道路は、請負者の責任におい

て使用するものとする。

7. 請負者は、他の請負者と事業用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、当該請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
8. 請負者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

(事業中の検査又は確認)

- 第15条** 請負者は、設計図書に指定された事業中の検査又は確認のための監督職員の立会いに当たっては、あらかじめ監督職員に連絡しなければならない。
2. 監督職員は、事業が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ事業現場に立入り、立会い、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。
 3. 請負者は、監督職員による検査及び立会いに必要な準備、人員、資機材等の提供及び写真その他資料の整備をするものとする。
 4. 監督職員による検査及び立会いの時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りでない。
 5. 請負者は、請負契約約款第9条第2項第2号、第13条第2項又は第14条第1項の規定に基づき、監督職員の立会いを受け、材料の検査)に合格した場合であっても、請負契約約款第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

(完了検査)

- 第16条** 完了検査、指定部分完了検査及び請負契約約款第38条第2項に基づく部分検査に当たっては、現場代理人その他立会いを求められた事業関係者が必ず立ち会って行わなければならない。
2. 請負者は、完了検査のために必要な準備、人員、資機材等の提供及び写真その他資料を整備するとともに、測量その他の措置については、検査職員の指示に従わなければならない。

(跡片付け)

- 第17条** 請負者は、事業地及びその周辺の保全、跡片付け及び清掃については、事業期間内に完了しなければならない。

(文化財の保護)

- 第18条** 請負者は、事業の実行に当たって文化財の保護に十分注意し、現場作業員等に文化財の重要性を十分認識させ、事業中に文化財を発見したときは直ちに事業を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 請負者が、事業の実行に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る事業に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

(調査・試験に対する協力)

第19条 請負者は、発注者自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示により協力しなければならない。

(事業の下請負)

第20条 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 請負者が、事業の実行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること
 - (2) 契約締結前には、下請負者が具体的に特定されていること。なお、事業実行中にやむを得ない事由で新たに下請負に付する場合又は下請負者を変更する場合等は、事前に発注者に協議すること
 - (3) 下請負者が作成した見積書の金額が、請負者が作成する積算内訳書に正しく反映されていること
 - (4) 下請負者が指名停止期間中でないこと
 - (5) 下請負者は、当該下請負の実行能力を有すること
 - (6) 現場代理人は、請負者が直接雇用する者であること
- 2 請負者は、次の各号の書類を、下請負者から徴し、又は請負者が作成して、発注者に提出しなければならない。
- (1) 請負者が作成する積算内訳書及び下請負者が作成した見積書
 - (2) 下請負に充てる労働者について、労賃単価が最低賃金以上であることを証する賃金台帳（下請負者が実質的に家族労働又はそれに類する場合であってこれらの書類が存在しないか、作成ができない又は困難である場合は、代替となる書類であっても差し支えない。）
 - (3) 下請負に充てる労働者について、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の賦課状況を示す各人別の一覧表
- 3 請負者は、各下請負者の実行の分担関係を表示した体系図を事業関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

(事故報告書)

第21条 請負者は、事業の実行中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式による事故報告書を、指示する期日までに、提出しなければならない。

2. 請負者は、労働災害が発生したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

(設計図書の取扱い)

第22条 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販されている図面については、請負者が備えるものとする。

2. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図面その他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(周辺住民との調整)

第23条 請負者は、事業の実行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

2. 請負者は、地元関係者等から事業の実行に関して苦情があった場合において、請負者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
3. 請負者は、事業の実行上必要な地方公共団体、地域住民等との交渉を、自らの責任において行うものとする。この場合において、請負者は、交渉に先立ち監督職員に事前報告の上、誠意をもって対応しなければならない。
4. 請負者は、前項の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等により明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第2章 材 料

(適用範囲)

第24条 事業に使用する材料は、設計図書に示す品質及び規格によるものとする。

(材料の検査)

第25条 請負者は、設計図書に基づき材料を納入した場合は、数量、品質及び規格について検査し、その検査結果を野帳等に記録しておかななければならない。

- 2 監督職員は、必要に応じ、前項の検査記録の提出を請負者に請求できるものとし、請負者は、それに応じなければならない。

第3章 事業の実行

(一般)

第26条 各作業の実行に当たっては、第1章及び前章によるもののほか、本章によらなければならない。

2. 具体的な実行方法及び本章にない事項については、森林管理局仕様書及び特記仕様書によらなければならない。
3. 本仕様書に明示していない事項又は疑義を生じた取扱については、監督職員の指示を受け、請負者はこれに従うものとする。
4. 事業実行に当たっては、林地保全に配慮するとともに保残木や稚幼樹の保護に努めなければならない。
5. 事業実行に伴う支障木の発生は極力防止するものとし、止むを得ず発生する場合又は発生のおそれがある場合は、監督職員に届け出てその指示を受けてから処理を行うものとする。
ただし、監督職員の指示を受ける前に人命の安全などのため緊急措置として止むを得ず伐除する必要が生じた場合は、伐除後速やかに監督職員に報告しなければならない。
6. 請負者は、事業上必要な諸施設の内容、設置箇所等については、監督職員の指示に従い、所定の手続を経て実行するものとする。
7. 事業実行に当たっては、諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

8. 事業地内の火災及び山火事防止については、万全の措置を講ずるとともに、不注意から失火することのないようにしなければならない。
9. 本事業終了に際しては、事業現場等の整理、清掃し、これに要する費用は請負者の負担とする。

(地拵)

第27条 請負者は、地拵は、地際から刈払いし、又は伐倒しなければならない。

2. 請負者は、伐倒木・枝条等の整理については、特に定めや監督職員の指示がある場合を除き、植栽の支障にならないようにし、また、滑落・移動しないようにしなければならない。

(植付)

第28条 請負者は、苗木の運搬については、根をこも、むしろ等に包み、掘取から植付までの間、乾燥、損傷等に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。

2. 請負者は、苗木の運搬（携行）の際には必ず苗木袋を使用し、根は絶対に露出させてはならない。
3. 請負者は、苗木の掘取り、荷作り等は、1日の植付け作業量等を考慮し、迅速に行わなければならない。

また、植付け後に苗木の衰弱が予想される場合は、監督職員と協議し、幹巻き等の保護処置を講じなければならない。

4. 請負者は、日光の直射が強い日及び強風の際は、なるべく植付を避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
5. 請負者は、植付のため植栽地に苗木を運搬するときは、1日の植付け可能本数を小運搬の限度とし、植栽地付近に小運搬された苗木はただちに仮植を行い、乾燥を防ぐ措置をしなければならない。
6. 請負者は、植付を、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件などにより指定期間内に完了が困難になったときは、すみやかに監督職員に報告し、指示を得なければならない。
7. 請負者は、気象状況により乾燥が続き、植付後の活着が危ぶまれるときは、作業を中止して監督職員と協議しなければならない。

(仮植)

第29条 請負者は、仮植地については、植栽予定地の近くに適潤地を選定し、事前に耕やしておかなければならない。

(下刈)

第30条 請負者は、下刈に当たっては、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる地被物を地際から刈り払わなければならない。

2. 請負者は、刈り払い物については、植栽木を覆わないよう、植栽木の列間に存置しなければならない。
3. 請負者は、下刈作業中、植栽木を損傷しないよう注意しなければならない。

(つる切)

- 第31条** 請負者は、つる切に当たり、植栽木及び有用天然木に着生するつる類については、根元から切断しなければならない。
2. 請負者は、植栽木に巻きついたつる類については、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。

(除伐、除伐2類及び保育間伐)

- 第32条** 請負者は、除伐、除伐2類及び保育間伐の実施に当たり、伐採対象木が標示していない場合は、標準地又は類似林分の選木状況に準じて対象木を選木しなければならない。
2. 請負者は、伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
3. 請負者は、かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落してから次の作業を行わなければならない。
4. 請負者は、伐倒木については、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りしなければならない。
5. 請負者は、伐倒木については、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
6. 請負者は、除伐、除伐2類及び保育間伐においては、目的樹種以外であっても、監督職員の指示に従い、植栽木のない箇所に生育する天然有用樹や尾根筋、沢筋に生育する有用樹及び林緑木（林分保護上必要な場合に限る。）について、保残するよう努めなければならない。

(枝打)

- 第33条** 請負者は、枝打の対象木及び枝を打つ範囲（程度）については、標準地等の実施状況に準ずるか、監督職員の指示によらなければならない。

(病虫獣害防除)

- 第34条** 請負者は、病虫獣害防除を行うに当たって薬剤を散布する場合は、対象林分等の周辺の環境に十分配慮するとともに、風向等の気象条件を考慮して散布しなければならない。特に、飲料水等の摂取場所については、留意しなければならない。
2. 請負者は、散布に当たっては、作業従事者に対し保護具等を着用させなければならない。
3. 請負者は、使用後の薬剤の容器等は、現地に放置するのではなく、持ち帰り適切に処分しなければならない。

(歩道新設・修繕)

- 第35条** 請負者は、歩道の新設又は修繕に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。
2. 請負者は、凹地形、又は滞水のおそれのある箇所については、排水溝を設けなければならない。
3. 請負者は、歩道の新設又は修繕により生じた切取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処

理する場合は、監督職員の指示によるものとする。

(別添)

造林事業請負実行管理基準

1. 目的

この基準は、造林事業請負の実行について、契約書類に定められた事業期間及び事業目的の達成並びに品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、造林事業請負標準仕様書第13条の規定に基づいて定めたものである。

3. 構成

この基準に規定する実行管理の管理項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業進捗状況管理
 - (a) 事業工程表
 - (b) 事業区域の確認
 - (c) 事業日報
- (2) 出来形管理
 - (a) 出来形管理基準
 - (b) 出来形図面
- (3) 実行記録写真管理
 - (a) 実行記録写真の撮影要領
 - (b) 実行記録写真の撮影と整理

4. 管理の実施

- (1) 現場代理人は、作業の実施の都度、その結果を記録するとともに、その結果に基づいて適切な実行管理を行わなければならない。
- (2) 測定等の数値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合、所定の範囲を外れる場合等は、その都度監督職員に報告するとともに、更に精査の上、原因を明らかにして、手直し、補強、やり直し等の処置を速やかに行わなければならない。
- (3) 実行管理の記録は、事業実行中現場事務所等に備え付け、常に監督職員の閲覧に供されるように、整理しておかななければならない。

5. 管理項目及び方法

- (1) 事業進捗状況管理
 - (a) 事業工程表

ア. 請負契約約款第3条に基づいて提出する事業計画書の事業工程表は、旬日計画表を原則とする。

イ. 事業の進行管理は、計画と実行とを対比させた事業工程表により行うものとする。

ウ. 事業工程表を変更する必要がある場合は、遅滞なく変更事業工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は、提出を省略することができる。

(b) 事業区域の確認

ア. 実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲等を踏査し、測量標、基準標、用地境界杭等を確認し、必要に応じ測量を実施しなければならない。

(c) 事業日報

ア. 着手から完了までの日について、天候、作業場所、作業内容、出役人員、概略の出来形数量、使用機械及び指示、承諾、協議事項等を記入した作業日報を作成しておかなければならない。

(2) 出来形管理

(a) 出来形管理基準

ア. 歩道新設・修繕及び作業道新設・修繕の出来形管理の基準は、次によるものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員の指示によるものとする。

(イ) 延長の基準は、設計値以上とし、全延長を測定するものとする。

(ロ) 幅員の基準は、設計値以上とし、50m毎に測定するものとする。

イ. 前項の出来形管理基準に適合しないものがあつた場合には、直ちに監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(b) 出来形図面

ア. 出来形図面は、歩道新設及び作業道新設の場合に作成するものとし（監督職員の承諾を得た場合は、作成を省略することができる。）、それ以外の場合については、監督職員の指示によるものとする。

イ. 出来形図面作成の基本事項は、次の各号のとおりとする。

(イ) 出来形図は平面図とし、数量標示方式（延長等を計算するもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員の指示によるものとする。

(ロ) 出来形の測量は、スチールテープ、コンパス等を使用し、測量線、寸法等の表示方法は監督職員の指示によるものとする。

ウ. 出来形の測量、図面等の作成に当たっては、前項の基本事項のほか、次の各号に留意しなければならない。

(イ) 測量等に携わる者は、実行管理の目的を十分理解するとともに、個人誤差、測定誤差等をなくすよう努めなければならない。

(ロ) 測量等に使用する機械器具は、常時現場に用意し、常に整備しておかなければならない。

(ハ) 測量等によって得られた結果は、できるだけ速やかに整理して、常に現場事務所等におき、必要に応じて監督職員に提示できるようにしておかなければならない。

(3) 実行記録写真管理

(a) 実行記録写真の撮影要領

ア. 実行記録写真は、事業完了時に確認できない部分等の証拠及び品質管理等実行管理に役立たせるために撮影するものとし、事業着手前の状況から事業完了に至るまでの実行の経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。

イ. 各作業種別の実行記録写真の撮影は、別表「実行写真の撮影要領」によるものとする。

(b) 実行記録写真の撮影と整理

ア. 実行記録写真の撮影と整理は、(a)によるほか、次の各項によらなければならない。

(ア) 写真撮影にあたり準備すべき器材は、次のとおりとする。

- ① 事業名、作業種、作業内容、日時、その他記事欄等を表示した黒板
- ② 写真機（予備を用意しておくこと）
- ③ 被写体の寸法を表示するロッド、ポール、リボンテープ等

(イ) 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- ① 実行の過程、出来形確認、不明視部分、共通仮設、使用機械、現地の不一致、災害発生等の写真は、重要な現場資料であるから、その撮影は時期を失しないよう事業の進行と並行して、適切かつ正確に行わなければならない。
- ② 撮影後は、できるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。もし撮影が不完全な場合は、速やかに撮り直しを行うものとし、再撮影不能のもの、撮り落したものについては、ただちに監督職員に報告して、その指示を受けなければならない。
- ③ 事業完了後、出来形の確認が困難なものについては、もれなく撮影の対象とするものとする。また、出来形の確認が容易なものであっても、埋設部分と関連して必要な部分、検査の資料として施工経過を明らかにしておくべきもの等については、もれなく撮影するものとする。
- ④ 被写体には、必ず所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
- ⑤ 遠景写真を除き、写真には、ポール、ロッド等の計測器具を使用して撮影しなければならない。
- ⑥ 局部的なものであっても、事業完了後、その部分が全体の中でどの部分であるかを明確にするため、局部とともに全体も撮影しておかななければならない。
- ⑦ 事前・事後を比較する場合は、同位置において撮影するものとする。また、実行前の写真になるべく実行後も残る物体を入れて撮影しなければならない。

(ウ) 提出する写真の大きさは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。

(エ) 写真の整理方法については、実行写真の撮影要領に示す区分及び項目別に順序よく編集し、四ツ切以上のアルバムに貼付し、台紙下欄に次の各号について記述しなければならない。

- ① 写真中の黒板で作業種、作業内容等の明らかなものは、撮影方向と作業の説明
- ② 黒板の入っていないもの又は不明瞭なものは、黒板記載事項、撮影方向及び作業の内容

(c) デジタル写真

ア. 画像編集等

画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の下承を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ. 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。

ウ. 写真ファイル

記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。

エ. その他

- (ア) 印刷物を納品に使用する場合は、300dpi以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
- (イ) 電子媒体を納品に使用する場合は、CD-Rを原則とする。ただし、監督職員の下承を得た場合は、その他の媒体も提出できるものとする。なお、属性情報、フォルダ構成等については監督職員と協議の上決定する。また、納品する媒体は提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。

(別表) 実行記録写真の撮影要領

撮影区分	撮影事項	説明
事業着手前	事業箇所	事業地の遠景、近景等事業着手前の森林状況を撮る。
植栽	仮植	仮植地の全景及び苗木の仮植の状況について撮る。
	地拵、植付	地拵、植穴、施肥、植付等の状況について撮る。 ポール、箱尺、スケール等で寸法標示する。
保育	各作業毎	代表的箇所について各作業ごとに、作業前、作業中及び作業後の状況を撮る。
保護	各作業毎	保育に準じる。
被害	被害状況	被害状況（全景及び局所的な数量がわかるもの）、枯損、病虫の種類状況等がわかるように撮る。
完了	作業箇所及び各作業種	着手前と同一箇所から遠景、近景及び各作業種毎作業箇所の代表的なものについて局所的なものを撮る。
各種試験	各種試験	発芽試験、活着試験、各種適応状況がわかるように撮る。
その他	その他必要事項	前各号に準じて撮る。

北海道森林管理局造林事業請負仕様書

1 適用範囲

本仕様書に記載された事項の内容は、造林事業標準請負仕様書に優先するものとする。

2 作業の対象区域

- (1) 作業は、現場でペンキ又はビニールテープ等で立木等を使用して表示してある区域（以下「作業区域」という。）で実行しなければならない。
- (2) 作業区域を標示してある当該立木等を損傷あるいは移動してはならない。
- (3) 請負者は、作業区域が確認できないときは、当該作業に着手してはならない。
- (4) 作業区域内でペンキ又はビニールテープ等で標示してある作業除外地及び保残樹群箇所については、作業を行ってはならない。
請負者は、作業区域を確認出来ない時は、その旨を直ちに監督職員に通知し、監督職員による確認を請求しなければならない。

3 大型機械を使用する作業

- (1) 大型機械の移動の際に、区域外並びに区域内の作業除外地及び保残樹群箇所の立木を損傷してはならない。
- (2) 大型機械による作業のために伐根を処理した際に生じた凹地は、夾雑物を混入させずに埋戻さなければならない。
- (3) 大型機械による作業で、大型機械で処理できない箇所及び処理することが適当でない箇所がある場合は、人力で処理しなければならない。
- (4) 大型機械の作業に当たっては、沢を跨いで移動する場合に倒木等を橋梁に利用したり、枝条等を沢筋に集積しないなど、沢水の汚濁の防止や降水時の刈払物等の流出防止の措置を講じなければならない。

4 周囲刈

- (1) 作業区域内の周囲について、ササ、雑草及び灌木等を刈払いし、又は伐倒しなければならない。
- (2) 刈払物及び末木枝条等が以後の作業の支障にならないように、作業区域外に存置し、滑落・移動しないようにしなければならない。

5 連絡路の刈払い

作業地間の連絡路の刈払いについては、ササ、雑草及び灌木等を刈り払いし、連絡路内から除去し、滑落・移動しないようにしなければならない。

6 保残木

監督職員が指示する保残木は伐採してはならない。

7 地拵

- (1) 筋刈の筋の方向は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (2) 刈払物及び末木枝条類は、沢筋に集積しないなど、沢水の汚濁の防止や降水時の刈払物等の流出防止の措置を講じなければならない。
- (3) 大径の倒木等で移動困難なものの取扱いは、監督職員の指示により、決定しなければならない。

- (4) 形質良好な立木及び保残の表示をしてある立木は伐採してはならない。
- (5) 大型機械による地拵は、表土を著しく移動してはならない。
- (6) 大型機械による筋刈の地拵は、伐倒木、地表から剥離した植生、末木枝条、残材及び石礫等は、残幅部に集積整理し、土砂の流出や河川汚濁を防ぐための簡易排水溝の作設等必要な措置を講じなければならない。
大型機械による全刈の地拵は、伐倒木等の集積処理方法について、監督職員の承諾を得なければならない。

8 大型機械による地表処理（掻き起こし）

- (1) 落下種子を表土に定着させ、確実な更新を図るため、作業に適した機械を使用しなければならない。
- (2) 筋刈は、掻き起こしの筋の方向を等高線沿いとし、等高線沿いに処理できない場合の筋の方向は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 筋刈は、地表から剥離した植生及び末木枝条等を残幅部に集積整理し、土砂の流出や河川汚濁を防ぐための簡易排水溝の作設等必要な措置を講じなければならない。
- (4) 全刈は、地表から剥離した植生及び末木枝条等の集積処理方法について、監督職員の承諾を得なければならない。
- (5) 地表処理後に、雨水により表土が流出しないように、適切な水切り処理をしなければならない。

9 植付及び補植

- (1) 苗木は頂芽及び新芽に損傷が生じないように取り扱わなければならない。
- (2) 苗木の運搬（携行）において、裸苗は苗木袋等を使用して根の乾燥を防止しなければならない。ポット苗木はポットの破損を防ぐため、コンテナに入れたまま小運搬しなければならない。コンテナ苗は根鉢の損傷を防ぐ措置を講じなければならない。
- (3) 仮植を行う場合、仮植場所の選定については、監督職員の承諾を得なければならない。
- (4) 契約図書に基づく植付位置に伐根、倒木、石礫等があり、植付が困難な場合は、列の方向を乱さないで植付位置を移動しなければならない。
- (5) 残幅の植生又は保残木によるかぶりのおそれがある場合は、植付位置を移動し、かぶりを防止しなければならない。
- (6) 植穴掘は、植付位置を中心にササ及び雑草その他地被物を直径40cm以上取り除き、土壌を直径30cm以上、深さ25cm程度掘り取ることを基準にし、植穴の大きさは、苗木の規格等の違いにより、適宜変更しなければならない。
- (7) 植穴掘で掘り取った土壌は、根茎類及び夾雑物を取除き、散乱させずに砕き、埋め戻しに利用しなければならない。
- (8) 植栽は、裸苗は根の隙間に土壌が密着するように苗木の根を広げ入れ、ポット苗及びコンテナ苗は植穴とポット又は根鉢と土壌が十分に密着するように入れて、落葉その他の地被物が混入しないように覆土して地表面よりやや高めに土を埋戻さなければならない。
- (9) 植栽後は、苗木を垂直にし、深植、浅植にならないよう加減しながら引き上げ、植付箇所が凹地にならない程度に苗木の根元を両足で軽く踏み固め、土壌の乾燥防止のために、植穴掘で除去した地被物で苗木の根元周囲を被覆しなけ

ればならない。

- (10) 植付と地拵を一括契約している場合は、地拵について検査職員の完了検査を受けた後でなければ、植付に着手してはならない。

ただし、監督職員による出来形確認の承諾を得た場合はその箇所より、順次植付作業の着手を認めることができるものとする。

- (11) 補植は、造林事業標準仕様書第28条に準じて作業しなければならない。

- (12) 補植は、次の位置に苗木を植え付けなければならない。

ア 枯死した植栽木及び気象被害や病虫獣害等により今後の健全な生育が見込めない植栽木について掘り出し、当該植栽木が植栽されていた位置。

イ 植栽木が枯死等により消失したと考えられる位置。

- (13) 補植の際に掘り出した植栽木については、補植した植栽木の傍に残置しなければならない。

- (14) スギ、カラマツ、トドマツ、アカエゾマツ苗木（コンテナ苗含む）は、育種種子から生産された育種苗を使用するものとする。ただし、育種苗が入手出来ない場合はこの限りではない。

- (15) トドマツ苗木（コンテナ苗含む）は、各育種区のものを使用すること。

育種区	森 林 管 理 署
西南部	石狩、空知、胆振東部、日高北部、日高南部、後志、檜山、渡島
中 部	留萌北部、留萌南部、上川北部、宗谷、上川中部、上川南部、北空知支
東 部	網走西部、西紋別支、網走中部、網走南部、 根釧西部、根釧東部、十勝東部、十勝西部、東大雪支

10 コンテナ苗木

- (1) コンテナ育苗容器の規格（根鉢（セル）容器）は以下の規格を基本とする。

カラマツ類 150ccタイプ

トドマツ 300ccタイプ

アカエゾマツ 300ccタイプ

- (2) コンテナ苗木根鉢の形状規格

ア コンテナ育苗容器において育苗された根鉢付き苗であること。

イ コンテナ育成容器内で、カラマツ1生長期（当年春移植後～当年秋）以上、トドマツ、アカエゾマツ2生長期（前年春移植後～当年夏）以上育苗された苗であること。

育苗期間	春	夏	秋	冬	春	夏	秋
カラマツ類	1年生幼苗移植 養成		出荷→				
トドマツ、アカエゾマツ	2年生幼苗移植		養成			出荷→	

ウ 根鉢全体を目視した際、根が張り巡らされており、成形されている苗であること。

エ 山出し（梱包・運搬）に際し、根鉢の折損により容易かつ著しく根鉢形状が崩れない苗であること。

- (3) 適用にあたっての対応

コンテナ苗の育苗期間から、規格に適應するコンテナ苗の準備期間が必要なことから、カラマツ類については平成29年度の植付から、トドマツ、アカエゾマツについては平成30年度の植付から標準化していくこととし、それまでの間においては上記規格を優先しつつ、他の規格も含めて活用することとする。

なお、標準化以降においても、苗木が不足する場合においては他の規格も活

用していくものとする。

11 下刈・刈り出し

- (1) 残幅内の植生が覆いかぶさり、植栽木（刈り出しの場合は天然稚幼樹）の生育に支障となるおそれのある場合は、12のかぶり取りの仕様により、当該植生を刈払わなければならない。
- (2) 林小班ごとの刈払時期及び刈払実行順序は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 2回刈については、1回目刈の作業終了後の完了検査を受けた後でなければ、2回目刈の作業に着手してはならない。

12 かぶり取り

- (1) 残幅内において、植栽木に覆いかぶさり、植栽木の生育に支障となっているササ、灌木及びつる類等の植生群を植生高の中段（地上高50cm程度）から、刈幅の外側に向かって斜め30度程度上方に刈払わなければならない。
- (2) 林小班ごとの刈払時期及び刈払実行順序は、監督職員の承諾を得なければならない。

13 つる切

作業の時点で立木に着生していないが、将来立木に着生するおそれのあるつる類は、根元から切断しなければならない。

14 除伐・除伐2類・保育間伐・本数調整伐

- (1) 伐倒木は、残存木の樹冠配置と今後の生育を考慮し、効果的に選木しなければならない。
- (2) 除伐の伐倒木は、主として植栽木の生育を妨げる当該植栽木以外の立木を対象としなければならない。
- (3) 除伐2類の伐倒木は、主として次の植栽木を対象としなければならない。
 - ア 病虫獣害等の被害木や損傷木等今後の健全な生育が見込めないもの。
 - イ 立木、曲り木や二又木等の形質が不良なもの。
 - ウ 植栽木のうち生長が不良で周囲の植栽木と競合するおそれのあるもの。
- (4) 保育間伐及び本数調整伐の伐倒木は、主として競合している植栽木の一部を対象としなければならない。
- (5) 気象害を受けるおそれのある尾根筋等の立木は、保残するものとする。
- (6) 伐倒木の枝により、植栽木等に被害を与えるおそれがある場合は、事前に当該伐倒木の枝おとしを行わなければならない。
- (7) 伐倒木・枝条等は、滑落・回転を防ぐとともに植栽木等の生育に支障とならないように適宜切断し整理しなければならない。
- (8) 沢筋や道路周辺の伐倒木・枝条等は、流出を防ぐために他の場所に移動・整理しなければならない。
- (9) 本数調整伐を実施する場合は、造林事業請負標準仕様書の「保育間伐」を「本数調整伐」に読み替えるものとする。

15 根踏

- (1) 倒伏の程度が大きい植栽木又は根部の一部が露出している植栽木について

は、植え付けし直さなければならない。

- (2) 倒伏の程度が少なく、根部の露出がない植栽木であって、植え付けし直す必要のない植栽木は、植栽木を垂直にし、深植、浅植にならないよう加減しながら引上げ、植付箇所が凹地にならない程度に苗木の根元を両足で軽く踏み固め、土壌の乾燥防止のために、地被物で苗木の根元周囲を被覆しなければならない。

16 歩道新設・修理

(1) 共通

ア 歩道は、現場で立木等を使用して標示してある始点標・通過点標・終点標の間（以下「歩道作業区域」という。）において新設・修理しなければならない。

イ 歩道作業区域であって歩道の幅員内で伐倒標示のある立木は、伐倒処理し、幅員外に除去するものとし、伐倒標示のない立木は伐採してはならない。

ウ 契約図書、図面及び特記仕様書に基づく歩道の幅員（以下「幅員」という。）内の刈払物、伐倒木、倒木及び末木枝条等歩道の歩行に支障となるおそれのあるものについては、幅員外に除去しなければならない。

ただし、大径の倒木等人力で幅員外に除去できないものの取扱いについては、監督職員の指示により決定しなければならない。

エ 雨水等により土壌の流出のおそれがある箇所は、排水溝を設けなければならない。

オ 縦断方向路面が急勾配で通常の歩行に支障のおそれがある箇所は、階段を設けなければならない。

カ 契約図書、図面及び特記仕様書に基づく丸太橋等の架橋については、作業で生じた伐倒木、現場の倒木あるいは監督職員の指示する資材を使用して幅員を確保し、橋が安定するよう使用資材を針金等で緊束しなければならない。

キ 横断方向路面を水平に整地するため、必要に応じ、掻き起し又は片崩ししなければならない。

(2) 修理

ア 片崩し箇所の崩れ又は路面の流亡の著しい箇所等は、必要に応じ切土あるいは盛土し幅員を確保しなければならない。

イ 排水溝・側溝に堆積した土砂あるいは落葉は除去しなければならない。

ウ 階段が損傷している場合は、修復しなければならない。

エ 丸太橋等の橋が流失又は破損している場合は、現場の倒木あるいは監督職員の指示する資材を使用して修復し、橋が安定するよう使用資材を針金等で緊束しなければならない。

17 作業道新設・修理

- (1) 作業道は、現場で立木等を使用して標示してある始点・通過点・終点の間（以下「作業道作業区域」という。）において新設・修理しなければならない。

- (2) 土工は、契約図書、図面、本仕様書及び特記仕様書に基づき、現場で立木・測量杭等によって標示してある区域で行わなければならない。

- (3) 作業道は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付22林整第656号・林野庁長官通知）に基づき、新設・修理しなければならない。
 なお、具体的な構造・規格は次のとおりとする。

構造・規格			摘要
幅員	傾斜 25° 以下	3.0 m	曲線部については、内輪差や下り 旋回時のふくらみを考慮して拡 幅を確保する。
	傾斜 25～35°	3.0～2.5 m	
	傾斜 35° 以上	2.5 m	
	※付加幅 0.5 m 程度		
縦断勾配	10°（18%）以下		地形の状況等によりやむを得ない 事情がある場合は、短区間に限 り12°（21%）以下とすること ができる。
切土法 面勾配	土砂 の場合	6分	土砂の切土高10m以上の場 合、5mないし10mごとに幅 0.5mの小段を設けること。 盛土高5mごとに幅0.5mの小 段を設けること。
	岩石 の場合	3分	
盛土法面勾配	1割		盛土高が2mを超える場合、1割 2分とする。

- (4) 作業道作業区域であって作業道の幅員内で伐倒の標示のある立木以外は伐採してはならない。
- (5) 伐倒の標示のある立木以外に、作業に支障となる立木が発生した場合は、監督職員の指示を受けた後で処理することとし、監督職員の指示を受けずに伐倒してはならない。
- (6) 契約図書、図面及び特記仕様書に基づく中心線について、現地の状況により移動させる必要が生じた場合の取り扱いは、監督職員の指示を受けなければならない。
- (7) 横断方向路面は、車両の通行に支障が生じないようにブルドーザ等で水平に整地しなければならない。
- (8) 切土量と盛土量の均衡を図り、残土は生じさせてはならない。
- (9) 沢の中・沢周辺に土壌等を堆積するなどの水質汚濁のおそれがある残土処理をしてはならない。
- (10) 法面の伐根、転石及び玉石等は不安定な状態で残してはならない。
- (11) 崩土は、ブルドーザ等により除去しなければならない。
- (12) 砂利敷は、路面を荒らさないよう好天続きの時期を選び、轍及び穴等の凹凸を均し、泥濘化した箇所等は排水等を行い乾燥させてから、横断方向路面が水平になるよう散布・敷均しを行わなければならない。
- (13) ポリ波状管等の敷設は、従来の流路のある場合はその位置とし、溪床勾配及び流心方向に合致させなければならない。
- (14) ポリ波状管等の埋戻し及び盛土は、管渠等を損傷しないように留意し、衝撃または偏圧のかからないよう、良質土で左右均等に層状に十分締め固めなければならない。
- (15) ササ、雑草、灌木等は地際からブルドーザ等あるいは刈払いによって幅員外に除去しなければならない。

- (16) 湧水地点あるいは湿潤箇所等の路面の洗掘のおそれがある箇所については、必要最小限の素掘りの側溝を設置しなければならない。
- (17) 刈払物、伐倒木、枝条、砂利及び土について、雨天時の水質汚濁や沢への流出を防止するため、沢中、沢周辺に堆積させてはならない。
伐倒木・枝条等は、滑落・回転を防ぐため適宜切断し整理しなければならない。

18 病虫獣害防除（薬剤の地上散布）

- (1) 殺虫剤あるいは殺鼠剤（以下「薬剤」という。）は、施錠のできる場所に保管しなければならない。
- (2) 当該薬剤の用法・用量を厳守しなければならない。
- (3) 作業は、人力で行わなければならない。
- (4) 作業地入口の歩道等の見易い場所に、薬剤散布箇所である旨の注意標識を設置しなければならない。
- (5) アブラムシ防除については、アブラムシの第二世代が生まれる前に針葉樹生立木の樹冠下に薬剤を均等に散布しなければならない。
- (6) 野鼠防除については、倒木、伐根及び末木枝条堆積箇所等の野鼠が生息しやすい箇所周辺を重点的に、目安として、ha当たり150箇所に、2包ずつ散布することを基準とし、概ね10mの間隔で積雪前に散布しなければならない。

19 枯損木処理

- (1) ビニールテープ等で標示してある枯損木を伐倒するものとし、表示のない立木等を伐採・損傷してはならない。
- (2) 伐倒木は、回転あるいは滑落のおそれがないように枝払し、不朽を促進するため、地面に密着させ、適宜の長さに切断しなければならない。

20 安全対策

- (1) 刈払機使用作業
刈払機を使用する作業にあたっては、作業の安全を確保するため、切込刃を使用してはならない。
- (2) 現場代理人及び少人数による事業地の事前確認及び踏査を行う際には熊撃退スプレー等を携行するなどの対策を講ずること。
- (3) エゾシカ可猟期間対策
北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署が定める銃猟安全対策に従うこと。
なお、請負者は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置するなど、安全対策に万全を期すこと。
また、事業実行箇所を含む周辺国有林で有害鳥獣捕獲を行う際、事前に森林管理（支）署・市町村・請負者の三者により協定を締結する必要がある場合があるが、こうしたときには、この協定締結に係る協議に応じること。
- (4) 請負者による無人航空機の飛行
請負者は、国有林内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」（北海道森林管理局HP参照）を発注者に提出するとと

もに、以下の点に留意すること。

ア 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として請負者が行うこと。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があること。

イ 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに発注者へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、請負者の責任において行うこと。

ウ 発注者、一般の入林者や他の国有林野事業の請負者への危害又は迷惑行為を行わないこと。

また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の請負者等と調整を図ること。

21 実行記録写真撮影

監督職員及び現場代理人毎に下表のとおり撮影しなければならない。

なお、遠景写真に限り、ドローンで撮影した空撮画像を使用して差し支えないが、撮影方法及び整理等については「造林事業請負標準仕様書」の（別添）造林事業請負実行管理基準に基づくものとする。

下表にない作業種については、監督職員の指示によるものとする。

作業区分	撮影区分	撮影作業種	撮影数	撮影方法		
作業着手前	遠景	地拵・植付・地表処理 ・まき付・刈り出し	全林小班	付近の林道等から、なるべく全体が入るように撮影する。		
		仮植	全仮植地			
		下刈等保育	各作業種毎に1枚以上			
				林地施肥	1枚以上	
				歩道・作業道・防火線 新設	全路線	付近の林道等から、なるべく一番見通せる箇所を撮影する。
				歩道・作業道・防火線 修理	歩道・作業道・防火線毎に1枚以上	
				虫害・獣害防除	各作業種毎に1枚以上	林道の付近等から、なるべく全体が入るように撮影する。
	近景	地拵・植付・地表処理 ・まき付・刈り出し	全林小班	着手地点から中心地に向かって撮影する。		
		仮植	全仮植地			
		下刈等保育	各作業種毎に1枚以上			
				林地施肥	1枚以上	
				歩道・作業道・防火線 新設	全路線	起点等から終点に向かって撮影する。
				歩道・作業道・防火線 修理	歩道・作業道・防火線毎に1枚以上	
				虫害・獣害防除	各作業種毎に1枚以上	着手地点から中心地に向かって撮影する。
作業着手中	近景	作業着手前と同じ	作業着手前と同じ	作業着手前と同じ場所、方法で撮影する。		
作業完了後	遠景	作業着手前と同じ	作業着手前と同じ	作業着手前と同じ場所、方法で撮影する。		
	近景	作業着手前と同じ	作業着手前と同じ	作業着手前と同じ場所、方法で撮影する。 地拵等、計測が必要な作業種については、測量ポール又は巻尺等で寸法表示をする。		

22 事故報告書

造林事業請負標準仕様書の第21条の事故報告書は、次の様式により提出しなければならない。

事故報告書							
監督職員 殿				令和 年 月 日			
				請負者 現場代理人			
事業名				事業場所			
発生日時	令和 年 月 日 (曜日)				天 候		
	時 分						
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したか 以上について詳細に記載し、略図を添付する。						
被害状況	人為的被害、物的被害を記載						
被災者	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女	職 種
	連絡先					経験年数	
		(TEL :)					
	傷病名		傷病部位		休業見込期間 ・死亡日時		被災場所
今後の対策							
所見・状況							

国有林野の管理経営に関する法律に基づく
樹木採取権の設定等に係る北海道森林管理局長の処分に関する審査基準等

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）第2章の2の規定に基づく北海道森林管理局長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準及び第12条第1項の処分基準は、次のとおりとする。

第1 審査基準

1 法第8条の12第1項の樹木採取権の設定

(1) 法第8条の10第1項の審査

ア 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有すると認められること（第1号関係）

以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するとともに、素材生産に関して、森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知。以下「森林経営管理法運用通知」という。）別紙の1の表（5）の基準を満たすこと。

（ア）樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づき公表された民間事業者であること。

（イ）樹木採取区の所在する都道府県が森林経営管理法運用通知第13の3に基づき定めた公募要領等における森林経営管理法第36条第2項に規定する要件に該当するか否かを判断する基準を満たす民間事業者であること。

イ 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること（第2号関係）

条文の基準による。

ウ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること（第3号関係）

以下の全てを満たすこと。

（ア）木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等について、それぞれ木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について（平成8年11月1日付け8林野流第105号農林水産事務次官依命通知）第3の2（3）及び（4）に該当する者であるとともに、同通知第3の5③ハに適合する者であること。

（イ）樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針（以下「事業の基本的な方針」という。）が、申請者から木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するため、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に基づき、必要な場合には木材の生産・流通改善のための施設の整備を行い、木材の生産の安定、流通の円滑化及び利用の促進を図るという趣旨に沿った有効かつ適切なものであること。

- (ウ) 事業の基本的な方針が、樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画（以下単に「地域管理経営計画」という。）及び法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準（以下「採取の基準」という。）に適合するものであること。
- (エ) 事業者間における木材の取引（申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等その他の事業者間における木材の取引及び申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等又は木材の取引に係る卸売業者その他の事業者がこれらの事業者を兼ねる場合における当該事業者内における木材の移動、加工、利用等をいう。以下同じ。）に係る協定等（申請者が樹木採取権の設定を受けることを条件に発効することとされているものを含む。以下「安定取引協定」という。）の締結により、樹木採取区から供給される木材の年間取引量が安定的であり、その供給先が確保されることが確実と見込まれること。
- (オ) 樹木採取区から木材利用事業者等を通じ木材製品利用事業者等に供給される予定である木材取引量が樹木採取区から供給される予定である木材取引量の全体の5割を超えていること。
- (カ) 安定取引協定の内容が、以下の全てを満たすこと。
- ① 取引を行う木材に係る取引量の計画、引取期間、引取場所、価格の決定及びその見直し方法等の取引関係に関する事項が記載されており、その内容が申請書における「木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項」と整合していること。
 - ② ①の取引関係に関する事項が一方的かつ不当な内容のものとなっていないこと。
 - ③ 安定取引協定の存続期間及び更新の方法が記載されていること。
 - ④ 安定取引協定の存続期間が設定される予定である樹木採取権の存続期間以上の期間となっていること又は樹木採取権の存続期間以上の期間となっていない場合において安定取引協定の更新の方法が自動更新等の継続性の高い方法となっていること。
- (キ) 申請者、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の間の取引に卸売業者その他の事業者が介在する場合において当該その他の事業者も含めた安定取引協定が締結されている等、提出された安定取引協定から確認できる事業者間における木材の取引が取引全体・サプライチェーンに対応したものとなっていること。
- (ク) 木材生産流通改善施設を整備する場合には、当該施設が、木材生産の安定化及び流通の円滑化を図るために必要な施設の種類でありかつ適切な処理能力を持ったものであること。
- (ケ) 木材製品利用事業者等の行う木材の需要の開拓の内容が適切なものであること。
- (コ) 木材の安定的な取引関係の確立に伴い必要となる資金の額が、申請書の内容及び設定される予定である樹木採取権の存続期間を勘案して適切に計上され、かつ、その調達方法が適切なものであること。

エ 前3号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと（第4号関係）

法第3条の国有林野の管理経営の目標等を踏まえ、申請書の記載内容、実施を予定している行為の性質、態様等を総合的に勘案し、「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」の該当性を判断するが、申請者が以下の場合に該当するときは、「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たる。

(ア) 樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽を樹木の採取と一体的に行う旨の意思を表明しなかった場合

(イ) 樹木採取区の特性等を踏まえ、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から北海道森林管理局長が公募において設定した要件を満たさない場合

(ウ) 樹木の採取に当たって不適切な薬品、機械等を使用する計画を有する場合

(エ) 樹木の採取に併せて、不適切な土地の使用等、国有林野の有する公益的機能の維持増進に支障を及ぼすおそれのある行為を計画している場合

(オ) レクリエーション利用等、国有林野に係る第三者の利用を不当に排除するおそれがある場合

(2) 法第8条の10第2項の樹木採取権の設定を受ける者の選定

法第8条の11の欠格事由に該当せず、法第8条の10第1項の審査の基準に適合している申請者について、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）第28条の11に掲げる事項を具体化したものとして北海道森林管理局長が公募時に示す評価項目並びに評価基準及び配点に従って評価した点数の合計（以下「評価点」という。）により行う。

評価点の最も高い者を樹木採取権の設定を受ける者として選定する。ただし、評価点の最も高い者が2者以上ある場合には、評価点の最も高い者のうち、以下に掲げる者を樹木採取権の設定を受ける者として選定する。

ア 申請額に係る点数が高い者

イ 申請額に係る点数が同点である場合には、事業の実施体制に係る点数が高い者

ウ 申請額に係る点数及び事業の実施体制に係る点数が同点である場合には、地域における産業の振興に対する寄与の程度に係る点数が高い者

エ 申請額に係る点数、事業の実施体制に係る点数及び地域における産業の振興に対する寄与の程度に係る点数が同点である場合には、北海道森林管理局長が公募時に示すその他の評価項目の点数について、北海道森林管理局長が公募時に示した順で当該評価項目の点数が高い者

(3) 法第8条の11の欠格事由

ア 法又は森林法（昭和26年法律第249号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（第1号関係）

条文の基準による。

イ 法第 17 条第 1 項の規定により法第 10 条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から 2 年を経過しない者（第 2 号関係）

条文の基準による。

ウ 法第 8 条の 22 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者（第 3 号関係）

条文の基準による。

エ 十分な社会的信用を有していない者（第 4 号関係）

樹木採取権は、国民共有の財産である国有林野の樹木を長期にわたり独占的に採取する権利であることに鑑み、樹木採取権の設定を受けるにふさわしい社会的信用を有しているかという観点から適合性を判断する。

（ア）から（カ）までについては、本基準に該当するものとして取り扱う。

（キ）以降については、過去の違反事例、苦情等の内容等を総合的に評価し、樹木採取権の設定を認めることが著しく不適当な場合についてのみ、本基準に該当するものとする。

（ア）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、破産手続開始の決定を受けた法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

（イ）樹木採取権者が法第 8 条の 22 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該樹木採取権者の親会社等（ある法人に対して①から③までのいずれかの関係（以下「特定支配関係」という。）を有する法人及びある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人をいう。（カ）において同じ。）であった法人で、その取消しの日から 2 年を経過しないもの

① その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

② その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

③ その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

（ウ）次のいずれかに該当する者

① 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 2 年を経過しない者

③ 樹木採取権者が法第 8 条の 22 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消された場合において、その取消しの日前 30 日以内

に当該樹木採取権者の業務を行う役員であった者で、その取消しの日から2年を経過しないもの

- ④ 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（ア）又は①から④までのいずれかに該当するもの
- (エ) 法人であって、その業務を行う役員のうち（ア）又は（ウ）のいずれかに該当する者があるもの
- (オ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から2年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- (カ) その者の親会社等が（ア）から（エ）までのいずれかに該当する法人
- (キ) 樹木の採取に伴い必要となる他法令に基づく手続（例えば自然公園法（昭和32年法律第161号）、砂防法（明治30年法律第29号）における伐採の許可等）において、違反をした実績がある者
- (ク) 行政機関に対し森林施業に関する苦情が寄せられている者
- (ケ) 過去に森林窃盗等悪質な事例の報告がなされている者
- (コ) 国内外において強引な森林施業を実施していると認められる者
- (サ) 反社会的行為に関与した者
- (シ) 過去に暴力団員であった者又は暴力団と密接な関係を有する者（（ウ）②、（エ）、（オ）を除く。）
- (ス) 我が国の森林・林業関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがある者
- (セ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがある者（（ウ）①、（エ）を除く。）
- (ソ) 所属した法人等又は現在所属する法人等が行政機関より造林の命令等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失によりこれを生ぜしめたことがある者又は当該者を構成員とする法人
- (タ) 業務に関連して法令に違反し、代表役員、一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者
- (チ) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大又は悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者
- (ツ) 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者
- (テ) 森林経営管理法運用通知別紙の1（6）の行動規範、ガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者
- (ト) 森林の経営管理又は樹木採取権の行使を適切に行うことができない若しくは森林の経営管理又は樹木採取権の行使に関し不正若しくは不誠実な行為をす
るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(ナ) 樹木採取権実施契約、樹木採取権運用協定、これらの契約に基づき国が樹木採取権者と締結する契約その他国有林野事業に係る国との契約において、重大な契約上の義務違反があった者又は正当な理由なく契約上の義務を履行せず、国からの契約解除に至ったことがある者

(ニ) 法第8条の21に基づく国の指示を受け、正当な理由なく指示に従わなかったと認められる者で、指示に従わなかったと認められる時点から2年を経過しない者

(ヌ) その他十分な社会的信用を有していると認め難い者

オ 法人であって、その業務を行う役員のうちアからエのいずれかに該当する者があるもの（第5号関係）

条文の基準による。

(4) 法第8条の12第1項の樹木採取権の設定

樹木採取権の設定又は設定をしないことの決定は、法第8条の12第2項に基づく関係都道府県知事への協議の結果を踏まえ、行う。

2 法第8条の13第2項又は第3項の規定に基づく事業開始期間延長の認可又は事業休止の認可

法第8条の13第2項又は第3項の規定を基としつつ、以下に掲げる内容を総合的に勘案する。

(1) 「事業」には、樹木採取権の行使による樹木の採取のほか、具体的な箇所を採取するための、機械の搬入、土場の開設等の準備行為を含む。

(2) 事業を開始することができないやむを得ない理由又は事業を休止しようとする理由には、次に掲げる理由は該当するものとする。

ア 天災地変

イ 樹木採取権実施契約を締結した後、樹木料の納付に係る手続が国の責めに帰すべき事由により完了しないため。

ウ 樹木の採取に必要な主務官庁の認可等が遅延しているため。

エ 条例その他の法令等による制限があるため。

オ 国、地方公共団体その他の機関が樹木採取区において事業等を行うため。

カ その他事業を開始することができないこと又は事業を休止することが真にやむを得ないと認められる理由

(3) 次に掲げる理由は、事業を開始することができないやむを得ない理由又は事業を休止しようとする理由に該当しないものとする。

ア 必要な資金が単に不足しているため。

イ 事業の実施体制が整っていないため。

3 法第8条の17第2項の樹木採取権の移転の許可

(1) その申請をした者が、法第8条の10第1項各号に掲げる基準に適合し、かつ、法第8条の11各号のいずれにも該当しないこと（法第8条の17第5項第1号関係）

1（1）及び（3）の基準による。

(2) その申請に係る法第8条の9第1項第1号の事業の基本的な方針及び申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された同

号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること（法第8条の17第5項第2号関係）

ア その申請に係る法第8条の9第1項第1号の事業の基本的な方針が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針に照らして適当なものであること

法第8条の7第5号の樹木採取権を行使する際の指針の内容を勘案する。

イ その申請に係る申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された申請額に照らして適当なものであること

その申請に係る申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された申請額と同等であることとする。

第2 処分基準

1 樹木採取権の法人の合併その他の一般承継に係る法第8条の18第2項の基準第1の3の基準に準ずる。

2 法第8条の21の規定に基づく指示（行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当するもの。）

法第8条の21の規定に基づく指示（行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当するものに限る。以下単に「指示」という。）については、事業の実施状況等を総合的に勘案した上で、以下の場合に行う。

(1) 樹木採取権者による樹木の採取が地域管理経営計画又は採取の基準に適合しない場合

(2) 樹木採取権者による木材の取引実績が、樹木採取権実施契約における木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に適合しない場合

(3) 樹木採取権実施契約又は樹木採取権運用協定における契約上の義務違反が認められた場合において、国が樹木採取権者に対して行った是正の勧告に従わないときその他の当該義務違反に係る是正が認められない場合

(4) 樹木採取権実施契約、樹木採取権運用協定、これらに基づき国が樹木採取権者と締結する契約その他国有林野事業に係る国との契約において、軽微でない違反が認められた場合

(5) 樹木採取権者の行為によって、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の事業の適正を期するため指示を行う必要があると認められる場合

3 法第8条の22第1項の規定に基づく樹木採取権の取消し要件該当性の判断は、以下のとおり行う。

(1) 偽りその他不正の方法により樹木採取権者となったとき（第1号イ関係）

申請書及びその添付書類の内容に不実の記載があったことが明らかになったときは、当該不実の記載がなされるに至った状況等を総合的に勘案する。

(2) 法第8条の11第1号、第2号、第4号又は第5号に該当することとなったとき（第1号ロ関係）

第1の1(3)ア、イ、エ又はオによる。ただし、複数の樹木採取権の設定を受けている樹木採取権者が法第8条の11第3号に該当することとなったときは、法第8条の11第4号に該当するものとして取り扱う。

- (3) 法第8条の12第4項の納付期限までに権利設定料を納付しなかったとき(第1号ハ関係)

条文の基準による。ただし、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)第24条に基づき、履行期限を延長する処分を行った場合であって、樹木採取権者が当該処分により延長された履行期限までに権利設定料を納付したときは、法第8条の12第4項の納付期限までに権利設定料を納付したものと取り扱う。

- (4) 法第8条の13第1項若しくは第2項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第3項の規定に違反して引き続き1年以上休業したとき(第1号ニ関係)
条文の基準による。

- (5) 事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき(第1号ホ関係)

以下の場合が該当する。該当性の判断に当たっては、申請書及びその添付書類に記載された内容の事業を実施できなかつた、又はできないことが明らかであるかについて、樹木採取権者による事業の実施状況等を総合的に勘案する。

ア 法第8条の10第1項第1号、第3号又は第4号に該当しなくなつた場合

イ 樹木採取権者が申請書及びその添付書類に即した内容の樹木採取権実施契約を締結することを拒む場合

ウ 樹木採取権者が樹木採取権運用協定の締結を拒む場合

エ 樹木採取権者に樹木採取権運用協定の重大な違反があり、そのことにより樹木採取権実施契約が締結できなくなつた場合

オ その他事業を実施できなかつた、又はできないことが明らかになつたと認められる場合

- (6) 第1号ホに掲げる場合のほか、法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき(第1号ヘ関係)

以下の場合が該当する。該当性の判断に当たっては、樹木採取権実施契約において定められた事項についての違反の程度、態様、法第8条の21の規定に基づく指示の必要性等を総合的に勘案する。

ア 採取の基準に適合しない樹木の採取が行われた場合

イ 地域管理経営計画に適合しない樹木の採取が行われた場合

ウ 樹木採取権実施契約に記載されていない箇所における樹木の採取又は記載された面積を超える樹木の採取が行われた場合

エ 国有林野の使用に係る樹木採取権実施契約の違反により、周辺の環境又は第三者の国有林野の利用に悪影響が生じた場合

オ 樹木採取権実施契約に基づく報告等において、虚偽の記載等が行われた場合

カ その他樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたと認められる場合

- (7) 法第8条の14第4項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき（第1号ト関係）
条文の基準による。ただし、樹木採取権者が誤伐により樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木の採取を行った場合においては、誤伐の程度等を総合的に勘案する。
- (8) 法第8条の18第1項の規定による届出をしなかったとき（第1号チ関係）
条文の基準による。
- (9) 法第8条の18第2項の期間内に樹木採取権の譲渡がされないとき（第1号リ関係）
条文の基準による。
- (10) 正当な理由がなく、法第8条の21の指示に従わないとき（第1号ヌ関係）
「正当な理由」には、以下のものが該当する。
ア 天災地変
イ 国における手続の遅延等、国の責めに帰すべき事由
ウ 樹木の採取に必要な主務官庁の認可等の遅延
エ 条例その他の法令等による制限
オ 国、地方公共団体その他の機関の樹木採取区における事業等の実施
カ その他指示に従わないことが真にやむを得ないと認められる事由
- (11) 法第8条の24において準用する法第13条各号に掲げる保護義務の実施を怠ったとき（第1号ル関係）
樹木採取権者が保護義務の実施を怠ったことにより国又は第三者に損失が生じた場合において、保護義務の実施を怠った程度等を総合的に勘案する。
- (12) 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき（第2号関係）
「公益上やむを得ない必要が生じたとき」には、以下のものが該当する。
ア 樹木採取区を土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業、森林法第4条第5項に規定する林道の開設及び改良の事業、同法第41条第3項に規定する保安施設事業並びに国有林野事業の用途に供する必要が生じたとき。
イ 樹木採取区において、森林法第25条第1項に基づく保安林の指定その他の法令又は条例に基づく地域の指定により樹木の採取を不可能とする制限を行う必要が生じたとき。
ウ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のために地域を指定して、樹木の採取を不可能とする制限を行う必要が生じたとき。
エ その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

評価一覧表

	評価項目			評価基準	配点
	大項目	中項目	項目	評価視点	
価格点	申請額		樹木料の申請額	価格点 = (審査対象事業者の申請額 / 申請者のうち最高額を提示した者の申請額) ² × 価格点の配点数	100
加算点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	事業の基本的な方針	施業の方法	施業の方法(路網開設及びその維持を含む。)が、国の定めた樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画に即したものであるか及び地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項が提示されているかについて評価する	25
			自然環境への配慮	自然環境への配慮(地域の自然環境特性等を踏まえ、作業時の周辺環境の保全及び開設した路網の維持管理について具体的方法、対境関係上の配慮事項等が提示されているか)に関する工夫について評価する	
			安全対策	作業時の安全確保に関する具体的取組について評価する	
		木材の安定的な取引関係の確立に関する方針	木材の新規需要開拓の具体性・確実性	連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について、既存の国産材需要に悪影響を与えないかどうかという観点から評価する	
		適切かつ効率的な国有林野の管理経営の実施の確保に資する工夫	国有林野の管理経営に資する事業実施上の取組	樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫(自主的な林道の草刈等)について評価する	
			国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のために定める契約事項に関する事項	樹木採取権における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案について評価する	
	事業の実施体制	企業の信頼性	同種事業の実績(過去3年間)	過去3年間の発注先別の同種事業の実績状況について評価する	20
			労働災害の発生頻度(過去3年間)	過去3年間の休業4日以上労働災害の有無について評価する	
		技術者等の能力	技術者の事業経験(過去5年間)	過去5年間の、農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業を元請で事業実施した現場代理人の(実)人数について評価する	
			技術者等の保有資格	フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター(森林総合監理士)について、複数の資格を有している人数について評価する	
	その他の実施体制	木材の安定取引の状況	申請時点における素材生産量に対する協定に基づく取引の割合について評価する		
		クリーンウッド法における登録木材関連事業者等	申請者又は協定者である木材利用事業者等がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている木材関連事業者であれば評価する		
	地域における産業の振興に対する寄与の程度		雇用の増大	新規雇用の計画について評価する 新規雇用の実績について評価する	31
			作業員の地元雇用	事業に従事する作業員が地域内に居住しているか評価する	
			本店、支店又は営業所の所在の有無	当該樹木採取区の所在する都道府県及び市町村内における本店、支店又は営業所の所在の有無について評価する	
			木材の地元利用	樹木採取区に由来する木材が当該樹木採取区のある都道府県内の連携する木材利用事業者等に供給されることを評価する	
			民有林との連携	樹木採取区の所在する地域の民有林において森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けているか、施業を実施したかなどについて評価する	
			災害協定等の締結	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村と申請時点において協定を締結している場合について評価する	
			防災活動に関する表彰	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村からの防災活動に関する表彰の実績について評価する	
			国土緑化活動に対する取組	植林活動、国又は地方公共団体との分収林等の取組実績について評価する	
			ボランティア活動の実績	防災に資するボランティア活動の実績について評価する	
	林業経営の改善に関する事項		生産性の向上	林業機械の導入、効率的な作業システム、工程管理の工夫等の取組、労働生産性の向上が期待される数値目標の提案について評価する	13
			生産量の増加	素材生産量を積極的に増加する目標を有しているか(増加率)について評価する	
			技術の向上	現場作業職員等の技術向上を目的として技術指導、研修会・講習会の開催・参加、「緑の雇用」事業の活用、資格取得への支援等の提案について評価する	
	雇用管理の改善		作業員の雇用形態	事業に従事する作業員の雇用形態について評価する	11
労働福祉の状況			林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済契約の締結について評価する		
ワーク・ライフ・バランス等の推進			女性活躍推進法に基づく認定について評価する		
			次世代法に基づく「くろみん認定企業」、「プラチナくろみん認定企業」の認定の有無について評価する 若者の雇用について評価する		
減点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	過去の事業における不誠実な行為	過去の事業における樹木採取権の取消し、樹木採取権の消滅後の評価結果、システム販売協定における指示への対応結果、各種国有林野事業における指名停止の処分について評価する	-30	

評価基準表

	評価項目			評価基準			配点			計	
	大項目	中項目	項目	評価視点	備考	配点基準	配点	得点	小計		
価格点	申請額	樹木料の申請額	価格点 = (審査対象事業者の申請額 / 申請者のうち最高額を提示した者の申請額) ² × 価格点の配点数				100	/	100	100	100
国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	事業の基本的な方針	施業の方法	施業の方法(路網開設及びその維持を含む。)が、国の定めた樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画に即したものであるか及び地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項が提示されているかについて評価する	計画・方針・目標	適切であるとともに工夫が見られる	5	/	5			
					適切である	3					
					事業実行上問題ないが改善の余地がある	0					
		自然環境への配慮	自然環境への配慮(地域の自然環境特性等を踏まえ、作業時の周辺環境の保全及び開設した路網の維持管理について具体的方法、対境関係上の配慮事項等が提示されているか)に関する工夫について評価する	計画・方針・目標	適切であるとともに工夫が見られる	5					
					適切である	3					
					事業実行上問題ないが改善の余地がある	0					
	安全対策	作業時の安全確保に関する具体的取組について評価する	計画・方針・目標	適切であるとともに工夫が見られる	5						
				適切である	3						
				事業実行上問題ないが改善の余地がある	0						
	木材の安定的な取引関係の確立に関する方針	木材の新規需要開拓の具体性・確実性	連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について、既存の国産材需要に悪影響を与えないかどうかという観点から評価する	計画・方針・目標	新規需要開拓の計画量が、取引量の増加量の過半を占める	5					
					新規需要開拓の計画量が、取引量の増加量の半分以下である	3					
					新規需要開拓の計画量が、計画にない(国産材需要のある分野での量的拡大計画である)	0					
適切かつ効率的な国有林野の管理経営の実施の確保に資する工夫	国有林野の管理経営に資する事業実施上の取組	樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫(自主的な林道の草刈等)について評価する	計画・方針・目標	具体的な工夫が見られる(提案内容が3つ以上である)	2						
				具体的な工夫が見られる(提案内容が1つ又は2つである)	1						
	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のために定める契約事項に関する事項	樹木採取権における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案について評価する	計画・方針・目標	実現可能性のある提案がなされており、提案に工夫が見られる(国有林の事業品質向上に資する提案がなされている)	3						
				実現可能性のある提案がなされている	1						
実現可能性のある提案がなされていない	0										
事業の実施体制	企業の信頼性	同種事業の実績(過去3年間)	過去3年間の発注先別の同種事業の実績状況について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請けの実績を含まない) (事業協同組合の組合員(樹木採取権における作業に従事する予定である者)の実績は元請実績とする)	国有林における素材生産事業の元請実績がある	4	/	4			
					国有林以外での素材生産事業の元請実績又は国有林における素材生産事業の下請実績がある	2					
		上記の実績がない	0								
		労働災害の発生頻度(過去3年間)	過去3年間の休業4日以上労働災害の有無について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の実績を含まない)	休業4日以上労働災害無し	4					
	休業4日以上労働災害が1~2件				2						
	死亡災害あり、又は休業4日以上労働災害が3件以上	0									
	技術者等の能力	技術者の事業経験(過去5年間)	過去5年間の、農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業を元請で事業実施した現場代理人の(実)人数について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請けの雇用者を含まない) (事業協同組合の組合員(樹木採取権における作業に従事する予定である者)が直接雇用する者の実績は元請実績とする)	3人以上	4					
					1~2人	2					
		技術者等の保有資格	フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター(森林総合監理士)について、複数の資格を有している人数について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請けの雇用者を含まない) (事業協同組合の組合員(樹木採取権における作業に従事する予定である者)が直接雇用する者を含む)	3人以上	4					
					1~2人	2					
	0人	0									
	その他の実施体制	木材の安定取引の状況	申請時点における素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合について評価する	実績・現状 申請者が申請時点で行っている協定に基づく取引	素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合が7割以上	2					
素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合が3割以上7割未満					1						
クリーンウッド法における登録木材関連事業者等		申請者又は協定者である木材利用事業者等がグリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている木材関連事業者であれば評価する	実績・現状 申請者・協定者である木材利用事業者等(下請け、事業協同組合の組合員を含まない)	申請者又は協定者である木材利用事業者等がグリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者である。	2						
				申請者又は協定者である木材利用事業者等が木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている木材関連事業者である	1						
申請者も協定者である木材利用事業者等もグリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている木材関連事業者でない。	0										

	評価項目			評価視点	備考	評価基準	配点			計
	大項目	中項目	項目				配点	得点	小計	
加算点	地域における産業の振興に対する寄与の程度	雇用の増大	新規雇用の計画について評価する	計画・方針・目標 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の計画を含まない)	今後5年間で現場作業職員の新規雇用(直接雇用かつ常用雇用者)の計画がある	5	/	5	31	
					今後5年間で現場作業職員の新規雇用(直接雇用かつ常用雇用者)の計画が無い	0				
				新規雇用の実績について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の実績を含まない)	過去1年間に新規雇用(直接雇用かつ常用雇用者)があり、申請の日までに雇用が継続している	5	/		5
						申請の日において、ハローワーク等により求人活動をしている	2			
				上記のいずれにも該当しない。	0					
			作業員の地元雇用	事業に従事する作業員が地域内に居住しているか評価する	実績・現状 下請け、事業協同組合の組合員(樹木採取権における作業に従事する予定である者)の作業員を含む	作業員の7割以上が当該樹木採取区を管轄する森林管理署管内の居住である	5	/		5
						作業員の過半数が当該樹木採取区を管轄する森林管理署管内の居住である	3			
						上記以外	0			
			本店、支店又は営業所の所在の有無	当該樹木採取区の所在する市町村内における本店、支店又は営業所の所在の有無について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の所在を含まない)	本店がある	3	/		3
						支店又は営業所がある	1			
		上記以外				0				
		木材の地元利用	樹木採取区に由来する木材が当該樹木採取区のある都道府県内の連携する木材利用事業者等に供給されることを評価する	計画・方針・目標	樹木採取区由来の木材のうち8割以上が当該連携する木材利用事業者等に供給される	5	/	5		
					樹木採取区由来の木材のうち5割以上が当該連携する木材利用事業者等に供給される	3				
					樹木採取区由来の木材のうち3割以上が当該連携する木材利用事業者等に供給される	1				
					上記以外	0				
		民有林との連携	樹木採取区の所在する地域の民有林において森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けているか、施業を実施したかなどについて評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の実績を含まない)	樹木採取区の所在する市町村又は旧郡において、森林経営管理法の経営管理実施権の設定を受けている	4	/	4		
					樹木採取区の所在する市町村を含む地域において、森林法に基づく森林経営計画を作成し、市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣から当該森林経営計画の認定を受け、民有林の施業を行っている	3				
					樹木採取区の所在する市町村又は旧郡において、森林経営計画策定森林の施業を受託している	2				
					樹木採取区の所在する都道府県において、民有林の施業を実施している	1				
					上記以外	0				
	災害協定等の締結	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村と申請時点において災害協定を締結している場合について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の実績を含まない)	申請時点において、国有林と災害協定を締結している	2	/				
				申請時点において、国有林以外と災害協定を締結している	1					
				申請時点において、災害協定を締結していない	0					
	防災活動に関する表彰	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村からの防災活動に関する表彰の実績について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の実績を含まない)	国有林からの表彰実績がある	2	/	4			
				国有林以外からの表彰実績がある	1					
				表彰実績がない	0					
	国土緑化活動に対する取組	植林活動、国又は地方公共団体との分収林等の取組実績について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の実績を含まない)	国有林における実績がある	2	/				
				国有林以外での実績がある	1					
				実績がない	0					
	ボランティア活動の実績	防災に資するボランティア活動の実績について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の実績を含まない)	国有林における実績がある	2	/				
				国有林以外での実績がある	1					
				実績がない	0					
林業経営の改善に関する事項	生産性の向上	林業機械の導入、効率的な作業システム、工程管理の工夫等の取組、労働生産性の向上が期待される数値目標の提案について評価する	計画・方針・目標 下請けを含む申請者として実施する分及び申請者が下請けで実施する分	間伐において10m ³ /人日、主伐において13m ³ /人日を超える生産性を目標値としており具体的な取組内容から実現可能性がある又は当該生産性を超える生産性を既に有しており、現状以上の生産性を目標値としており具体的な取組内容から実現可能性がある	5	/	5			
				目標値とする生産性が間伐において8m ³ /人日を超え10m ³ /人日以下、主伐において11m ³ /人日を超え13m ³ /人日以下である又は5年間で2割又は3年間で1割を超える生産性向上を目標としており、具体的な取組内容から実現可能性がある	3					
				目標値とする生産性が間伐において8m ³ /人日以下、主伐において11m ³ /人日以下又は、目標値とする生産性の増加率が5年間で2割又は3年間で1割以下である	0					
		生産量の増加	素材生産量を積極的に増加する目標を有しているか(増加率)について評価する	計画・方針・目標 下請けを含む申請者として実施する分及び申請者が下請けで実施する分	生産量の増加の目標が5年間で5割以上	5	/	5		
	生産量の増加の目標が5年間で3割以上5割未満				3					
	生産量の増加の目標が5年間で3割未満				0					

評価項目				評価基準			配点			計	
大項目	中項目	項目	評価視点	備考	配点基準	配点	得点	小計			
雇用管理の改善	技術の向上		現場作業職員等の技術向上を目的として技術指導、研修会・講習会の開催・参加、「緑の雇用」事業の活用、資格取得への支援等の提案について評価する	計画・方針・目標 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の取組を含まない)	適切であるとともに工夫が見られる	3	/	3	11		
					適切である	0					
	作業員の雇用形態		事業に従事する作業員の雇用形態について評価する	実績・現状 下請け、事業協同組合の組合員(樹木採取権における事業に従事する予定である者)の従業員を含む	作業員の7割以上が直接雇用かつ常用雇用者である	5	/	5			
					作業員の5割以上7割未満が直接雇用かつ常用雇用者である	3					
					作業員の過半数が臨時雇用者であるか、または下請の雇用者等である	0					
	労働福祉の状況		林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済契約の締結について評価する	実績・現状 下請け、事業協同組合の組合員(樹木採取権における事業に従事する予定である者)の従業員を含む	従業員の全員について締結している	3	/	3			
					従業員の全員又は一部について締結していない	0					
	ワークライフ・バランス等の推進		女性活躍推進法に基づく認定について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の認定を含まない)	「プラチナえるぼし認定企業」である	3	/	3			
					「えるぼし3段階目認定企業」である	2					
					「えるぼし2段階目認定企業」である	2					
					「えるぼし1段階目認定企業」である	1					
					常時雇用者が300人以下の事業主が行動計画を策定している	1					
					行動計画は作成していない	0					
					「プラチナくるみん認定企業」である	3					
					「くるみん認定企業」である(新基準)	2					
「くるみん認定企業」である(旧基準)	1										
次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定の有無について評価する		実績・現状 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の認定を含まない)	認定企業でない	0	/	3					
				若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」であること			2				
				過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり、申請の日まで雇用が継続している			1				
若者の雇用について評価する		実績・現状 申請者のみ(下請け、事業協同組合の組合員の認定を含まない)	インターンシップの受入れや合同説明会への出席、各種の資格取得支援等若手の技術の確保・育成に取り組んでいる	1	/	3					
				上記のいずれにも該当しない			0				
価格点+加算点									200	200	200
減点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	過去の事業における不誠実な行為	過去の事業における樹木採取権の取消し、樹木採取権の消滅後の評価結果、システム販売協定における指示への対応結果、各種国有林野事業における指名停止の処分について評価する		過去5年間に、国から法第8条の21に基づく指示を受けたものの改善が不十分との指摘を受けた又は指示を受けたこと等により樹木採取権を取り消されたことがある	-10	/	-30	-30		
					過去2年間に、樹木採取権消滅又は移転後の評価の結果、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認める旨の通知を受けたことがある	-10					
					過去2年間に、国有林材の安定供給システムによる販売に係るの直近の国との協定において改善の指導を受けたものの十分な対応をせず、国が意図した結果にならなかったことがある	-5					
					過去2年間に、国有林野事業の素材生産事業、造林請負事業、立木販売又は製品販売において、指名停止の処分を受けたことがある	-5					
					上記のいずれにも該当しない	0					
合計									170	170	170

備考

- 1: 価格点は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までとする。
- 2: 「木材の新規需要開拓の具体性・確実性」における新規需要開拓とは、既存の国産材需要に悪影響を与えないと考えられる需要を開拓するものであり、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例: CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野)、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例: 2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具)又はその他の取組(例: 地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出)を指す。
- 3: 「地域における産業の振興に対する寄与の程度」の「災害協定等の締結」、「防災活動に関する表彰」、「国土緑化活動に対する取組」及び「ボランティア活動の実績」の配点は、4項目の得点の合計が4点を超えた場合は4点とする。
- 4: ワークライフ・バランス等の推進に関する指標で、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

申請取下書

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

○年○月○日付けの国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定による申請について、次のとおり取り下げます。

申請書記載の住所	
申請書記載の 氏名又は名称	
担当者の所属部署	
担当者氏名	
連絡先	

※ 個人の申込みの場合は、担当者の所属部署及び担当者氏名の記入は不要です。

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けること
を希望する者の公募要項等に関する説明会及び現地説明会参加申込書

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

令和3年9月24日付けで公表がありました北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関する説明会及び現地説明会について、参加を申し込みます。

・参加を申し込む説明会（以下の□にチェックをつけてください。）

- 公募要項等に関する説明会
 現地説明会

・連絡先

法人名及び 所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	電話番号（当日連絡用）	
	メールアドレス	

・参加者

所属部署・氏名①	
所属部署・氏名②	

※ 個人の申込みの場合は、法人名及び所属部署の記入は不要です。なお、新型コロナウイルス対策のため、**1社からの参加は2名まで**とさせていただきます。

※ 当日は、必要に応じて公募要項等を持参してください。また、撮影及び録音の可否については、各説明会の際の職員の指示に従ってください。なお、現地説明会は樹木採取区の全域を案内するものではありません。

※ 説明会の対象者でないことが明らかな場合は、参加を認めない場合があるほか、職員の指示に従わない場合等は説明会の途中で退出等いただく場合があります。

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けること
を希望する者の公募要項等に関する質問書

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

令和3年9月24日付けで公表がありました北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等について、以下のとおり質問を提出します。

・連絡先

法人名及び 所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

・質問

No	資料名	頁	該当箇所	質問
1				
2				
3				
4				
5				

- ※ 個人の申込みの場合は、法人名及び所属部署の記入は不要です。
- ※ 質問欄の行が不足する場合は、適宜行を追加してください。
- ※ 資料順かつそれぞれの資料の記載順に記入してください。
- ※ 行の高さ以外の書式は、変更しないでください。
- ※ 公募要項等の公表後に改訂又は追加された資料に関する質問については、当該資料の改訂日等を資料名欄に記入してください。

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けること
を希望する者の公募要項等に関する資料貸与申請書

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

令和3年9月24日付けで公表がありました北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関して、同公募への申請を検討しており、その検討に使用することを目的として、貸与資料の貸与について申請します。

法人名及び所属部署		
担当者氏名		
貸与を希望する資料		
貸与方法 (希望する方法にチェック)	<input type="checkbox"/> 公募担当部局において受領 <input type="checkbox"/> 郵送 (資料送付先住所を記載してください)	
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

- ※ 個人の申込みの場合は、法人名及び所属部署の記入は不要です。
- ※ 申請書等の提出に至らなかったとき、申請書等を提出した後に当該申請を取り下げたとき又は樹木採取権を設定する若しくは設定しない旨の通知を受けたときは、速やかに当該資料を返却又は破棄し、貸与資料を破棄したときは、破棄義務の遵守に関する報告書を提出してください。

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けること
を希望する者の公募要項等に関する貸与資料の取扱いに関する誓約書

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

貸与資料の取扱いについて、下記事項を遵守することを誓約します。

記

(定義)

第1条 本誓約書における用語の定義は、公募要項等の定めるところに従う。

(利用の目的)

第2条 本公募に係る検討以外の目的のために貸与資料及び当該資料に記載された情報を利用しない。

(秘密の保持)

第3条 貸与資料及び当該資料に記載された情報の取扱いについて、法令を遵守する。

2 貸与資料及び当該資料に記載された情報については、本公募に係る検討に関与する者以外に対し開示しない。この場合において、当該者に対しては、本誓約書と同様の義務を課す。

3 前項の規定にかかわらず、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示が義務づけられる場合は、当該情報を法令等の定めるところにより開示することができる。この場合においては、当該開示について事前に北海道森林管理局長と協議する。

(印刷物等の破棄)

第4条 貸与資料の印刷物等（印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限らない。）は、申請書等の提出に至らなかったとき、申請書等を提出した後に当該申請を取り下げたとき又は北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区の樹木採取権を設定する若しくは設定しない旨の通知を受けたときに、速やかに破棄する。

2 申請者は、前項の規定に基づき貸与資料の印刷物等を破棄したときは、北海道森林管理局長に対し、破棄義務の遵守に関する報告書を提出することで、その旨を報告する。

様式F 破棄義務の遵守に関する報告書

北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関する貸与資料の破棄義務の遵守に関する報告書

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

令和3年〇月〇日付け北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募要項等に関する貸与資料の取扱いに関する誓約書第4条第2項に基づき、下記のとおり貸与資料の印刷物等の破棄を完了したことを報告します。

記

破棄した資料	
破棄日	
破棄の方法	

以上